

平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援
手法に関する調査研究報告書

研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

平成 30 年 3 月

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた 支援手法に関する調査研究報告書

目次

はじめに.....	5
第一章 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた支援拠点開設課題と有効な支援.....	7
1 課題の抽出（主に6点）.....	9
2 今後の展望（有効な支援手法）.....	12
第二章 支援拠点に関するヒアリング調査.....	19
1 ヒアリング調査自治体一覧.....	21
2 市区町村（政令市含む）ヒアリング	
静岡県熱海市（小規模A）.....	22
岡山県玉野市（小規模A）.....	27
千葉県南房総市（小規模A）.....	32
石川県加賀市（小規模B）.....	41
岡山県総社市（小規模B）.....	46
北海道千歳市（小規模B）.....	50

福岡県宗像市（小規模 B）	58
山口県山口市（小規模 B）	64
山口県岩国市（小規模 C）	74
長崎県大村市（小規模 C）	80
兵庫県明石市（中規模）	86
愛知県豊橋市（中規模）	95
大阪府枚方市（中規模）	106
千葉県松戸市（中規模）	116
東京都港区（中規模）	127
愛知県豊田市（大規模）	134
千葉県船橋市（大規模）	140

3 都道府県ヒアリング

北海道.....	149
福島県.....	163
石川県.....	170
東京都.....	175

千葉県.....	181
大阪府.....	187
山口県.....	191
岡山県.....	198
福岡県.....	203
長崎県.....	207
第三章 支援拠点に関するアンケート調査分析.....	213
1 アンケート概要.....	215
2 市区町村（政令市含む）アンケート結果.....	217
3 都道府県アンケート結果.....	229
4 全体の分析.....	234
5 資料.....	236
第四章 支援拠点について自治体に支援・助言を	
行うことのできる者の養成報告に関して.....	241
1 今回の調査委託研究において行ってきたこと.....	243
2 今後の養成報告.....	244

おわりに（まとめ）249

参考資料.....251

はじめに

平成 28 年、児童福祉法は、子どもの権利主体性を明記した抜本的な改正を行った。そして、子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくために、市区町村が「拠点」の整備を行うべきことを規定した（法 10 条の 2）。

この改正に伴い設置された、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」での議論を基に、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）が策定され、自治体には、これまで以上に、専門的な相談対応・必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能が求められ、総合的な支援拠点の設置運営が求められることとなった。

今回鈴木秀洋研究室では、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業（平成 29 年度）「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査」の研究受託を受け、①全国の自治体へのアンケート調査、②全国の拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリングを行うことで、拠点設置の課題を抽出するとともに、今後の設置促進に向け、先行・先進自治体の紹介や具体的手法の提示を行うこととした。

加えて、③先行して支援拠点設置に取り組んできた自治体担当者らとのヒアリング、説明会、講演会の機会を通して、支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成にも取り組んできた。この報告書ではその報告を行う。

第一章

アンケート・ヒアリング調査を踏まえた
支援拠点開設課題と有効な支援

第一章 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた支援拠点開設課題と有効な支援

本章では、後述するアンケート・ヒアリング調査課題を抽出するとともに、今後の有効な支援手法についての提言をまとめて行う。

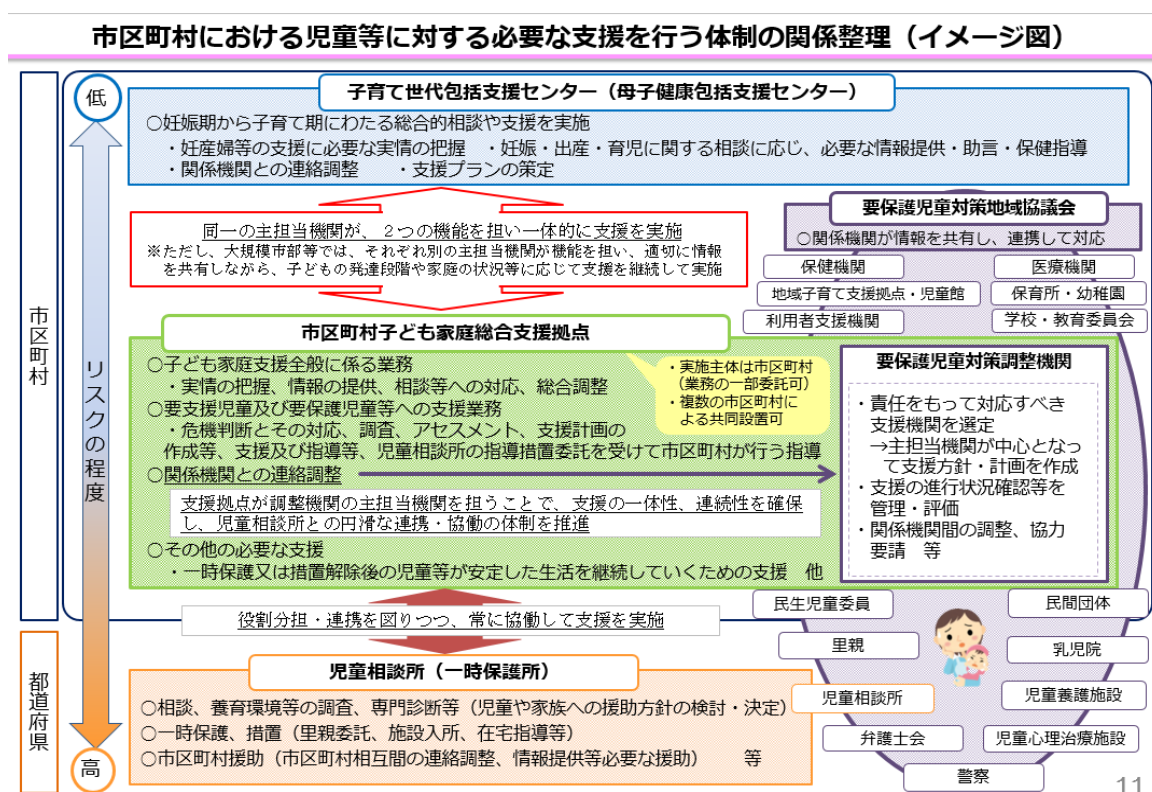
アンケート及びヒアリングを通じて多くの自治体が直面する課題として主なものは6つにまとめられる。その課題を分析するとともに、児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、かつ、先行自治体の例を参考に、その6つの課題に対応して報告を行う。

1. 課題の抽出（主に6点）

(1) 拠点概念のわかりづらさ

主に子育て世代包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）との関係、同一担当機関でない場合の「連携」の具体についての不明確さなどがあげられる。

(ア)国（厚労省）作成のイメージ図に関して



(イ)上記関係性について

現在、国（厚労省）は、上記の図をイメージ図として使用し、市区町村子ども家庭総合支援拠点の説明を行っている。

確かに、この図は、一見すると、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）や要保護児童対策地域協議会（以下「要对協」という。）及び要保護児童対策調整機関との関係含む。）との関係がわかりやすく示されている。

しかし、具体的な業務を想定すると、自治体現場の職員からは、それぞれの関係がわかりにくいとの声が多くあげられる。

要綱及びガイドラインによれば、原則として、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）と市区町村子ども家庭総合支援拠点とは同一の主担当機関が2つの機能を担い一体的に支援を実施することとなっている。

確かに、行政の縦割りにより子どもの命が奪われた数々の事案に鑑みるのであれば、隙間を生じさせることのない一体化が要請される。

しかし、このモデル提示に対しては、一体化は難しいとの意見や一体化と評価できるのは具体的にどういう場合であるのか具体的基準の提示が必要であるとの意見があげられる。

そもそも、ポピュレーションアプローチを強調する立場からすれば、水色の部分（子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター））と、緑色の部分（市区町村子ども家庭総合支援拠点）は、実際は同一円の中に含まれ、同じ色で示されるべきものではないのか（包括支援センター≒支援拠点であり、どこに違いがあるのか説明できない）との疑問が提示される。一方、児童相談所的な虐待対応機能を重視する立場からすれば、児童相談所寄りに広がる緑の部分を強調することになり、自治体の捉え方に統一感がない。それゆえ一義的なイメージがわからないとの問題提起が多くなされている。

(2) 人員配置基準の困難さ（専門職種確保の難しさ、「常時」要件）

(ア) 雇児発 0331 第 49 号平成 29 年 3 月 31 日付「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営について」による「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱「6. 職員配置等」「(3) 配置人員等」によれば、小規模型（A・B・C）、中規模型、大規模型という類型ごとに、主な職員の最低配置人員が示されている。

この点、多くの自治体（特に小規模自治体）からは専門職特に保育士、保健師等の確保が難しく設置の人員配置基準を満たせないとの声があげられている。

(イ) また、人員配置基準で示されている「常時」要件については、これまで自治体で人員配置の際に使っていた正規・常勤と非正規・非常勤という概念と異なり混乱しているとの声、常時要件の解釈が不明確であるとの声、住民サービス向上の観点から開設時間を長くすればするほど、「常時」要件を満たすのが困難となり矛盾であるとの声などが挙げられている。

(3) 財政負担の困難さ（1/2 運営補助について（自治体内の政策の優先順位との関係））

今回の国が設定した補助金は、運営に関する部分のみで、かつ、1/2 にすぎない。従前は主に都道府県が担っていた業務が近年では市区町村の業務とされるものが増加している状況にある中、また行政改革による人員抑制と歳出の切り詰め

は自治体の毎年の課題であり、かかる状況下で、自前の財源の1/2の持ち出しを行い、子ども部門の支援拠点整備に重点的に予算をつぎ込むことは、自治体のトップが子育てにかかる予算を第一優先にするというような姿勢を明確にしない限りは難しいとの声は少なくない。自前の予算の負担軽減（国等の補助率の割合増加）がないと支援拠点設置は広がらないとの指摘である。

自治体内の有限な財政資源の中で、子育て支援施策は常に第一優先順位とはならず、高齢化率の高い自治体においては、子育て施策の充実は劣後に置かれている自治体もあるのであり、そのような状況下の自治体においては、支援拠点整備のために自治体内で高齢福祉その他の部門の予算に先んじて優先的配分を受けることは難しいとの声がある。

(4) 法的義務性の明文なし（努力義務）

今回の児童福祉法の改正では、明文で「拠点」が明確に位置付けられた面は大きいですが、基礎自治体の努力義務として規定されており、義務拘束性がない。

設置に踏み出さない自治体からは、この努力義務である点がネックであるとの声を多く聞いた。それゆえ、自治体の中の他の施策展開との優先関係において、優先順位が落ちる原因となっているとのことである。自治体内の予算獲得という点でも、上記で記述したように努力義務であることから、新たな予算を要望しても財政当局から切られてしまったとの声が複数挙げられた。

(5) 都道府県の役割が明示されていないこと

今回の法改正では、「市区町村」が設置主体として明記されており、都道府県の役割については明記されていない。それゆえ、アンケートやヒアリングを通じて、都道府県としては、関与できない、すべきでないとの話を聞くことが何度かあった。

そのように考える都道府県からすれば、今回の児童福祉法の支援拠点の根拠規定に都道府県の役割を明記すべきでなかったのかとの意見もあげられた。

(6) 自治体の規模によるモデル・先進事例のなさ

要綱やガイドラインだけでは（特にガイドラインについては詳細な内容が盛り込まれておりその点では非常に有用であるが）、どのような自治体が支援拠点を設置したといえるのか、自分たちの状態を客観視できる具体的物差しがない。

自治体の規模によって、直面している課題には大きな違いが感じられた。

例えば、大規模自治体では、サービスをきめ細やかに分化してきた経緯がある。そのため、組織構築としては、組織の分化が顕著である。今回の支援拠点設置では、一体化、連携化が強調されており、その点では大規模自治体が頻繁に指摘される縦割りの弊害除去という課題への取組みが法改正で求められていることについては

認識しているが、しかし、ではどの程度の一体化が可能であるのか、又は好ましいのか。母子保健部門、子ども部門、教育部門をすべて同じ組織とすれば良いわけではないことは明らかである。例えば上記3つの部門の関係のみで考えたとしても、どこか2つの部門を一体化することで残りの部門との隙間が生じる危険は残されているのである。

一方で小規模自治体においてはそもそも一体化、連携化が提示されても、もともと全件ケース把握しているとの声やそもそも一人で高齢者担当であり、障害福祉担当でもあり、子ども担当でもあるという職員からは自分たちが最先端であるかのような不思議な改正であるとの声も聞かれた。

こういった声があげられ、ヒアリングでは異口同音、自分達の体制は全国的に見るとどういったレベルなのか、他の自治体がどのような取り組みを行っているのか知りたい、教えてほしい、自分達の規模にあった具体的なイメージをつかみたい、などの声も挙げられた。

先行・先進事例などの紹介を切に求める声は、アンケート集計時の電話でのやり取りや現地でのヒアリング調査時にすべての自治体から挙げられた質問であり、要望であった。

2. 今後の展望（有効な支援手法）

(1) 拠点概念を自治体の規模ごとに明確にする

(ア) 総論

支援拠点について、要綱は、「コミュニティを基盤にしたソーシャルワーク」の「機能」を担うと定めており、法的に定義付けるのであれば、要綱「4. 業務内容」で提示する(1) 子ども家庭支援全般に係る業務、(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、(3) 関係機関との連絡調整、(4) その他の必要な支援、こうした機能要件を課している。

こうした機能は、子育て世代包括支援センターが求める機能と重なりはするが、全く同一円にはならない。そして、この支援拠点機能を担うための組織を実際にどのように構築するのか（さらにその先の論点として、その機能のレベルの設定・評価、例えば、相談対応に当たっては、「適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行う」ことが出来ているかをどう判断するのか、アンテナが高く張り巡らせている担当部署（担当者）からすれば、厳しい評価を行うことがあり、一方そのようなアンテナを立てていない担当部署（担当者）からすれば、支援は十分できているとの判断評価を行うこともある。）については、例えば、自治体の子育て支援のメニューの充実度、地域資源の多寡・多様性、虐待件数の多寡、自治体の組織構成、その組織構成内での相談を担う職員の力量や経験値の程度等によって、それぞれ

れ異なるのである。

それぞれの自治体にとっての「拠点」イメージ図は、自治体における福祉、子育て、保健、教育等のトータルの政策・事業体系の中に、どのようにこの「拠点」機能を位置付けるのかという問題であり、その位置付けの意思決定を組織内で行う必要がある。その中で、子育て世代包括支援センターの機能を果たす部署（母子保健）と同一組織に位置付け、包括支援センターと拠点を同一円のイメージ図を描くのか否かが明らかになる。

要綱の説明を実際の自治体内での「拠点」設置の流れにあてはめるとするならば、まずは、自治体内で「拠点」機能を担う部署を決め、その所掌事務を具体的に定めることで、包括支援センター機能を担う部署と同一円（厚労省提示のイメージ図における青と緑の枠の同一化）を描くことになるか、いくつかの部署の連携により拠点機能を果たすことになるのかが決まってくる。

傾向としては、小規模自治体の場合の方が保健部門と子育て部門との同一円化の傾向があり、大規模自治体では、保健部門・子育て部門・教育部門などが細かく分かれている場合が多く、その場合には「連携」の具体的なあり方や基準を決めておくことが重要となる。

なお、この拠点の範囲を明確にしておくこと（包括支援センターや要対協との関係性の明確化）の重要性は、個人情報の保護・守秘義務の範囲をどう画するかという点でも重要であることを付言しておく。

(イ)具体例として

第一に、当該自治体の「拠点」設置要綱を定めている例があった。その要綱において拠点機能を担う組織を明らかにし、それによって、包括支援センター機能と「支援拠点」機能の関係を当該自治体がどう考えるかが明確にされていた。千歳市、南房総市、岩国市などは既に要綱設置を定めており参考になろう。

第二に、自治体のアンケート及びヒアリング後の具体的考察から、支援拠点と子育て世代包括支援センターとの一体化・連携の点で、参考になる実際の取組みとしては、同じ部署内に支援拠点と子育て世代包括支援センターを取り込み、ハード面（同一建物同じ窓口など）及びソフト面（指揮命令系統）の両方を統一する形の支援拠点のモデルとして、加賀市の取組みや岩国市の取組みがあげられる。

また、同一機関でない場合等は、どのような「連携」が必要となるのか。支援拠点設置自治体では、概ね子ども部門と保健部門とが、ケース検討会議や情報共有のための会議を定期的に行うことで、支援拠点を中心とし、他機関との情報のやりとりを中心とした連携体制を強める工夫をしている。

さらに、「連携」の具体的取組み例としては、例えば、情報の共有化・見える化のために、支援拠点の担当部門が子育て世代包括支援センター部門の情報を共有できるシステムを採用している自治体があった。

また、組織間で、窓口同士が物理的に離れているところは、その距離をソフト面でのように縮める工夫がされているのか。

例えば、保健部門と子ども部門との物理的距離は離れているが、保健部門の健診時に、子ども部門の担当職員もその会場に出向き、子育てに関する情報提供をするとともに、その場で情報も得る（保護者と繋がる）ことを行い、具体的なアウトリーチ連携を行っている山口市の例や保健部門が使っているリスクアセスメントシートを子ども部門の保育園でも使用して同じ判断レベルで間口の危険をキャッチできる工夫をしている千歳市の例なども、「連携」の具体例として参考になろう。

(ウ)その他

いくつか、支援拠点概念についてその他意見をあげておく。①イメージ図が一つではなく、規模別にいくつかの例示イメージ図が複数あるとよいとの意見があげられた。一方で、②包括支援センターの事例集などを見たが、表面的にきれいにまとまっているが、あれを見ても今回の支援拠点との関係はわからないとの意見が挙げられた。③その上で、包括支援センターは母子保健の分野に限られるが、「拠点」は自治体の施策全体にまたがるので、自治体の施策全体の中での議論を重ねながらの制度設計が必要となってくるので、抽象論でなく、自治体の仕事がわかり、支援拠点の説明が出来る人から説明をしてほしいとの意見があげられた。

(2)人員配置の0か100かでないグラデーション開設（専門職種の課題、常時要件）

(ア)総論

この点、厚労省が示している「自治体向けFAQ」（平成29年8月17日付け）によれば、人員配置基準は補助金申請の要件であるとの説明がされている。すなわち、機能設置したか否かについては、指針（ガイドライン）に書かれた機能を満たしていれば、支援拠点開設設置要件は満たしており、補助金申請要件として人員配置基準があるとの説明である。

この説明に関しては、市区町村の支援業務のあり方に関する検討WGではこの人員配置は最低のラインであり、本来この人員配置基準は、もっと上げねばならない（人を配置しなければならない）との意見も出ていたところである。

しかし、この基準体制のみの提示では0か100かということになり、子どもの命を守り子育てに関する環境整備を行うために、自治体の相談体制及びソーシャルワークの充実を進めるに当たっては、現状を一步でも進めるステップバイステップの体制整備を促進することが必要である。それにもかかわらず、この基準を補助金申請の絶対的基準とすることについては、特に小規模自治体から、専門職の確保が難しい中で、自治体のモチベーションをあげる工夫が必要であるとの声が多くあげられているところである。

「拠点」の機能を充たすために、その中心に専門職は必要である。しかし、補助金要

件としては、グラデーショナルな制度運用基準を示せないだろうか。その点の提言を行いたい。例えば、設置完成年度を示し、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員などの人員配置を行う場合に、準備期間においても段階的補助金支給ができることや、2名配置が要件である場合に1名ごとでも割合的な補助金支給ができるような、自治体の拠点作りを段階的にサポートできるような補助金支給基準のメニューを追加するなどすることで、支援拠点設置が広がっていくのではないか。多くの自治体担当者とのヒアリングや電話でのアンケート後のやり取りを通じた感想として提言を行っておく。

常時要件についてもしかりである。常時要件の基準を明確にしてほしいという意見が多くあげられていたが、常時要件を厳格にすることはサービス提供を受ける住民側からすれば当然であるといえよう。一方で、現状より支援拠点設置に向けた体制作りを一歩ずつでも進めたいという自治体側からはこの常時要件を厳格に判断することによって、支援拠点設置が困難となっているとの声が多く聞かれた。この要件についても、段階的に設置が進むような工夫が必要であろう。

なお、現状の自治体からの質問等に対しては、常時要件についての更なる詳細な「自治体向けFAQ」への基準の記載が必要となろう。

(イ)具体例

専門職の獲得が難しいことを前提に、工夫している自治体の例としては、①事務職等に対して、保育士資格取得を勧奨（補助）する自治体、②都道府県による積極的な児童福祉司任用前研修等の実施、③要綱に定められている「子ども家庭支援員」「虐待対応専門員」の資格等該当者を人事課が抽出して、支援拠点となる子ども部門に異動させる（教員資格者異動配置、保健師、看護師、保育士その他資格者）ことなどの要件充足の工夫を行っている例があった。山口市や豊橋市の例（①）、石川県や東京都の例（②）、南房総市、船橋市、大村市の例（③）などが参考になろう。

(3)自治体財政支出の必要性

(ア)総論

今回の「拠点」設置は、児童福祉法の理念・立ち位置からの大改正といえ、この法改正の趣旨・流れを踏まえるのであれば、より支援体制を充実させることが求められている。

そして、現状、妊産婦からの切れ目ない支援ができていないか、虐待等の対応が十分できているのかという視点で自らの体制や運営を検証した場合に、ほとんどの自治体担当者は、十分ではないという意識を持っているようである。

こうした意識を前提にしたとしても、支援拠点設置のために、自前の負担が1/2で子どもを守るための体制を充実させようと一歩踏み出すのか、自前の負担が1/2もあるので設置に向かえないと考えるのか、自治体の子ども施策への向き合い方（優先度）

が表れる。

(イ)設置自治体の例

設置に踏み出せない自治体からは、財政当局からの理解が得られないとの意見が数多くあげられたが、一方で、設置自治体からは、法改正という大きな流れの中で、又は現状の地域の実状（相談や虐待対応等）状況を鑑みれば、人員体制をより充実させて、子どもに係る相談やソーシャルワーク対応を図る必要があり、かかる状況を財政当局に説明することで、自治体内の支出予算は確保できたとの説明があった（枚方市、豊橋市その他自治体）。きちんと人を配置してその分の補助金を得て体制を充実させる必要性を財政当局に説明し、予算を確保することも、拠点担当部署（子ども所管部署）の仕事であろう。

(4)法的根拠が明示されたことを重視した対応を

この点、法的義務付けに関しては、平成12年の地方分権一括法以降、国と自治体との関係は垂直関係ではなく水平関係であり、国から自治体へは指揮命令を発するのではなく、技術的助言ができるにすぎないと基本的に理解されている。

そう考えると、自治体に支援拠点設置を義務付けること（拘束）には消極的にならざるを得ないとの説明がされる。

また、努力義務という法形式をとったのは、現状直ちに法違反となる自治体を生じさせないための一つの法テクニックであるとの説明がされることもある。

しかし、努力義務といっても、法的に支援拠点を明確に位置付けたことには変わりはないのであり、その意味で、今回の児童福祉法の改正趣旨を踏まえ、市区町村には、支援拠点設置が法的根拠をもって要請されている（法10条の2）ことからすれば、努力義務であることを強調し、支援拠点設置をやらなくてよいと考えること自体が法の趣旨を理解していない対応といえよう。

設置自治体からは、支援拠点が法的根拠をもって示されたことを重視しているとの見解や法的義務付けは遅すぎたぐらいであり基礎自治体がもともと支援拠点機能は果たしてきていること、当然要綱やガイドラインに記載されている機能（役割）は基礎自治体が果たすのは当然であるとの意見が聞かれた（子どもの権利条例を制定している宗像市など参考。また地域モデルを強調する南房総市の取組み参考）。

なお、要対協の設置についても法的には努力義務の形式をとっているが、現在ではほとんどの自治体で設置されている状況にあり、この取組促進例は参考になろう。

(5)都道府県との関係性

上記(4)とも関連しているが、都道府県と市区町村の関係について考えると、確かに今回の支援拠点の設置主体は市区町村とされている。

しかし、都道府県が市区町村の支援拠点設置について積極的に支援できないとの見解は、地方自治法に規定される都道府県の役割、また児童福祉法に規定される都道府県

の役割からすれば、誤った理解である。広域行政が果たす役割として市区町村支援は本来的責務といえるのである。

また、児童相談所と市区町村のケース対応における助言、指導委託、送致等の現実の連携対応場面を考えた場合に、支援拠点設置が進んでいくことは、児童相談所が有する介入権限を迅速かつ適切に行使をすること、一方、市区町村が地域でのネットワークという強みによる在宅支援を強化することを後押しすることになるのであり、積極的な支援拠点設置支援は児童相談所にとってもプラスになる施策なのである。

都道府県による支援の具体例として、いくつかあげる。

例えば、①山口県は支援拠点設置促進のために全体説明会を開き、県・児童相談所と市町対応の具体的役割分担を再構築しようとしている（例えば泣き声通報をどういう手順で進めていくべきか、DV案件はどう処理すべきか等）。そうした具体的取り決めと並行して市町の支援拠点設置の予定年度・ロードマップ提示を働きかけて相互に把握し合っている。②また、岡山県は、設置促進の働きかけを県内の自治体規模に応じて丁寧に行っている。支援拠点としての機能設置のための具体的要件を市町村と共有しようとしており、また、県の担当者が経験豊富な保健師で個別具体の拠点の個別業務を詳細に把握しているため支援も具体的になっている。県から市へのアウトリーチも精力的に行っている。③都道府県の支援のあり方は経済的支援に限らない。北海道では、支援拠点設置のために道庁と児童相談所が連携してそれぞれの得意分野での役割分担をして支援を行っている。具体的には道庁で市町村の支援拠点設置促進のための要綱づくりなどの法的バックアップを行うなどしている。④東京都や大阪府は国の拠点設置の補助金のあり方に関して、従前から独自の補助金を設定して市区町村支援を行ってきた（大阪府の全体説明会もかなり議論を重ねながら丁寧なやり取りをしているようである）。⑤福島県では拠点についての単なる説明会の開催ではなく、ワークショップ形式を取り入れ、市町が支援拠点設置を行う場合の課題に関して自治体同士で議論して理解を深めていく方式をとっている。

支援拠点設置が進むには、市区町村だけの努力では難しく、都道府県のバックアップが不可欠である。支援の形は一つではない。上記の具体例を参考にしてほしい。

なお、長崎県では、多くの島を抱え、移動等に時間がかかり、児童相談所が迅速に現場に行けない場合の対応として、島に児童相談所職員を兼務という形で置くなどの工夫をしている。こうした地域で総合的な相談・ケースワーク対応ができる支援拠点設置が進んでいくことの重要性を感じた。

(6) 先行・先進自治体の紹介

果たして、支援拠点を設置したと宣言している自治体はどのような体制をとっているのかハード面及びソフト面の実態を知りたいとの問い合わせを多くもらった。

要綱や指針が定める支援拠点の機能を充たすとは具体的にはどういう状態のことを

いうのか、それなりの体制を構築してきたがまだ不十分であるように思うが実際のところ全国的な視点で見るとどんなレベルなのか、日々の相談業務や様々な関係機関を繋ぎながら悩みながら子育ての相談や虐待対応を行っている中で、設置したとは言えないと 考えて宣言していない、補助金申請をしていない自治体もまだ多いように感じた。

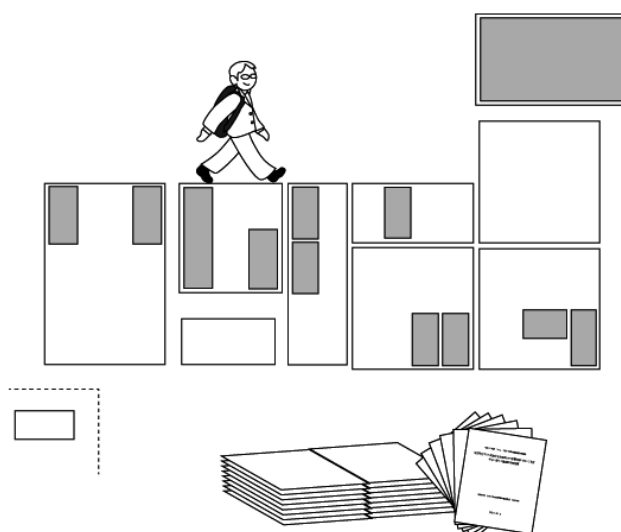
その意味で、他の自治体（特に近隣であったり、同じ規模であったり）が設置したという情報が手に入れば、大いに刺激になるようである。今回のアンケート及びヒアリング調査結果が広く読まれることで、未だ支援拠点未設置の自治体に良い影響を与えることになる。

今回、アンケートとともに、規模レベルが異なる数多くの自治体のヒアリングを行い、現場の支援者、ネットワーク、ハード面等様々な声を拾ってきた。アンケート回答（第3章）に加えて、現地調査ヒアリング項目（第2章）を参照してほしい。

是非宣伝してほしいという自治体がある一方で、先進でないのに、悩み課題を抱えながらの現状を紹介したに過ぎないことを断り書きして掲載してほしいとの自治体もあった。法律に二文字「拠点」と書かれた意義は大きいはずであるが、それを広げていくことで、地域で安全安心な状況と程遠い状況下で苦しんでいる子どもやストレスを抱えている養育者が相談でき、支えていける支援拠点を全国に広げていかねばならない。支援拠点設置に踏み出す自治体が増えるための取組として、第4章につなぐ。

第二章

支援拠点に関するヒアリング調査



1. ヒアリング調査自治体一覧

都道府県	ヒアリング調査対象自治体	規模	ヒアリング実施日
北海道	北海道庁・中央児童相談所		2月6日
	千歳市	小規模B型	2月5日
福島県	福島県庁		2月21日
石川県	石川県庁		1月4日
	加賀市	小規模B型	
東京都	東京都庁		3月8日
	港区	中規模型	3月6日
千葉県	千葉県庁		3月13日
	船橋市	大規模型	
	南房総市	小規模A型	3月9日
	松戸市	中規模型	3月2日
静岡県	熱海市	小規模A型	2月26日
愛知県	豊橋市	中規模型	3月1日
	豊田市	大規模型	
兵庫県	明石市	中規模型	3月7日
大阪府	大阪府庁		2月8日
	枚方市	中規模型	2月23日
岡山県	岡山県庁		2月2日
	総社市	小規模B型	
山口県	山口県庁		2月8日
	山口市	中規模型	2月9日
	岩国市	小規模C型	
福岡県	福岡県庁		2月20日
	宗像市	小規模B型	
長崎県	長崎県庁		2月19日
	大村市	小規模C型	

2. 市区町村（政令市含む）ヒアリング

熱海市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月26日

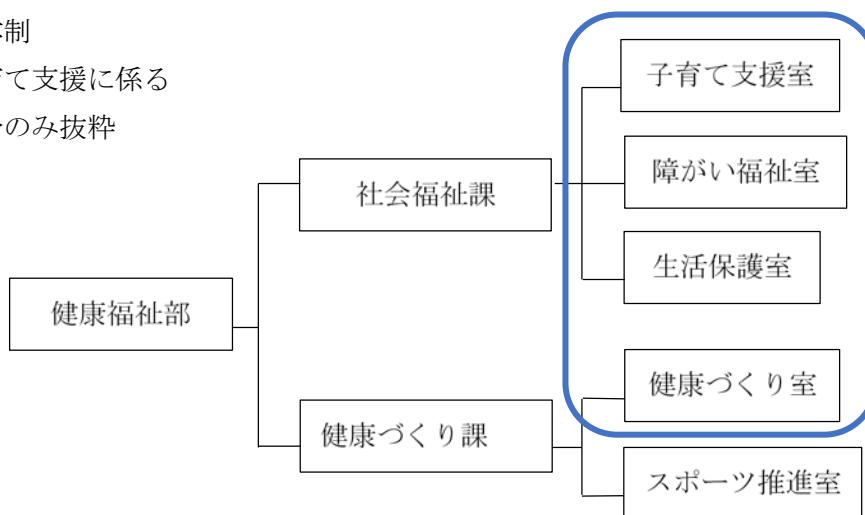
1. 熱海市の概要

- ①面積
61.78 km²
- ②人口
37,612 人
- ③児童数
3,196 人
- ④類型
小規模 A 型



⑤組織体制

※子育て支援に係る部分のみ抜粋



青線で囲った部分は特に連携が取れている。子育て支援室と健康づくり室は平成24年まで同じ課であったことから、互いに状況を把握して相談・連携の取れる体勢ができています。



←熱海市役所周辺案内図

ハード面でも建物がつながっていることから連携が取りやすくなっている。

2. 支援拠点に係る概要

<人員配置>

子ども家庭支援員2名

- ・教職免許保有者1名
- ・社会福祉士主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者1名

※心理担当支援員は配置していないが、養護施設に発達支援センターがあり市の相談員と同行して巡回相談をしてくれている。また教育部門と心理の委託を行っており、相談できる体制はある。



保健部門とともに赤ちゃん訪問をし、危険性のあるケースについては一緒に動いている。月1回で定例会(子どもケースネット)を行っており、要保護児童対策地域協議会のケースも含めて検討し健康づくり室と子育て支援室で互いの情報を提供している。要保護児童対策地域協議会も年4回の会議を行っている。

年に120名ほどが生まれているが要保護児童対策地域協議会以外でも警察や民生委員、教育委員会とも連携を取り合って情報を共有している。

要保護児童対策地域協議会にも医師会が入っていて連携を取れており、弁護士は市の顧問弁護士がいることから何かあれば相談できるような体制がつけられている。

児童相談所との連携も取れていて、一時保護の可能性がありうる場合には情報提供をして送致をし、要保護児童対策地域協議会にも参加してもらっているため、危うい家庭に関しても把握してもらえていることから連携も取りやすくなっている。児童相談所だけでなく、単独行動するのではなく、訪問等をするにしても支援室の職員も一緒に行くなどの連携を取っている。

<支援拠点内の紹介>



←相談室は4部屋あり、個人のプライバシーへの配慮もされている。

↓熱海市親子ふれあいサロン

また熱海市総合福祉センター内には「熱海市親子ふれあいサロン」が設置されている。保育士が常駐しており、一時預かりや育児相談などの対応を行っている。熱海市の子育てサークルに関する情報提供も行っている。



↑子育てサークルに関する情報提供



↑サロン内は子どもたちがのびのびと遊べる広いスペースが確保されている。

3. 支援拠点開設・運営に有効だった事柄

熱海市では、人材育成として研修会へ参加している。熱海市がある東部地区は研修が充実しており、家庭児童相談室の連絡協議会（11市が参加）が年4回のテーマ別の研修を開催しており、それに参加している。県の研修に2回は必ず参加している。児童福祉司の任用前研修にも参加し、東部児童相談所の研修も年2回は参加しており、毎月のように研修に参加するようにしている。

また、保健部門や児童相談所などの職員とのお互いに顔の知っている付き合いがあり、それがより綿密な切れ目のない支援を可能にしている。熱海市を管轄している東部児童相談所は一時保護についても積極的に関与してくれていて、できるだけ訪問などを児童相談所と一緒にに行くことにしている。たとえ一緒に行くことができなくてもどちらかが「訪問に行きます」と連絡をした際に、お互いの情報を交換することができる。



「平成28年度静岡県市区町別推計人口表」参照

↑ 静岡県内の児童相談所の位置と管轄地域、人口、世帯数

4. 現在の課題点

現在のところ、養育相談や虐待相談対応件数が対応職員数に比べて急増している状態もなく、予算面や人員体制、相談場所・幼児スペースの確保などの課題は担当職員から挙げられなかった。また、現時点では児童相談所や警察等と顔の見える十分な連携体制がとれている様である。ただ、将来的に支援拠点を継続的に運営していくには、資格を有する者が欠けることのないような人事異動や保健師や保育士の不足への対策が必要となろう。しかし、より充実した支援を行うために子育てから介護まで幅広く対応できる職員の配置ができれば望ましいとの意見も担当職員から挙げられた。

5. 支援拠点としての今後の方針

以前から顔の見える関係を構築していたことから今の体制ができており、今後も関係を維持していきたいと考えている。また市役所内では、人事担当に対して常に支援員の要件を満たす人材（教職免許保有者など）が配置されるような配慮を求めており、確実な人員を配置するために要綱の策定が必要であるならば、今後の策定についても検討することだった。

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
井上玲亜
木森麻紀

玉野市 ヒアリング調査報告

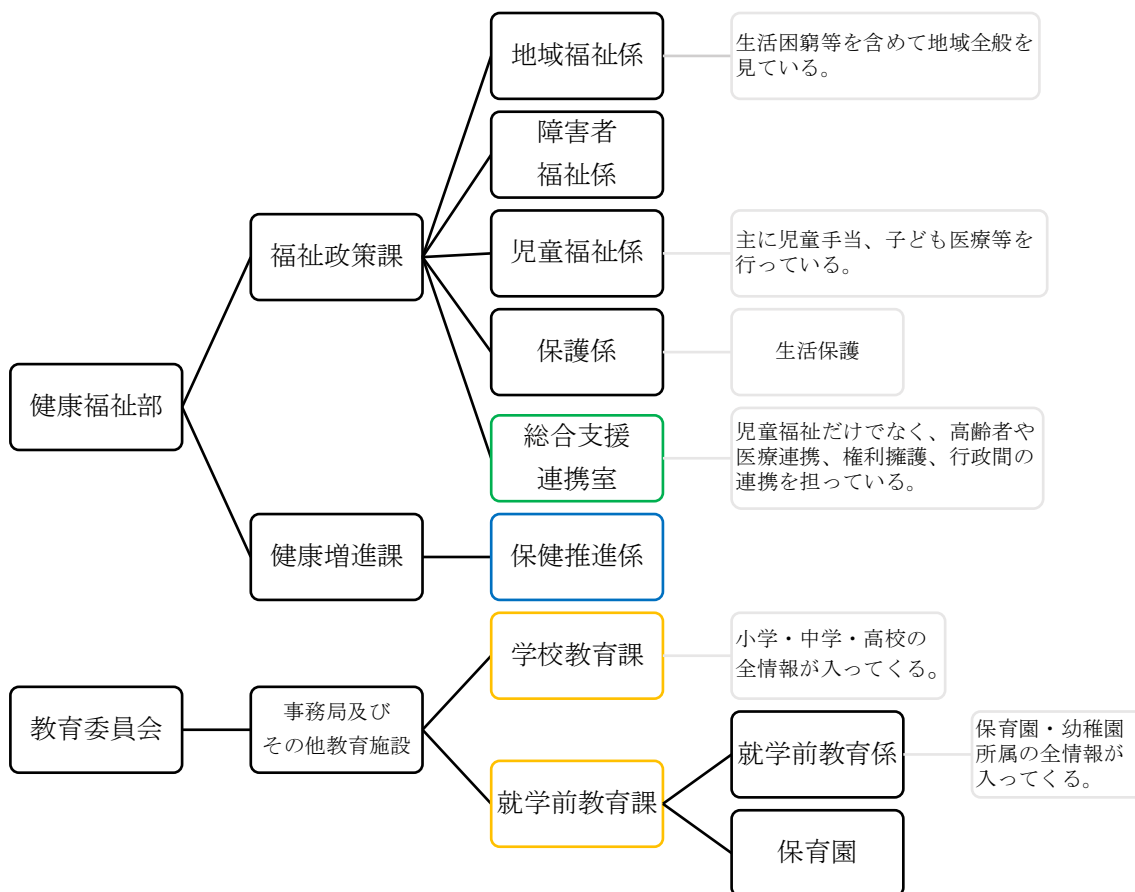
ヒアリング実施日：2018年2月2日

1. 玉野市の概要

- ①面積
103.6 km²
- ②人口
60,930 人（平成 29 年 4 月現在）
- ③児童数
7,828 人（平成 29 年 4 月現在）
※18 歳未満の人口
- ④類型
小規模 A 型
※児童人口で考える
- ⑤組織体制・人員配置



(図 1) 県内における玉野市の位置



本庁（1F）

- 福祉政策課長（事務職） — 総合支援連携室長（保健師） —
- ・主査（保健師）（常勤）
 - ・主査（心理士）（常勤・兼任）
（教育サポートセンター本務）
 - ・社会福祉士（非常勤）（主に高齢者部門）

主に主査（保健師）の1名で対応しているので、相談を受けるというよりはつなぐ役割を果たしているといえる。要保護児童対策地域協議会の事務局も総合支援連携室が担っており、特定妊婦・要支援児童・要保護児童の進行管理もしている。

教育委員会（本庁3F）

- ・就学前教育課長（事務職） — 就学前教育係長（事務職） —
- ・保育主査（保育士）（常勤）
- ・主査（幼稚園教諭）（常勤）
- ・学校教育課長（教員） — 学校教育課長補佐（教員） —
- ・学事係長（心理士）（常勤）
- ・指導主事（主幹教員）（常勤）
- ・指導主事（主査教員）（常勤）

保健センター

- 健康増進課長（事務職） — 主幹（保健師） — 係長（保健師） — 地区担当保健師（7名）

〔玉野市では全戸訪問を地区担当の保健師が行っている。〕

○幼保こ小中高校数・児童数（平成29年4月1日現在）（各市町村管轄地内の施設）

保育園		幼保連携型認定こども園		幼稚園	
園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数
10	1,020	3	274	7	306
小学校		中学校		高等学校	
校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
14	2,467	7	1,332	2	505



←玉野市役所

2. 支援拠点開設に向けての概要

企業が作った企業の町で三井造船等があったことから、保育園や小学校等が多く作られた。他市に比べれば学校の数が多いが、高齢化も影響してきて子どもの人数が減少傾向にある。以前から多機関と連携して児童福祉には力を入れてきたが、これからも対策を進めていきたいと考えている。



↑ 玉野市役所内の福祉政策課

3. 支援拠点開設までの課題

(1) 財政面の問題

財政状況は、行政改革の影響もあり非常に厳しく、新規事業を行うことが難しい。補助金の割合が 2 分の 1 であることから、人件費等の確保が難しいとともに補助の内容が分かりにくい。

(2) 人の確保の問題

小規模 A 型となると子ども家庭支援員が常時 2 名の配置ということになるが、人材を確保することが難しい。ハード面ではなくソフト面で現状でも連携体制は構築されているが、常時要件を厳格に考えると、平成 30 年度の開設宣言が難しいと考えた。常に募集をかけ、地域に声かけもしているが、働く意欲はあっても子育て期でありフルタイムで働くことは難しいという人は多く、常時要件を満たすことのできる人材を雇用したいが、現実には難しい。

行政側としては体制強化に加えて、日々変化のある児童虐待等のケースへの対応やマネジメントの面から考えても、常時いてくれる専門的知識を有した人を雇いたい。

(3) 法的根拠付け・位置付け（条例・規則・要綱の制定等）の問題

拠点設置は法的には努力義務なので内部的に財政部署に訴えていくことが難しい。

また拠点を既存の組織の中でどのように位置づけるか、看板を変えるだけにならない様により充実した体制になったと果たして広報できるのかという点も内部で議論がある所である。拠点開設を宣言することが住民や子どもにとってどのような役割を果たせるのかが明確な位置づけをするメリットが分からない。

(4) 物的設備等の問題

親子の交流スペースをどこに設置するのかが難しい。役所内のスペースが限られている中で、一体化して利用できるようにしていきたい。

保健センターとは少し離れているが、現在の総合支援連携室を物理的な意味においても中核となる拠点と位置付けて設置を目指していく。総合支援連携室内に相談室も設置している。

(5) その他の問題

児童相談所との連携が難しい。県側の児童相談所の人員配置と強化も要望している。今回の拠点開設にあたっては市の役割の相談支援体制を整え強化したとしても、児童相談所の体制強化の上でも連携が上手く行かないと解決できないこともある。

4. 支援拠点開設に向けて有効な事柄

(1) 福祉部門（児童福祉主管課）と保健部門（母子保健主管課）との連携

妊娠期から気になるケースについて密に情報交換している（特定妊婦の把握・支援）。福祉部門と保健部門とが共通のシステム（健康カルテ）を使い、関わった保健師がタイムリーに訪問に行った情報や赤ちゃんの健診情報等を上げることで、常時情報共有が出来る体制づくりを継続強化中である（要保護児童対策地域協議会のメンバーで守秘義務をかけているので、情報共有はスムーズである）。

(2) 要保護児童対策地域協議会内部における関係機関の連携

情報の入り口部分であり、子どもが所属する機関の担当者を通じて情報が入っている。所属機関同士の連絡はスムーズで、それぞれの担当と事務局である調整担当者間で情報共有がタイムリーにできている。

警察署とも連携しており、顔の見える関係で日常的にケースの情報共有を行っている。平成29年度より玉野市内の弁護士が要保護児童対策地域協議会の実務者会議のメンバーとなり、法的な対応等ケース支援についてアドバイスがもらえている。児童相談所とも要保護児童対策地域協議会でのケース会議などではケース情報をタイムリーに随時交換している。

(3) 教育部門と福祉部門との連携

就学前教育課程（乳幼児・保育園児・幼稚園児等）では子ども部門と保健部門との連携により情報が得やすくなっている。教育課程（小学・中学・高校等）での情報は、教育部門が第一次的に情報を得られることが多く、その情報を迅速に共有する体制を強化しようとしている。

教育委員会には、早くから心理士が配置されてきた。要保護児童対策地域協議会にも毎回参加しているが、児童福祉分野とのつなぎをしてくれたことから良い関係が築かれている。

また、福祉・保健分野の保健師が園や学校等に訪問している。これにより市の保健師が学校や園と連携した支援を行っている。

5. 今後の方針

2018年度中に設置予定であった。市としては、フルタイムで働いてくれる人材を探しており、今年は人員確保ができずに開設できなかった。機能としては小規模なりのケース対応力は有していると考えているが、人員を確実に確保して運営していきたいと考えている。2019年度中には開設予定である。課題としては子ども家庭支援員となれる人員が継続的に配置されることである。拠点を設置するには、組織内においてもより役割を明確にすることとなる。現在でも子ども関係部門や母子部門とも連携は取れているのだが更なる横の繋がりの強化を図るためにも役立つと考えるので来年度開設を目指す。



↑ヒアリング風景

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/33> (閲覧日 : 2018年2月5日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
荒井真子
井上玲亜

南房総市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月9日

1. 南房総市の概要

- ①面積
230 km²
- ②人口
39,468人（平成29年4月1日現在）
- ③児童数
4,417人（平成29年4月1日現在）
- ④類型
小規模A型
- ⑤組織形態・人員配置（平成29年度）

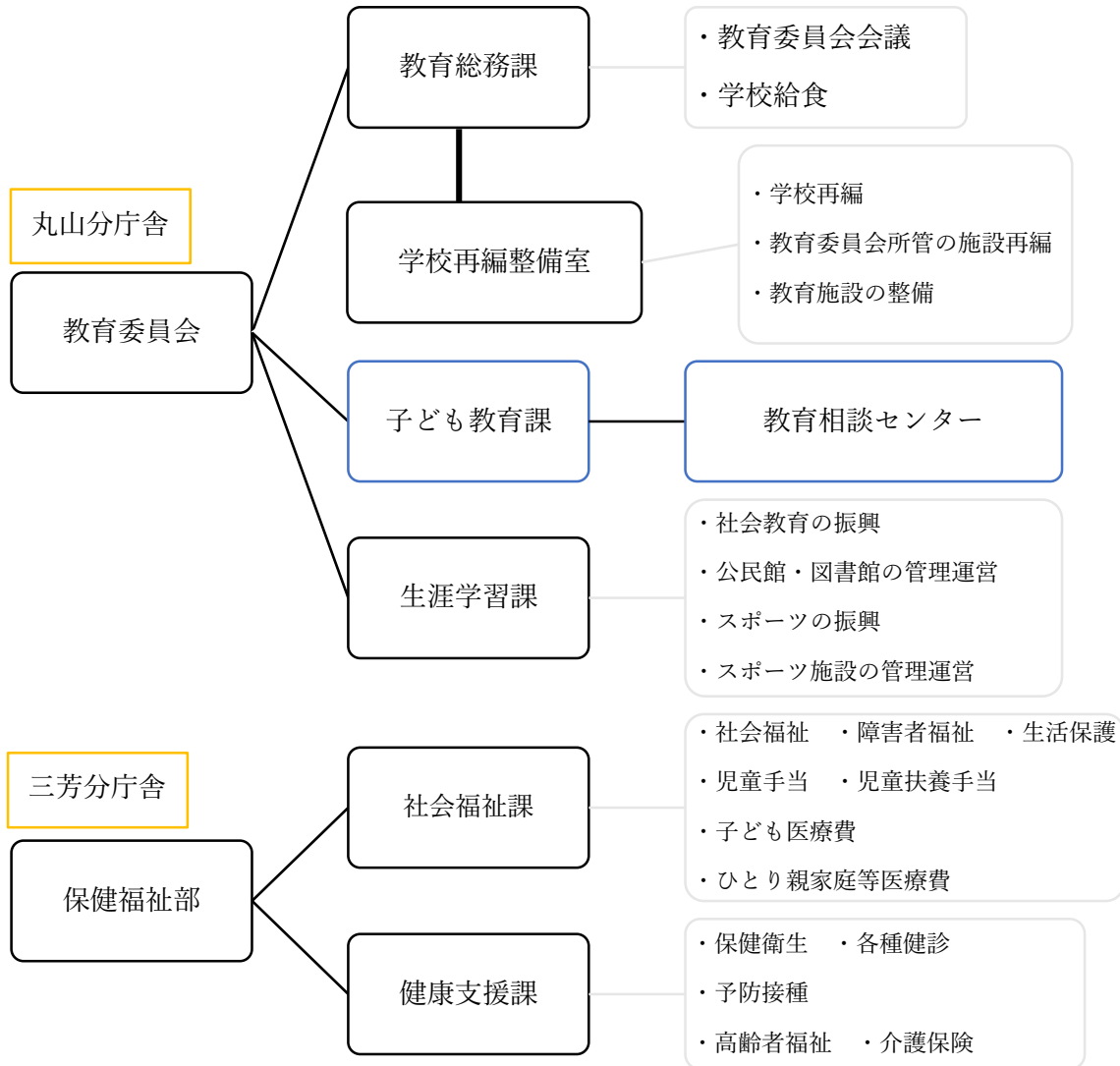


（図1）千葉県における南房総市の位置↑

区分	資格等
子ども家庭支援指導員（2名）	保健師・教育職員普通免許状
虐待対応専門員（2名）	教育職員普通免許状

↓教育相談センター





2. 南房総市の子ども家庭総合支援拠点の概要

従前行ってきた①特別支援教育事業（保育所、幼稚園、小学校及び中学校に所属する児童に対する特別支援教育の推進及び個別相談等）、②適応指導事業（通常に登校できない小学校及び中学校に所属する児童に対する支援並びに社会的自立に向け支援を必要とする児童に対する支援）、③要保護児童対策地域協議会業務（要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に対する支援と関係機関との調整）、④子ども・若者総合相談センター事業（子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う事業）と重複する部分、引き継ぐ部分、新たに拡大する部分を検討しつつ、児童福祉法の改正を踏まえて、市区町村子ども家庭総合支援拠点事業として新たに位置付け直している。

3. 支援拠点開設までの経緯

従前は、家庭支援業務を係の中での担当者を設けて行ってきた。平成29年4月に対応の拠点となる組織として「南房総市教育相談センター」を教育委員会子ども教育課内に発足させ、丸山分庁舎内で運営することとした。

ちょうど児童福祉法が改正され、「南房総市教育相談センター」の目指すところが「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と方向性が同じだったため、「南房総市教育相談センター」を要綱で拠点として位置づけることとした。



4. 支援拠点設置要綱

平成30年1月23日付南教子第2536号

南房総市教育相談センター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南房総市内における子どもとその家庭及び妊産婦等に対する支援ネットワークの拠点として、「南房総市教育相談センター」（以下「教育相談センター」という。）を設置し、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもとその家庭の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(主体)

第2条 設置及び運営の主体は、南房総市（以下「市」という。）とする。

(設置)

第3条 教育相談センターは、市内保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童福祉施設及び各関係機関とのネットワークを構築する観点から、教育委員会子ども教育課に設置する。

2 教育相談センターは、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。）に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を持つ。

3 教育相談センターは、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する「子ども・若者総合相談センター」の機能を持つ。

(事業内容)

第4条 教育相談センターは、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 特別支援教育事業

保育所、幼稚園、小学校及び中学校に所属する児童に対する特別支援教育の推進及び個別相談を行う。

(2) 適応指導事業

通常に登校できない小学校及び中学校に所属する児童に対する支援並びに社会的自立に向け支援を必要とする児童に対する支援を行う。

(3) 要保護児童対策地域協議会事業

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等（以下「要保護児童等」という。）に対する支援と関係機関との調整を行う。

(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点事業

国支援拠点設置運営要綱に定める事業を行う。

(5) 子ども・若者総合相談センター事業

子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う事業を行う。

(職員の配置等)

第5条 教育相談センターは、次の各号に定める職種の職員について、必要に応じ配置するものとする。

- (1) センター長
- (2) 保健師
- (3) 特別支援教育相談員
- (4) 家庭児童相談員
- (5) 教育相談員
- (6) 国支援拠点設置運営要綱に基づき配置する職員

(職員の職務)

第6条 前条に掲げる教育相談センターに配置される職員の主な職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) センター長

教育相談センター業務の進行管理並びに児童相談所及び保健所等関係機関との支援調整を行う。

(2) 保健師

子どもと家庭に関わる総合相談、各種関係機関との援助の協議・調整、地域における要保護児童等への個別支援、児童相談所・保健所等関係機関との支援調整及び地域への子育てに関する情報提供を行う。(育児支援家庭訪問事業を含む。)

(3) 特別支援教育相談員

特別な支援を要する児童とその家庭及び児童の所属する保育・教育機関に関わる相談と支援を行う。

(4) 家庭児童相談員

子どもとその家庭に関わる総合相談及び各種関係機関との援助の協議・調整を行う。

(5) 教育相談員

子どもとその家庭に関わる総合相談及び各種関係機関との援助の協議・調整を行う(育児支援家庭訪問事業を含む。)

(6) 国支援拠点設置運営要綱に基づき配置する職員

市区町村子ども家庭総合支援拠点事業により配置する職員の職務は、国支援拠点設置運営要綱に定めるとおりとする。

(教育相談センターの設備)

第7条 市は、相談支援業務を円滑に行うために、相談室を設けるものとする。

なお、設備については利用者のプライバシーが保護されるよう十分配慮するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5. 活動内容

(1) 支援までの流れ



担当者ごとの判断による対応ではなく、全体の統一的なレベルを同一のものとするように話し合いを行いつつ、手順を定めるようにした。

受付では、「通告・相談受付シート」に日時・受付者・受付形態・分類（通告、相談、情報提供等）・児童の個人情報・通告相談内容・源（直接見聞、人から聞いた、悲鳴や物音から推測等）・通告相談者の個人情報・所属からの虐待通告への対応等を記入する。

初動協議では、初動協議を行うと共に「初動協議シート」に対象児童の情報・初動協議の内容（開催日時、課題類型、緊急度等）・家族構成・想定区分（要保護か要支援か）・予定担当者・想定関係機関等を記入する。

受理会議では、受理会議を行うと共に「受理会議シート」に対象児童の情報・受理会議の内容（開催日時、課題類型、緊急度等）・即時対応結果・受理区分（要保護か要支援か）・関係機関等を記入する。

支援では、実際に相談や家庭訪問、保護などを行い、その内容を記録として専用のパソコンに残す。

こうした手順をチームで理解し、行動できるようにしてきた。

(2) 支援活動内容

支援活動範囲はとても広い。

① 丸山分庁舎内にある相談室での個別相談

（丸山分庁舎の2階に2室相談室が設けられており、そこで個別相談を行っている。）

② 丸山分庁舎にとどまらずそれぞれの場所（各公民館等も利用）での個別相談

合併によりカバー範囲が広く、交通整備状況が悪いため、丸山分庁舎まで来るのが困難な方のために近くの役場や公民館まで職員が出向き個別相談を行っている。

③ 家庭訪問

②でも困難な方のために職員自らが家庭まで出向き相談を受けている。

④ 学校への指導・学校からの相談

学校への指導と共に学校からの児童の相談を受け、対応している。

⑤情報収集

保育所や小学校、中学校等関係機関から広く児童の情報を収集するようになるとともに、記録して共有するようにしている。

⑥一時保護へのつなぎ

児童相談所へのつなぎ、一時保護解除後の地域での受け入れ



(3) 職員間の情報共有

職員の情報共有の方法として①定例会・緊急会議②パソコンによるデータベース化を推進してきた。

①では、毎週水曜日に定例会で活動内容の報告や問題の共有、作業手順の修正を行っている。またその内容をファイルにまとめている。

②では8台のパソコンを用意し、職員なら誰でも見られるようにして、データベースとして記録し、情報共有をしている。



6. 支援拠点設置までの有効だった事例

(1) 都道府県の支援

チームのレベル向上のために、県が行う研修などに積極的に参加するようしている。

(2) 要綱の整備

支援拠点の業務推進のための考え方や具体的対応を整理した。チームとしての業務の推進につながった。また理念を共有することにより職員が変わっても支援活動が行えるようにした。

(3) 組織変更

これまでの要保護児童対策地域協議会調整機関や家庭児童相談業務の組織改変、整備、より広い課題に対応できるようにした。

(4) 庁内関係機関との連携

教育委員会内に位置付けることにより教育との連携はもともとできているが、特に市長部局の関係部署（保健福祉部）との連携体制を再構築した。（組織としての対応・連携）

(5) 地域の専門機関との連携

要対協関係機関との情報のやり取りを常時行えるよう連携体制を再構築した。（組織としての対応・連携）

(6) 人員配置

資格を有する職員（教育職員免許状等）を外部から任命・採用した。元教員を採用したことにより学校機関と連携が取りやすい。また平成 25 年から保健師を置き、保健福祉部の保健師とローテーションして業務を行っているため。保健福祉部と連携が取れやすい。

7. 今後の方針

現在体制を拡大、充実させている。今後は、この組織で継続的に人が変わっても維持できるかという点が将来的な課題として今から考えておかねばならないことだと思っている。

今後のことと言えば、法テラスにつなげているが、離婚などの相談もあるため今後は弁護士関係の連携なども必要かと考えている。

8. 全体の感想

拠点と位置付ける体制が、教育部門出身（校長経験）、保健部門出身（保健師）の2人を中心に行われている。他の自治体の課題となっている教育部門との連携、保健部門との連携が、ここでは、がっちりスクラムを組む形でできている。小規模自治体のモデルである。そのモデルという意味は、国が作ったスキームを真似るという意味ではなくて、子どもを守る・養育者を支えるという理念を共有・深化させることを自治体の規模や地域性を考えて行うということである。南房総市の地域でどう子どもを守っていくかを考え、それを実現するためにどういう内部のチームの専門性を上げていくかをシステマチックに行っていく。チームの「共有知」といえるものを日ごとにレベルアップしていくためにはどうすればよいのかの参考になろう。

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/12> (閲覧日 : 2018年3月10日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

高田明音

加賀市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年1月4日

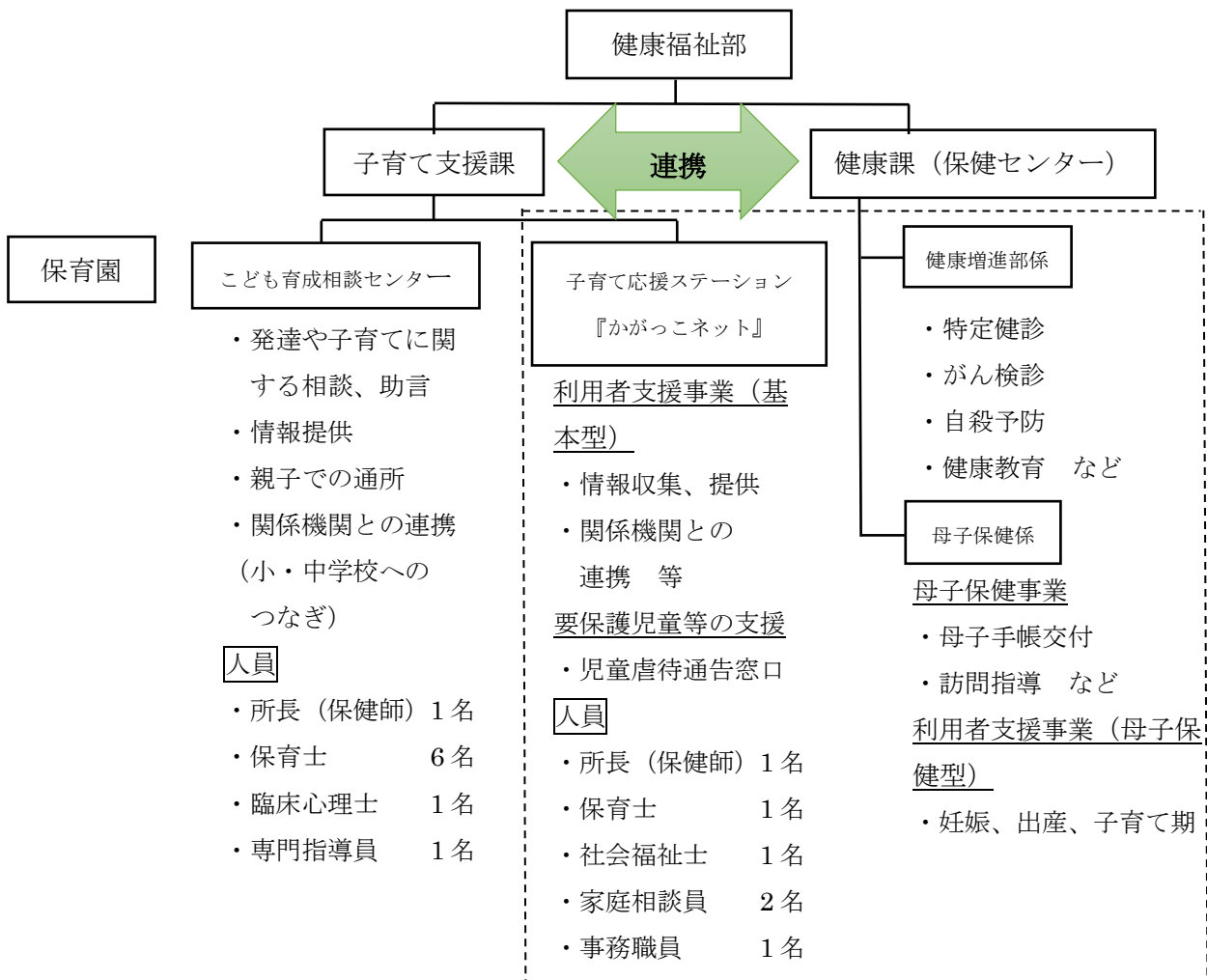
加賀市子育て支援拠点を訪問し、現場で実践されている状況についてヒアリングを行った。加賀市子育て支援の実態を報告する。

1. 加賀市の概要

- ①面積
306 km²
- ②人口
63,336人（平成29年4月現在）
- ③18歳未満の児童数
9,488人（平成29年4月現在）
- ④類型
小規模B型
- ⑤組織体制・人員配置（平成29年度）



↑ [図1] 加賀市の位置



2. 支援拠点開設までの経緯

加賀市は石川県金沢以南において唯一の消滅可能性都市に指定されたことを契機に、平成52年に人口6万人以上を維持する目標を掲げ、この目標達成の活動として2015年から「子育て安心パッケージ」という人口減少に歯止めをかける政策を開始し現在に至る。主な政策は、こども医療費を高校生まで窓口無料、出産を迎えた市民には1万円を支給、3世代同居にかかる住宅改修費を30万円まで補助、そして第3子プレミアム応援として第3子の保育料を無料とし、第1子と同時に入園した第2子についても保育料を無料化した。つまり実質第1子のみ保育料で保育を受けることができる訳である。現在待機児童ゼロの強みを生かし、上記の「子育て安心パッケージ」の政策により子育てしやすいまちづくりを進めている。

子育て応援ステーション（かがっこネット）は「子育て安心パッケージ」の中心的な政策として子育てのライフステージ毎のマネジメント・施策を行う為、2016年10月3日に誕生した。

3. 支援拠点開設に有効だった事柄

支援施設の立ち上げは、当初加賀市長の子育て支援の強い意思からトップダウンにより積極的に進められたと言われている。市長のリーダーシップや指導力が強かったことが支援拠点をスムーズに立ち上げることを後押しした要因の1つと考えられる。同時に、近接するこども育成相談センターの専門指導員が校長職の経験者であったことが、教育委員会との関係を円滑に進めるのに好都合であったと言われている。つまり、教育委員会（小学校・中学校・高校）や教育関係者との繋がりという点で人と人のコミュニケーションがポイントであったことがわかる。また、母子保健でも特定妊婦の増加等支援が必要な親が増えたことで妊娠期からの支援を強化したこと、加賀市が比較的ひとり親家庭等の相談も増加傾向にあることも支援拠点設置を後押ししたと考えられる。

4. 支援拠点としての今後の方針

(1) 効果的・継続した相談支援を行うためのシステム導入

新たな家庭児童相談システムの導入に関する検討及び運用は現在も行っており、主に業務の効率化や情報共有の目的で運用されている。現行のシステムを導入したことで、新たに相談があった時に相談履歴をタイムリーに把握し、効果的、継続的な支援に生かしている。

また、相談等は比較的、親の仕事の昼休憩中や仕事終了後の午後から夕方の時間帯に多く、担当者は多忙であるためシステム入力等運用は事務職員に任せ、集計や報告などの効率化を図っている。

(2) 支援拠点を運営する職員の資質の向上と人員確保

妊娠期から乳児・幼児、学童期、思春期とライフステージにより多岐にわたり様々な相談があるため、相談対応職員は研修会への参加など自己研鑽に務めている。また、(1)でも述べたが、相談員は多忙で時間外の継続相談も多く、家庭相談員以外は相談員としてのキャリアと専門職の人員確保が課題である。

5. 包括支援センターの概要

加賀市の包括支援センターは、健康福祉部の子育て応援ステーションと健康課の連携で運営されている。両課共同健康福祉部にあり同一施設にあるため、縦割り行政になりにくいという利点がある。子育て応援ステーションと健康課の連携が良い理由の一つに、保健師が子育て支援課に配属されたことで、母子保健との連携がスムーズであること、保育士を配置していることで、健康面に加え実践的な保育面を強化でき、相互に補完している点が素晴らしい。



↑ [写真1] 支援拠点外観



↑ [写真2] 支援拠点 窓口

実践している事例として、4か月半健診ではかがっこネットの保育士等が乳児へ本の読み聞かせを行い、親子の愛着形成の大切さを伝え、健診不参加者には訪問にて読み聞かせを行い全数把握に務めている。妊娠期から出産期・子育て期に至るライフステージに対応する仕組みが1か所に集まっていることが特徴である。次に、市民が利用しやすいように配慮された点として、窓口を一本化したこと [写真2] が挙げられる。窓口はかがっこネットと健康課ともに同じであるため、利用しやすい。

キッズコーナー [写真4] や面談室・相談室が設置され、子育てに関するライフステージ毎に相談室を選ぶことができる。尚、乳児専用の相談室には幼児用ベッド等が備えられており、相談室内部では健康課での食・健康に関する相談等も受けられる仕組みが作られている。その他子どもを遊ばせながら相談できるように玩具を用意した面談室もある。市民が気軽に訪問できる環境が整備されている。



↑ [写真3] 乳児専用相談室



↑ [写真4] キッズコーナー
内部



↑ [写真5] 相談室



↑ [図2] 支援拠点 相談環境



↑ [図3] 支援体制の基本的姿勢

【引用文献】

[図1] Map Fan より引用

URL: <https://mapfan.com/pref/17> (閲覧日: 2018年2月2日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

石川めぐみ

木森麻紀

総社市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月2日

1. 総社市の概要

①面積

212 km²

②人口

68,237人（平成29年4月現在）

③児童数

11,800人（平成29年4月現在）

※18歳未満

④類型

小規模B型

（機能設置できていると考えているが、補助金申請は現在していない）

⑤組織体制・人員配置（平成29年度）



↑（図1）県内における総社市の位置

○総社市福祉保健部こども課（平成18年4月設置）

- ・子育て支援係（課長含む）

〔職員5名、家庭児童相談員2名、母子・父子自立支援員1名、臨時職員1名〕
計9名

- ・母子保健係

〔保健師7名、栄養士1名、作業療法士1名、母子保健コーディネーター1名〕
計10名

こども課合計 2係 19名

保健師・栄養士・作業療法士・相談員と多職種で子育てをトータルサポートしている。

○総社市教育委員会こども夢づくり課（平成27年4月設置）

（職員8名、保育コンシェルジュ1名 計9名）

- ・幼稚園、保育所、認定こども園
- ・障害児通所支援
- ・児童福祉施設

保育士・栄養士と多職種で子育てをトータルサポートしている。

2. 支援拠点開設までの経緯

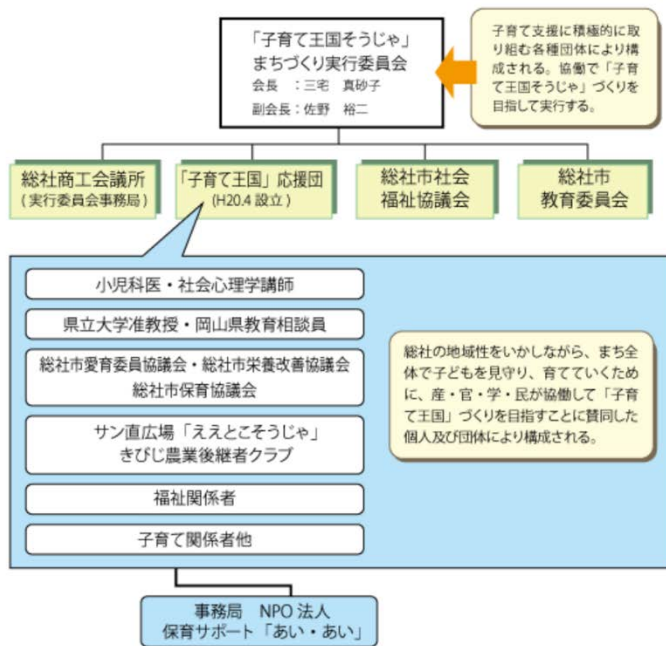
総社市は暮らしやすい気候や環境、企業誘致による雇用の創出によって人口が増加している。

平成 20 年からは「子育て王国そうじゃまちづくり事業」として、楽しみながら子育てできる環境を整えるために多機関と連携して取り組んでいる。さらに全国屈指の福祉文化先駆都市を目指して、福祉王国プログラム 2017 を策定し、待機児童ゼロ部会やひきこもり支援部会等を設置した。



↑ 総社市役所

「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会



3. 支援拠点開設までの課題

総社市では人員確保の問題と、財政面の問題がある。人員確保の問題点として小規模 B 型では子ども家庭支援員を常時 2 名と虐待対応専門員を常時 1 名の計 3 名されているが、現在は家庭児童相談員（教員免許あり、嘱託）が 2 名しかいない。常時対応できる環境を整備するとなればあと 1 名は雇いたい。虐待対応専門員となれる職員はいるが現在も仕事が多く、職員が兼務して対応しきれぬのかの視点から新たに雇用したい。職員には人事異動がありうるが職員の異動に関わらず一定の組織レベルを継続できるようにしていく。虐待等の対応にはやはり繋がりやマンパワーが必要であることから専門職の人を雇いたい。加えて

地域にそもそもの保健師や保育士等の資格を持つ人が少ないという事も問題である。

財政面の問題として、前記のように雇うに当たって常時要件を満たせなければ補助金を得られないことから難しい。補助金が2分の1は出るがどの部署も人員を増やしたい中で増やすことが難しいとともに、拠点の設置が努力義務ということで予算や人員の説得や子ども部門のみの人員を得ることが難しい。

4. 支援拠点開設に向けて有効な事柄

こども課とこども夢づくり課、学校教育課、庶務課が同建物内にあり縦割りになりにくく、相互に連携を取れていると共に多職種で母子・教育・子どもといった子育てをトータルサポートする体制が作られている。加えて母子健康包括支援センターとも兼用で同スペースに親子で遊べる空間や相談室、授乳室を完備してある等から拠点として活用することの出来る施設の整備は網羅することが出来ている。

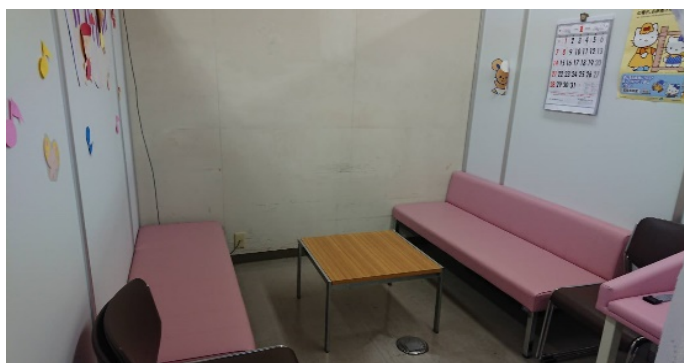


また子育て王国まちづくり実行委員会の中に医師会等が入っていることから、何かがあれば相談できるように小児科医や産科医等の医療機関や、弁護士等とも連携を取ることが出来ている。



← キッズルーム

相談室 →



5. 今後の方針（課題等）

機能設置は出来ていると思われるが、人員の常時要件を満たしているのかを確認中である。子どもの命を守ることを優先に考えれば現在有している人材で対応可能かどうかを確認し、拠点機能が十分に果たせるのかを確認したうえで拠点の設置を宣言して運営していきたいと考えている。

6. 要望

補助金が2分の1なので、拠点としての人材面や財政面の問題がある。確かに児童福祉法の中に法的根拠は出来たが、努力義務ということで優先度が上がっておらず予算や人材を獲得することが難しい。



↑ヒアリングの様子

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/33> (閲覧日 : 2018年2月5日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

荒井真子

井上玲亜

千歳市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月5日

千歳市役所を訪問し、千歳市が行っている子育てに関する現状の取り組みや問題点・課題について調査した。千歳市における子育て支援の実態を報告する。

1. 千歳市の概要

- ①面積
595 km²
- ②人口
95,761人(平成29年4月現在)
- ③18歳未満の児童数
16,205人(平成29年4月現在)
- ④類型
小規模B型



↑ [図1] 千歳市の位置

2. 千歳市の特徴

(1) 転入転出に伴う住民移動が多い

年間約6000人の市民が住所を移動しており、転入転出に特徴がみられる。転入転出が多い理由としては、工業団地に多くの企業が立地していること、2か所の陸上自衛隊駐屯地及び1か所の航空自衛隊基地を備えていること、札幌市を含む道央圏に位置していることがあげられる。自衛隊関係者の転勤は基地を抱える他の地方自治体にも共通する事項であるが、3か所の主力基地を備えているため、移動が際立っている様である。新千歳空港が北海道の空の窓口である点も企業の集中に拍車が掛かっていると思われる。



↑ [図2] 千歳市全体図

(2) 核家族率が高い

千歳市に在住する6歳未満のこどもがいる家庭の核家族率は93.6%と高水準である。また、就学前のこどもがいる家庭の35%は居住年数が5年未満であることから、住民が短期間に入れ替わるとともに近所に知り合いや親戚がおらず、孤立しやすい状況にあることが分かる。

3. 「子育てするなら千歳市」の政策

千歳市では、主として核家族等の理由から孤立しがちな子育て家庭や、妊娠出産に不安を抱える母親が多いことから、妊娠期から出産を経て子育て期までサポートすることを目的として「子育てするなら千歳市」のキャッチフレーズのもと、子育て世代が幸せを実感できる子育てのまちを目指し、平成26年からの3年間で、5つのコンセプトの38事業を開始した。

(1) こどもの健やかな成長 (8事業)

学童クラブの対象学年・定員の拡大、専用施設整備、「ランドセル来館」の導入、「中高生タイム」の導入、障がい児のための「インクルージョン保育」の導入、「養育支援ヘルパー」の導入、「5歳児相談」の導入、「ちとせ学習チャレンジ塾」の開設、「児童館においでよ」緊急メッセージの発信



↑ [写真1] ポスター

(2) 子育て世代の移住・定住促進（9事業）

「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入、「ママサポート」の導入、「ちとせ版ネウボラ」の導入、「ランチデー」の導入、「ランチタイム」の導入、「毎日ランチデー」の導入、「マタニティー・ランチデー」の導入、「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入、新制度における保育料の独自軽減の拡充

(3) 女性の妊娠・出産・就業の支援（8事業）

「不妊治療費助成事業」の導入、「産前産後ケア事業」の導入、「産後ママ相談」の導入、「いいお産の日 in ちとせ」のイベント開催、幼保連携型認定こども園の普及促進、小規模保育の導入、「保育士等人材バンク」の導入、「保育士就職セミナー」の開催

(4) 住民のワークライフバランスの向上（6事業）

「げんきっこセンター」の開設、児童館型地域子育て支援センターの導入、子育て支援センターの休日開館等の導入、一時預かり事業の拡大、ファミリー・サポート・センターの負担軽減、イクボス宣言の普及啓発

(5) 家庭や地域での子育て力の向上（7事業）

「9館合同児童館まつり」の開催、「子育てブログ」の導入、子育てガイド&おでかけMAPの作成、「子育てスキルアップ講座」の導入、「親子deフリマ!」の開催、「企業連携ぶちゼミ」の開催、「ちとせ子育て特典カード」の拡充

No.	事業名	出産前	乳幼児 (0歳～5歳)	小学生 (6歳～11歳)	中高生 (12歳～18歳)	No.	事業名	出産前	乳幼児 (0歳～5歳)	小学生 (6歳～11歳)	中高生 (12歳～18歳)
1	不妊治療費助成事業の導入	■				15	学童クラブの対象学年・定員の拡大			■	
2	産前産後ケア事業の導入	■				16	ランドセル米館の導入			■	
3	いいお産の日 in ちとせの開催	■				17	中高生タイムの導入				■
4	幼保連携型認定こども園の普及促進		■			18	ちとせ学習チャレンジ塾の開設				■
5	小規模保育の導入		■			19	“児童館においでよ”メッセージ発信			■	
6	新制度保育料の独自軽減の拡充		■			20	ちとせ子育てコンシェルジュの導入	■	■		
7	インクルージョン保育の導入		■			21	子育てスキルアップ講座の導入	■	■		
8	児童館型子育て支援センターの導入		■			22	子育てブログの導入	■	■		
9	ママサポート（訪問支援）の導入		■			23	子育て支援センターの休日開館の導入	■	■		
10	ランチデー・ランチタイムの導入		■			24	ちとせ版ネウボラの導入	■	■		
11	転入親子ウエルカム交流ツアーの導入		■			25	9館合同児童館まつりの開催	■	■		
12	企業連携ぶちゼミの開催		■			26	げんきっこセンターの開設	■	■		
13	5歳児相談の導入		■			27	養育支援ヘルパーの導入	■	■		
14	ファミリー・サポート・センターの負担軽減		■			28	親子deフリマ!の開催	■	■		
						29	子育てガイド&おでかけMAP作成	■	■		
						30	保育士等人材バンク、就職セミナー開催	■	■		

↑ [表1] ライフステージ別の主要事業一覧

4. 児童支援体制について

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置

千歳市では子育て世代包括支援センター[※1]を「ちとせ版ネウボラ[※2]」として平成28年10月から大々的に実施している。この「ちとせ版ネウボラ」が既に設置されていたことで、平成29年4月に、子ども家庭総合支援拠点をスムーズに設置できたとの説明があった。子育て世代包括支援センターと歩調を合わせ子育て支援を活性化させたことは、他の自治体には見られない点ではないかと思う。また、新たに実施が必要な事業が特になく、さらに、支援拠点の職員配置に必要な有資格者も既に揃っていたことも、速やかに設置できた大きな理由とのことであった。従来から行われている市の取り組みとうまく共存したようである。

※1 子育て世代包括支援センター：平成29年4月施行母子保健法により法定化された妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うワンストップ拠点。国はおおむね平成32年度末までに全国展開を目指している。

※2 ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場所」。約70年前にフィンランドで発祥した制度で、ネウボラナース（保健師・助産師）がきめ細やかに話を聴き、母親と子どもを中心としながら家族全体を支援する仕組み。



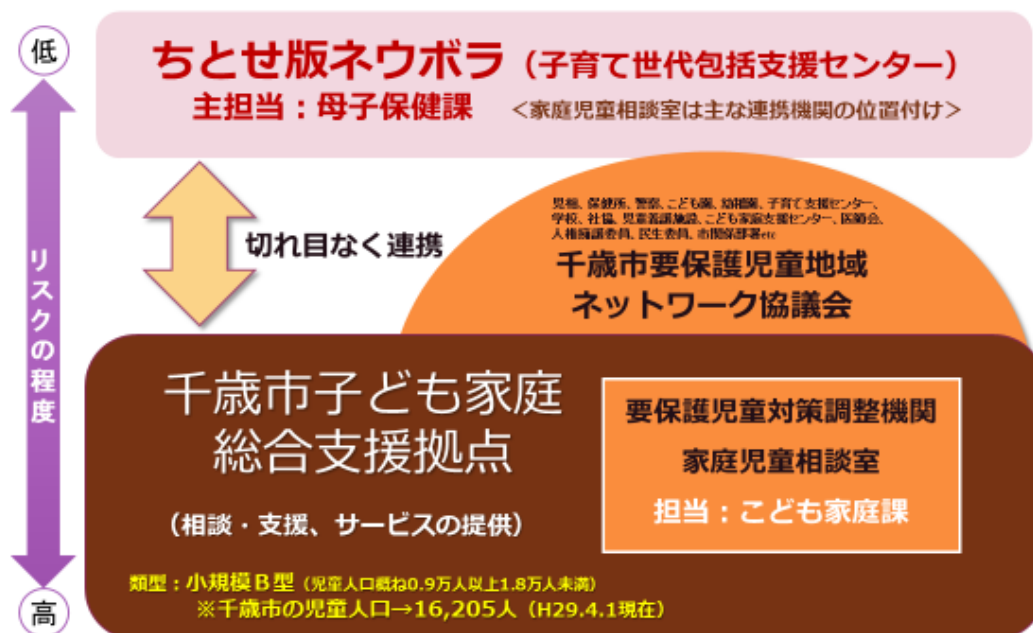
↑ [写真2]

「子育てスキルアップ講座」の様子

(2) 児童支援体制の概要

「千歳市子ども家庭総合支援拠点」は「千歳市家庭児童相談室」を包含し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会（要対協）」の調整機関を担っている。担当はこども家庭課で、場所は市役所の庁舎内にある。「ちとせ版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）」の担当課は母子保健課であり、場所は市役所に隣接した保健センターである。場所

や担当が分かれているため、一般的には連絡調整が取りにくいと思われるが、切れ目なく連携している点が重要であることが分かった。連携を助けたポイントはネウボラの会議や要対協の会議などで情報共有をひんばんに行っていることであり、人と人の距離の近さが支援をよりスムーズにした根本的な理由と言える。



↑ [図3] 児童支援体制 (イメージ図)

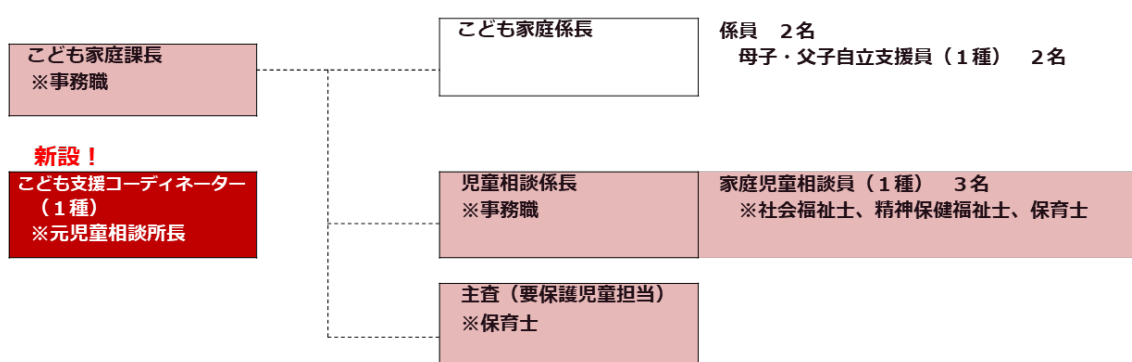
	児童虐待	養護・その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	総数
H28	147	219	0	0	0	2	6	93	30	6	0	30	2	0	60	12	607
	24.2%	36.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	1.0%	15.3%	4.9%	1.0%	0.0%	4.9%	0.3%	0.0%	9.9%	2.0%	100.0%
H27	104	150	0	3	0	0	4	107	38	6	0	5	10	0	44	13	484
	21.5%	31.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.8%	22.1%	7.9%	1.2%	0.0%	1.0%	2.1%	0.0%	9.1%	2.7%	100.0%
H26	84	208	1	1	0	0	3	129	21	1	1	11	3	0	34	3	500
	16.8%	41.6%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.6%	25.8%	4.2%	0.2%	0.2%	2.2%	0.6%	0.0%	6.8%	0.6%	100.0%

↑ [図4] 児童相談受付件数

5. 子ども家庭総合支援拠点を設置する上で有効だった事柄

- (1) コーディネーターを配置

児童相談所等での勤務経験を有し、北海道内の児童相談所の所長を経験した方をこども支援コーディネーター（平成29年4月新設）として迎えている。コーディネーターは、道内の各現場で培った経験を伝えると共に、随所で豊富な経験を生かして支援者側の精神的な拠り所として活動の一端を担っている様である。また、コーディネーターがいない時期に比べて関係機関との風通しが良くなり、支援者間での支え合いが信頼を生み、支援の質が高まるなど良い循環を生じているコーディネーター＝心強い＝安心感という方程式が成立している訳である。コーディネーターを介して児童相談所を含めた関係機関との連携が円滑になっており、横の連携を支える潤滑剤となる人材の重要性が改めて浮き彫りになった事例である。



2017/4/1現在

↑ [図5] こども家庭課の体制

(2) 要綱作成

千歳市では、北海道では初となる子ども家庭総合支援拠点設置にあたり、要綱をいち早く作成している。要綱の作成については、北海道庁が積極的に協力してくれた事がスムーズに要綱の作成を後押ししたようである。

6. 拠点を作って良かった点

子育てに関する関心が元々高い市であった為、子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、新たに実施が必要な事業は特になかったが、実施中の各種の施策の中で今まで補助金が出なかった部分に補助金を活用できることになったことは、非常に大きなメリットだったとのこと。例えば、家庭児童相談員の給与や子育てカウンセリング等の経費等、市費のみでまかなっていた費用が、補助金によって負担が減ったとの報告があった。今まで部署として負担になっていた経費を補助金に含める事が可能になったことは、幾つものメリットとして報告されている。また、こども支援コーディネーターが設置できたことも、この補助金を活用できたためである。これらは活動を支える事例の1つである。

7. 関係機関との連絡調整

円滑に子育て支援を行う為には関係機関との連携が重要である。現在、子ども家庭総合支援拠点では、大きく分けて3つの形で関係機関と連携を行っている。

(1) 千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会を活用

代表者会議や実務者会議・個別ケース検討会議などで情報共有を行う。

(2) 北海道中央児童相談所との連携

児童福祉司の面接に同行 H28 年度：177 回

児童相談所での一時保護人数 H28 年度：8 人

施設入所人数（里親委託含む）H28 年度：11 人

児童相談所巡回相談（療育手帳判定、心理検査等）H28 年度：11 回（60 人）

児童相談所から打診を受けたケースへの個別のペアレントトレーニング（「子育てスキルアップ講座」主として虐待をした親向け）を実施（一時保護所や施設から家庭復帰に先立って実施している）

(3) こども園との連携

市内の主なこども園（28 園）と連携、経過観察票を使って全園児の養育状態をチェックする「おや？おや？安心サポートシステム」を平成 25 年から実施している。特に養育状態が気になるこどもについては、「ケース検討会議」を開いて個別に検討する仕組みを整えているとのこと。H28 年度のケース検討会議対象児童は 21 人であった。

8. 今後の課題

(1) 家庭児童相談員等の待遇の問題

支援拠点を継続して運営するにあたっては、非常勤職員の活用は非常に大切であり、大きな戦力である。千歳市では家庭児童相談員（非常勤職員）が子ども家庭支援員を兼ねており、平成 29 年度の月額報酬は 15 万 5000 円であったが、支援拠点化を理由に、来年度から 16 万 700 円に引き上げた。しかしまだまだ十分ではないと考えているが、算定根拠が明確ではないため、さらなる増額要求が困難であるとのことだった。支援拠点の職員には、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等、専門性の高い資格が必要になるが、そのスキルに相応しい給与が実現できないという点で大きな問題であり、このため、国が一定の基準を示すことなど何らかの手当をしてほしいとの現場の要望があることが分かった。

(2) 人員不足の問題

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士等、資格を持っている人材が不足している

点である。市役所が求人しているにも関わらず応募者が来ない実態が報告されている。地方では有資格者の数が十分とは言えないため、今後はさらに専門性の高い人材の獲得競争となることが懸念される

以上

【参考文献・資料】

図 1～図 5、写真 1～写真 2、表 1 千歳市提供資料

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

石川めぐみ

井上玲亜

宗像市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月20日

1. 宗像市の概要

- ①面積
120 km²
- ②人口
97,288人（平成29年4月1日現在）
- ③児童数
16,201人（平成29年4月1日現在）
※18歳未満人口
- ④類型
小規模B型
- ⑤組織体制・人員配置



↑（図1）県内における宗像市の位置

○平成30年度以降

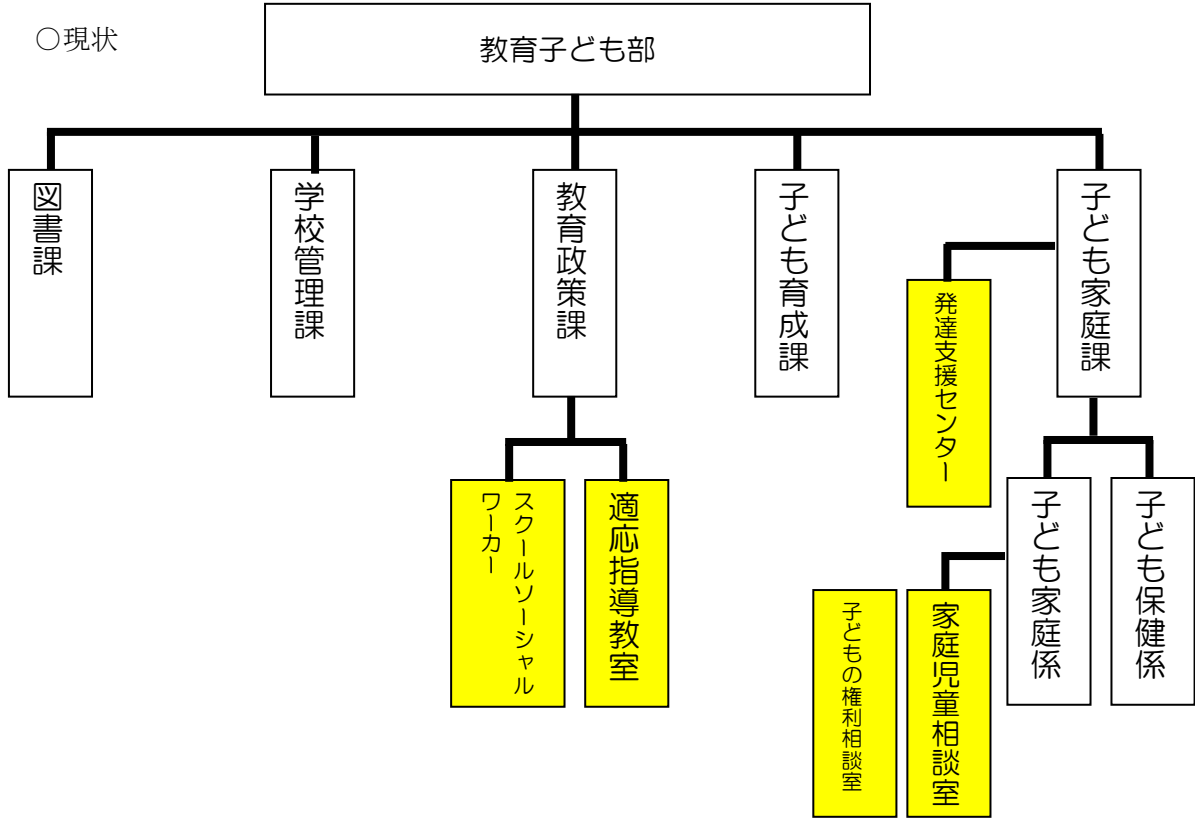
係名	人員と職種	人数
	課長	1名
子ども相談係 (計7名)	係長(社会福祉士)	1名
	係員	
	(正規職員:社会福祉士)	1名
	(任期付:スクールソーシャルワーカー)	1名
	(任期付:社会福祉士)	1名
	(非常勤:社会福祉士)	3名
発達支援係 (計6名)	係長(保健師)	1名
	係員	
	(正規職員:保健師、特別支援教育士)	1名
		1名
	(正規職員:社会福祉士)	1名
	(任期付:言語聴覚士)	1名
	(任期付:臨床心理士)	1名
	(非常勤:事務)	
適応指導係 (適応指導教室) (計3名)	係長	課長兼務
	室長(任期付:元校長)	1名
	指導員(非常勤:教員)	2名
※子どもの権利相談室 (計2名)	相談員(非常勤:教員)	1名
	(非常勤:臨床心理士)	1名
総数		19名

平成29年度は、教育政策課が管轄。県費1名、市費1名を報償費で延べ週3日任用。城山中、東郷小で勤務

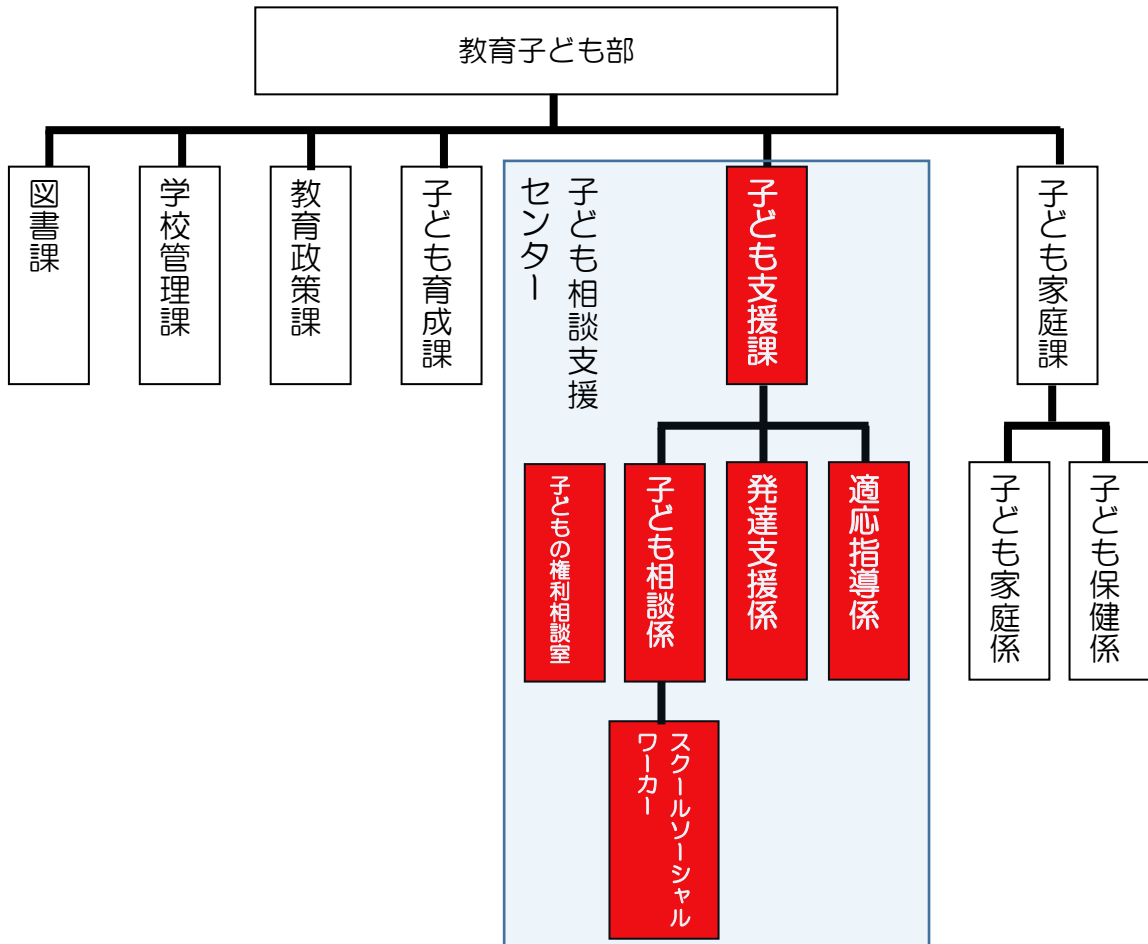
平成29年度は、指導員3名。利用する生徒数の状況から2名体制へ。

※平成29年度は、総数18名+スクールソーシャルワーカー2名

○現状



○平成 30 年 4 月以降

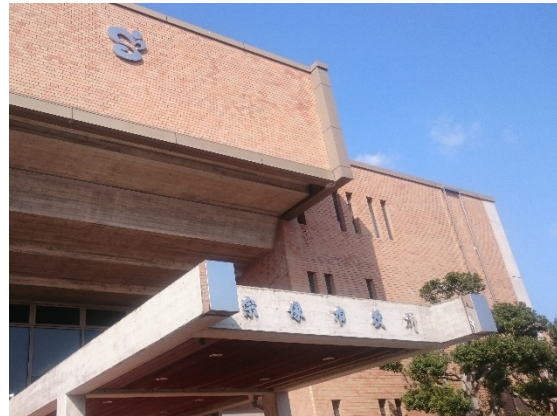


2. 支援拠点開設までの経緯

宗像市は、平成 21 年度に教育子ども部を設置し、子どもと家庭に係る相談事務に先進的に取り組んできた。

平成 25 年 4 月に、宗像市子ども基本条例（平成 24 年 3 月宗像市条例第 13 号）に基づき、子ども家庭課子ども家庭係に家庭児童相談室及び子ども権利相談室を設置した。これは支援拠点の機能を有するものである。

平成 30 年 4 月に、妊娠期から 18 歳までの子どもと家庭に係る問題への早期対応に当たる相談窓口を一本化するため、「子ども相談支援センター」を設置予定である。



↑（写真 1）支援拠点外観

3. 組織改編

①平成 25 年 4 月以降の組織体制

市の機関として、子ども家庭係（係長 1 名、係員 1 名）の中に家庭児童相談室（相談員 4 名）が設置されている。

第三者機関として、宗像市子ども基本条例第 21 条の規定により、子どもの権利救済委員が設置されている。子どもの権利救済委員は、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の 3 名で構成され、独任制である。その 3 名のほかに子どもの権利相談員を 2 名配置している。施設としては子どもの権利相談室が設置されている（通称「子ども相談センター」。写真 2）。事務局は市の子ども家庭係が担当する（担当係長 1 名）。

②平成 30 年 4 月以降の組織体制

教育子ども部に子ども支援課を新設する。

子ども家庭課子ども家庭係の家庭児童相談室及び子ども権利相談室、教育政策課の適応指導教室及びスクールソーシャルワーカー（S S W）を子ども支援課に移管する。



↑ (写真2)「子ども相談センター」



↑ (写真3) 相談室

4. 支援拠点開設に有効だった事柄

①既存の体制の活用

平成 21 年度の子ども部設置、平成 25 年 4 月の家庭児童相談室及び子どもの権利相談室設置により、支援拠点の機能を担う機関が既に構築されていた。

②市幹部の目的意識

市長のリーダーシップがあり、予算上の措置を円滑に受けることができた。

支援拠点の整備については、市長及び部課長の意向による影響が大きい。設置ありきではなく、市幹部が「子どもの権利擁護」「子どもの命を守る」という目的意識を持っていたことが設置につながったと考えられる。

③条例上の根拠

宗像市子ども基本条例が既に制定されており、条例に根拠を置くことで円滑に組織を整備することができた。

5. 支援拠点としての今後の方針

①人材育成

正規職員・任期付職員と非常勤職員が組んで対応し、支援拠点に必要な研修の受講を義務化している。なお、採用後に社会福祉士資格を取得する正規職員が増えているが、市としての補助制度はない。

②人材確保

非常勤職員の人材確保が難しい。近隣の都市部である福岡市などに人材が流出していることが要因と考えられる。

6. 家庭児童相談室及び子どもの権利相談室の概要

家庭児童相談室は、親及び学校関係者からの相談を受け、必要な支援を行うとともに、ネットワーク作りを支援する。

子どもの権利相談室は、子どもから直接相談を受ける。主な事例はいじめ、体罰及び不登校であり、自立支援を行う。

発達支援係が0歳から中学卒業までの子どもを対象に検査及び親への相談を行うため、子ども支援課は、全体として、0歳から高校卒業までの全ての子ども及び家族を包括的に担当することにより、効果的な支援を行うことができる。

子ども支援課は宗像市役所本庁舎1階にあり、同じ階に子ども家庭課及び子ども育成課（保育所と学童を所管する。）があり、連携しやすい（図4）。

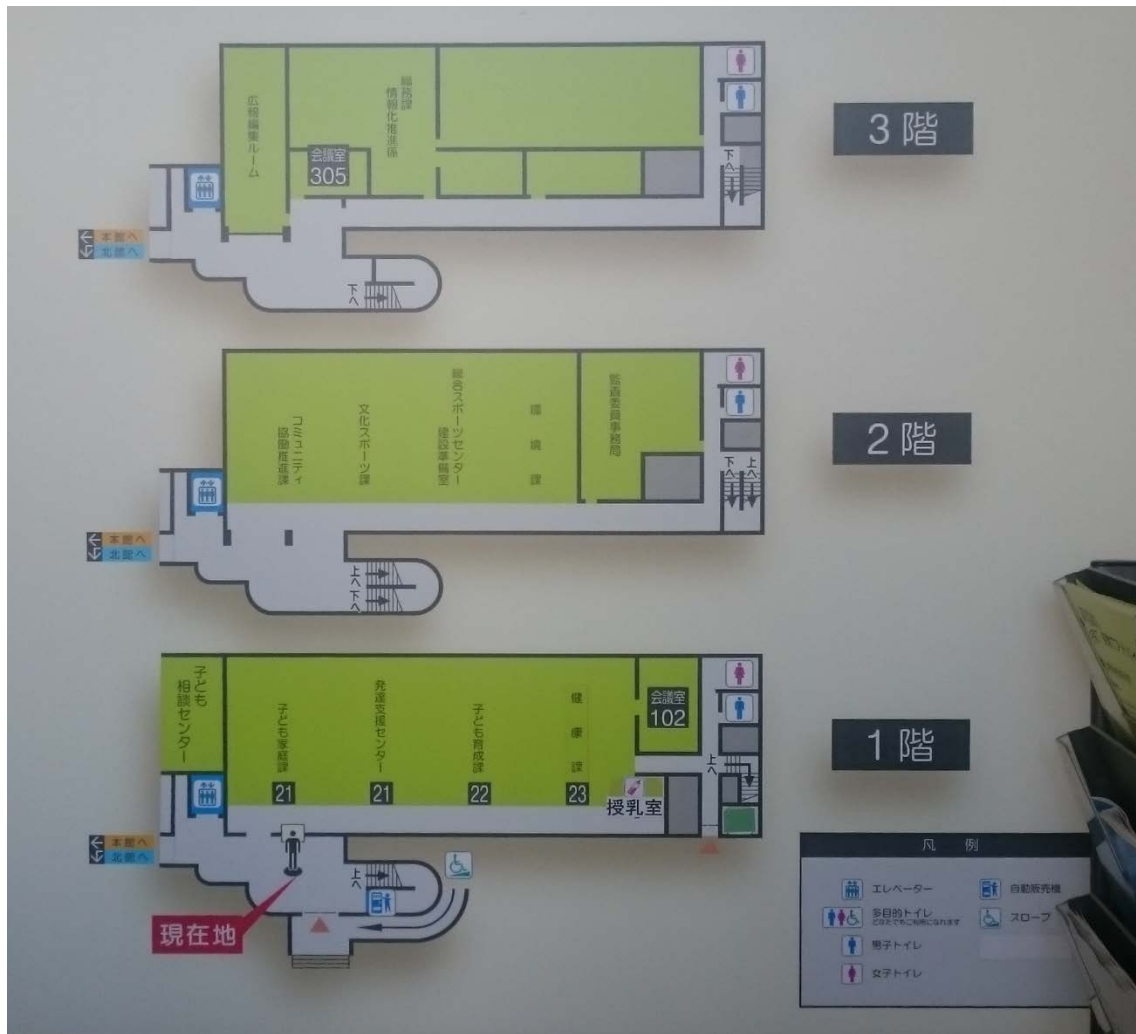
福岡県の児童相談所は近隣にあり、連携して対応している。



↑（写真4）教育子ども部窓口

7. 全体の感想

市の担当者責任者が、そもそもの児童福祉法改正の理念を十分意識しており、子どもを中心にしたどのような制度設計をしていくべきなのか、その観点から市の子ども部門の体制整備を考えており、国・県の支援の下にという意識ではなく地域を自らがどう作っていくのかの意識を強く感じた。



↑ (図4) 宗像市役所本庁舎案内図

8. 参考

(図1) Map Fan より引用 <https://mapfan.com/pref/40> (閲覧日: 2018年3月4日)

ヒアリング調査報告
 鈴木秀洋
 二島克良
 井上玲亜

山口市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月9日

1. 山口市の概要

①面積

1023.23 km²

②人口

196,007 人

③児童数

32,013 人

(2018年2月9日調査時点)

③類型

中規模型



山口市では、平成26年4月に「やまぐち子育て福祉総合センター」が、平成28年10月には「やまぐち母子健康サポートセンター」がそれぞれ開設され、「山口市家庭児童相談室」と連携して、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行っている。山口市内には26か所の地域子育て支援拠点施設があり、それらの施設とも連携して子育て支援を実施している。



山口市役所
(家庭児童相談室)

連携

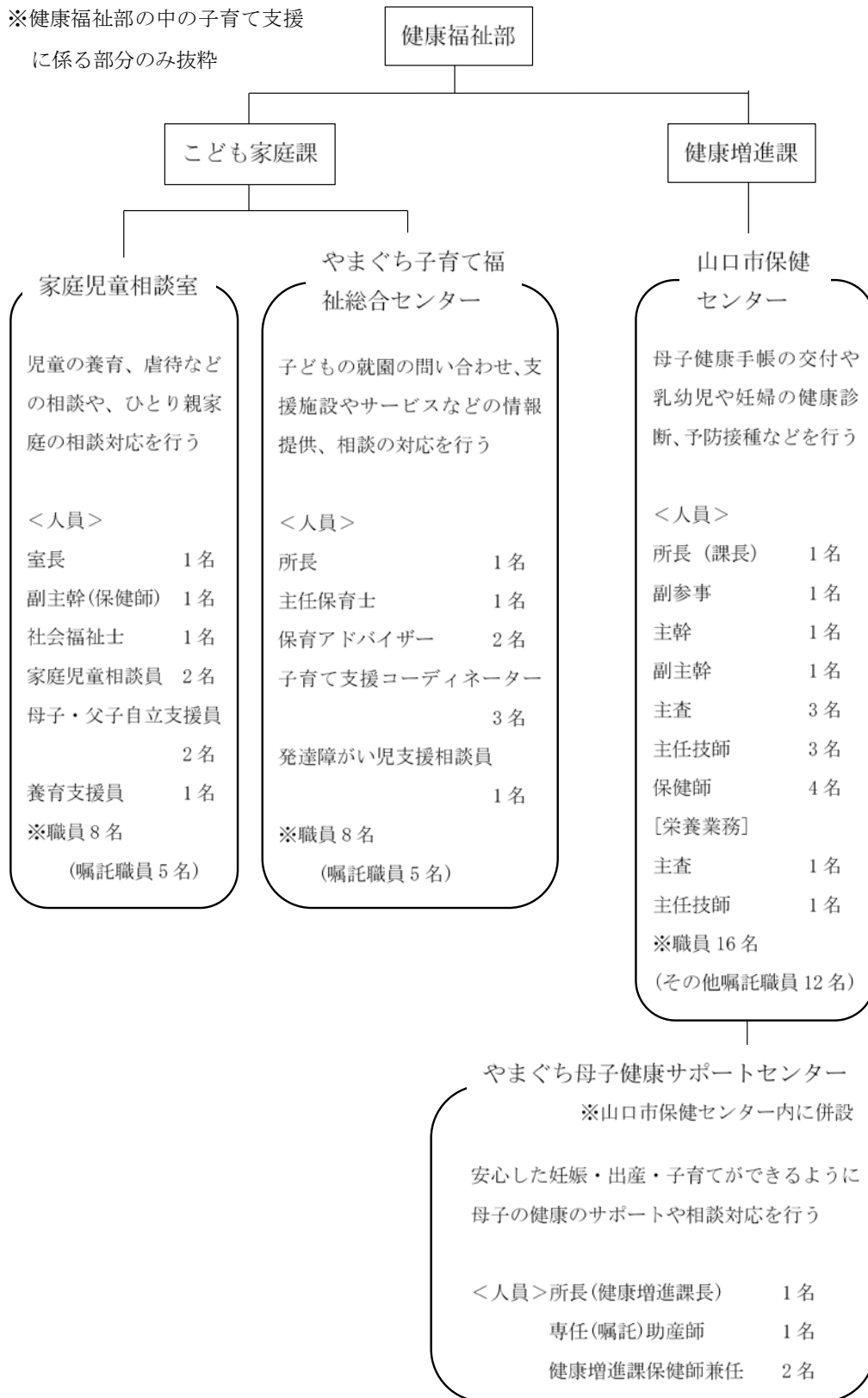


山口市保健センター
(やまぐち母子健康
サポートセンター)

やまぐち子育て福祉総合センター

<組織体制>

※健康福祉部の中の子育て支援に係る部分のみ抜粋



2. 各支援拠点に係る概要

① 山口市保健センター

(やまぐち母子健康サポートセンター)

安心した妊娠・出産・子育てができるように、母子の健康のサポートや相談対応を行う

<人員>

所長(健康増進課長)

専任(嘱託)助産師 1名

健康増進課保健師兼任 2名

※平成29年度 専任(嘱託)保健師を1名増員する。



↑平成28年10月に山口市保健センター内1階に開設された。

開設以降6か月間で753人が利用しており、PRや口コミにより利用者が増加している。事前予約による時間制限はなく、電話やメールでの相談、職員が直接家に訪問しての相談も可能となっている。匿名での相談も受け付けており、誰でも気軽に相談ができるような配慮をしている。実際にヒアリング調査を行った日も多くの子ども連れの母親の姿が見られた。必要に応じて関係機関の情報提供も行っている。もちろん、母親だけでなく、父親の来訪・相談も受け付けており、本人以外からの相談も受け付けている。

保健センター内に併設されているため、母子手帳交付の段階から職員と母親・父親との間で顔見知りの関係を作ることが可能となっている。山口市内には山口市保健センターを含めて6か所の保健センターがある。やまぐち母子健康サポートセンターではそうした他の保健センターとも連携を取りながら支援を行っており、それぞれの地域に合った幅広いサポートができるような取り組みも考えてきている。

利用人数が増えているなかで、どう対応していくかの課題も生じている。このことに関しては平成29年から専任の保健師を1名増員することで対応するとなっている。また、やまぐち母子健康サポートセンター内の相談スペースが遊び場ようになってしまったことで、ひとりで相談したいと思っている人が利用しづらくなってしまっているのでは、との懸念もある。

<山口市保健センター内1階の簡易見取り図>



★入って左の奥の部屋が「母子健康サポートセンター」となっている。ドアの窓は大きくしてあり、初めてで躊躇してしまう方がいても中にある職員がすぐに気が付けるような仕組みになっている。



★入ってすぐ目の前は窓口になっている



★赤ちゃんのための授乳スペースも確保されている

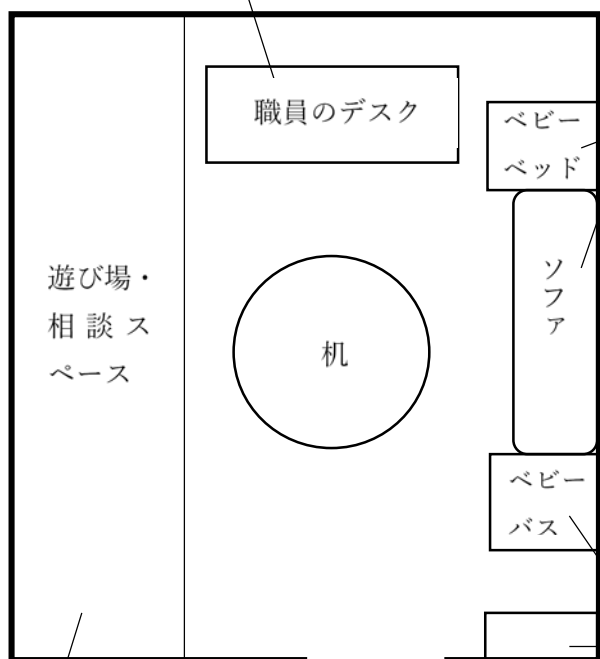


★相談室の前には母子情報に関する広告がたくさん置かれている。子育て支援施設やサービス、子育てに関する自主グループなどの情報提供も行っている

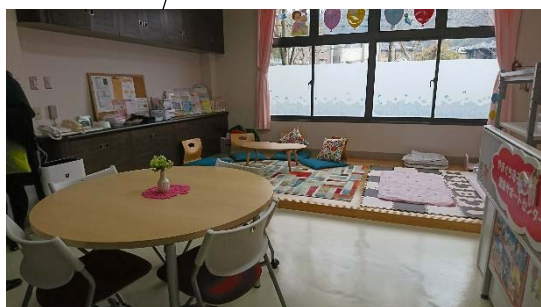
<やまぐち母子健康サポートセンター内>



★職員のデスクは入口の正面にあり、自然と廊下が目に入るようになっている。これによって初めてで相談を躊躇している方に職員から声かけられる



★部屋の隅にはベビーベッドとソファが置いてあり、ここで子どもを寝かせることも、授乳をすることも可能となっている



★相談中に子どもが遊べるスペース。ベビースケールで赤ちゃんの身長・体重を図ることも可能で、その場で赤ちゃんの成長に関する相談を行える。職員も一緒になって測定することで、より親身な対応をすることができる



★ベビーバスも置いてあり、沐浴の指導・練習も受けられる。

②やまぐち子育て福祉総合センター



山口保育園内の2階に平成26年4月に開設され、子どもの就園の問い合わせ、支援施設やサービスなどの情報提供、相談の対応を行っている。



保育園と併設しているため、初めての保育園でも実際の保育園の環境が実感できるようになっている。子育てに関する様々な相談を受け付けており、それぞれの家庭に合わせた情報提供も行っている。産後うつによりセンターまで来れない方に対しては職員が同行支援することもあり、職員自らが積極的に外へ出での相談・支援も行っている。

また、保護者や子育て支援者向けの研修会も多く行っており、資質向上を図るとともに相互の交流の場を設けている。そうした研修などを「やまぐち子育て福祉総合センター」内で行い、その研修内容やセンターの活動などをブログで発信することでより多くの人に知ってもらおうとしている。

山口市内には私立・公立合わせて48の保育施設がある。しかし、保育士が少ないため山口市は待機児童が山口県内でも非常に多い。そこでやまぐち子育て福祉総合センターでは「保育士資格応援講座」や保育士資格はあるが保育士として働いたことがない・以前保育士として働いていた人向けの「保育士再チャレンジ講座」を開催し、保育士育成にも力を入れている。



↑「保育士再チャレンジ講座」のお知らせ



←様々な情報の提供

<施設内の紹介>



←ベビーカーを使っても2階のセンターまで来られるようにエレベーターを設置



↑大きな窓が付いたドアで中の職員が外の様子にすぐに気が付けるようになっている



←子供の遊び場もあり、子どもを連れていても気軽に相談できるような環境



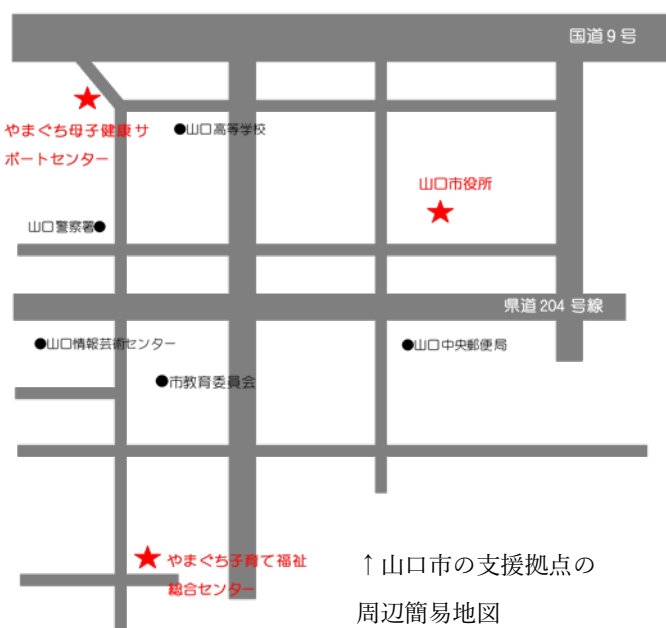
←本人の希望があれば、プライバシーに配慮した相談室で一对一での相談も可能な配慮



3. 支援拠点開設・運営に有効だった事柄

山口市の支援拠点はひとつの機関がひとつの建物内で機能しているわけではなく、3つの機関がそれぞれ別の建物で連携することで支援拠点として機能している。それぞれの機関単体では国が定める支援拠点の要件を満たしてはいないが、3つの機関を合わせることで支援拠点としての要件を満たしている。

建物が別々でも上手く連携がとれている理由として挙げられる点としては、お互いの活動拠点が近くにあることである。



これらの3つの機関は車で約5分の距離にあり、連携がきちんと取れる環境になっている[左地図]。必要があれば職員が電話のやり取りではなく直接会いに行くこともあり、お互いに顔の見える関係が構築されている。

また、やまぐち母子健康サポートセンターとやまぐち子育て福祉総合センターの間には市教育委員会もあり、子どもが小学校などに上がってもサポートできるような環境が整っている。

また、現場にいる職員のアイデアや意見に対して、所属が異なっても上手く連携がとれており、協力体制が構築できていることも支援拠点の構築・連携がスムーズに進む一因ではないかと考えられる。実際にやまぐち子育て福祉総合センターで行われる多くの研修会も関係構築の協力があってこそのものである。

4. 現在の課題点

現在の所、山口市の支援拠点において予算面や場所などの問題は感じられなかった。人員については、保育士や保健師不足が懸念されている。やまぐち子育て福祉総合センターで保育士育成のための講座を開催しているとはいえ、今後の支援拠点のニーズが高まっていくにつれ大きな課題になっていくと考えられる。

また、産後うつなど心の病に悩む母親に対する支援の強化や広域な市域で地域内のつながりをどうしていくかも今後の課題となっている。

5. 今後の課題に対する対策

山口市の今後の対策として挙げられるのは、①職員の異動・交流、②保育士育成への働きかけ、③研修会参加の推進、である。②の保育士育成に関してはやまぐち子育て福祉総合センターで講座が開催されているが、それを含めてその他の研修への参加を推進していくことである。

また、山口市では子育て支援に関係するパンフレットなどを発行しており、こうしたパンフレットなども市民に知ってもらうことが重要ではないかと考えられる。



←(左から順に) やまぐち母子健康サポートセンター、山口市、やまぐち子育て福祉総合センターで発行しているパンフレット。特に山口市が作っている「子育て支援情報ハンドブック」には多くの情報が掲載されており、子育てに悩む母親・父親の心強い味方になっている。

やまぐち母子健康サポートセンター、やまぐち子育て福祉総合センターの情報だけでなく、出産後に受けられる支援や助成、手当などの情報、健康診断や予防接種、保育園・幼稚園への入園についても記載されている。また、山口市内の夜間救急病院や休日受診の診療所の連絡先なども記載されている。

🌸 もくじ 🌸

<p>あなたの身近に相談窓口があります</p> <p>1 妊婦おめでとうございます 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ やまぐち母子健康サポートセンター 1 ■ 妊婦したら保健センターへ 3 ・ 母子手帳の交付 ・ 妊婦健康診査 ・ 妊産婦産科健康診査 ・ マタニティー講座 ・ 産前・産後のママサロン ・ 妊産婦及び乳児への粉ミルクの支給 ・ 母子保健推進員 ・ 妊婦高血圧症候群等療養支援 <p>2 ようこそ赤ちゃん</p> <p>出産～思春期までの各種支援 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 赤ちゃんが生まれたら 5 ・ 出生届 ・ 国民健康保険への加入 ・ 赤ちゃん誕生はがき ・ こんには赤ちゃん事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種 11 ・ 定期予防接種 ■ 育児支援、子育て支援 (中学生までを含む) 13 ・ 育児講座 ・ 母子相談 ・ 親子のきずなづくり (BPプログラム) ・ ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム ・ げんきっこ教室 ・ 幼児発達支援学級 ・ 乳幼児発達クリニック ・ フックスタート体験会 ・ 家庭教育訪問支援受付ダイヤル ・ 家庭教育講座「子育てでマナビィ」 ・ 5歳児発達相談会 <p>3 子育て支援施設・サービスを利用しましょう 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち子育て福祉総合センター 15 ■ 地域子育て支援拠点施設 17 ■ 児童館 44 ・ 特別支援教育 ・ 特別支援学校 ・ 就学援助 ■ 学校生活の悩みと相談 71 ・ 就学相談 ・ あすなろカウンセリング ・ あすなろ教室(山口市教育支援センター) ・ スクールカウンセラー (SC) 派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談 76 ・ 母子・父子自立支援員 ・ 母子寡婦福祉連合会 <p>11 どうしよう急な病気やけが 77</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休日・夜間に受診するとき ・ 山口市休日・夜間急病診療所 ・ 山口地域夜間こども急病センター ・ 土曜日・休日(祝日)の在宅当番医 ・ 小児救急医療電話相談 ・ やまぐちのお医者さん navi <p>12 子育てに関する相談窓口と問い合わせ先 78</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育てに関すること 78 ■ 障がいや発達などに関すること 79 ■ 子どもの急な病気のこと 80 ■ 保護者のこと・夫婦のこと 80
---	---	---

↑「山口市子育て支援情報ハンドブック」目次抜粋

6. ヒアリング調査における全体的な感想

具体的な「連携」というものがどういうことなのかを肌で感じる事ができた。拠点にどのように人や情報を継続的に集め、かつ、その拠点からどのように地域にアプローチしていくのか。保育園と同居する福祉総合センターを中核とする山口市の取組は特筆すべき運営手法であると感じた。

【引用文献】

[図1] Map Fan より引用

URL: <https://mapfan.com/pref/17> (閲覧日: 2018年2月12日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
黒田佳祐
井上玲亜
木森麻紀

岩国市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月9日

1. 岩国市の概要

①面積

873.72 km²

②人口

137,153 人

※外国人登録者数を含む
(平成29年4月現在)

③児童数

20,151 人

(平成29年4月現在)

※18歳未満

※外国人登録者数を含む

④類型

小規模C型

⑤組織体制・人員配置 (平成29年度)



↑ (図1) 県内における岩国市の位置

区分	資格等	業務内容
虐待対応専門員(3名)	社会福祉士1(正) 保健師2(正:他課兼務)	虐待相談・虐待が認められる家庭への支援
子ども家庭支援員(3名)	社会福祉士・精神保健福祉士1(正) 保育士2(正・臨時)	総合調整・養育困難な家庭への支援
家庭相談員(2名)	保健師1(嘱託)、保育士1(嘱託)	子育て等の相談・支援

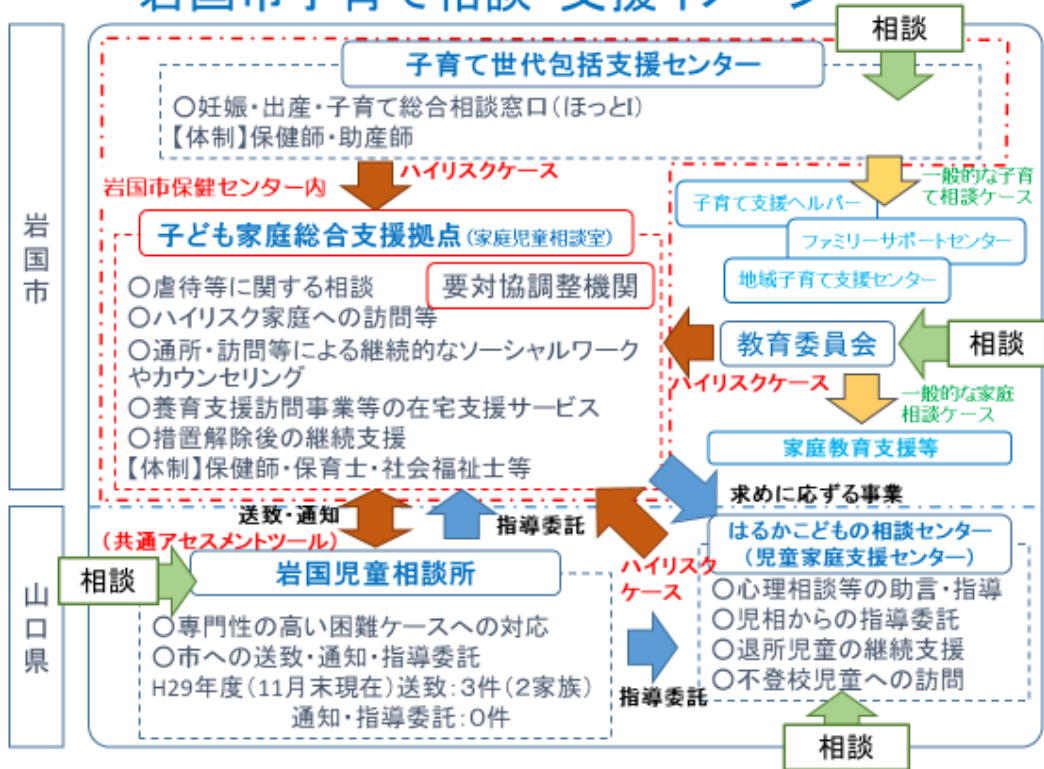
【職員体制】職員数8名

2. 岩国市の子ども家庭総合支援拠点 (家庭児童相談室) の概要

実施業務

- ・子ども家庭支援全般に係る業務
(窓口・電話・家庭訪問による相談)
- ・要保護児童等への支援業務
(児童相談所の指導措置委託を受けて市が行う指導等)
- ・要保護児童対策地域協議会事務局
- ・養育支援訪問事業の実施
(在宅支援のコーディネート等)

岩国市子育て相談・支援イメージ



赤の点線部分が保健センター内に設置されている。相談自体は子育て世代包括支援センターの電話番号を主にPRして窓口（ポピュレーションアプローチ）となり、ハイリスクなものは子ども家庭総合支援拠点で対応している。また、教育委員会や児童相談所等とも連携体制はできている。岩国市内には相談・支援の専門機関である児童家庭支援センターがなかったため児童養護施設等を運営する社会福祉法人「はるか」の市内移転に伴い、児童家庭支援センターの設置を県に要望し、平成29年7月に開設となり、相談対応等を連携しながら支援を行っている。



3. 支援拠点開設までの経緯

子ども家庭総合支援拠点を設置する以前に、日常業務において、保健・福祉・教育の子育て相談・支援を担当する部署との情報共有の面などで連携を取っていくことが難しい点もあったことから、子育て世代包括支援センターの設置を計画するときから、どのような形で連携を取っていくことがよいのかを協議していた。平成27年10月、子育て相談窓口の充実と子育ての切れ目のない支援をおこなうため、先行して子育て世代包括支援センターを設置した。その後、児童福祉法の改正により子ども家庭総合支援拠点の設置を合わせて協議し、子育て世代包括支援センターと同一フロアにて業務を行えるよう、家庭児童相談室を保健センターに移転し、子ども家庭総合支援拠点を設置した。

4. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 施設面

保健センター内に設置という事で、相談室等は元からあったことから設備等の確保には困らなかった。さらに同一フロア内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同居する形となり互いがどのように動いているのかを知ることが出来るとともに、連携が取れやすい。教育委員会とは物理的には離れているが、以前から要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で連携が取れており、情報共有をするため適宜会議を行うなど担当者の顔の見える連携を取っている。

(2) 要綱の設置

岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱(平成29年4月1日要綱第39号)

最終改正:平成29年4月1日要綱第39号

改正内容:平成29年4月1日要綱第39号[平成29年4月1日]

○岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱
平成29年4月1日要綱第39号
岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定に基づき、本市に居住する児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、岩国市子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援拠点は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に係る「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(以下「国要綱」という。)第4項各号に掲げる業務を行うものとする。

(設置場所)

第3条 支援拠点は、こども支援課家庭児童相談室に置く。

(職員配置)

第4条 支援拠点には子ども家庭支援員2人、虐待対応専門員2人を常時置くものとする。ただし、子ども家庭支援員のうち1人及び虐待対応専門員については、非常勤職員とすることができる。

2 前項の子ども家庭支援員及び虐待対応専門員は、国要綱別表に定める資格を有する者とする。

3 支援拠点には第1項の子ども家庭支援員及び虐待対応専門員のほか必要な職員を置くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 人員配置

ベテランと新人を組ませて、対応をさせている。多職種（保健師・保育士・精神保健福祉士・社会福祉士）の人材を配置し、各分野の専門的な視点から支援を検討できる体制としている。

(4) 児童相談所との連携

個別ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会、学校主催）に参加してもらっている。また、毎週1回、児童相談所で行っている援助方針会議に市職員も参加している（岩国市のケースの箇所のみ）。普段から対応に苦慮しているケースについてもどのように対応していけばいいのかを相談し、アドバイスを受けることができる関係が構築されている。



← 岩国市保健センター



岩国市子育て世代包括支援センター →
(家庭児童相談室を含む)

5. 設置したことの利点

子育ての相談・支援体制を充実しようとしていく中で、子育て世代包括支援センターでも考えていたステップアップの形で活用することが出来た。『皆が一緒になって考え対応していけるようになればいいと考えていたことから』、後押しになった。子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の意味がきちんと示されることで、ステップを進めていく中での動きやすさや財政等確保の話をしていく中での根拠にはなる。要綱を設置したことによって、組織体制の維持等ができていく。

設置したことの利点は、市と児童相談所のリスクに応じた役割分担を考えるきっかけとなった。加えて、市の子育て相談・支援においてハイリスクケースについては子ども家庭総合支援拠点が中核となり支援方針等の決定や関係機関への役割分担の依頼、在宅での支援を必要とする児童等への積極的な支援を実施することが可能となったことと考えられる。

6. 今後の方針

人員として保健師資格を持つ臨時職員を1名増員するため募集しているが応募はなく人材の確保が課題となっている。補助金では給料、職員手当等は対象経費とされていないため正規職員での募集をかけることが出来ず、新社会人になる人が選択してくれないのではないかと思う。有資格者の職員OBに声をかけてはいるものの、なかなか人材を確保することが出来ない。事案が増えて難しいケースも多い中で子どもたちの事を考えて対策をしていくためには、やはり専門職の人を増やしたい。特定妊婦等も増えていることから、切れ目なくきめ細かい対応をしていくにはマンパワーや専門性が必要になってくる。

現在、福祉部門と保健部門との連携が取れているが、教育部門ともさらに強く連携を結んでいきたいと考えている。今後は、家庭教育の部門からも幅広く子どもの支援を検討していきたい。

7. 全体の感想

ハード面とソフト面から少しは先に進んだが、さらなる関係性を築きより良くするために努力しているとのことである。小規模C型のなかで先進的に取り組んでおり、他地域の見本となる取り組みを行っているといえる。

8. 支援拠点の概要（写真）

子育て支援ヘルパー派遣事業

利用できる方

下記のすべてに該当する方

- ①若狭市に在住の方
(住民票所在地が若狭市の方)
- ②障がい児を養育する方が、養育の心身の不調により、家事や育児が困難であるにも関わらず、お手伝いをしてくれる人がいない方

内容

ヘルパーが在宅において、育児や家事を行います。

- おむつ交換 ●沐浴介助
- 食事の準備及び片付け ●ゴミ物 等

(注)この事業は、赤ちゃんを目前で養育する方の支援が中心で、認知症や痴呆など、赤ちゃんの世話に数することはおこないません。また、高齢者の介護や療養が目的の状態でヘルパーがご利用になることはできません。

利用期間と回数・時間

【目的】
産後の心身不安を最大25日間まで支援する。
※赤ちゃんの発達、成長により期間を延長することは可能です。

【期間】
1回あたり利用時間は2時間以内です。

ご利用方法

申請が必要です。申請から支給開始まで10日程がかかります。
半宿前申込みが可能です。できるだけ早めにお申し込みください。

利用料金

利用料金の区分	利用料	対象となる方
土曜日の利用料	0円	申請認定認定者等
夜間利用料	0円	申請認定認定者等
夜間利用料	0円	申請認定認定者等
夜間利用料	0円	申請認定認定者等
夜間利用料	10円＋税	245円＋税

※1 申請認定認定者等とは、1月1日現在の世帯に申請認定認定者等が1人以上いる世帯を指します。申請認定認定者等とは、申請認定認定者等が1人以上いる世帯を指します。

※2 認定認定認定者等とは、申請認定認定者等が1人以上いる世帯を指します。

利用者の声

産後の大変な時期を安心して過ごせた。

ヘルパーさんが来てくれたおかげで、育児が楽になりました。

子育て支援ヘルパー派遣事業
お問い合わせ先
「若狭市子育て世代包括支援センター」
ほっと！
☎(0827) 29-0404
お電話受付時間：(月)～(金) 9時～17時

↑ヘルパー事業



↑相談室（洋室）



↑相談室（和室）

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/35> (閲覧日 : 2018年2月10日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
黒田佳祐
木森麻紀
井上玲亜

大村市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月19日

1. 大村市の概要 (H29.4.1 現在)

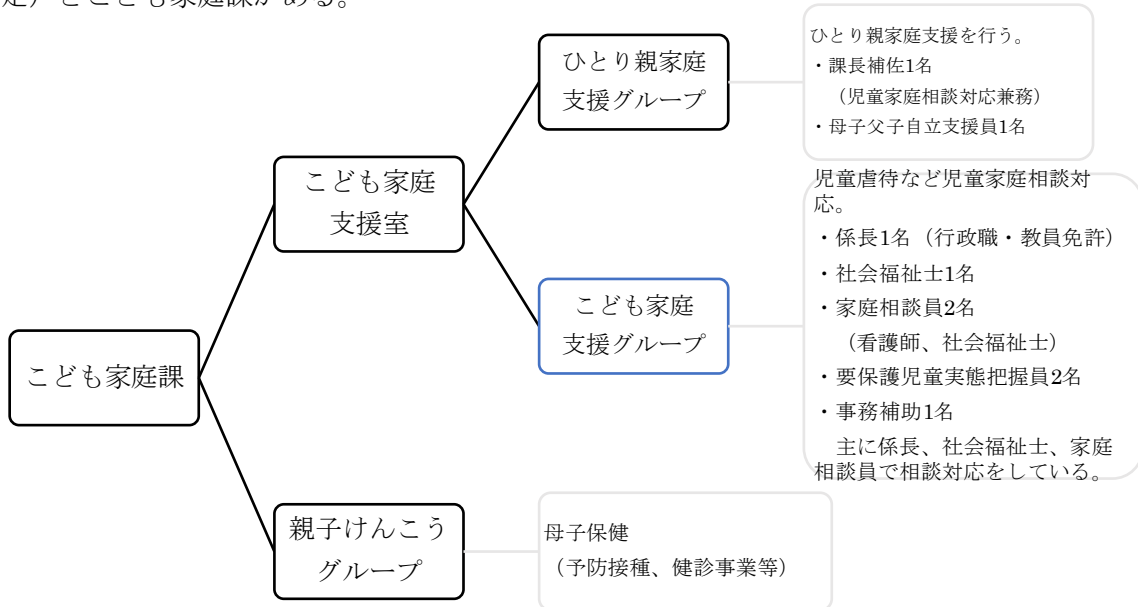
- ①面積
127 km²
- ②人口
93,342 人
- ③児童数
18,651 人 ※18歳未満
- ④類型
小規模C型 ※児童人口で考える



↑ (図1) 長崎県における大村市の位置

⑤組織体制・人員配置

こども未来部の中にこども政策課(児童手当、保育園等、こどもに関する様々な政策の制定)とこども家庭課がある。



・要保護児童実態把握員

1歳6か月児健診と、3歳児健診の未受診者に対して、調査・訪問等で安全確認及び実態把握を行っている。

2. 支援拠点開設までの経緯

長崎県として児童相談所の資料によると虐待相談対応件数が増えており、ここ3年間で急激に増えている。大村市の虐待件数は横ばいとなっている。

人口減少傾向にある長崎県において、大村市は人口が増加している。県の中心部に位置し交通の便が良く都市部と比較して地価が低いこと、また自衛隊3部隊（陸上2、海上1）があること等から、転勤世帯が多く人口が増加していると考えられる。

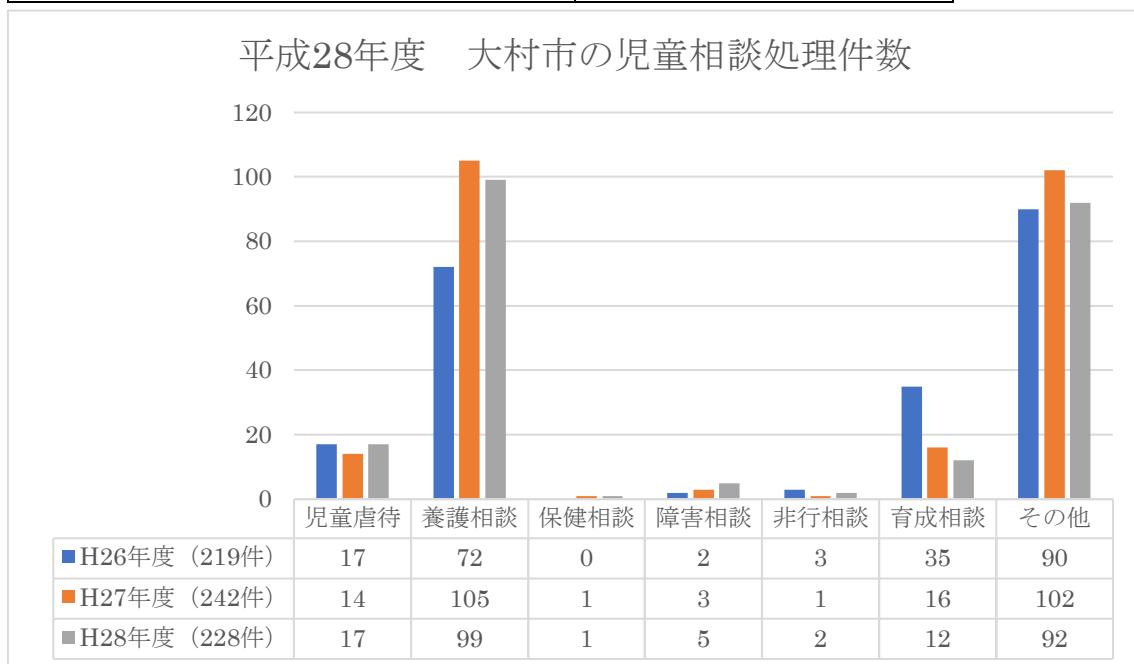
人口の増加と保育士不足によって、待機児童等の問題も発生している。

ハード面、ソフト面ともに、平成29年4月1日時点において、既に児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（市区町村こども家庭総合支援拠点運営事業・小規模C型）の設置要件を満たしていたため、本年度交付申請を行った。元々、一般財源で行っていた事業の財源を組み替えた形になっただけのため、申請することに特に問題は生じなかった。

3. 支援拠点の設置状況

現在、大村市では「大村市こどもセンター」の1か所を子育て支援拠点としている。こども家庭支援員として係長1名及び社会福祉士1名の2名（どちらも正規職員）を配置している。虐待対応専門員は、家庭相談員（看護師1名、社会福祉士1名）の2名を配置、嘱託職員であるが、時間的にフルタイムとなっており常時要件を満たしている。

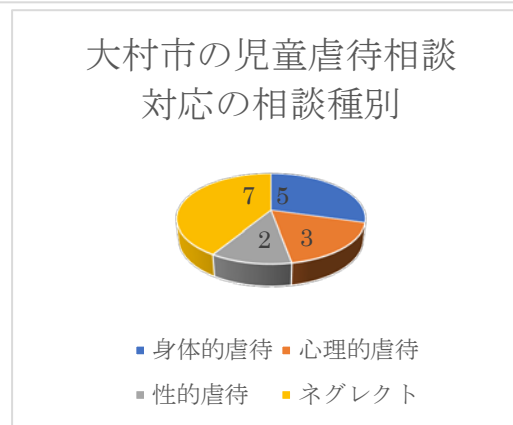
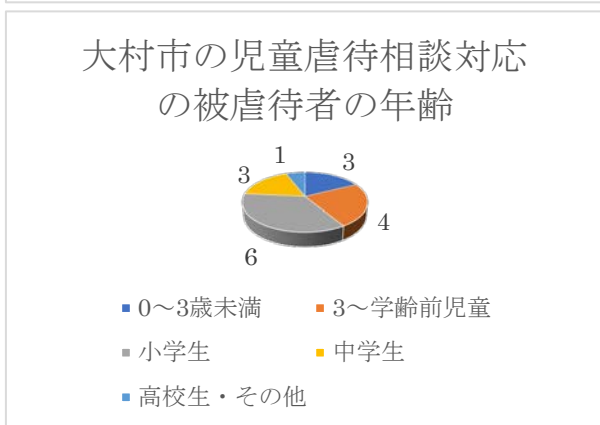
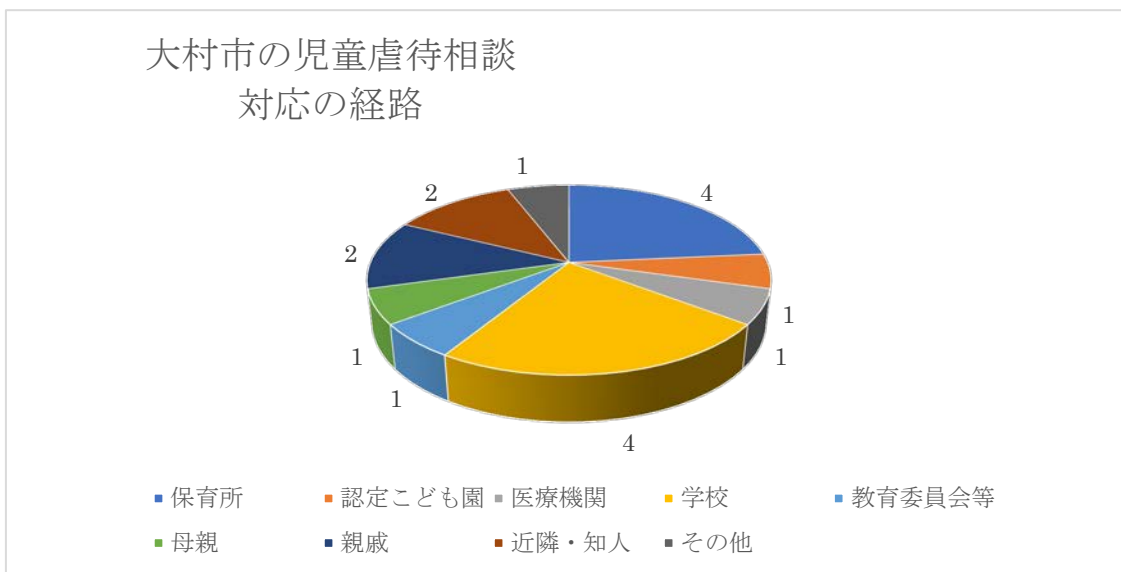
平成28年度 大村市の児童相談処理件数	
児童相談の受付総数	228件
児童虐待相談	17件（平成27年度14件）
家族・親戚からの相談	25件
学校からの相談	23件
近隣・知人からの相談	14件



・その他

健診未受診児の安全確認や泣き声通報で訪問したものの、特に問題が見られなかったケースを含んでいる。

相談の経路としては、市の母子保健からが多い。また児童相談所、県のその他の機関、市の福祉事務所、市のその他の機関、保育園、認定こども園、児童福祉施設、警察、医療機関、幼稚園、学校、教育委員会、児童委員、家族、近隣、本人などから幅広く相談を受けている。



5. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 人材育成について

相談対応は、基本的に2人体制で行い、新人職員とベテラン職員とで対応している。相談受付票や受理から対応の仕方等の相談対応マニュアルを整備しているが、昨年の児童福祉法の大幅な改正に基づき、現在、修正を行っている。

また、専門性が要求される職種のため、必要と思われる研修については積極的に参加し、自己研鑽できるように努めている。児童福祉法の改正を受け、県こども家庭課が開催している専門研修（児童福祉司任用前後研修、要対協調整機関担当者研修等）にも積極的に参加している。

（２）人員の確保

専門職として、家庭相談員には保健師と同等の報酬の額を設定している。



（３）保健部門との連携

家庭児童相談窓口であるこども家庭支援室と母子保健部門は、同じこども家庭課内に所属しており、連携が取りやすい。

また、大村市こどもセンターでは、子どもに関する手続き（妊娠届、母子手帳の発行、児童手当、児童扶養手当、こども園等の就園等）は、ワンストップで対応出来る体制を取っている。

子育て世代包括支援センター設置については検討中の段階である。

（４）教育部門との連携

ケースに応じて、大村市教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行っている。必要時には同行訪問を行うこともあり、互いに情報共有や支援方針の確認等を行う体制ができている。

（５）児童家庭支援センターとの連携

大村市には児童家庭支援センターが 1 か所あり、社会福祉士及び心理士が配置されている。児童養護施設内に設置されており、必要時には情報共有等を行っている。

6. 今後の方針

職員の異動等に伴い支援拠点としての体制が取れなくなることをないよう、職員配置への配慮が必要と考えられる。

7. 支援拠点の概要 (写真)



↑ 相談室
(パーティションで区切れるようになっている)



↑ 授乳室



↑ プレイルーム



↑ 大村市こどもセンターの外観

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/42> (閲覧日 : 2018 年 2 月 21 日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

松本美紀

井上玲亜

明石市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 3 月 7 日

1. 明石市の概要

- ① 面積
49 km²
- ② 人口
298,878 人 (平成 29 年 4 月)
- ③ 18 歳未満の児童人口
49,198 人 (平成 29 年 4 月)
- ④ 合計特殊出生率
1.58 人 (平成 27 年)
- ⑤ 市内里親登録数
23 家庭 (平成 29 年 4 月)
- ⑥ 類型
中規模型

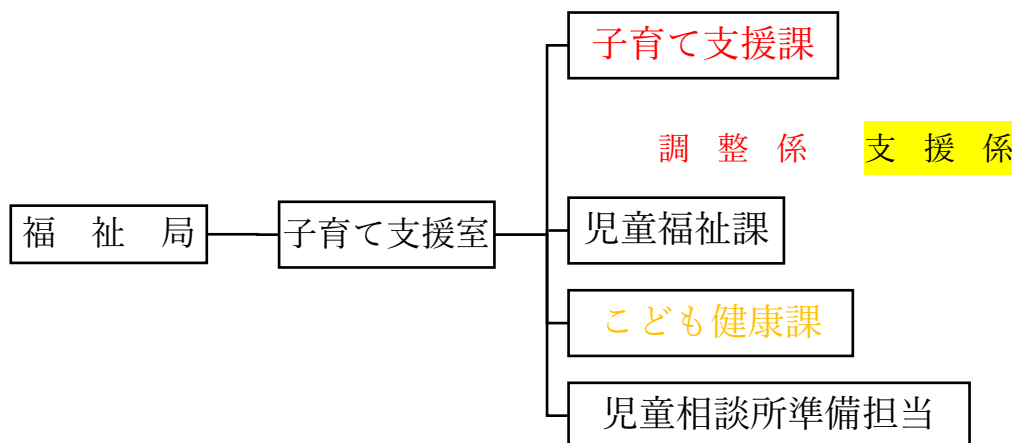


兵庫県における明石市の位置付け (参照：明石市からの報告より)

2. 市内児童福祉施設

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設 (県立)、児童自立支援施設 (県立) それぞれ 1 か所ずつ

・児童福祉関係体制図



(注) 子育て支援課…現在、子ども家庭総合支援拠点として位置付け。H31.4 以降は、要保護児童・要支援児童に関する相談・支援機能を市が設置する児童相談所に移行予定。

児童福祉課…ひとり親家庭施策、児童手当、乳幼児等医療費助成等

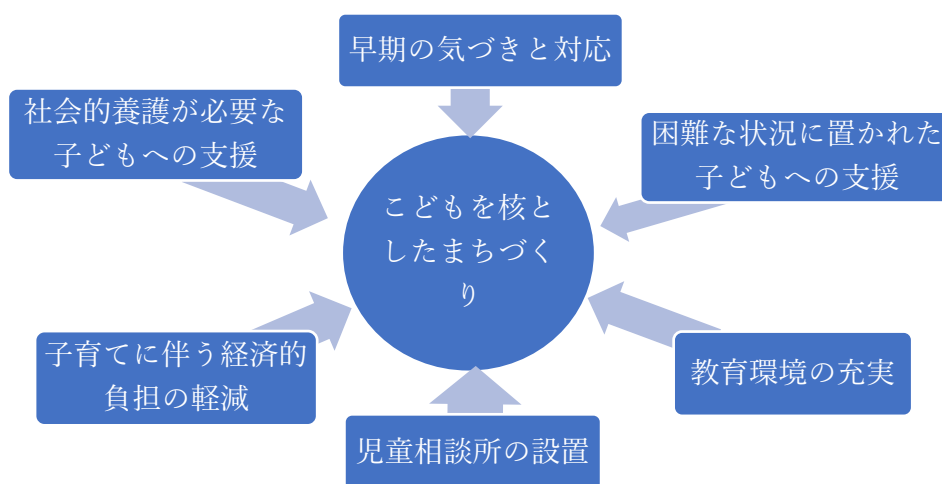
こども健康課…こども健康センター（子育て世代包括支援センター）、母子健康手帳発行等

児童相談所準備担当…平成28年度に担当職員2名配置に伴い準備着手。平成29年度、課長以下7名体制で準備体制を強化し新設。里親推進も加えて担当。後、詳細説明。

3. 明石市のまちづくりと支援について

明石市では「こどもを核としたまちづくり」をまちづくり戦略として掲げ、子どもへの総合的な支援を展開している。平成29年4月には、「明石市こども総合支援条例」を施行し、今後の継続的な支援を担保。子どもへの支援の充実を市全体の活性化に繋げている。具体的には、「すべての子どもを対象に」、「子どもの目線で」、「地域みんなで」支援を行うこととし、乳幼児の全数面接、妊婦全数面接などの気になる子どもや家庭の早期の気づきに資する取組、中学生までの医療費完全無料化、第2子以降の保育料完全無料化などの子育て家庭の経済的負担の軽減、親の離婚前後の子どもや戸籍のない子どもなど特に困難な状況にある子どもへの支援などを展開する。このような取組みの効果は、子育て世代の転入増に伴う人口増加という形で現れている。平成30年4月に中核市移行。1年後の平成31年4月には市独自に児童相談所を設置することとしており、市は児童相談所設置を、こどもを核としたまちづくりの集大成と位置付けている。

総合的子ども支援の展開



4. 駅前再開発ビルに子育て世代包括支援センターなど子ども関連施設を設置

今回の訪問ヒアリングの会場となった「パピオスあかし」は明石駅前の再開発に伴い、平成29年1月に竣工したビルで、居住棟のほか、店舗、事務所、公共施設等が入る棟があ

る。その5Fは、「あかしこども広場」として、親子交流スペース「ハレハレ」、子育て支援センター、中高生世代交流施設など、子ども関連施設が入っており、また、同フロアに市の子育て支援課支援係の事務室もある。子育て支援課支援係はパピオスあかし内の子ども関連施設や市内6か所の子育て支援センターの運営に関する事務、「あかし子育て応援アプリ」やホームページ「子育て応援ナビ」を活用した子育て支援情報の提供に関する事務などを担当している。

パピオスあかし6Fには、こども健康課の事務室が置かれ、ここがこども健康センター(子育て世代包括支援センター)として位置づけられ、ビルがオープンした平成29年1月から運営を開始している。

こども健康センターには非常勤を含めてトータル20名の保健師(うち、6名が、子育て世代包括支援センターを担当)を常駐させている。こども健康センターの設置を機に、これまで市内9か所で行っていた母子健康手帳の交付をこども健康センターに集約し、交付と併せて保健師がすべての妊婦と面接を行うようにしている(妊婦本人が交付窓口に来られない場合は、家庭訪問等により対応)。

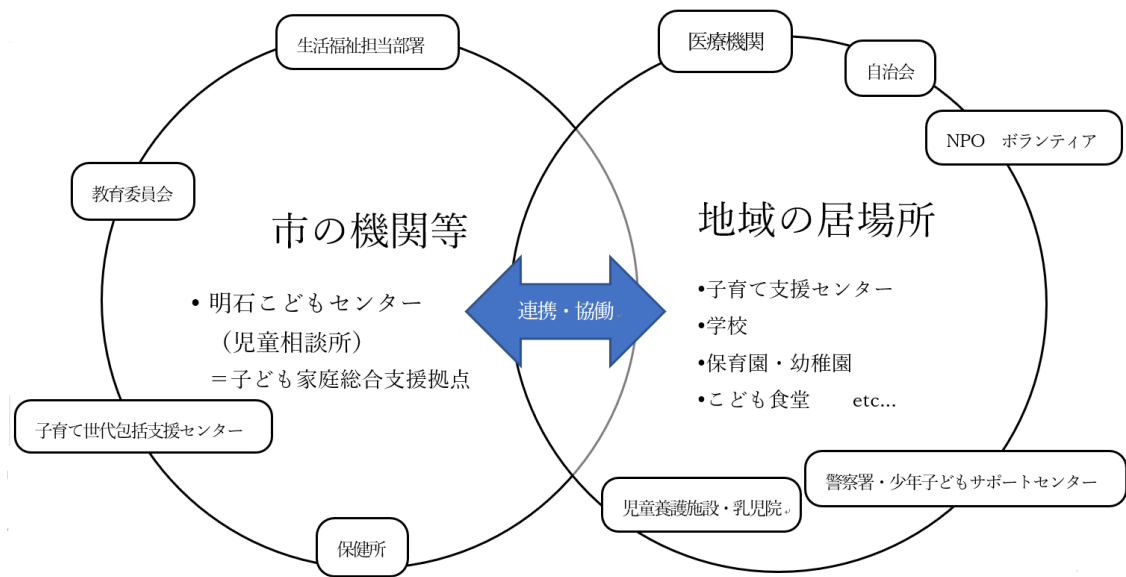
5. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

明石市では、子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を置き、本庁にある子育て支援課調整係がその業務を担っている。子育て支援課調整係は従前から要保護児童・要支援児童等に関する相談・支援を担当し、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割も担っている。

明石市は、平成31年4月に市独自の児童相談所を開設予定である。明石市は、市独自に児童相談所を設置する効果として、子ども家庭支援について一貫して市が責任を持つことによる漏れがない、迅速な支援の実現や基礎自治体を持つさまざまな支援ツールを活用することによる最適な支援の実現などを挙げている。

児童相談所設置に伴い、現在子育て支援課調整係が担当している相談・支援機能は、児童相談所に移行する方向で検討が進められているようである。このとおりに進めば、要保護児童・要支援児童等に関する相談・支援機能は一元的に児童相談所が担うこととなるが、児童相談所としての法的権限や専門性に基づく支援機能と、市町村としての相談・支援機能の両方を適切に発揮していくための組織の在り方などについて、今後引き続き検討していくとのことであった。

児童相談所設置後の支援推進体制のイメージ



参照：明石市からの報告より（一部省略）

6. 明石市におけるプロジェクト

・あかし子育て相談ダイヤル

24時間相談ダイヤルを設けて、専門職員（保健師、臨床心理士、看護師、保育士、市職員）による相談対応。相談内容に応じ、関係機関と連携したサポートを行っている。

・こどもスマイル100%プロジェクト

このプロジェクトでは、訪問や乳幼児健康診査など、あらゆる機会を捉え、すべての子どもの健康状態を、直接会って確認することで、居所不明児の発生を防ぐとともに、児童虐待の早期発見、予防を図っている。

今回の訪問会場のパピオスあかし6Fで乳幼児健康診断を行っている。こんにちは赤ちゃん訪問では、民生児童委員と主任児童委員が全戸訪問し子どもの健康状態を確認。これらの機会に会えない場合は、保健師等が家庭訪問を行う。

7. 今後の方針

明石市では平成31年4月に市独自の児童相談所開設を目指し、専門性を有する人材の確保・育成に取り組む。また、「里親100%プロジェクト」を掲げ、里親等の家庭養育を推進していく。

8. 全体の感想

包括支援センターについては、その立地と周辺施設との連携面やハード面の充実に圧倒される。この包括支援センターと今回のヒアリングのメインである総合支援拠点との関係では、現時点ではハード面での物理的に離れている面をソフト面での連携によってカバーをすることになる。こんにちは赤ちゃん訪問等でキャッチしたケースを子ども部門（総合支援拠点）に引き継ぐことになる。現在の人員体制を児童相談所開設時にどう補充強化して児童相談所に移行できるかが現在の課題となっているとのことであった。児童相談所設置を考えている中核市及び23区それぞれの自治体にとっては、同じ道を通るのか否かはべつにして、一つのモデル提示になると思われる。

・パピオスあかし内施設写真



ヒアリング調査の会場となったパピオスあかし。フロアは1F～6Fあり、1Fと2Fと3Fにはショッピング、サービスフロア、クリニックがあり、4Fには図書館、5F、6Fは子育て、児童関係の施設がある。駅前にある大規模複合施設であった。

又このパピオスあかしは明石駅を降りて徒歩1分ほどの電車でのアクセスがしやすい立地となっている。

← (写真1 パピオスあかし 外見)

6Fにはあかし総合窓口がある。各種手続きができる窓口となっている。タブレットを用いた手話によるテレビ電話ができるシステムがあった。

こども健康センター内に子育て世代包括支援センターがある。母子健康手帳等の交付を行うことや保健師による直接面談ができる。こども健康センターでは乳幼児健康診査が行われている。



(写真3 子育て相談室)

あかし子育て支援センターは5Fにあり、中は子ども用の図書スペースが設けられ、就学時前児童の場所と小学生の場所（図書スペース）が分かれている。

子育て支援課支援係事務室内に2つの子育て相談室が併設されており、予約をしていればアドバイザーとの面談ができる。（心理的な相談も可能）そしてこの5Fには親子交流スペースとして遊具があるスペースとなっている。小学生まで利用可能で無料。

一時保育ルームがあり、土日にも利用可能で一日400円となっていた。

中高生のためのスペースがあり、学習室や又、スタジオも完備されている。



(写真2 あかし子育て支援センター)



(写真3 親子交流スペース)



(写真4 明石市ファミリーサポートセンター)



(写真5 総合窓口)



(写真6 子育て世代包括支援センター)



(写真7 子ども健康センター)



(写真8 子育て支援課)



(写真9 相談室)



(写真10 福祉局)

参照：明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp/>

あかし子育て応援ナビ

http://www2.city.akashi.lg.jp/fukushi/kodomo_shitsu/kosodate_navi/support/shien_center/gaiyo.html

明石市からの報告

広報あかし

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

金井啓起

井上玲亜

小島美樹

豊橋市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月1日

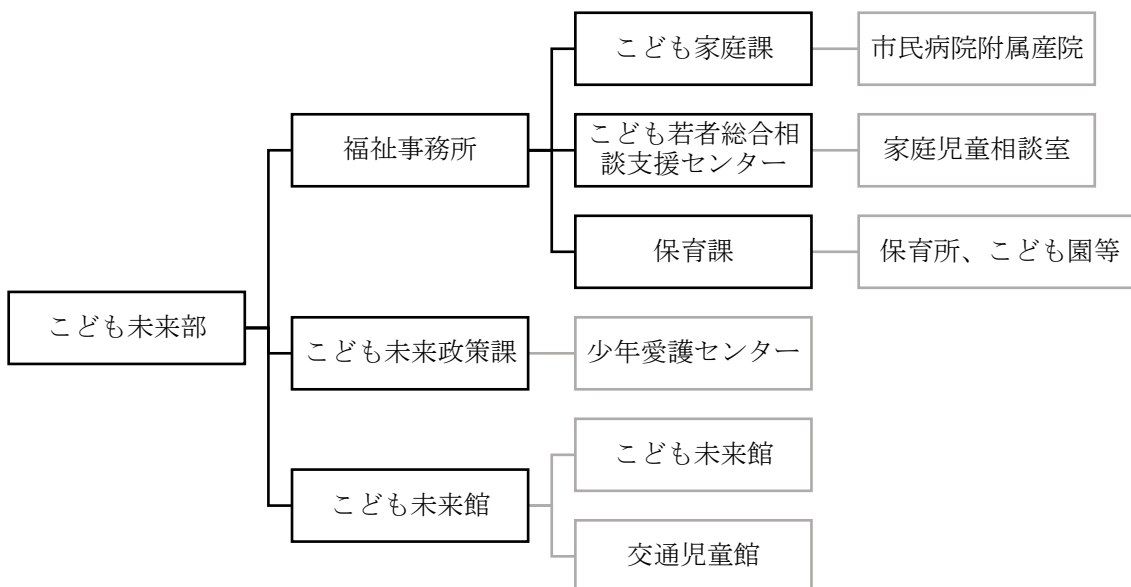
1. 豊橋市の概要

- ①面積
261.86 km²
- ②人口
376,886人（平成29年4月現在）
- ③児童数
64,041人（平成29年4月現在）
※18歳未満
- ④類型
中規模型

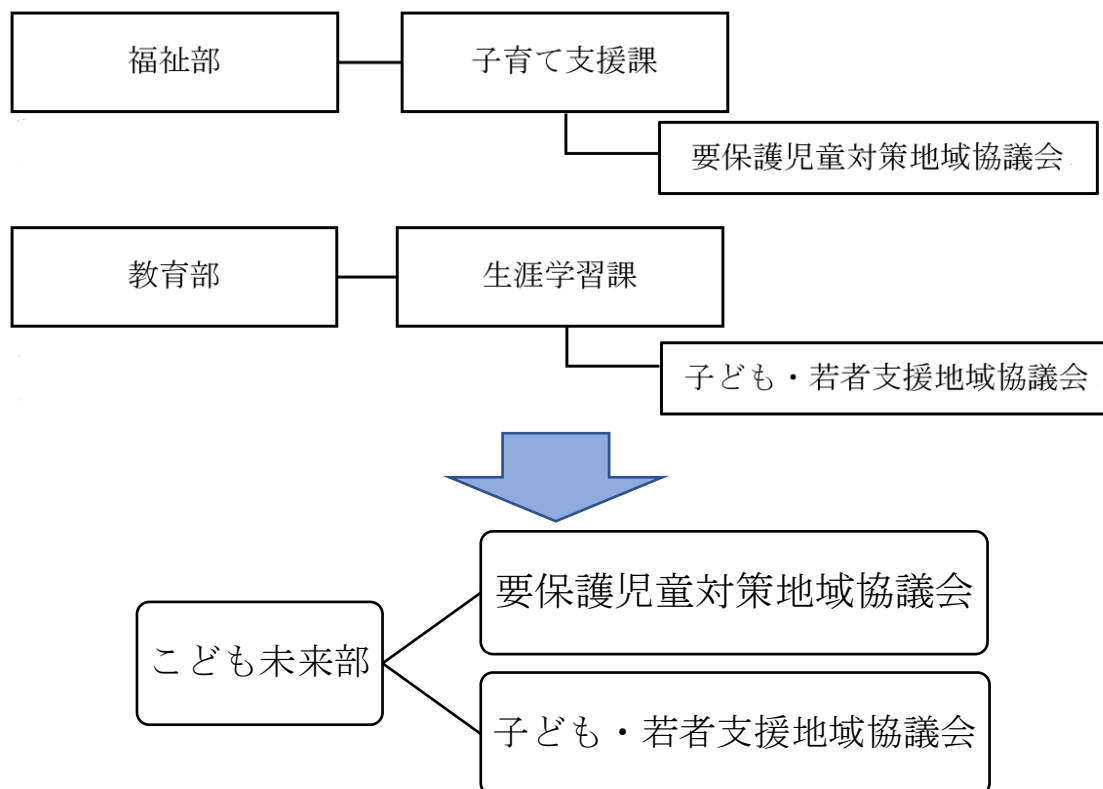


↑（図1）県内における豊橋市の位置

⑤組織体制（平成29年度）



(平成 27 年度の機構改革による体制図)



(6) 人員配置

担当	人員	資格
子ども家庭支援員	5名	・児童福祉司任用資格1名 ・保健師1名 ・臨床心理士1名 ・教員2名
心理担当支援員	2名	・臨床心理士2名
虐待対応専門員	2名	・児童福祉司任用資格2名
	合計9名	

2. 各機関の取り組み

(1) 要保護児童対策地域協議会

児童虐待や不登校などの児童相談を行っている。平成 16 年の児童福祉法改正により法定化されたことを受けて、平成 17 年に協議会を設置した(当時福祉保健部児童福祉課が所管)。以前から家庭児童相談室が相談対応をしてきたが、虐待通報にも対応できるようにした。平成 27 年からこども未来部が所管している。

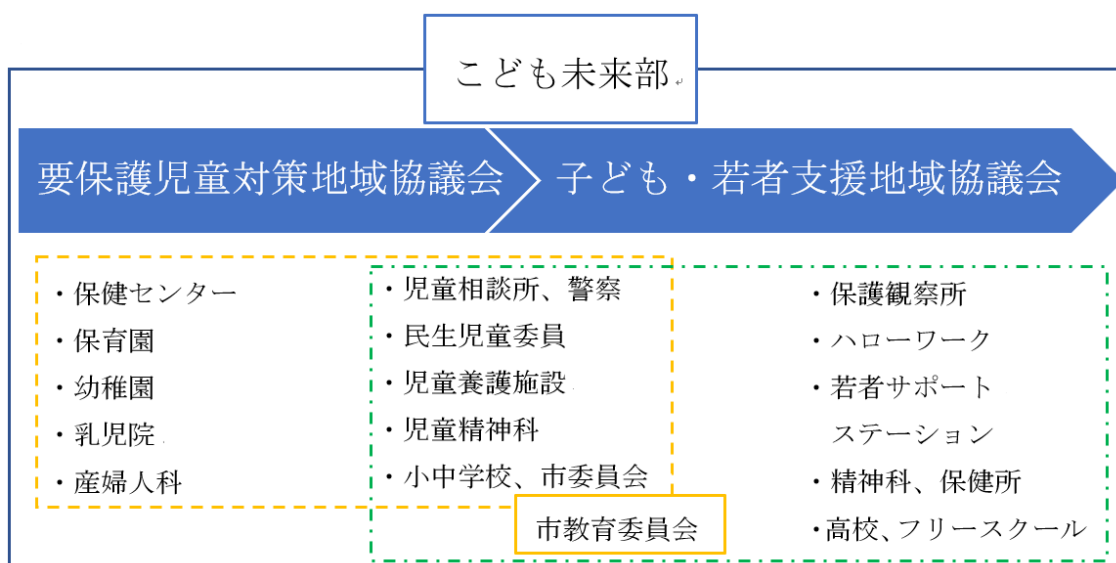
(2) 子ども・若者支援地域協議会

困難を抱える子どもや若者の支援を行っている。平成 22 年の子ども・若者育成支援推進法施行により、法定化されたことを受けて同年に協議会を設置した（当時教育部生涯学習課が所管）。その後、平成 23 年に総合相談窓口を設置し、平成 27 年からこども未来部が所管している。

(3) こども未来部

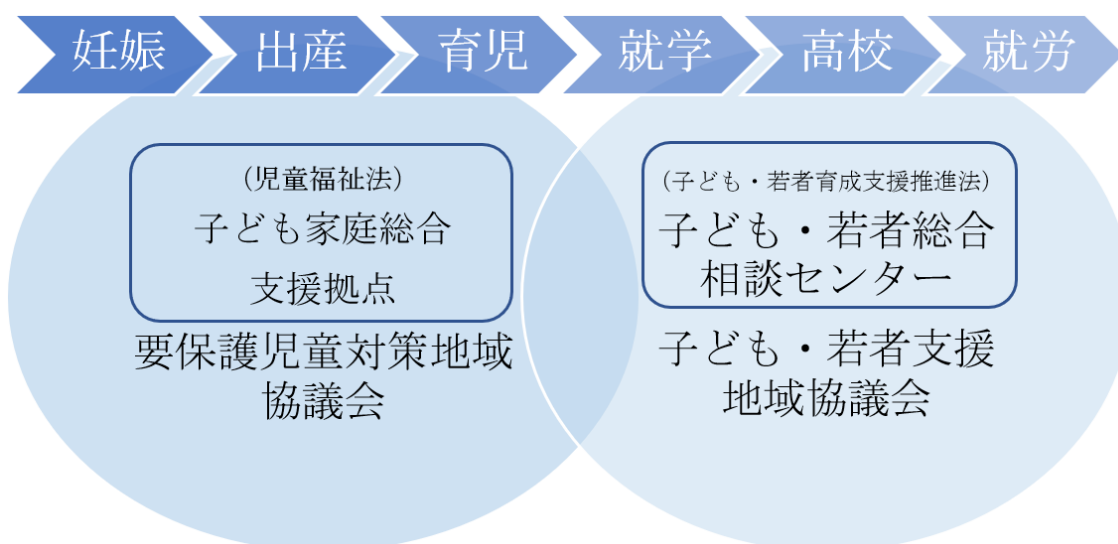
平成 27 年度に機構改革があり、こども未来部が設置された。福祉部門で行っていた要保護児童対策地域協議会と、教育部門で行っていた子ども・若者支援地域協議会を所管している。こども未来部が要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を所管し、それぞれの調整機関として機能している。

妊娠・出産から子育てへの切れ目のない支援から、子育て・養育から就労・自立までのさらに切れ目のない支援へ挑戦し、向上を目指している。



3. 複合的な相談支援体制

平成 29 年 4 月にこども若者総合相談支援センターを設置し、10 月 11 日に開設した。ここでは 0 歳から 40 歳未満までの相談に対して適切な分担を図りながら、切れ目なく包括的な相談体制を構築している。

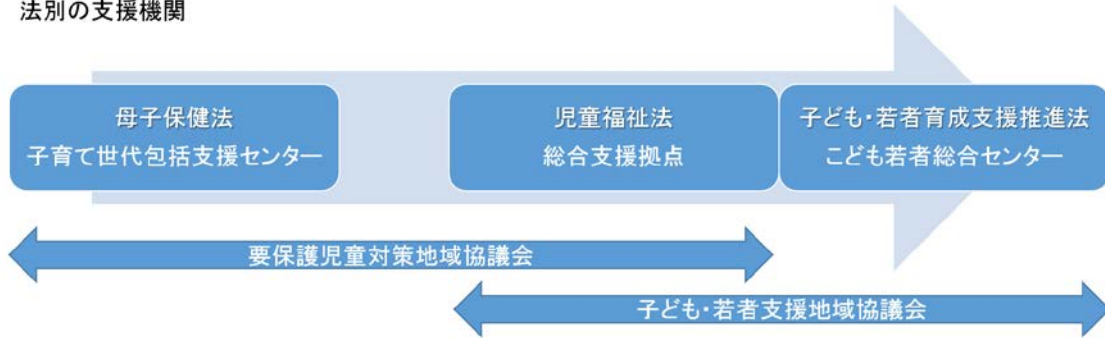


関係機関で重複しているところもある。

切れ目のない相談支援体制を充実させていくにあたって、母子保健部門との連携も行っている。母子保健法の子育て世代包括支援センターを保健センターが行っているが、相談窓口の一つが子ども・若者総合相談支援センターと隣接している「こども未来館」の中に設置してある。子育て世代包括支援センターの相談窓口には保健師が常駐しており、妊娠届の受付をしている（豊橋市では保健センターとこども未来館の窓口で妊娠届の受付・集約をしている）。

豊橋市の保健センターとこども未来館の窓口の 2 か所をもって、子育て包括支援センターと位置付けている。その他、保育園などの建物が隣接していることから、周辺エリアを支援拠点のイメージとして取り組んでいる。

法別の支援機関



豊橋市の取組み



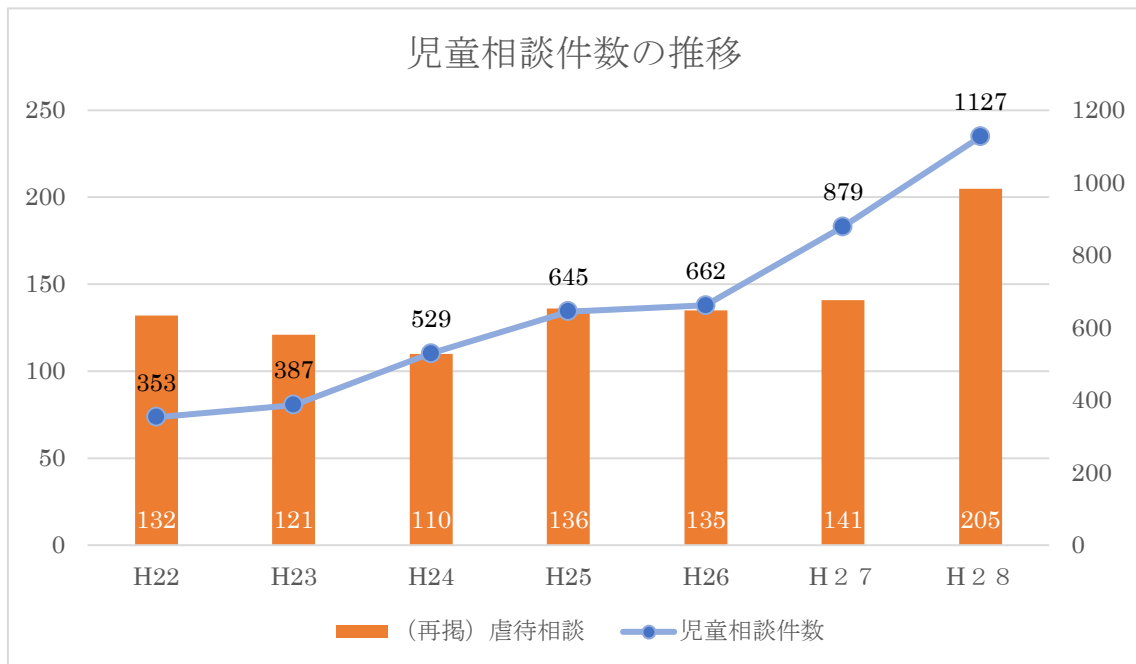
4. 支援拠点「豊橋市こども若者総合相談支援センター」開設までの経緯

平成 22 年当初は家庭児童相談員 2 名（非常勤職員、教員資格保有者）と保健師 1 名（常勤職員）、事務職 2 名という体制となっていた。

平成 24 年にネグレクトによる死亡事例（4 歳女兒）が発生したことから、体制の強化が進んできている。専門職の配置を増やす等の強化も行っている。

平成 27 年には子ども・若者支援が教育委員会から移管され、臨床心理士（常勤職員、非常勤職員）を配置し、今年度からは総合支援拠点して体制の強化を進めている。

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童相談の件数は増加しており、虐待の件数も微増している。

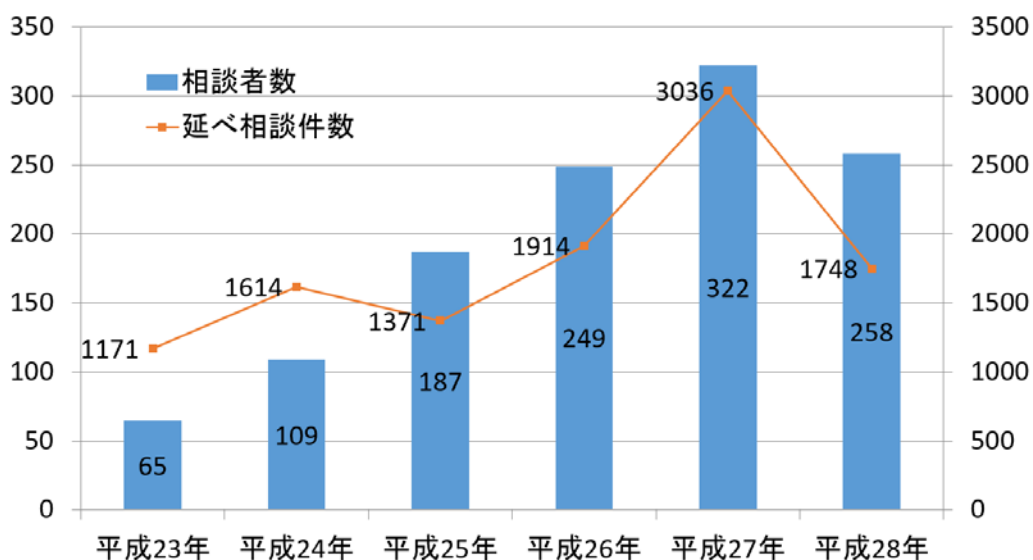


一方で、子ども・若者支援地域協議会を中心とした総合相談窓口における相談者の年齢は15歳～19歳までが5割ほどを占めている。小学生以下や中学生、20代・30代からの相談も受けている。初回の相談は家族からの相談の割合が高いが、本人や関係者等からの相談も受けている。

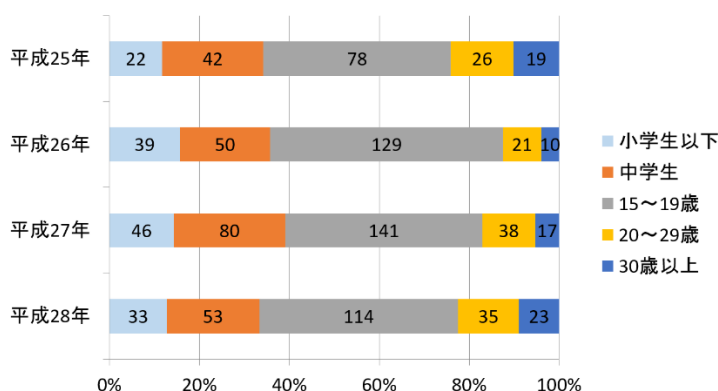
相談内容（若者の支援）としては学校や進路に関するものが5割ほどを占めている。さらに家庭や非行に関して、医療や福祉に関して、社会や就労に関してなどの相談も受けている。

特徴としては要保護児童対策地域協議会とは異なり、若者の支援に関しては家族の相談から始まるという傾向があり、あまり介入的ではないといった面がある。

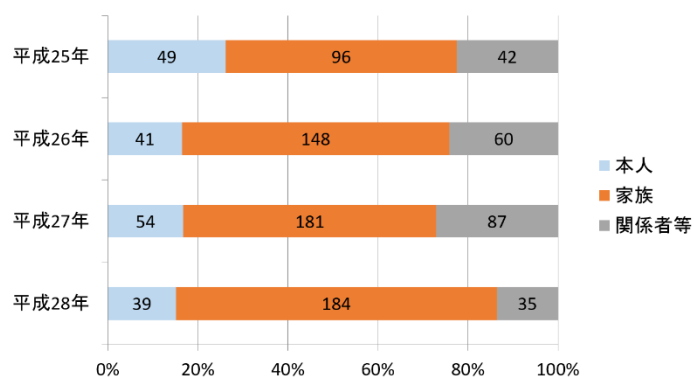
子ども・若者相談件数の推移



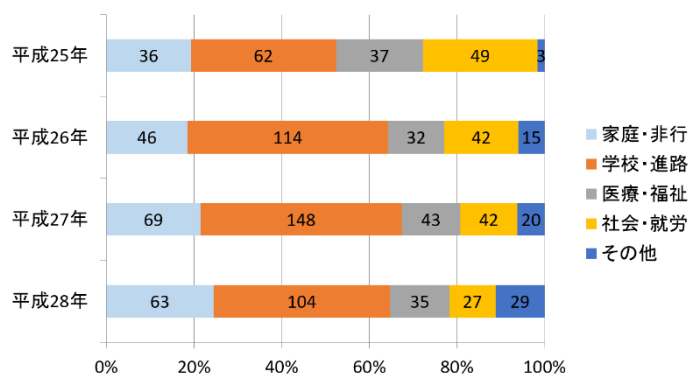
相談者の年齢



初回相談者



相談内容



平成 29 年 4 月時点では「こども若者総合相談支援センター」という部署の名前はあったが市役所内に設置され、家庭児童相談室と児童相談を担う職員が市役所に配置されていた。一方で、若者の相談窓口は市役所から少し距離のある青少年センターに設置してあった。

平成 29 年 10 月に現在の拠点場所を改修し、子どもだけではなく若者の相談に関しても一体的に行っている。

平成29年度「豊橋市子ども若者総合相談支援センター」概要

平成29年4月	【場所】 市役所子ども若者総合相談支援センター（月～金 8:30～17:15） 【設備】 相談室:1室	【場所】 青少年センター（月～金 10:00～17:00） 【設備】 相談室:2室	
	家庭児童相談室 【役割】 育児の悩みやしつけ、家族関係など保護者や子どもからの相談 【体制】 嘱託3(教員OB2、臨床心理士)	児童相談(18歳未満までの児童) 【役割】 虐待通報の対応や虐待のおそれがある家庭への支援等 【体制】 主査1、職員4(事務、保健師、臨床心理士2)、嘱託2(看護師2)	子ども・若者総合相談窓口(40歳未満まで) 【役割】 就労やひきこもり、高校の不登校など10代後半からを対象とした相談・支援 【体制】 民間団体相談員2 (東三河セーフティネットに委託)

相談窓口の集約と一体的な運営

平成29年10月以降	子ども未来館 妊娠・出産・子育て支援事業・基本型利用者支援事業・総合相談窓口	【場所】 子ども未来館に隣接した 子ども若者総合相談支援センター (センター開設 月～金 9:00～19:00 日 9:00～17:00 ※土はサテライトとして子ども未来館 9:30～17:00) 【設備】 相談室:3室 会議室:大1室、小1室 活動室:1室	
		【役割】 ※要保護児童対策地域協議会調整機関・子ども・若者支援地域協議会調整機関 ◎0歳～40歳未満までの子ども若者に関する包括的な相談体制 ◎子育てや家庭、学校生活から就労まで、様々な悩みや不安に関する相談から支援までを対応 ◎子どもの貧困対策として関係機関からの相談にも応じ、連携して子どもを中心に考えた対応を強化 ◎民間団体との共同による相談者向けの講座や相談者同士のグループカウンセリングなどの支援を充実 【体制】 職員7(主幹1、主査1、事務2、保健師1、臨床心理士2) 嘱託5(教員OB2、臨床心理士1、看護師2) 民間団体相談員2(東三河セーフティネットに委託)	
効果	子ども未来館と隣接して設置「わかりやすい場所」となり保護者や若者などが立ち寄りやすい	虐待の重症化予防や相談員による継続的な面談、孤立した若者に寄り添うなど多様な対応	相談支援の拠点として、関係機関との連携を強化し、情報集約や情報提供を積極的に行う

5. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 人材育成

①研修の助成金

人事課の仕組みとして自己研修の補助金がある。その補助金を活用して、自分で資格を取っている職員が多い。資格の取得を強制はしていないが、仕事に取り組む中で知見が欲しいという事で資格を取っている。

人事課としては児童相談所のように専門資格の必置要件があるのならば公費で研修を受けられるように制度を考えるが、市区町村の現状では設置要件の職種が幅広く示されており、必置条件ではないことから自己研修の位置付けまでにはなっていないという課題もある。

②保健分野と福祉分野、教育分野での相互交流（異動）

保健師、臨床心理士等が人事異動をしていく中で、経験を持った人材を活かせる分野に配置していく等を行っている。それぞれの分野内にとどまらずに、相互交流する体制ができていく。

③人員の組み合わせ

新人職員とベテラン職員が組んで対応をしている。

(2) 自治体の計画や予算での明記

「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」によって相談体制の充実やネットワークの構築・強化といった文面で明記している。さらに「まち・ひと・しごと創生」の分野においても子育てに関して明記している。

拠点として明記はしていないが、子育ての相談部門の強化やネットワーク構築をするという点を明記している。

拠点機能のみを強調すると、40歳までの切れ目のない支援を打ち出している中で混乱を招いてしまうことが考えられる。

(3) 国からの支援

以前からアイデアとしては拠点のような機能を整備したいと考えていた。財源の確保は自治体では難しいのだが、国による財政支援があったことで設置に向けて後押しとなった。具体的には次世代育成支援対策施設整備交付金及び児童虐待・DV対策等総合支援事業による財政支援を得ることが出来た。

(4) 行政内の他機関との連携

①教育分野との連携

新しくこども未来部を設置するにあたって、教育分野からも事業が移管され、健全育成や放課後児童クラブ等とは密接に連携をしている。

②保健分野との連携

保健センターとは要保護児童対策地域協議会での情報共有等を行っている。

また子育て包括支援センターを保健センターだけではなく、こども未来館の妊娠出産子育て総合相談窓口にも持っていることから情報共有を欠かさずに行うことができている。子ども未来館とこども若者総合相談支援センターが同じ部内であることで、普段から情報共有を密に行うことが出来ている。

また、要保護児童対策地域協議会とは別に子ども相談連絡会を年4回開催し、利用者支援事業を行っている。これは、こども未来館が中心となって母子保健や地域の子育て支援センターとの情報交換や困った事例等の対応策の検討等を行っている。



← こども若者総合相談支援
センター外観
↓



← ヒアリング風景

プレイルーム →
↓



(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/23> (閲覧日 : 2018年2月10日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
木森麻紀
井上玲亜

枚方市 ヒアリング調査報告

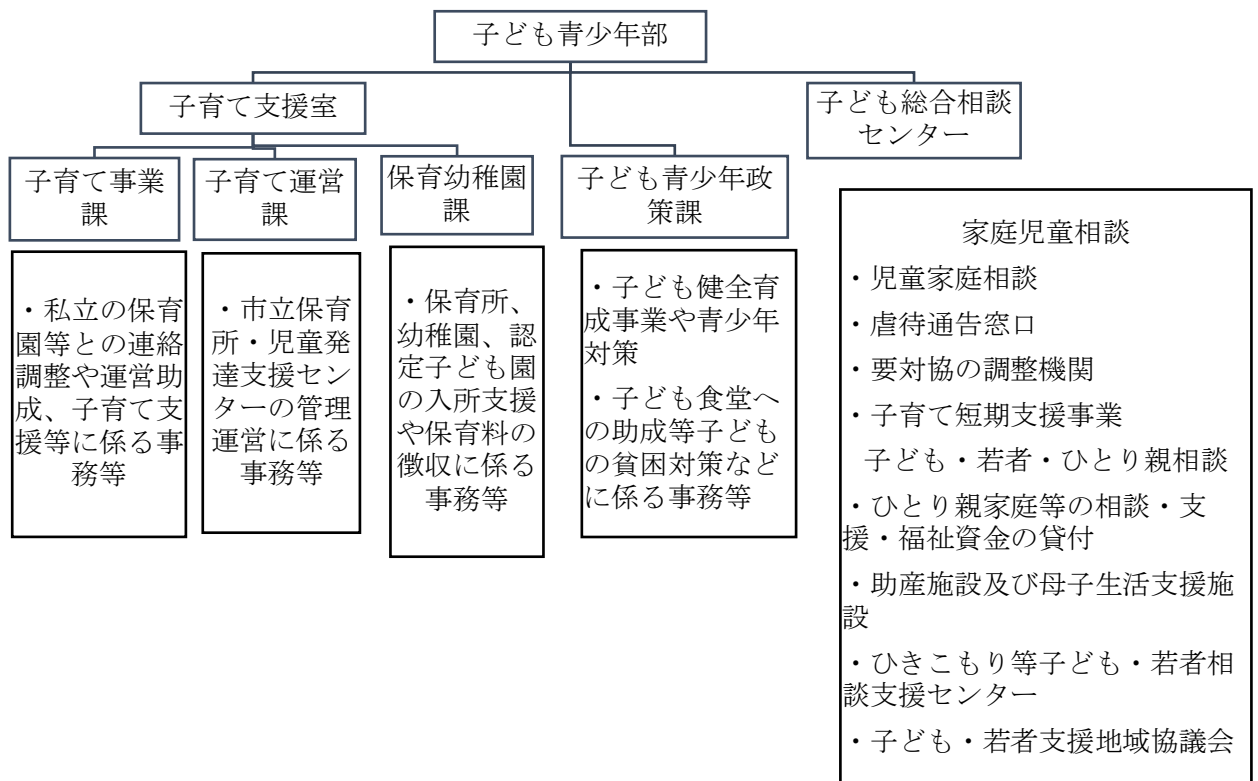
ヒアリング実施日：2018年2月23日

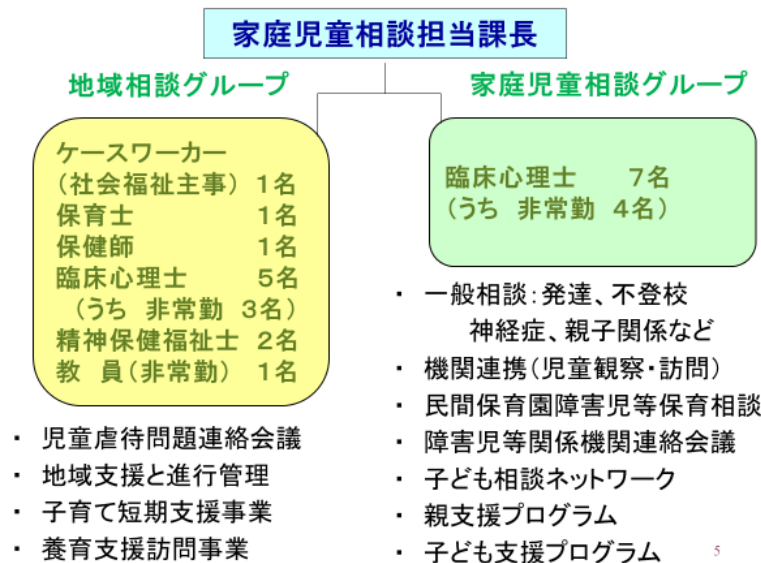
1. 枚方市の概要

- ①面積
65.08 km²
- ②人口
404,007人(平成29年4月現在)
- ③児童数
65,455人(平成29年度4月現在)
*18歳未満
- ④類型
中規模型
- ⑤組織体制・人員配置(平成29年度)



〔図1〕大阪府内における枚方市の位置





2. 支援拠点開設までの経緯

以前は、家庭児童相談所として要対協や子ども相談窓口の機能を果たしていたが、子ども相談窓口の一元化として平成28年度にひとり親相談やヘルパー派遣事業、助産制度、母子生活支援施設、ひきこもり相談などの窓口の機能も合わせた「子ども総合相談センター」ができた。そして2017年9月から子ども家庭総合支援拠点として位置づけられた。機構改革のできた「子ども総合相談センター」であったが、すでに心理士による継続相談や要対協としての役割のほか、様々な子どもに関する相談機能が合わさりセンターになったことで、包括的な支援が可能となった。

3. 支援拠点開設に有効だった事柄

支援拠点設置まで国の支援が有効であった。国は家庭の支援が重要であるとしており、そのために相談と支援を積極的に行っていく体制を求めている。そういった体制を整えるため、職員の体制強化と専門性の確保のため非常勤職員を増員できた。また、支援を充実させるために、予算の確保できたことで父親の支援プログラム等ができるようになり、このような取り組みが庁内的な理解にもつながった。

4. 政策の特徴

(1) 要対協とネットワークの強化と工夫

枚方市は平成11年度から児童虐待防止地域ネットワークとして「枚方市児童虐待問題連

絡会議」を設置し、比較的早い時期に進行管理とネットワークによる地域支援を行っていた。平成 17 年度には「要保護児童対策地域協議会」に位置づけ、複数の会議体制により、効果的な会議運営を工夫してきた。実務者会議は進行管理を中心的に行う 5 機関により開催され、毎月の新規ケースや特定妊婦に対して、援助方針や重症度の決定等が行われる。全ケースの進行管理については援助方針確認会議で 3 日 間 に 亘り、年 3 回実施されるが、子ども総合相談センター内で事前に方針決定について一つ一つ検討されている。代表者会議やネットワーク強化のための拡大実務者会議は単なる現状報告にならないように、事前に会議の運営について話し合う「運営会議」を開催し、機能的な会議に向けた話し合いがなされる。また、拡大実務者の構成メンバーによる研修を年 1 回行っており、少年院や家庭裁判所、児童養護施設と子ども心理治療施設等の施設見学や精神科医等による事例検討など、在宅支援における課題解決やネットワーク支援の方向性の明確化の一助となっている。

要保護児童対策地域協議会の工夫

代表者会議	機関の管理職中心。(年 2 回開催)
実務者会議	ケースの管理<新規・既把握>。(月 1 回)
拡大実務者会議	ネットワーク強化のため。(2 か月に 1 回)
運営会議	会議の案件や方向性を決め、円滑な会議運営を図る。 (2 か月に 1 回)
個別ケース会議	延べ件数 241 回。(2016 年度)
啓発活動	機関向け研修(年 2 回) 市民向け研修(年 1 回) 実務者構成メンバー向け研修(年 1 回)
援助方針確認会議	年 3 回 1 回 3 日間の全ケース見直し。
2 月の引継ぎ方針検討	就学・進学する全児童の確認。

枚方市は関係機関の連携強化のため、学校や保育所(園)等子どもの所属する機関、その他庁内関係機関などへの啓発や研修を随時行っている。機関のニーズを把握した上で、虐待発見の際に気をつけることや子どもや親への具体的な対応、虐待の状況に応じた対応方法などをわかりやすくシートを作成し、それらを用いて、新任教頭・校長研修、生活保護担当研修、民生委員児童委員研修を実施している。また、研修キットを作成して、学校や保育所に直接出向いて、校内・園内研修を実施した。それらは事例をグループワークで検討するため、職場内全員が児童虐待対応について共通して学ぶ時間となるため、機関内の共通認識につながり、地域担当者が講師を担うことで担当者と顔が見える関係が作れるという利点もある。

(2) 子育て短期支援事業とファミリーポートひらかた

枚方市の特徴として2つ目に挙げられるのがショートステイによる支援である。ショートステイは施設保護と在宅の中間的位置づけとして一時保護のように職権によるものではなく、主体的に利用され、親子分離せずに在宅支援を継続できる位置付けにもなっている。子育てに悩む親が気軽に預けやすく、また、ダブルワークやトリプルワークを余儀なくされるひとり親の家庭や支援者のない家庭にも利用を促し、年延べ利用日数約 500 日となっている。

ファミリーポートひらかたは枚方市在住の方限定としている。土地は幼稚園の跡地を使用しているため、遊戯室や築山がある。これらは子どもたちが「また来たい」と感じる要因となっている。要保護児童にも積極的に利用してもらい、慣れたスタッフと安心できる場所を作っている。また、子どもにとっても家庭で学べないことを知ることができるのもこの施設を利用する利点となる。生活リズムや食事、入浴といった基本的な内容から料理や寝るときに絵本を読んでもらうことや、屋を暗くするといった体験ができる場所となり、こういった経験をすることで家庭に新しい生活習慣を取り入れ、親になった時に子どもにもそれらをしてあげることができるきっかけを作ることができる。



〔写真4〕ファミリーポートひらかた

<枚方市における子育て短期支援事業の意義>

年間を通じて、利用している家庭が多い	要保護家庭や要支援家庭への支援の一つ	要保護児童にたいして、緊急避難的短期保護の場として利用することで、地域で生活を継続可能に
ひとり親家庭や多問題を抱えた機能不全家庭などへの支援（ハイリスク家庭）で虐待予防	リスクの高い幼少期から利用し、家族SOSを出せるように	利用の中で相談に繋がる

(3) 子ども対象事業

枚方市内小中学生のネグレクトの家庭を対象に料理教室を行っている。料理教室を開く目的は、親に頼るのではなく子どもに自分で食べる力をつけてもらうことにある。簡単なキャラ弁の作り方など楽しく生活の中で活用できる内容に工夫されている。20～30人招待をしても実際に参加するのは10人以下であるが、この料理教室の最大の利点は、楽しいお知らせをしに家庭訪問ができることにある。いつも子どもに会わせてくれない親が子どもに会わせてくれることもある。

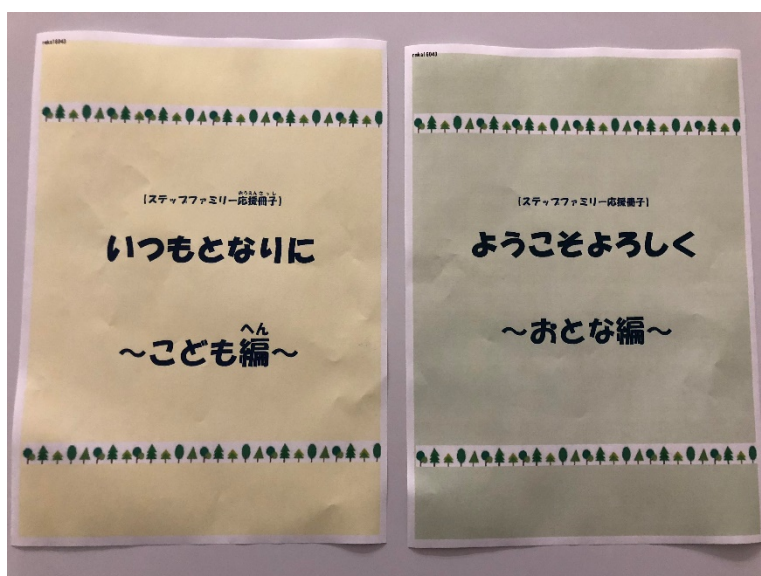
他にも「学びの小部屋きみいろ」という学習支援を年3回行っている。子どもを学校に送り出せないネグレクト家庭では新学期から躓くことが多い他にも「学びの小部屋きみいろ」という学習支援を年3回行っている。子どもを学校に送り出せないネグレクト家庭では新学期から躓くことが多い傾向がある。そこで、学校が始まる2～3日前に家庭訪問を行い学校が始まることを知らせ、宿題の指導を行う教室に招待している。こうすることで、新学期のスムーズな登校につなげることができる。また、子どもの学びたい気持ちを尊重することができる。

(4) 家庭への様々なアプローチの工夫

枚方市では親と子のあゆみ応援シートを用意している。これは、子どもの成長とともに様々な行動に対して心構えや具体的対応を掲載している。1歳・3歳・5歳・小学校入学前の4段階になっており、相談の窓口が最後に掲載されている。

ステップファミリーのための応援冊子は、大人編「ようこそ よろしく」・子ども編「いつも となりに」の2種類がある。子どもがおとな編を見るのはつらいのではないかという点を考慮して分けて作成された。この冊子の中で書かれているステップファミリーとは夫婦一方あるいは双方が、子どもを連れて誕生する家族のことを指している。

どちらとも直接取りに行くことに抵抗がある人のためにホームページからダウンロードできるようにしている。



〔写真9〕

右：ようこそよろしく～おとな編～

左：いつもとなりに～こども編～

4. 今後の課題

(1) 効果的で効率的な進行管理

台帳管理のケースが増えていく一方で、丁寧なアセスメントをしながらも時間をかけずに管理していくことが求められる。そのためにも、効率的なアセスメント力と的確な支援方針を決定していく能力が必要である。

(2) 人材育成による資質の向上と専門性

人事異動に対する職員のレベルの維持のため、新人職員及び新任職員には十数時間のカリキュラムを課し3か月にかけて取り組んでいる。また、長期に関わる相談員と人事異動による新しい視点を取り入れることで資質の向上を図っている。ケース会議の効果的な運営をすることも必要である。

(3) ネットワーク支援と資源の構築

子ども総合相談センターはハイリスクに特化して支援しているが、子育て世代包括支援センター、地域・民間支援、子育て支援など、全体的に連携していけるよう日頃の関係作りが重要である。

5. 枚方市子ども総合相談センターの概要

枚方市の枚方市子ども総合相談センターは、家庭児童相談担当課長のもと家庭児童相談グループと虐待対応専任の地域相談グループによる2つのグループ体制による対応を行っている。地域相談グループでは虐待通告の受理と初期対応を行う。専任の対応がいることで通告に対して迅速な対応、所属機関や家庭への訪問を丁寧に行っている。また、地域担当制で主担と副担の2名で対応し、「顔の見える関係」を築いている。どちらかが移動しても片方が残ることで、それまでと変わらない関係を継続することができるようにしている。



一方の家庭児童相談グループは臨床心理士の資格を持っている職員7名（うち非常勤4



名）が中心となって対応をしている。枚方市の特徴として相談実数の半分以上が虐待以外で、地域の相談の場として根付いており、子どもの問題を早期に対応することで、虐待予防の役割にもなっている。カウンセリングや子どもへの心理テストやプレイセラピー等、家族への支援、子どものアセスメントと支援などを行っている。

そして、子ども総合センターは枚方市駅と直結でバスの便も良い立地にあるため相談者が行きやすい環境にあることも利点である。ここでは親子関係、子育て、友達のことなど、18歳未満の子どもについての相談にのる「家庭児童相談」の他、15歳からおおむね39歳までの方の不登校やひきこもり相談を受け、就労につなげる「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」・

ひとり親や今後ひとり親になるかもしれない方の自立のための相談を受ける「ひとり親相談」を行っている。

家庭児童相談では相談室が4部屋用意されており、相談者の年齢によって相談室の部屋が分けられている。各部屋毎に異なる玩具や絵本等が置かれており、リラックスしながら相談ができる空間づくりがされている（完全に部屋が密閉されていない点はハード面の課題でもあるが、プラス面もあろう。）。また、子どもの行動観察やプレイセラピーが行うためのプレイルームも2部屋設置されている。他にも、ひきこもり等子ども・若者相談とひとり親相談にも別に、4つの相談室が設置されている。

6. 全体の感想

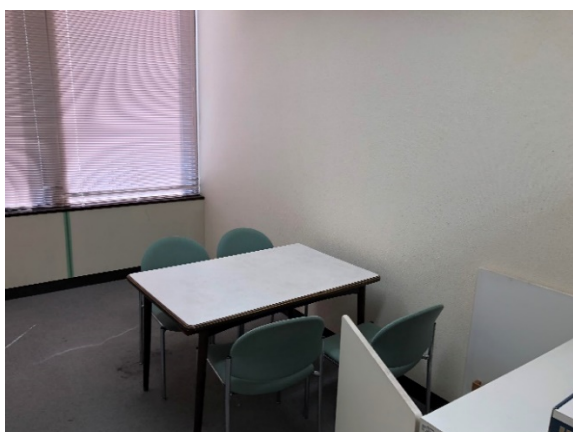
今回の改正による包括支援センターとの一体化との視点は感じられなかった。この感じられなかったというのは否定的な意味ではなく、改正により意識するまでもなく、これまで長くこの体制・運営を構築してきたことによるのであろう。担当者が細部に至るまで子ども・養育者視点での工夫を凝らしている。なお、商業ビルという立地も入りやすさといったプラス面に転換させている。環境をどう生かすはその自治体次第ということになる。関係機関に理解してもらい、利用してもらいという視点でのパンフレット等の工夫は他の自治体の参考となる。その意味で他の自治体に比して格別のページ数になったが敢えて頁を割いた。



プレイルーム1



プレイルーム2



相談室1



相談室2



相談室 3



相談室 4

〔図 1〕 Map Fan より引用

<https://mapfan.com/pref/27> (2018 年 3 月 7 日閲覧)

〔写真 4〕 HIRAKATA@PEACE ひらかた@PEACE 委員会 より引用

<http://hirakata-p.jp/peace/event/20160603.html> (2018 年 3 月 8 日閲覧)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

小島佳那子

小田くるみ

中島由美子

保志幸子

松戸市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月2日

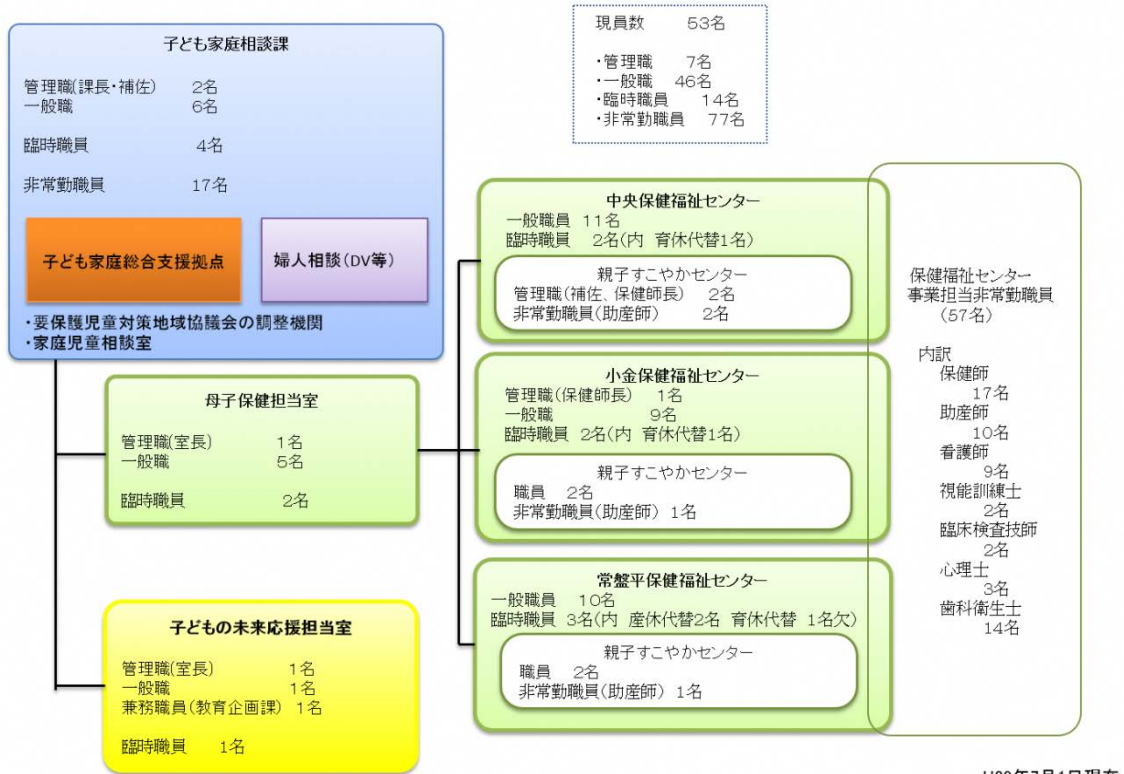
1. 松戸市の概要

- (1) 面積
61 km²
- (2) 人口
487,091 人
- (3) 児童数
72,722 人
※18歳未満
- (4) 類型
中規模型
※児童数で考える
- (5) 組織体制・人員配置



↑ (図1) 千葉県における松戸市の位置

平成29年度子ども家庭相談課の組織・職員体制(イメージ図)



H29年7月1日現在

課名	担当室名	事務の概目
子ども家庭相談課		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談に関すること。 ・児童虐待の予防と対応に関すること。 ・居住実態が把握できない児童に関すること。 ・要保護児童対策地域協議会に関すること。 ・児童短期入所事業に関すること。 ・助産施設への入所に関すること。 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく同居児童の届出に関すること。 ・婦人相談に関すること。 ・一時保護施設運営費補助に関すること。 ・養育医療に関すること。
	母子保健担当室	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業の統括に関すること。 ・保健福祉センターの母子保健及び児童虐待の予防等に係る統括に関すること。 ・母子保健型利用者支援業務の統括に関すること。 ・産後ケア業務の統括に関すること。 ・不妊治療費の助成に関すること。 ・妊婦及び乳幼児の健康診査及び歯科健康診査に関すること。 ・健康推進課との連絡調整に関すること。
	子どもの未来応援担当室	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困に関すること。

子ども家庭総合支援拠点の人員		
担当	資格	人数
子ども家庭支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司任用資格を有する者（2名） ・社会福祉士（1名） 	3名
心理担当支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士（1名） ・精神保健福祉士（1名） 	2名
虐待対応専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士（3名） ・社会福祉士となる資格を有する者（2名） ・学校長経験者（3名） ・教員免許所有者（1名） ・保育士免許所有者（1名） 	10名
安全確認対応職員	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士（1名） 	1名
事務処理対応職員		1名
		合計 17名

当初は人口規模に応じて大規模型の設置を検討していたのだが、児童数で考えて中規模型の設置とした（なお、上記人数は非常勤職員を含む）。

2. 該当拠点の概要

従来から保健部門や教育部門との連携を取っていたのだが、さらに子どもの命を守るために連携を強化することを考えていたことから、子ども家庭総合支援拠点を設置した。

非常勤職員については、従前も人員を多く配置していたことから、要綱上の虐待対応専門員として位置づけて拠点設置の機能を果たすようにした。

3. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 要綱設置

国の定めた市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱を参考に作成した。

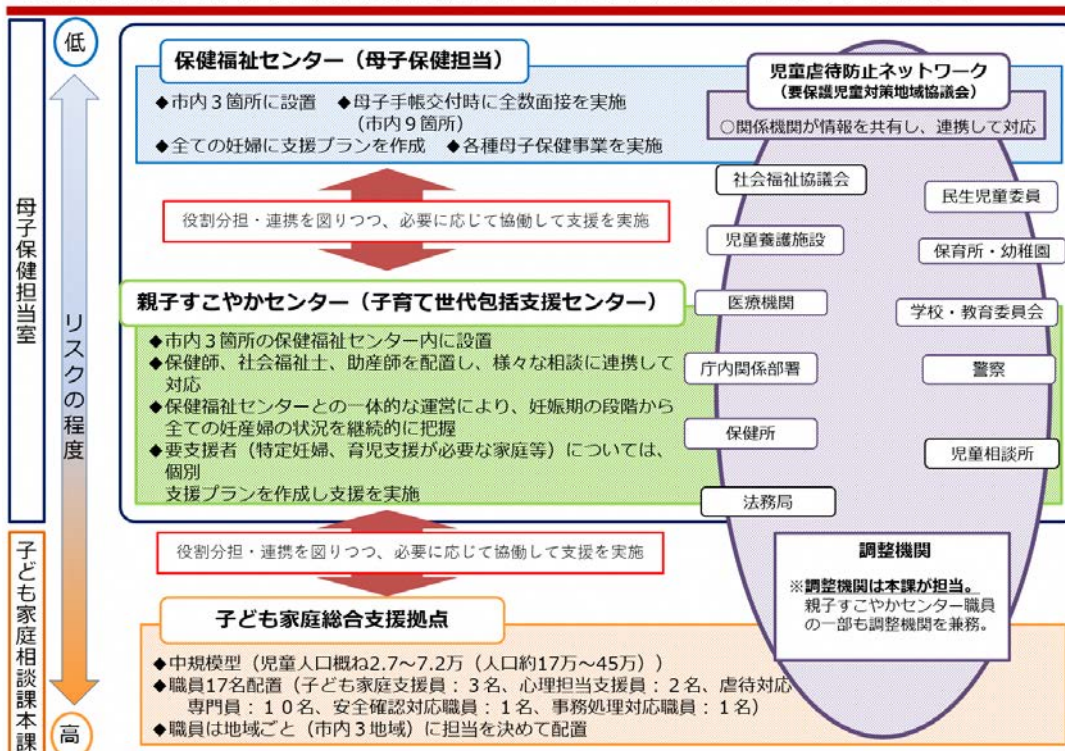
要綱を作ることで、補助金を得て組織体制を確実にすることができる。継続して維持することができる。

(2) 保健部門との連携

母子保健担当室と同じ課の中にあることから、連携が取りやすくなっている。母子保健担当室内にある親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）で社会福祉士が必ず含まれている。現在は保健師や助産師も配置しており、特定妊婦から乳幼児までの把握ができ、連携して情報交換をしている。

地区の保健師とも何か問題があれば、一緒に訪問や面談を行う等を連携して取り組んでいる。具体的には、特定妊婦を把握して対応を考える会議や、養育支援訪問事業についても互いに参加する等して連携している。

支援拠点、母子保健、要保護児童対策地域協議会との関係図



(3) 教育部門との連携

要保護児童対策地域協議会とは別に、教育委員会が行っている会議に参加している。要保護児童対策地域協議会とも被る面もあるが、教育委員会や教育現場の問題の捉え方の相違などもあり、有益な場となっている。

個々のケースでは虐待対応専門員が直接学校に訪問する等の連携を従来からしている。児童と話をすることや、校長等の教員と話をする等を通じて日々連携を取っている。また松戸市では虐待対応専門員として地区に1名ずつ学校長経験者が入っており、教育委員会との連携を上手くとることが出来ている。

①教育委員会との情報交換

各学期に情報交換会を開催し、気になる児童についての情報共有を行っている。今年度からは、ケース進行管理表を学校ごとに分けて作成し、教育委員会に提示している。

②学校警察連絡協議会等への出席

今年度から出席している。情報共有を行い、連携を取っている。

小学校、中学校、高等学校、警察、その他の関係機関と連協議等を行っている。

③松戸市中学校生徒指導連絡協議会への出席

中学校（公立、私立）の生徒指導の先生が集まり、警察や児童相談所、青少年センター、子ども家庭相談課が参加して情報共有を行っている。

④スクールソーシャルワーカー

松戸市では、昨年度から試行的にスクールソーシャルワーカーを常駐している学校を設けている。スクールソーシャルワーカーは、今年度の個別ケース検討会議等にも参加しており、連携を取り始めている。今後の連携や役割分担、情報共有の体制構築を進めていこうと考えている。

また、従前より県費のスクールソーシャルワーカーは東葛飾地区に2名、派遣型として設置しており、制度的には併用となる。それに上乘せが必要なのではないかとの判断である。それにより、子ども家庭相談課との連携が強化されることを期待している。

情報交換	教育委員会との情報交換	年 3 回実施予定 * 学期毎に 1 回 平成 30 年 6 月予定 平成 30 年 11 月予定 平成 31 年 2 月予定	教育委員会 ・ 学務課 ・ 指導課 ・ 教育研究所
	学校警察連絡協議会等への出席		関係機関等 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 警察
	松戸市中学校生徒指導連絡協議会への出席		関係機関等 ・ 児童相談所 ・ 警察

* 松戸市提供：「松戸市児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）平成 30 年度活動方針及び活動計画（案）」より引用

（４）研修への参加

採用した後にスキルアップが求められることから、積極的に研修へ参加している。県の研修や外部の研修に参加させることに加えて、市でも独自の研修を行っている。研修の位置付けとしては、財政援助はしないものの、自主的な任意のものというよりは、公的に働きかけるというスタンスである。

（５）人員の確保

専門職の募集に関しては、現状は、周辺地域自治体よりも少し高めの賃金の設定をしていることから集めることが出来ていると考えている。

また、この仕事にやりがいを感じ、成果を得たりすることで、非常勤職員であっても採用を更新する者もいる。しかし、現状のようなきめ細かいサポートを非常勤職員（雇う側にとっても、雇われる側にとっても不安定。来年の体制が読めない）で今後十分に体制継続ができるのかという問題は大きく、常勤職員の配置が大きな課題である。

（６）アドバイザーの配置

スーパーバイザーを配置する予定であったが、今年度は配置することが出来なかった。その代わりに平成 28 年度から実施しているアドバイザー研修でケース対応に関する助言を受けている。アドバイザーは、小児精神科医（児童相談所での勤務経験あり）に依頼し、年に 6 回研修を実施した。

平成28年度は、精神疾患をもった保護者が関係している事例で、精神科医への相談に相応しいものを選んでいただけ、事例選定に時間がかかり、かえって担当者の負担となってしまったため、今年度からは方法を変え、アドバイザーに定例会議や地区会議といった通常の会議に参加していただき、事例の性質を問わず助言を頂くようにした。これにより、スーパーバイザーと同様な効果を得ることができた。

(7) 具体的支援手法の共有など（日常的な支援活動）

寄り添い型の支援を積極的にすすめたことで、「指導により改善」という終結ができる事例が出てきた。職員に対しては、「学校や保育所などの児童の所属機関へ見守り状況を聞きに行くだけでは訪問とはいえない。」とこれまでの態度を見直し、児童本人や保護者と会って話をすることを基本とすること、電話や面接等を拒否されている事案であっても必ず児童の目視をすること、初動体制として迅速に状況確認を行うことなどの基本的事項を徹底することによって、自分たちなりの支援指針の形を作ってきた。このような支援指針が徹底されることで、保育所から持ち込まれる相談事案が増えたり、逆に保育所での保育が必要と認める児童の入所申請支援を行う場合に円滑な連携を幼児保育課課と図れたり、生活保護のケースワーカーともより緊密な連携を図って経済困窮支援を図れたりと他機関との連携をスムーズに図ることが出来るようにもなった。

4. 拠点を設置したことで有効だった事柄

これまでの家庭児童相談室での相談や虐待対応の時は、必ずしも資格を重視してこなかったが、今回の拠点整備における人員配置基準によれば、児童福祉業務遂行という観点から子どもに係る専門家が求められている。これにより、組織体制上、教員免許所有者や保育士免許所有者だけでなく、社会福祉士や臨床心理士、精神保健福祉士の人材を採用してより専門的知見を基にした支援対応を目指していること。

また、個々のケース対応をしていく中で、直接の具体的な寄り添い型の指導ができるようになったことが利点であると考えられる。

5. 今後の方針

子ども家庭総合支援拠点の内容は、虐待に特化したものではない。要綱やガイドラインを読み込んでいくと、子育てに関することの全てを行わなくてはいけない内容になっている。

市民に対しても虐待だけを専門に行う所ではなく、子育てに関する幅広いことを行うのだということを広めていかななくてはいけないと考えている。

松戸市中央保健福祉センター →



6. 今回の拠点整備に関する国等への要望

(1) 組織の違い

家庭児童相談室と子ども家庭総合支援拠点の違いが不明確である。完全一致でないことはわかるが、厚労省が示したイメージ図だけでは具体的にどう違うのかがわからない。

家庭児童相談室は社会福祉法で、子ども家庭総合支援拠点は児童福祉法といったわけ方をして考えたが、国としてはどのように分けるイメージをしているのか明確にしてほしい。

(2) 補助金

国の補助金の対象は、正規職員ではなく、非常勤職員になっており、このことは継続的な体制整備が難しい結果を招来している。非常勤職員では、組織的な判断を行うことは難しい。非常勤分の補助金を進めることは、虐待最前線の責任を担わせる面で待遇面とバランス上の難点がある。

(3) 配置している職員の役割

要綱上の規定を読む限り、子ども家庭支援員と虐待対応専門員の職務の区別が明確ではない。関係機関との調整を子ども家庭支援員が担うとなっているが、実際に関係機関と共に支援活動をするからこそ連携が図れると考えている。子ども家庭支援員を支援担当、虐待対応専門員を介入型担当と位置付けるとしても、両者の区別は現場では難しく、それを分ける不効率性の方が大きい。両者を区別する設定に現場からは疑問を感じる。

また、心理担当支援員についても、児童相談所でなく拠点においては、実際は、純粹に心理担当として箱庭等の心理判定をすることよりもケースワーク的な役割を担うことが期待されることが多い。厳格な心理資格を有するものではないとするのであれば、設置を基準とする意味を明確にすべきである。安全確認対応職員の設置についての具体例についても、単に現場確認をするだけでは済まないはずであり、配置役割を具体化すべき。

現状は、子ども家庭支援員と虐待対応専門員に関しては、要綱上の職務の内容をお互いに兼ねて行っているため、どのようにカウントしてもこの点では補助金の要件を満たす。

(4) 児童相談所について

千葉県では以前から逆送致が行われてきたが、今回の児童福祉法の改正、そして拠点の設置についての影の影響としては、法定化されたことにより在宅支援ケースが一度に逆送致されるのではないかと危惧していたが、現在までのところそのような事態になっておらず、かえって逆送致数は減少している。その原因を明確にしていけないが、以前は、逆送致直前にケースを引継ぐために担当者間での打合せや合同家庭訪問などを行っていたところ、最近では、児童相談所と共に支援する期間が長くなり、市でもケース化する必要があるため逆送致という行為が不明確になっている状況があるのではないかと考えている。今後は、そのようなケースの対応について、児童相談所と検討する必要があると考えている。

児童相談所と市の子ども担当部署（拠点）の位置付けは上下の関係ではないので、ケース対応についても対等な話し合いが行われるべきである。例えば、他の自治体でも聞かれることであるが、施設入所していた児童の保護解除がなされたことを市の担当者が知らなかったり、児童相談所と共に関わっていたケースについて児童相談所が終結したのを知らなかったり、連携が図れていないこともある。また、家庭において虐待が行われていることを学校の教職員が発見した場合に児童相談所に通告すると、児童相談所から市を通して通告するようにといわれ、直接学校からの通告を受けないという場合もある。確かに、児童相談所が抱えているケースが多いことは分かるが、支援拠点として市の役割が明確になっていく中、早急な一時保護が明らかに必要な場合など児童相談所への通告が最善と考えられ、役割分担の明確化が必要である。

7. 全体の感想

児童福祉法の改正を機に体制を作ったわけではなく、従前から体制を整備してきた松戸市としては、ある意味補助金を取り込んで、今後の体制整備にも役立て得るという程度の意味しかないようにも見受けられた。しかし、担当者が法務担当をバックグラウンドとしていることから、機能を果たしているから拠点が出来ていると宣言すればよいとは考えておらず、拠点というためには要綱を作り、体制を法的にきちんと位置付けて継続的なものとする必要があると考えているようであった。ヒアリングを通して、拠点の光と影の部分にまで議論が及んだが、都道府県と市区町村との関係の在り方とも関連して、今回の拠点を市区町村に義務を課したことで、都道府県の意識改革がないと下部機関に仕事を押し付ける契機になってしまう危険をはらむことが指摘された。全国の自治体にとって、拠点がなぜ必要なのか、何を担うのか、もう一度改正理念に戻ることが必要であること、それを強調することが必要であることを強く感じた。

松戸市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(設置)

第1条 子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うため、子ども家庭相談課に松戸市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を置く。

(業務)

第2条 支援拠点の業務内容は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。）に定めるとおりとする。

(職員)

第3条 支援拠点の職員は、国支援拠点設置運営要綱に基づき配置するものとする。

2 支援拠点の職員の職務及び資格等は、国支援拠点設置運営要綱に定めるとおりとする。

(支援拠点の職員の身分等)

第4条 支援拠点の職員は、一般職の非常勤職員とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務次官通知及び児童局長通知の準用)

第5条 支援拠点の設置運営に関してこの要綱に定めのない事項は、国支援拠点設置運営要綱を準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

家庭児童相談受付状況

1. 家庭児童相談件数 松戸市子ども部子ども家庭相談課

年度	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談	育成相談				その他の相談	合計
	虐待	その他		肢体	言語	重心	知的	性格		不登校	適性	しつけ			
H26	512	87	2	0	1	0	1	3	51	28	3	44	135	867	
H27	582	66	6	0	5	0	1	3	40	32	4	40	160	939	
H28	685	41	0	0	0	1	0	0	27	24	1	39	148	966	

2. 児童虐待相談件数

(1) 発生件数 (単位 人)

年度	計	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト	
			構成比		構成比		構成比		構成比
H23	310	109	35%	5	2%	75	24%	121	39%
H24	353	155	44%	4	1%	69	20%	125	35%
H25	360	96	27%	7	2%	82	23%	175	49%
H26	512	102	20%	7	1%	220	43%	183	36%
H27	582	133	23%	4	1%	276	47%	169	29%
H28	685	156	23%	9	1%	289	42%	231	34%

相談室 →



← ヒアリング風景

(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/12> (閲覧日 : 2018 年 3 月 5 日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
井上玲亜

港区 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月6日

1. 東京都港区の概要

- ①面積
20.37 km²
- ②児童数
38,320 人
(2018年1月1日時点)
- ③類型
中規模型



区は、子ども家庭支援センターを平成12年4月に設置し、子育て相談や子育て支援サービスの提供、子どもと子育て中の保護者同士の交流の場として、親子ふれあい広場を整備してきた。

平成17年10月には、児童福祉法改正に伴い、先駆型子ども家庭支援センターとして児童虐待対応を開始し、平成18年7月からは港区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、地域連携による支援を調整する役割を果たしている。

平成24年2月、区の保健所業務が新庁舎に統合されることに伴い、保健所と併設することで子どもと子育て家庭への支援強化を図るために、みなと保健所の2階に移転し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいる。平成29年度からは、保健所とともに子育て世代包括支援センターの役割を担い、母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的な支援を行うためより一層の連携強化を目指している。

支援拠点として平成30年4月から、設置運営要綱で規定する職員の人員体制を整え位置づけることとしている。

フロア



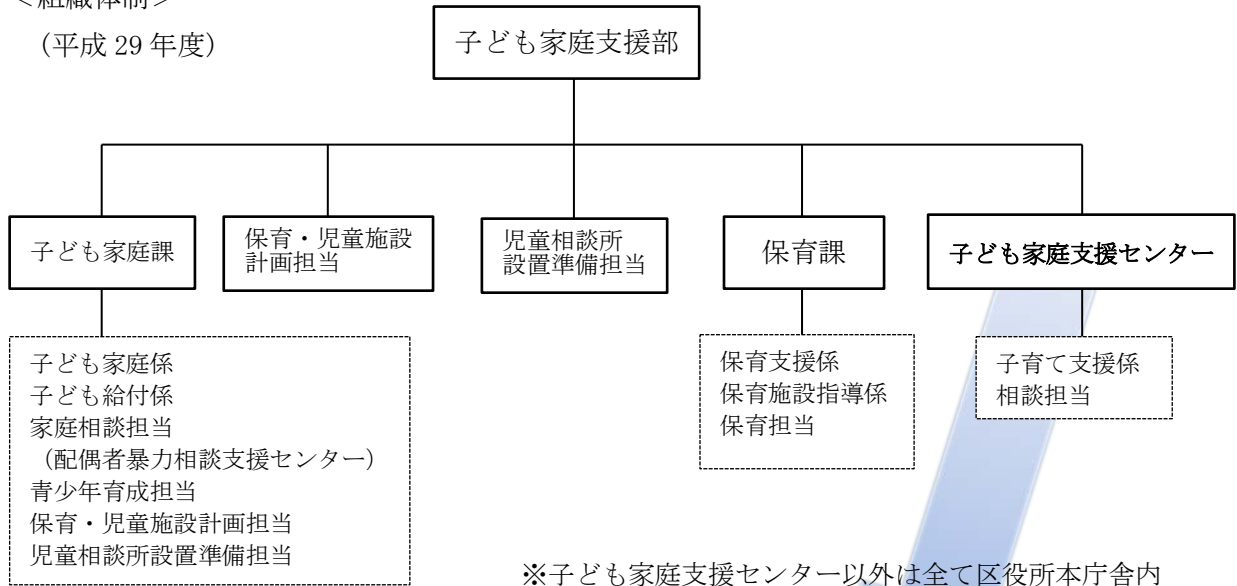
みなと保健所(港区三田)



保健所玄関
(自動ドアの奥が総合案内)

8	大会議室
7	各種検査室
6	健診フロア、エックス線室
5	生活衛生課(食品衛生・環境衛生・医務業務)
4	保健予防課、健康推進課
3	成人・乳幼児健診フロア
2	子ども家庭支援センター 休日歯科応急診療所・栄養指導室
1	生活衛生課(庶務)、情報展示コーナー

<組織体制>
(平成 29 年度)



※子ども家庭支援センター以外は全て区役所本庁舎内

子ども家庭支援センター

<人員>

所長 1名 (課長級)

子育て支援係 5名 (係長1名、正規職員3名、非常勤職員2名)

相談担当 16名 (担当係長3名、正規職員6名、非常勤職員8名)

その他 臨床心理士1名 (委託)、保健師1名 (委託)

※相談担当の非常勤職員には、相談業務推進専門員 (児童相談所 OB) 2名及び虐待対応専門相談員 (警察 OB) 1名を含む

<子ども家庭支援センターの事務事業の概要>

子ども家庭支援センター	子育て支援係	子ども家庭支援センターの運営、子どもと子育ての総合相談、子育て支援サービスの提供 (派遣型一時保育、育児サポート子むすび、乳幼児ショートステイ、港区実施事業における一時保育等)、子育て支援施設の管理 (子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと子育てサポートハウス、みなと子育て応援プラザ、みなと保育サポート)、子育てコーディネーター事業、子ども・子育て情報提供 (子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信)、港区子育て支援員研修、港区地域こぞって子育て懇談会、港区産前産後家事・育児支援サービス
	相談担当	子どもと子育ての総合相談、子どもに対する虐待の防止、要保護児童対策地域協議会調整・運営、みなと子ども相談ねっこの運営、養育支援訪問等

「港区の子ども・家庭支援」

平成 29 年度 (2017 年度) 版事業概要より

2. 支援拠点に係る概要

子ども家庭支援センターは主に、子ども子育ての総合相談、子ども子育て支援サービスの提供、子育て情報の収集・提供、子育て支援を行う各団体等のネットワークづくりの支援(港区地域こぞって子育て懇談会の開催等)を行っている。

相談事業は、電話・面接・訪問等により実施しており、平日(火曜日・木曜日)は、午後7時まで、土曜日も開館するなど、様々な状況の子どもや家庭からの相談を受け付けている。平成28年度の相談の新規受理件数は948件で、3年前の1.5倍となっており、そのうちの約半数の477件が虐待に関する相談である。また、近年は子どもの発達について臨床心理士や保健師への相談(専門相談)希望が多くあり、平成29年度からは、臨床心理士による相談を週3回から6回に増やし実施している。

さらに、子ども自身がスマートフォン等から相談できる「みなと子ども相談ねっと」(平成26年度～)や、子育てコーディネーター事業(利用者支援事業基本型)(平成27年度～)による子育て家庭へのきめ細かな支援を実施することで、相談体制の充実を図っている。

子育て情報の提供に関しては、区が多岐に渡る子育て情報をまとめた港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」の日本語版、英語版を毎年(中国語版、ハングル版は隔年)発行し、妊娠届書の受付時に母子手帳とともに配布している。平成28年3月からはタイムリーな子育て情報を配信する「出産・子育て応援メール」事業を開始するなど、よりわかりやすく利用しやすい子育て情報の提供に取り組んでいる。



← 港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」

(左からハングル語版、中国語版、英語版、日本語版)

18歳未満を対象に、区の各種制度、情報等を紹介。“妊娠したら”“赤ちゃんが生まれたら”“子どもの健康”等 章ごとに情報がまとめられている。

子ども向け啓発パンフレット

子ども自身が安心して相談することができるように、相談先や相談方法を掲載。「みなと子ども相談ねっと」の登録方法などをわかりやすく説明している。区内の公立の小中学校全生徒に毎年配布している。

こんな相談 ができるよ!

- 最近友達がつめたいです。仲よくしたいのに、かげで悪口を言われています。何が原因かわかりません。つらいです。** (小3女子)
- 塾の勉強と学校の宿題で大変です。寝れました。どうしたらいいですか。** (小5男子)
- 親に対してイライラします。話を聞きもしないで、悪いのはこっちだと決めつけるし。まじウザイ。** (中2男子)
- 忙しかったからLINEを既読無視していたら、仲間からジカトされるようになってしまいました。学校に行きたくないです。** (高2女子)

相談するにはこんな方法があります

- 名前を言わなくても相談できます。
- 秘密は守ります。
- 港区に住む18歳未満の子どもなら誰でも相談できます。

ねっとで相談

携帯電話、スマートフォンやパソコンからみなと子ども相談ねっとに相談することができます。詳しくはページをひらいてみてね!

電話で相談

相談専用電話 **03-6400-0092**

- ※月・水・金・土 午前9時から午後5時まで
- ※火・木 午前9時から午後7時まで

会って相談

港区立 子ども家庭支援センター 港三丁目4-9-1 港区立保健福祉局

- ※月・水・金・土 午前9時から午後5時まで
- ※火・木 午前9時から午後7時まで
- ※相談員がいない日もあります。

<子ども家庭支援センターの見取り図>

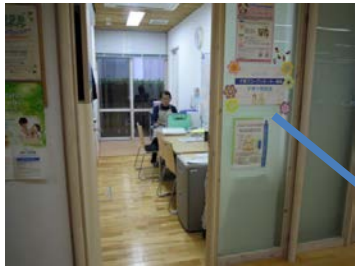
子育てコーディネーター相談室

「子育てコーディネーター」が子育てに関する悩みや不安にきめ細やかに寄り添い、専門機関や子ども・子育て支援サービスを紹介する。年間延べ約1,600件の利用がある(利用者支援事業基本型)。



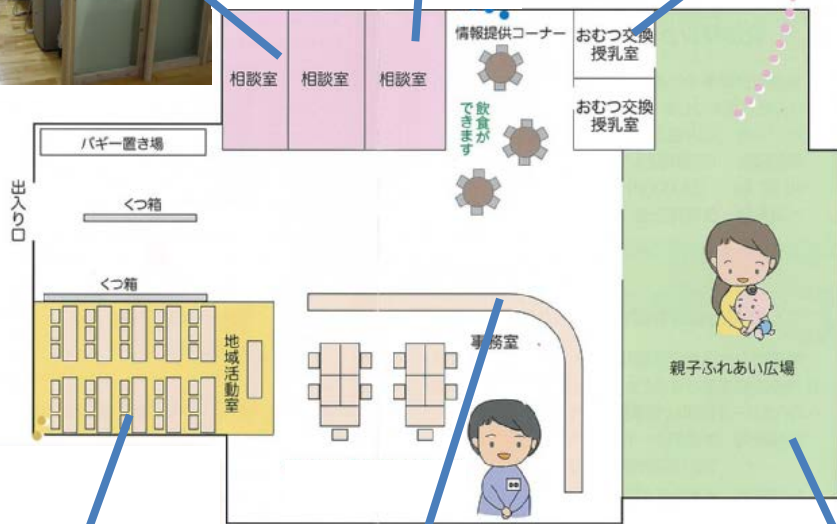
相談室

2室設置。子どもを遊ばせながらゆっくりと相談することができる。



情報提供コーナー

子ども・子育て支援サービスに関するパンフレットや子育て関連図書の閲覧・貸出ができる。飲食も可能なコーナー(電子レンジを設置)



受付カウンター
来館者の受付のほか、子育て支援サービスに関する相談や申し込みができる。



地域活動室

区内の子育てサークルや子育て支援活動をしているグループが無料で利用できる。



親子ふれあい広場

乳幼児(0~3歳)と保護者がゆっくり遊ぶためのスペース

3. 支援拠点としての機能

(1) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

支援拠点である子ども家庭支援センターが、子育て世代包括支援センターの役割を共に担う保健所と併設されていることは、利用者にとって切れ目のない支援を受けやすい環境となっている。

例えば保健所が開催する母親学級で、「産前産後家事・育児支援サービス」[※]についての説明を受け、終了後に同じ建物内の子ども家庭支援センターに立ち寄り利用登録をしていく姿などが見られる。また、保健所で実施する1歳半健診の合間に、親子ふれあい広場で子どもを遊ばせている時に子育てコーディネーター相談室のを知り、利用したことがきっかけとなり、その後も継続的に子育てに関する相談をするようになった例などが挙げられる。

妊婦訪問やこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）、医療機関からの情報提供などにより、特に心配な妊婦（特定妊婦）や産後うつ傾向の母親が見られた時にはすぐに情報を共有し、保健師と子ども家庭支援センターの相談員が共に面談や家庭訪問を実施し、社会資源（区の各事業）につなげるなど連携したスムーズな支援も見られる。

また、子ども家庭支援センターの同一組織の中に、様々な子ども子育て支援事業に関する情報提供や事業実施を行う子育て支援係があることも効果的となっている。例えば親子ふれあい広場に遊びに来ていた親子の様子から、講座の参加者の中から、サービスの申し込みに来ていた母親の話の中から、子育てコーディネーター相談者の中から、深刻な悩みを抱えている様子がわかり、相談担当のケースにつながった例も少なくない。

子ども家庭支援センターはこうした体制の中で、特に支援が必要な心配なケースを早期に発見し切れ目のない支援につなげ、深刻な育児不安や虐待の未然防止の機能を果たしていくことが期待される。

※「産前産後家事・育児支援サービス」・・・ホームヘルパーや母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が家庭を訪問する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の取組

ア 取組について

区は平成18年7月に港区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターがその調整機関の役割を担っている。

代表者会議、進行管理会議等の開催により関係機関との情報共有に努めるほか、関係機関向け研修（年5回程度）の開催、居所不明児童の対応、要保護児童等の定期的な出欠状況の確認などを行っている。また、学校長会、幼稚園長会、保育園長会、児童館長会、民生委員・児童委員協議会、医師会、歯科医師会などに職員が出向き、虐待対応マニュアル（区で作成し関係機関に広く配布している）を活用しながら、児童虐待対応に関する説明と協力を呼び掛けている。併せて、関係機関が主催する研修でも職員が講師となる等、関係機関の虐待対応力向上を目指した周知に取り組んでいる。

イ 人員体制について

子ども家庭支援センター相談担当は、平成 28 年度から相談者の居住地により担当を分ける地区担当制とした。これにより、保育園・学校、民生委員・児童委員など地域の関係機関と職員との関係がより密接となり、協力が得られやすく、スムーズな対応につながっている。

また、平成 29 年度より虐待対応専門相談員（非常勤）として警察 OB を配置したことにより、警察との関係が強化されている。区内を管轄する 6 つの警察署とは、これまでも関係者会議のほか連絡会を実施することなどにより情報共有を行っているが、虐待対応専門相談員の配置により日々のケースに関する情報提供や協力が得られやすくなり、連携が深まっている。

The collage features several key documents from the manual:

- Cover of the Manual:** Titled '港区 児童虐待対応マニュアル -平成27年度 改訂版-' (Kohji District Child Abuse Response Manual -Revised Edition 2015-), published by the '港区養育児童対策協議会' (Kohji District Child Welfare Council) and '港区立子ども家庭支援センター' (Kohji District Child Family Support Center).
- Q&A Page:** '2 児童虐待対応 Q&A' with questions like 'Q1 子どもの傷、虐待を疑い申し込んだ。どうしたらいいですか?' and 'Q2 虐待が疑われる場合、どのように対応すればいいですか?'.
- Checklist:** '2 早期発見のためのチェックリスト' (Checklist for Early Discovery) with various items to check for signs of abuse.
- Flowchart:** A central diagram showing the '子ども家庭支援センター' (Child Family Support Center) as the core, connected to '子ども・家庭' (Child/Family) at the bottom, '東京都児童相談センター 一時保護所' (Tokyo Child Welfare Center Temporary Protection Center) on the right, and various '関係機関' (Related Organizations) on the left. Arrows indicate the flow of information and support between these entities.

港区児童虐待対応マニュアル(抜粋)

4. 今後の課題

区は、平成 33 年（2021 年）に都心港区の家庭が楽しくいきいきと子育てを楽しむことができるように、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくための拠点施設として、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」を南青山に整備する。また、子ども家庭支援センターに、現在区役所本庁舎にある家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合しさらなる機能の充実を図っていく。

支援を必要とする子どもや家庭へ、身近な存在である区が継続的に支援をしていくために、社会資源（養育支援訪問、一時預かり、派遣型一時保育、産前産後家事・育児支援サービス、乳幼児等ショートステイ等）を充実させていく必要があると考える。例えば平成 30 年度から実施する要支援家庭を対象としたショートステイ事業や産後要支援母子ショートステイ事業は、児童の養育が困難な家庭への支援として虐待の未然防止を図るだけでなく、児童相談所による一時保護や、社会的養護からの措置解除後に、子どもが地域で安定して生活していくための支援にもつながる。また現在、愛育クリニック児童精神科へ委託して実施している要保護児童等の保護者へのプログラム「CARE」等の親支援プログラムをさらに充実させていくことも検討している。

関係機関等との連携については、要保護児童対策地域協議会の取組として、引き続き周知に努め、児童虐待の地域の対応力の強化を図るとともに、地域で子育てを支える体制づくりを目指し、これまで以上に多くの企業や NPO、大学、ボランティアなど多様な主体が連携するネットワークの構築に向けても取り組んでいく。子育てを支援する区民の養成については、里親養育の担い手も視野に入れた取組をおこなっていく。こうした取組を通して、様々な機関と連携しながら、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する拠点を目指していく。

5. 全体の感想

港区は、保健所内と子ども所内の連携に関して、物理的にも、ソフト面にも活かしてきた自治体である。様々な住民層を想定したグラデーショナルな支援の特徴であり、拠点として先進的な自治体の例として、他の自治体のモデルとなろう。

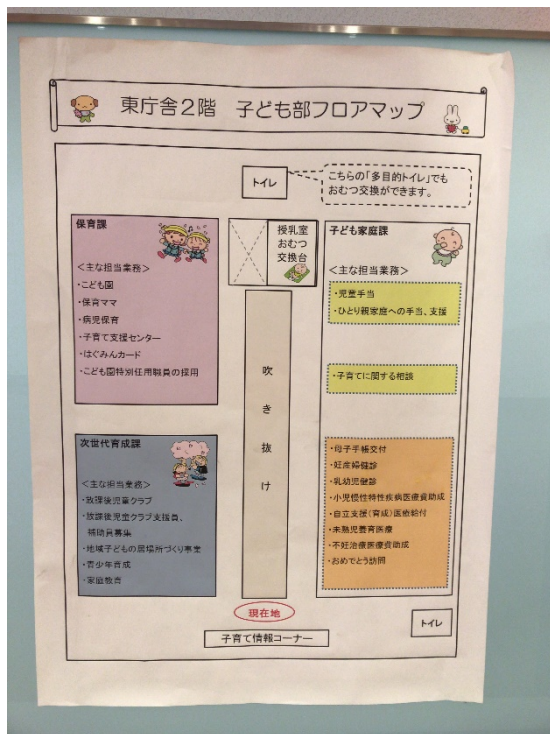
ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
中島由美子

豊田市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月1日

1. 豊田市の概要

- ①面積
918.32 km²
- ②人口
423,916 人
- ③児童数
73,681 人
- ④類型
大規模型



豊田市では、豊田市役所内の2階を「子ども部」として母子手帳の交付から子育て相談対応、保育支援、放課後児童クラブや家庭教育に関係することまでを一つのフロアで行っている。

←豊田市役所内 2F「子ども家庭課」フロアマップ

<子ども家庭課人員配置>

<u>子ども家庭支援員</u>	7名	<u>心理担当支援員</u>	2名
・社会福祉士	1名	・社会福祉士	1名
・教職免許保有者	2名	・精神保健福祉士	1名
・保育士	2名		
・社会福祉主事	1名		
・児童福祉司	1名		
<u>虐待対応専門員</u>	8名		
・社会福祉士	3名		
・精神保健福祉士	1名		
・保健師	3名		
・社会福祉主事	1名		

<拠点内の設備>



←プライバシーに配慮した相談室。子ども家庭課の窓口のすぐ横にあり、気軽に相談をすることができるようになっている。



窓口の目の前には幼児スペース幼児スペースも確保されている。





←↑情報の提供も多く行っている。「豊田市子育て応援ハンドブック[図1]」や「とよた急病・子育てコール24～育救さんコール～[図2]」などはホームページにも掲載されており、いつでも見ることができる。

[図1]

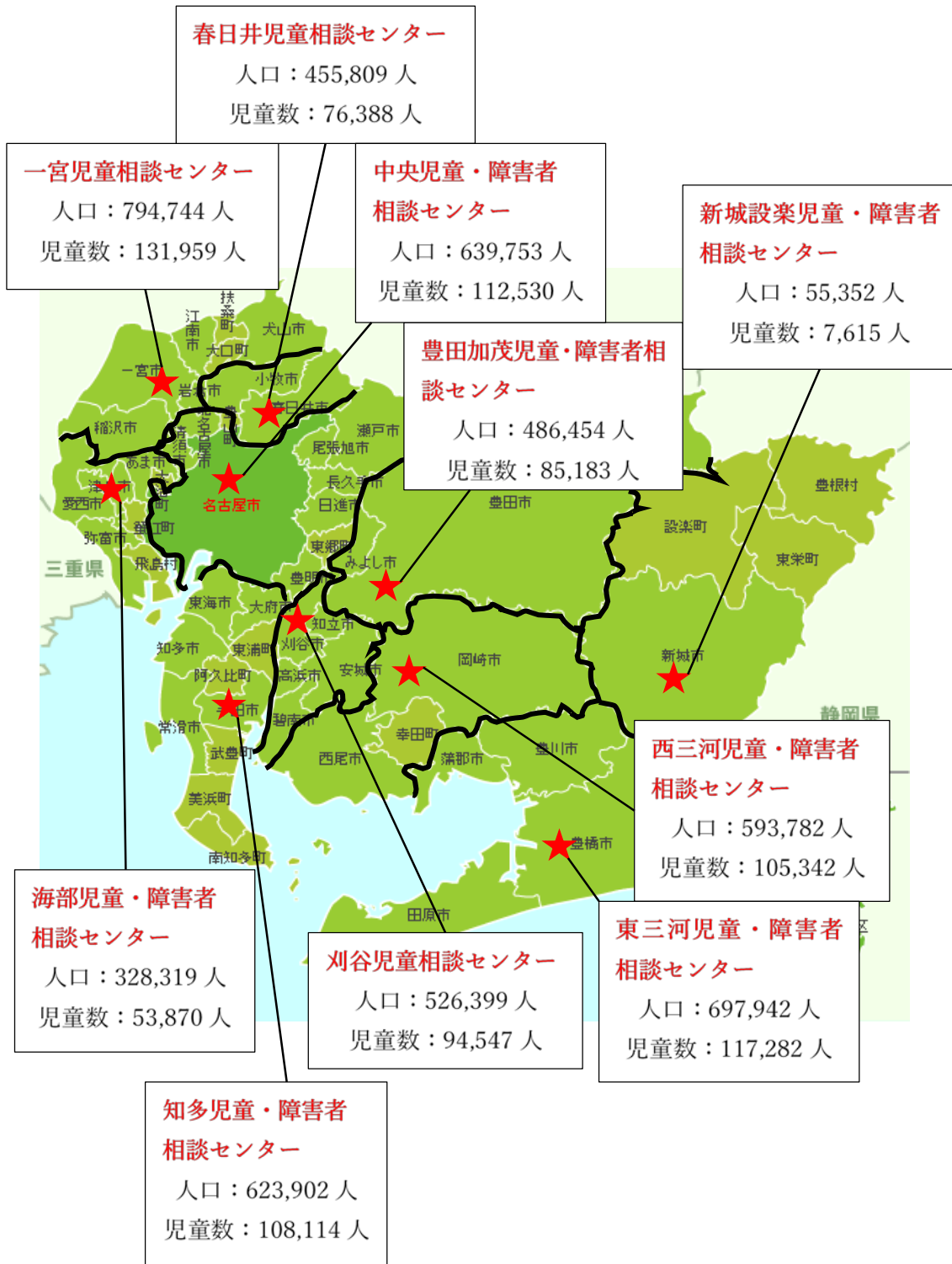


←子どもの急な熱や怪我の時に相談対応を行ってくれるコールセンター。医療機関に関する相談対応だけでなく、子育て相談も受け付けている。

また豊田市ではコールセンターをより多くの市民に活用してもらうための取り組みとして、市内の小学1年生～中学3年生を対象にポスター作品の募集を今年の夏休みに行った。最優秀賞作品を啓発ポスターのデザインにし、医療機関、小中学校、こども園・幼稚園、支所等市内約890施設に配布する予定である。

[図2]

<愛知県内の児童相談所> ※児童…18歳未満

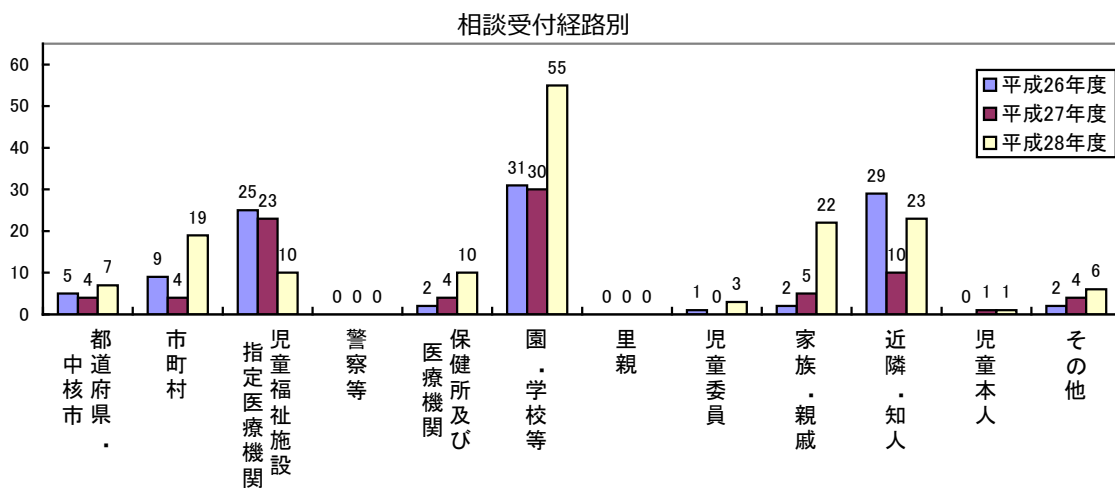
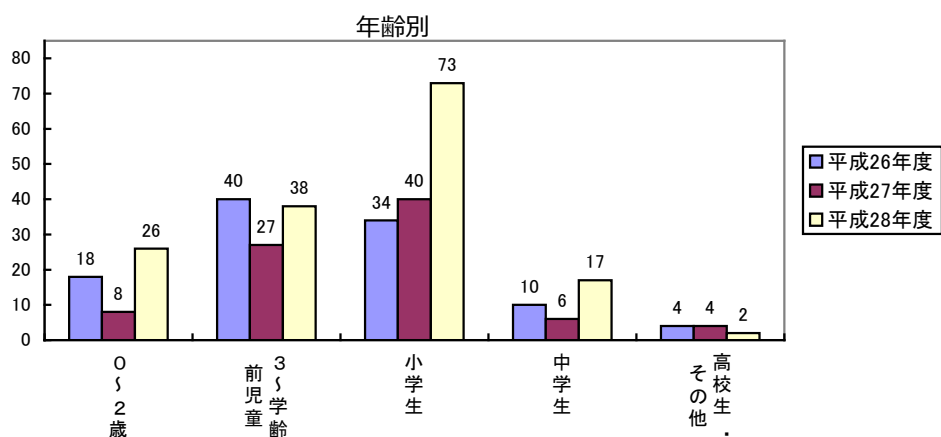


<豊田市家庭児童相談室の児童虐待相談の概要>

1 児童虐待通告の現状

◎家庭児童相談室（子ども家庭課内）での児童虐待相談件数

年 度	身体的	ネグレクト	性的	心理的	合計	市から児相への送致件数
平成26年度	55	18	6	27	106	16
平成27年度	60	7	3	15	85	12
平成28年度	101	17	0	38	156	19



◎家庭児童相談室相談件数

年 度	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その 他	計
平成26年度	201	0	2	0	1	0	204
平成27年度	188	0	0	0	14	0	202
平成28年度	288	0	1	0	8	3	300

2. 現在の課題点

現在のところ、豊田市の児童数は減少傾向にあるが、虐待の件数は僅かではあるが増加傾向にある。[上記「豊田市家庭児童相談室の児童虐待相談の概要」]

豊田市では子ども家庭支援員など資格を有する人員の確保はできているが、非常勤職員がその多くを占めている。そのため、異動がなく長期的に専門性を活かした現場での支援が可能である。しかし、夜間に何か問題が発生してしまうと、普段あまり対応に当たっていない職員が対応することになり、上手く対応できない状態になる可能性もある。また、非常勤職員は安定した職を求めて正規採用という形で他市へ転職してしまうという事も起きている状態にある。豊田市では、そうした事態になっても人員の補充は行おうが、引継ぎが上手くいかなかったり、培ったノウハウが組織的に集約できないといった問題が懸念されている。

3. 今後の方針

豊田市では法人税の改正により、経済的優位性は以前と比べてなくなっている状況である。そのため、子育て支援に関する業務は、今現在の豊田市の虐待などに関する状態が比較的落ち着いていることもあり、現状の維持が精一杯であると考えられる。しかし、今後は子ども家庭総合支援拠点に関する国からの補助金を受けつつ子どもの貧困なども視野に入れながら保健部門とも連携しながら少しずつ拡大していくことも検討されている。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

木森麻紀

船橋市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月13日

1. 船橋市の概要

- ① 面積
85.62 km²
- ② 人口
632,341 人
(平成29年4月現在)
- ③ 児童数
101,024 人
(平成29年4月現在)
- ④ 類型
大規模型



船橋市ホームページより

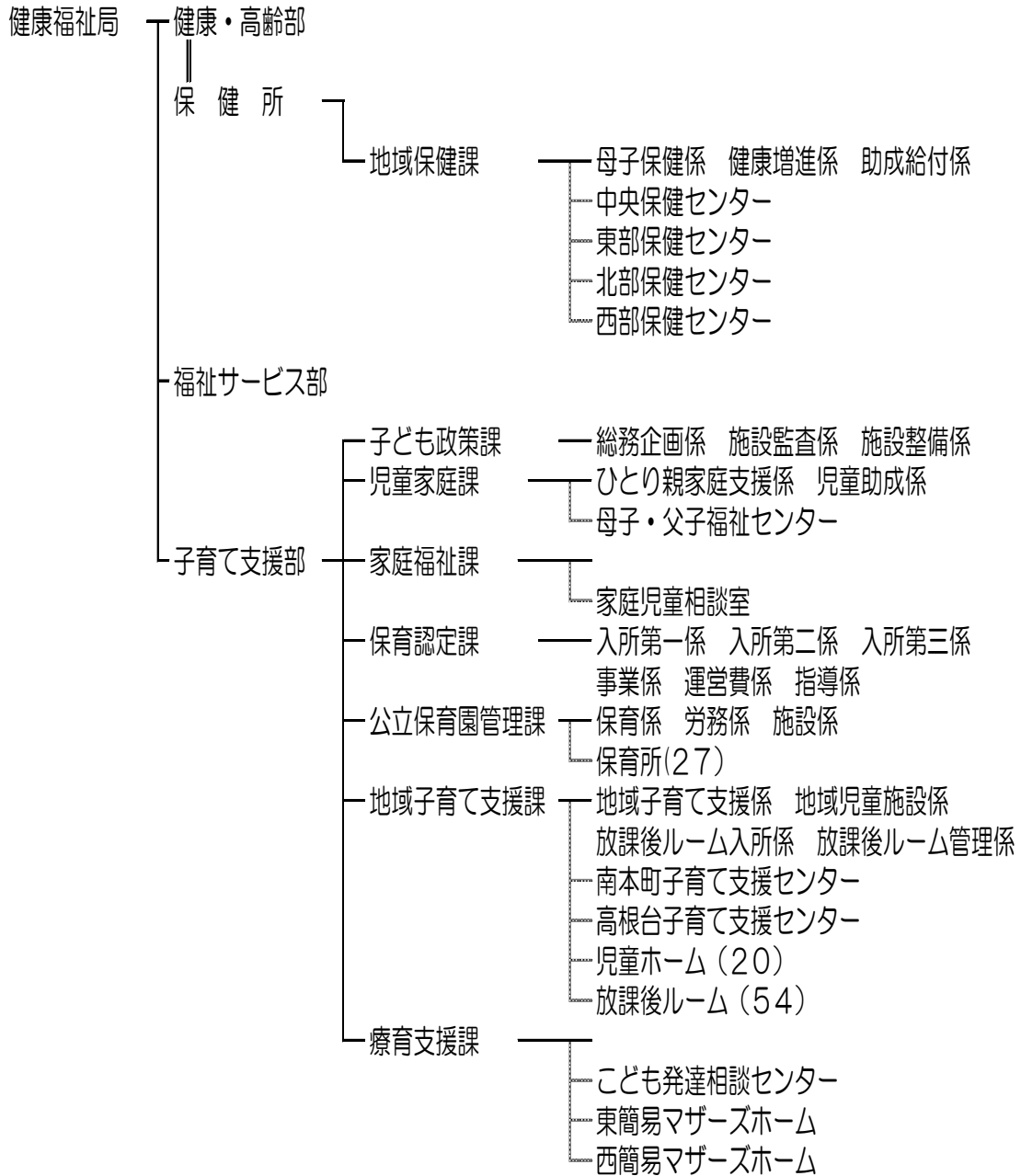
⑤ 人員配置

- ・子ども家庭支援員の常時人員：5名（内訳：保健師3名 社会福祉士1名 保育士1名）
- ・心理担当支援員の常時人員：2名（内訳：保健師1名 臨床発達心理士1名）
- ・虐待対応専門員の常時人員：11名
(内訳：保健師1名 社会福祉士3名 教員5名 幼稚園教諭2名)
- ・事務処理対応職員の人員：2名

2. 船橋市の特徴

児童人口は横ばいであるが、相談件数は増加傾向にあり、継続して支援するケースも年々増えている状況にある。

3. 船橋市健康福祉局子ども関係組織体制図



家庭児童相談室における相談実績（平成28年度）

(1) 相談件数

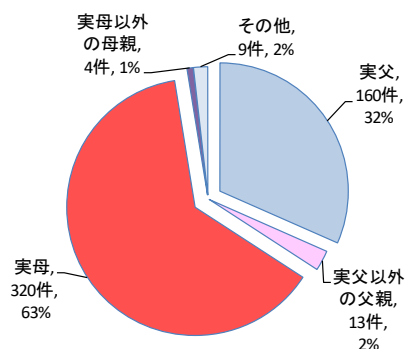
(年度)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
(相談種別)							
総数		895	878	988	1,044	1,048	
内訳	養護	虐待相談	345	398	472	520	506 ※1
		その他	253	231	242	243	241
	保健相談	1	4	4	6	2	
	育成相談	255	197	220	212	191	
	非行相談	1	1	0	1	2	
	障害相談	9	3	3	3	18	
	その他	31	44	47	59	88	

(2) 平成28年度の虐待相談の内訳（※1）

主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
件数	160	13	320	4	9	506

主な虐待者の内訳



4. 船橋市における虐待件数

船橋市における虐待件数は年々増加傾向にある。顕著にみられたのは25年度から26年度にかけて大きく増加している。又、28年度実績では、虐待者としてあげられる者は主に実母となっており、虐待総件数の63%を占める。一方、実父の割合は32%となっており、実母の約2分の1となっている。

特に船橋市が全国の状況と違った特徴を示していることはない。

5. 支援拠点設置にあたって

(1) 支援拠点の明確化

平成 29 年 4 月より、家庭児童相談室において支援拠点機能を実施しており、事業所事務分掌規則に家庭児童相談室の機能として「支援拠点」と明記し、位置付ける。

(2) 人材育成について

ア、保健（母子保健）、福祉、教育等の関係部署の経験のある職員の配置

イ、職員研修の積極的な参加等

家庭児童相談室の職員の専門性の向上を図るため、千葉県が行う各研修に積極的に参加している。

また、庁内の研修として、母子保健担当部署や子育て支援担当部署（児童館、放課後児童クラブ等）の職員に対して、家庭児童相談室の職員が講師となって相談対応のあり方などの研修を行っている。

【放課後児童クラブ職員向け研修】

本日も話したいこと

- * 家庭児童相談室について
- * 児童虐待について(早期発見のしやすさ)
- * 児童虐待への具体的な対応
- * ネグレクトについて
- * 通告義務について
- * 通告の仕方について
- * 家庭児童相談室のスタンス
- * 児童虐待に陥りやすい保護者とは
- * 放課後ルームの先生方にできるとこと、お願いしたいこと

6. 拠点設置での今後の他機関との連携

船橋市では、従前から虐待相談対応の強化を図っており、その中で担当する部署（家庭児童相談室）の体制整備、取組内容の拡充を行ってきたところであり、ケースワーク上の必要から既に要件を満たす体制を構築していた。

他方で、他の関係関連機関に対し、虐待相談等を含めた対応のあり方や、虐待の理解、迅速な情報提供、あるいは連携した対応をするためにはどうすべきかなど、その具体策を模索してきた。

平成29年度取組みとして、母子保健を担当する部署の保健師を対象として、子どもの保護者への具体的な言葉かけや、家庭への介入の仕方など自ら蓄積してきた具体的対応や心構えなど家庭児童相談室がもつスキルを伝える研修を行った。虐待通告について理解を深めてもらうことで、母子保健担当から家庭児童相談室へ繋ぐ（通告）ことの必要性の判断など、母子保健担当から円滑に切れ目なく連携できる体制の整備に努めているところである。

連携という観点からは、他の様々な機関との繋ぎが必要となる。

虐待対応として児童の一時保護の可能性など、児童相談所での対応が必要と考えられるケースは、家庭児童相談室から児童相談所へ送致を行う。また、家庭環境が落ち着き地域での支援を中心に行っていく状況になれば、逆に児童相談所から家庭児童相談室にケースが送致される。その他、母子保健担当や保育所、学校など関係機関からの情報収集や見守りの依頼など、必要に応じて連携を図る。このように多機関が手を携えて役割分担を行い、状況に応じてその役割分担を変更し、臨機応変に対応していくかなど、時系列で連携の形態を見直すことも重要となってくる。

個別ケース検討会議を活用し、お互いがもっている情報を開示し共有することが連携をとるためには、何より重要である。お互いのもつ情報や、アセスメントの内容を交換し合うことが大切であり、それを重ねることでお互いが果たすことのできる役割を理解できるようになる。

7. 今後の方針

虐待件数は増加傾向にあり、さらなる体制強化について検討している。

(1) 児童相談所の設置検討

児童相談所の設置については、現市長が公約として掲げ、設置に向けた検討を行っている。平成28年の児童福祉法改正により、中核市の設置促進にかかる国や県の支援、児童相談所の制度見直しに関する議論が行われている状況であり、これらの動向を見据えた上で、さらに検討を進める予定。

(2) 拠点としての体制強化

平成27年度から県の児童相談所へ職員派遣をしているほか、平成29年度から児童相談所OBを家庭児童相談室のスーパーバイザーとして配置している。また、今後は心理職の増員配置を検討している。

8. 全体の感想

①拠点整備には事務担当（補助金申請等含む。）と現場の相談・ソーシャルワーク担当部門との役割分担と連携が不可欠であるが、それがうまく行っているのが強みである。

②拠点の中核を担う子ども部門が、保健部門（母子保健担当）に対して積極的に研修を持ち掛けており、これは特筆すべき連携のモデルである。子ども部門（家庭児童相談室）と保健部門（母子保健担当）では、意見が異なることも多いが、互いの専門的見立ての手法などを理解することで連携は進むと考える。

③保健部門（母子保健担当）出身の保健師が子ども部門（家庭児童相談室）の拠点のトップとなっていることも拠点としての機能設置の初期及び継続においてモデル的な組織運営といえよう。

9. 支援拠点の概要 (写真)



写真1 船橋市保健福祉センター



写真2 家庭児童相談所
船橋市保健福祉センター内の3階に設置。



写真3 プレイルーム



写真4 プレイルーム内

プレイルームと家庭児童相談所が直接つながっており、行き来できる設計となっていた。



写真5 相談室



写真6 相談室内

相談室は船橋市保健福祉センターの2階に設置。写真5の相談室の左隣にも相談室があり、写真5の相談室とその左隣の相談室の間にはマジックミラーが設置されていた。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

金井啓起

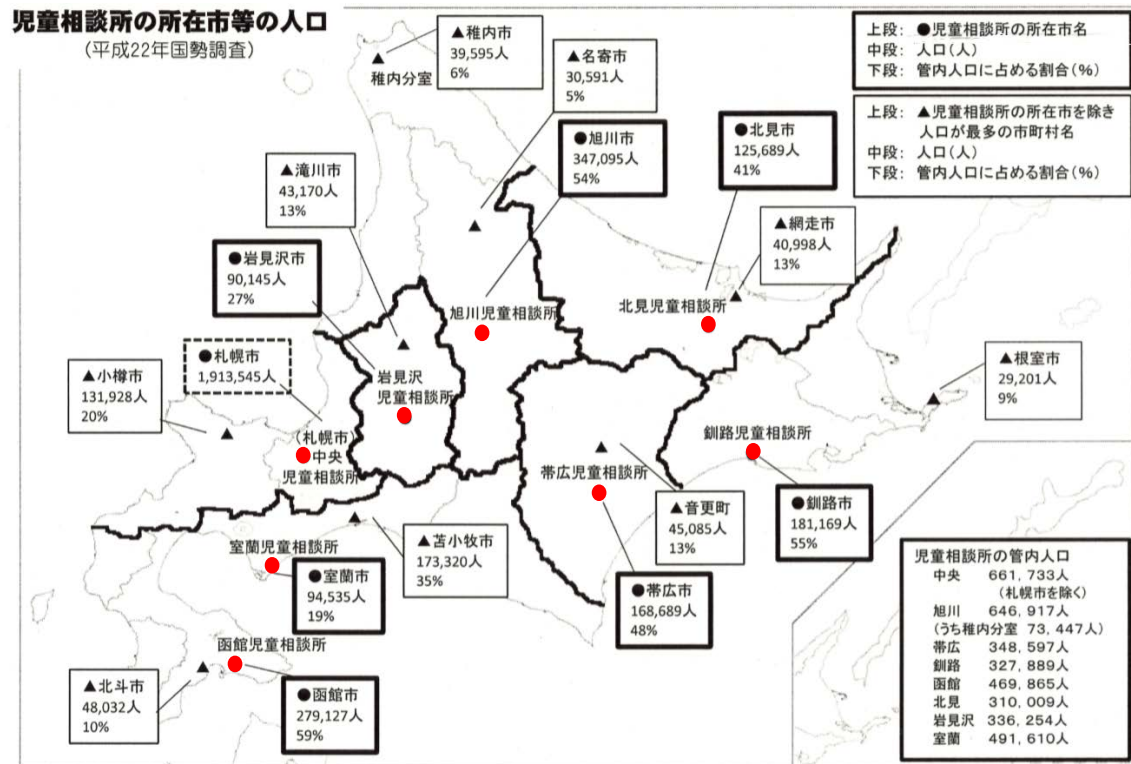
井上玲亜

3. 都道府県ヒアリング

北海道 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月6日

1. 北海道の支援拠点に係る状況



道内 178 市町村を 8つの児童相談所と 1つの分室（政令指定都市の札幌市児童相談所を含めると計 9か所）で対応している。

それぞれの児童相談所の管轄地域がとても広いということに加えて小規模な市町村が点在している。

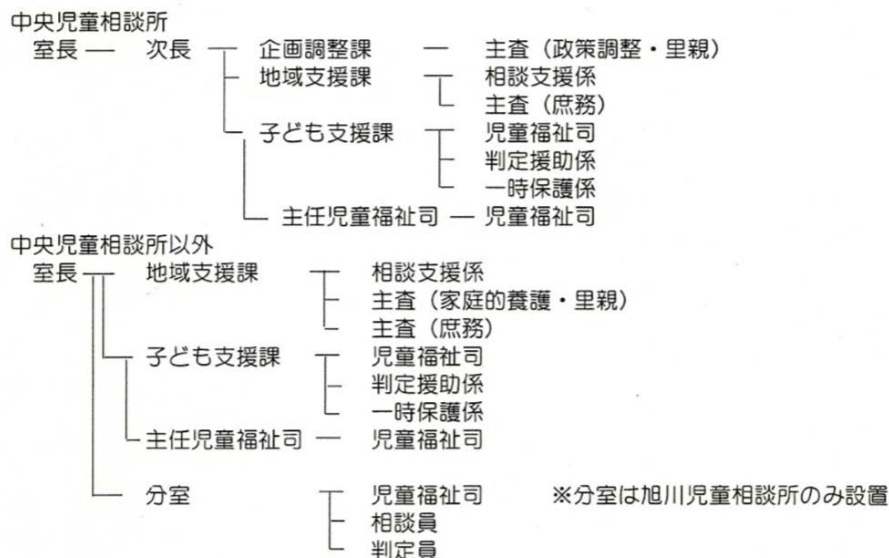
(1) 児童相談所の設置状況

① 設置状況

児相	所在地	管轄区域	市町村数	面積(km ²)	人口(児童人口)	最長市町村に係る時間・距離	設置年	建築年
中央	札幌市	石狩(札幌除く)、後志	27	6,725	646,205 (102,546)	約3h10m, 160km(島牧村)	S23.7	S62.9
旭川 分室	旭川市	上川、留萌	31	14,065	563,774 (83,168)	約3h40m, 181km(天塩町)	S23.7	H6.3
	稚内市	宗谷	10	4,625	68,512 (10,655)	約2h40m, 130km(中頓別町)	S54.10	S45.3
帯広	帯広市	十勝	19	10,831	348,574 (56,648)	約2h, 100km(陸別町)	S23.7	H23.3
釧路	釧路市	釧路、根室	13	14,531	321,472 (51,411)	約3h30m, 177km(羅臼町)	S24.1	H23.3
函館	函館市	渡島、檜山	18	6,566	455,436 (67,175)	約2h30m, 124km(せたな町)	S24.1	H7.3
北見	北見市	オホーツク	18	10,691	297,037 (45,676)	約2h50m, 145km(西興部村)	S27.7	H3.3
岩見沢	岩見沢市	空知	24	5,791	315,732 (44,496)	約2h, 103km(北竜町)	S29.7	S52.12
室蘭	室蘭市	胆振、日高	18	8,510	478,900 (74,232)	約4h30m, 224km(えりも町)	S39.2	H4.3

※ 最長市町村に係る時間・距離は、車で最も時間がかかる市町村までの片道の時間及び距離(一般道利用、離島を除く)

(2) 児童相談所の組織機構



地域支援課では相談の受理、里親、関係機関連絡調整、市町村支援、庶務等、子ども支援課では児童福祉司による調査、診断、指導、心理判定、一時保護等、企画調整課（中央児童相談所のみ）では調査、研究、研修、各児童相談所との連携調整等を行っている。

2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

(1) 市町村と児童相談所の意見交換会

改正児童福祉法及び北海道社会福祉協議会児童福祉専門分科会児童相談体制のあり方検討部会（複数回実施）からの提言等を踏まえ、今後の児童相談体制の強化に向け、市町村の体制強化、市町村と児童相談所の役割分担と連携等を推進するにあたり、市町村における実態・課題の把握と、体制強化に向けた意見交換を行うことを目的として、平成 29 年 7 月から 9 月にかけて「市町村と児童相談所の意見交換会」を行った。

各児童相談所単位（管轄する市町村数やエリアに応じて適宜ブロック分け）で開催し、市町村や北海道（児童相談所、保健所、社会福祉課、子ども子育て支援課）が出席している。管内市町村の直近の体制等の状況に係る資料作成・提出を事前に依頼し、札幌市を除く管内全市町村の現状把握を行った。

○意見交換会のプログラム内容

【標準プログラム】

	内 容
①開会	
②行政説明	<p>【テーマ】</p> <p>「改正児童福祉法の施行と今後の児童相談体制の強化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年改正児童福祉法の概要（役割・責務の明確化、市町村・児相の体制強化等）について ・「北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談体制のあり方検討部会 報告（提言）」について ・「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担と連携に係るガイドライン」について 等
③意見交換	<p>【進め方】</p> <p>グループでの意見交換→全体での意見交換</p> <p>【テーマ】</p> <p>①市町村の体制強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策調整機関への専門職配置（現状、課題、今後） ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（取組事例、課題） ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置（検討状況、課題）等 <p>②市町村と児童相談所の役割分担と連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの運用による連携の推進（現状、課題、問題点） ・共通リスクアセスメントツールの活用（活用事例、有効な活用方法） 等 <p>○グループでの意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者をグループ分け(人口規模や虐待件数などで)して意見交換 ・各市町村での取組状況、実情、課題など <p>○全体での意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループでの意見交換内容の報告 ・全体での意見交換
④閉会	

○事前に市町村に依頼した確認票内容

■市町村児童相談体制等確認票

市町村名

	回答欄	記載例	摘要	
人口	人口(人)	6,232	国勢調査(H27)	
	児童人口(人)	42	国勢調査(H27)	
養護相談対応件数	児童虐待相談対応件数(件)	35	福祉行政報告例第45表(H28) ※件数カウント方法	
	その他の相談対応件数(件)	10	「1」:1世帯を1件とする	
	件数カウント方法	1	「2」:きょうだい5人の場合5件とする	
虐待対応担当窓口の設置部署	設置部署名	☆☆部▲▲課	部署名を入力	
	係・グループ名	○○○係	担当係・グループ名を入力	
	連絡先	011-231-4111	電話番号を入力	
	担当者名	佐藤	担当者名を入力	
	① 児童福祉主管課	○	該当する欄に「○」 (その他の場合内容を記載)	
	② 母子保健主管課			
	③ 児童福祉・母子保健統合主管課			
	④ 教育委員会			
	⑤ その他 (→内容を記載)			
	要対協調整機関の役割			役割を併せて担っている場合「○」
【他部署の場合】設置部署名	教育委員会		異なる場合は部署名を入力	
家庭児童相談室の役割	○		役割を併せて担っている場合「○」	
【他部署の場合】設置部署名			異なる場合は部署名を入力	
子育て世代包括支援センターの役割			役割を併せて担っている場合「○」	
【他部署の場合】設置部署名	■■■課		異なる場合は部署名を入力	
子どもの貧困対策の役割			役割を併せて担っている場合「○」	
【他部署の場合】設置部署名	▼▼▼課		異なる場合は部署名を入力	
児童相談対応職員配置数(人)		6	H29.4.1現在(管理職(課長まで)を含む)	
① 児童福祉司と同様の資格			資格区分ごとの人数を入力 再任用はローマ数字大文字 I、II 非常勤はローマ数字小文字 i、ii 要対協調整担当者は丸付き数字 ①、②で入力	
② 医師				
③ 社会福祉士		①		
④ 精神保健福祉士				
⑤ 保健師・助産師・看護師				
⑥ 教員免許を有する者				
⑦ 保育士		i		
⑧ 社会福祉主事(①～⑦を有しない)		1		
⑨ 一般事務職員(①～⑧を有しない)		1、I、I		
⑩ その他 (→内容を記載)				
要保護児童対策調整機関 ※児童虐待担当窓口部署と異なる場合に記載	調整対応職員配置数(人)	3	H29.4.1現在(管理職(課長まで)を含む)	
	① 児童福祉司と同様の資格		資格区分ごとの人数を入力 再任用はローマ数字大文字 I、II 非常勤はローマ数字小文字 i、ii 要対協調整担当者は丸付き数字 ①、②で入力	
	② 医師			
	③ 社会福祉士	i		
	④ 精神保健福祉士			
	⑤ 保健師・助産師・看護師			
	⑥ 教員免許を有する者			
	⑦ 保育士			
	⑧ 社会福祉主事(①～⑦を有しない)			
	⑨ 一般事務職員(①～⑧を有しない)	1、①		
	⑩ その他 (→内容を記載)			
要保護児童対策地域協議会	要対協の構造		代表者、実務者、個別ケース検討	
	・ 三層構造	○		
	・ その他 (→内容を記載)			
	会議の開催回数(回)			H28年度実績 ()内に児相出席回数を記載
	・ 代表者会議	1(1)		
・ 実務者会議	3(1)			
・ 個別ケース検討会議	50(45)			
登録ケース数(人)			H29.4.1現在	
	・ 要保護児童数	3		
	・ 要支援児童数	10		
	・ 特定妊婦数	0		
在宅支援サービスの実施状況	養育支援訪問事業		実施している部署名を入力 (その他の場合内容を記載)	
	・ 専門的相談支援	■■■課		
	・ 育児・家事援助	▲▲▲課		
	子育て短期支援事業			
	・ ショートステイ事業	※※※課		
	・ トワイライトステイ事業			
	一時預かり事業			
	ファミリーサポート・センター事業	▲▲▲課		
市町村発達支援センター事業	◎◎◎課			
その他(地域子ども・子育て支援事業を除く)	▲▲▲課			
(→内容を記載)		子育て応援講座		

※組織機構図を添付してください(虐待対応担当窓口、要対協調整機関指定部署の関係部分)
※虐待対応担当係(グループ)の事務分掌を添付してください(氏名は削除)

○市町村と児童相談所の意見交換会 実施状況（実績）一覧

児相	日時			場所	出席市町村	対象管内(市町村数)	備考
中央	H29.7.10	月	15:10~17:00	後志総合振興局会議室	14	後志管内(20)	
	H29.7.13	木	15:10~17:00	特別支援教育センター大研修室	6	石狩管内(7)	
旭川	H29.8.1	火	13:00~16:00	上川保健所会議室	18	上川管内(23)	
	H29.8.4	金	13:00~16:00	留萌保健所会議室	8	留萌管内(8)	
	H29.7.31	月	13:30~16:00	稚内市役所正庁	7	宗谷管内(10)	
帯広	H29.7.26	水	13:10~16:10	十勝総合振興局会議室	16	十勝管内(19)	
釧路	H29.8.2	水	14:00~16:00	釧路保健所母子室	8	釧路管内(8)	
	H29.8.3	木	13:00~15:00	別海町役場会議室	5	根室管内(5)	
函館	H29.8.28	月	13:30~16:00	渡島総合振興局会議室	7	渡島保健所管内(9)	
	H29.8.29	火	13:30~16:00	八雲町シルハセンター会議室	4	八雲保健所管内(4)	
	H29.9.11	月	13:30~16:00	江差保健所会議室	6	江差保健所管内(5)	
北見	H29.7.4	火	11:00~16:00	紋別保健所会議室	6	紋別保健所管内(8)	
	H29.7.19	水	11:00~16:00	網走保健所会議室	6	網走保健所管内(5)	
	H29.8.3	木	11:00~16:00	北見保健所会議室	7	北見保健所管内(5)	
岩見沢	H29.8.3	木	13:30~16:00	深川保健所会議室	5	深川保健所管内(5)	
	H29.8.10	木	13:30~16:00	空知総合振興局会議室	8	岩見沢保健所管内(9)	
	H29.9.1	金	13:30~16:00	滝川保健所会議室	10	滝川保健所管内(10)	
室蘭	H29.7.19	水	13:30~15:30	胆振総合振興局会議室	11	胆振管内(11)	
	H29.8.8	火	13:30~15:30	新ひだか町地域交流センター ピュアプラザ多目的室	4	日高管内(7)	

○意見交換会における主な意見

【市町村支援WG】市町村と児童相談所の意見交換会における主な意見

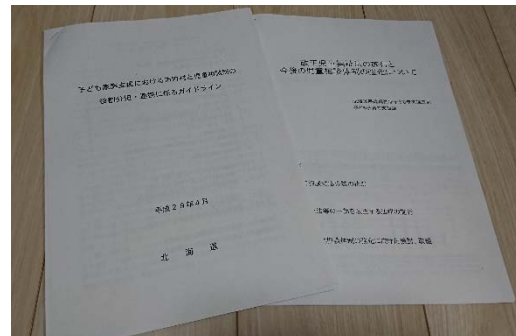
区分	主な意見
①市町村と道の役割分担のあり方	<p>《ガイドラインの運用による連携の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待相談は過去にも記録がないことから、ノウハウが不足している。専門の資格を持った職員も少なく、虐待相談があった時にどうしたらよいかわからないというのが実情。 虐待対応のノウハウは、案件が少ないことや人事異動などにより、なかなか蓄積されていかない。今後も児相には、情報提供や助言をお願いしたい。 一時保護が必要か否かの判断が難しいため、必要の都度、児相に相談している。 児童福祉司には、忙しい中対応していただいているが、相談したいときに外勤などで相談できない時がある。タイムリーに相談できるような体制をとってもらえると心強い。 グレーゾーンで膠着状態のケースがある。児相にも、ここはできる、ここはできないとアドバイスをもらいたい。 明らかに虐待というのはわかりやすいが、ネグレクトの判断などは難しい。児相から助言をいただきたい。 児相から市町村への送致では、走りながら進めていく内に事例が出てくると思う。今後やり方も見えてくる。繰り返していきながら、マニュアル的なものができていくのではないかと。 安否確認については、これまでもガイドラインにあるような流れで対応してきている。 児相から同行訪問を求められた虐待ケースがあったが、市ではこれまでの関わりで信頼を築いていたことから、拒否したかったが、やむなく同行した。その後、親と市との関係が壊れてしまった。以前は、市町村が身近でケースを見守り、法的措置が取れる児相に悪役を担ってもらっていたが、そのようにしてもらえないか。 道で示してもらったので、市町村でできることはやらなければならないとは思っている。児相からの助言・指導があれば、市町村の方で指導していけるのが一番良いと思うが、重たいケースは助けて欲しい。 市町村は児相のパートナーだと思って連携していきたいと考えているので、機械的に役割分担され、市町村に過大な役割を求めることがないようお願いしたい。 土日などに常時安全確認をとれる体制ではないので、児相から依頼があっても協力は難しい。

区分	主な意見
①市町村と道の役割分担のあり方	<p>《共通リスクアセスメントツールの活用（有効な活用方法などについて）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待に特化していないが、保健師がアセスメントシートを作成し、ケース検討会議を開催している。国のツールは量が膨大であり、市町村で作成するにはかなりの負担。 項目が多く使用が難しいが、着眼点の参考として活用できるとよいと思う。 個別ケース会議後のまとめとして活用できる。 現在も保健師は乳幼児虐待ケースのリスクアセスメントシートを使っている。今後は検討したい。 初めてのケースや関係者に内容を伝えるためには有効と考えるが、町では小さい頃から状態の分かっているケースが多い。時間をかけてシートをチェックしている間に、直接ケースに関与した方がよい。内容がもっと簡素化されると良い。 最初は時間がかかると思うが、慣れてくることによって関係機関がこの項目に沿った情報を集めるようになるので、もう少し早く対応できるのではないかと。 以前、児相と市で同じ認識に立てないことがあった。ツールは、チェックに時間がかかってしまい、同じ欄でも評価に温度差ができてしまうことがある。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急度、重要度や重症度を判断するノウハウがないので、具体的に教えて欲しい。 土日祝日の対応について、児相へつなぐのに時間がかかったことがあったので、改善して欲しい。
②市町村の体制強化	<p>《要保護児童対策調整機関への専門職配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度は、まだ誰を専門職（調整担当者）とするのか検討・協議中。 専門職は未配置。来年度予算要求を行い、誰を担当者にするかも併せて今後検討。 人事当局に専門職の配置について要請しているが、罰則があるのかなど難航している。 小さな町では専門職の確保が難しい。兼務で対応しているが、業務上、厳しい面もある。 研修に向けての予算措置をしていない。5日間続けての研修出席は業務も入っており、難しい。 専門職だけでなく、事務職にも初動対応の研修があるとよい。 他分野の業務も担当している中で、直接家庭に行ったり、話を聞くというのは難しい。子どもに対応できる専任の職員が必要と痛感している。

区分	主な意見
②市町村の体制強化	<p>《要保護児童対策地域協議会の機能強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事異動による職員のノウハウ不足、関係機関とのネットワーク構築が課題であるため、ケース検討会議を積極的に活用し、係員のノウハウ蓄積、関係作りに取り組んでいる。開催には、時間、労力を要するが、関係機関から気軽に開催の声かけができるよう敷居を下げるためにも活用している。開催の効果は今後に繋がる。 代表者会議で虐待対応の説明はしているが、現場担当者の理解が足りないと感じており、当面の課題と考える。 機構改正により、教育委員会の中に、児童福祉及び母子保健を所管する組織ができ、保健、福祉、教育との連携や情報共有が以前より取りやすくなったが、人員が少なく、通常の保健活動や福祉業務をしながら相談体制を整えるのは厳しい状況。 出生数が少ないため、全ての子どもを把握している。ケース検討会議としてではなく、発達障害の関係で学校、保育所、教育委、保健師で会議を開催している。以前、児相も入ってケース検討会議を開催した。限られたマンパワーの中で情報共有ができていたが、役割分担がされておらず、保健師など一部の職員が関わる部分が大きかったが、児相が関わる部分や保健所に相談できる部分が分かり、担当者の負担減に繋がった。課題としては、要対協を開催するか否かの判断ノウハウが無い。 学校も異動があり、温度差の違い、引継ぎがない。イチから説明し、要対協についても説明しなければならぬ。 児相には直接関与してもらえるのでありがたいが、児相は終結ありきで会議を開こうとし、市ではその後も関わり続けなければならず、想いの違いがある。 代表者会議は開催していないが、小さい町で関係機関について良く知っているため、特に問題はない。児相や道にはSV的な関わりを望む。 保健師が要対協の調整機関と母子保健を担当しているが、要対協は終結で支援を終えることはできても、母子保健の方はその後も関わっていかねばならず、保健師の負担が大きい。 <p>《市区町村子ども家庭総合支援拠点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が削減されている中、兼務の仕事も多く、資格者もないことから、現状設置は困難。 資格要件を有する職員について、常勤・非常勤関係なく、募集をかけても応募が無く、確保が難しい。 職員の配置を含めて、まだイメージがつきづらい状態。子育て世代包括支援センターは母子保健の方で検討が始まっている状況ではあるが、支援拠点は話が進みづらい状態。 努力義務規定であれば、人員配置が困難なことから、特に設置せず現状のままとしたい。 設置に向けて、部内の検討会議を立ち上げ、現行の組織、各課の連携で対応できないか検討している。児童福祉、母子保健、どこに支援拠点の看板を持っていくか。

(2) ガイドライン等の作成

- ・「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドライン」
(平成29年4月 北海道)

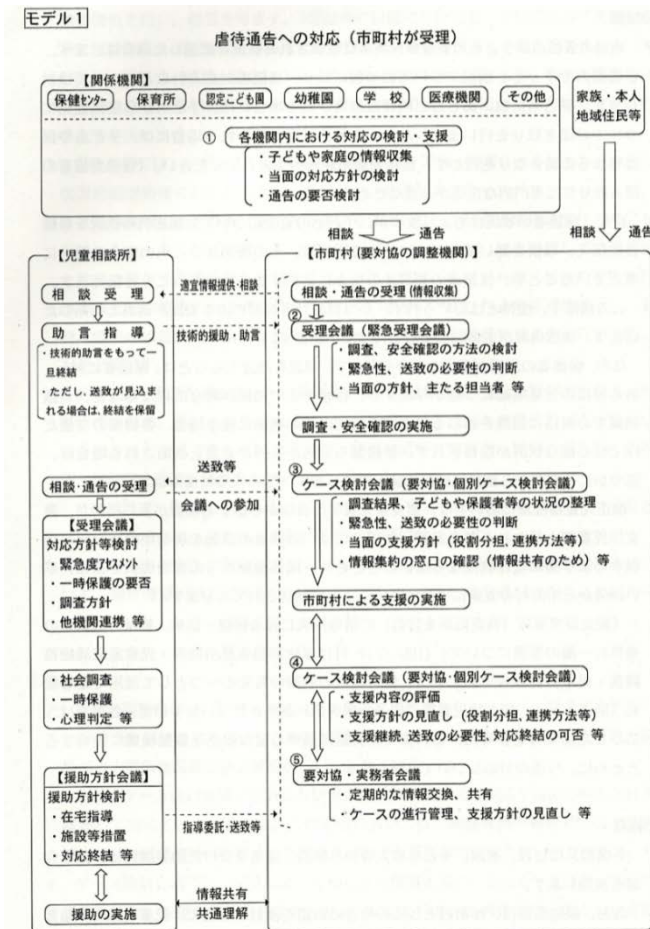


市町村と児童相談所の役割分担・連携を進めるためには、それらを具体的に整理・明確化したガイドライン等が必要ではないかとの議論が以前からあり、そのような中で法改正が行なわれたことも踏まえ、新たに上記のガイドラインを作成した。

道や児童相談所が行うことと、市町村が行うこと、といった役割分担や、基本的な対応の流れ、連携方法などを示す内容としている。

自治体においては、担当者や職員の異動もあることから、このガイドラインを活用することで、役割分担・連携の取り方や対応の流れなどを確認できるものと考えている。

モデル1



← 「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドライン」より引用

(3) 個別の対応

市町村からの質疑等については、市町村支援を担う児童相談所において、個別に回答・説明する対応を基本としている。また、児童相談所を経由して、あるいは直接道本庁に問い合わせを受ける場合もあり、設置要件等の制度面の質疑については必要に応じて国に照会するなどした上で説明・回答している。また、設置要綱をどのように作成すればいいのかなどの相談についても、個別にアドバイスを行っている。

(4) 人的支援

拠点に特化した話ではないが、一部の自治体に職員派遣を行っている。児童相談の対応ノウハウや専門性を向上させることを目的とした職員派遣（交流）を希望する市町村について、児童相談所職員を市町村に派遣するとともに、市の職員を児童相談所に受け入れる形での交流を行っている。

(5) 法制度設計支援（要綱案の提示など）

市町村からは、支援拠点のイメージが持ちづらい、設置の必要性がよく分からない、要綱を作るための情報がない、といった質問や問い合わせを受けるため、支援拠点を既に設置した市町村における取組内容や制定済みの要綱を「例示」として提供するなどして支援している。設置している事例がまだ少ないため、他の都府県も含めた全国的な取組事例が提供されることが望ましい。

3. 促進の阻害要件

(1) 土地的な問題

道内では小規模な自治体が多く、支援拠点の類型では小規模B型以上になる所は少なく、大半が小規模A型になり、その地域が各地に点在している。

複数の自治体が連携・連合を組んで拠点設置をする方法も可能とされているが、北海道では町と町の間だけでも1~2時間かかる場合があるなど物理的な距離も問題があるほか、児童に関する支援ノウハウを有した支援団体等の社会資源が少ないといった課題があり、複数自治体が連携して拠点設置することはなかなか現実的ではない面がある。

北海道では「距離・人・社会資源」の問題が大きい。雪の中での移動という課題もある。

(2) 人材不足

道内でも働き手が少なくなっている状況で、拠点設置の要件である専門能力を有する人材を確保することが難しくなっている。市町村が社会福祉士や保健師等の専門職の募集を掛けても応募がなく、確保することが難しい。また、多くの小規模自治体では、1名の職員が複数の業務を兼務している状況である。児童分野に特化した組織体制を作ることも難しい自治体が多い。

(3) 財源の問題

各市町村で保健師等の専門職確保が難しい中で、小規模 A 型で定められている専任で2名体制という基準をクリアすることが難しい自治体が多い。児童相談所と連携して相談業務や虐待対応等ができていいるなど、実質的に拠点としての機能を有している市町村であっても、設置人員基準に照らし合わせて要件を満たすことが出来ない場合には補助金を受けることが出来ない。また、正規職員分は補助金の対象から外れており、人員体制の構築が難しい要因となっている。現場としての必要性を感じていても、人事当局など自治体内部で理解を得ることが難しいとの意見も出ている。

(4) 人的支援の問題

市町村の専門性を上げていく必要もあるが児童相談所としても、体制強化が必要であり、専門職の確保・育成を図り、ノウハウを蓄積して専門性を向上させていかねばならない状況である。そのような中であって、市町村からの要望にはできる限り応えたいと考えているが、限られた職員体制の中での対応となり限界がある。



↑北海道庁

市町村では、保健師等の専門職員の確保が難しい現状であることから、自治体で職員配置の要件を満たすためには、事務職員等が児童福祉司任用前講習会を受講して要件を満たすことが選択肢のひとつとなる。

道では、児童相談所職員向けに行っている任用前講習会について、市町村にも受講の案内を行っているが、合計 5 日間を要するカリキュラムの多さと、開催地（札幌）までの距離（移動距離）という点で、受講の負担は大きい。一人担当として対応している自治体が多い中で、研修で長期間職場を離れることが現実的に難しいうえに、遠方から参加するためには土日を含めて日数を確保しなくてはならない。では各自治体で研修を行えばよいのかというと、予算面や講師の調整、人的負担等の関係から難しい面がある。

4. 今後、有効だと考えられる策

(1) 個別の支援

小規模な自治体が大半を占め、さらにそれらが広域で分散しているという特徴がある北海道において、子どもを守るためには、身近な場所で必要な対応が行えるよう市町村の体制強化を図りつつ、市町村と児童相談所との役割分担と連携を進めていくことがとりわけ重要である。すぐに支援拠点の要件を満たすことが難しいとしても、少しずつでも現在の機能や体制を向上させていかななくてはならない。

自治体の規模や状況、抱える課題は様々でニーズも異なっていることから、それぞれに応じたサポートをしていかななくてはならないと考えている。それぞれの児童相談所が、管内の個々の自治体の状況に応じて、必要なアドバイスや研修等の支援に取り組んでいこうとしている。

(2) 制度設計

現在の国が示している主な職員の最低配置人員基準の類型のみでは、小規模自治体が多い道内には当てはめにくい。道としては少しでも拠点設置が進むように働きかけていくが、道内の多くの自治体は現在の拠点の要件では満たすのは難しいと考えている。要件を緩和するか、補助金の制度の変更が望まれる。現在示されている要件まではいかないが、必要な機能や体制を充実させようとしている自治体に対して、国としてのバックアップ（財政的なサポートを含む）がほしい。

前述したように複数自治体による拠点設置は現実には難しい。基準を下げるなどしないと小規模な自治体では拠点設置の道筋を描くことが出来ない。要件を下げるということは必ずしもレベルを下げることではない。自治体の現状から一歩でも前に進めようとするための動機付けとなるような、より柔軟な制度設計が望まれる。

基準ありきで要件を考えるのではなく、都道府県や市町村の水準を引き上げていくために、自治体の実情を踏まえた、グラデーショナルかつ多様な要件を考えていかないと自治体としては動いていくことが難しい。小規模 A 型よりもさらに小さい自治体が道内には多数ある。かかる自治体にも必要な支援が提供される制度設計が望まれる。

5. 北海道 中央児童相談所の概要

札幌市が政令指定都市となり札幌市児童相談所が設置されたために、昭和 47 年に北海道中央児童相談所管轄区域から離れたのちに、北海道中央児童相談所は石狩振興局管内（5 市 1 町 1 村）と後志総合振興局管内（1 市 13 町 6 村）を担当している。北海道中央児童相談所は北海道立心身障害者総合相談所や北海道立特別支援教育センターと併置されており、子どもの福祉、教育、医療等について互いに連携して相談を受けている。

年々件数が増加してきていることから、児童相談所と各市町村の役割を見直し、打ち合わせしたうえで分担し、それぞれの持つ得意分野や専門性を活かしていくことによって、子どもたちの生命身体を守っていく体制を構築していくようにしている。児童相談所が重大・緊急ケース等の専門性を必要とすること等に力を入れられるようにする。一方で市町村が有している地域とのつながりを活かして予防等に力を入れることが出来るように話し合いをしている。その意味では現時点で拠点を設置するという事はそれぞれの役割を見直す意味で重要な機会であるが、北海道には小規模 A 型よりも小さい自治体があることから拠点を設置するにあたってどのような手段や案があるのか、もう少し具体的な提示が望まれる。それによって強い協力体制を構築できるのではないかと考えられる。



管轄区域	石狩管内 後志管内 合計	5市 1町1村 (札幌市を除く) 1市13町6村 6市14町7村
面積	6,735km ²	(管内の最遠隔地までの距離167km)
人口	639,797人	(平成27年3月31日現在 住民基本台帳人口)
児童人口	99,407人	(平成22年国勢調査による推計)

管内人口及び児童数の状況

地区	市町村名	人口	18歳未満 児童数	人口に占め る割合(%)	小学校		中学校	
					児童数	学校数	生徒数	学校数
石狩地区	江別市	119,212	18,835	15.8%	5,918	19	3,317	9
	千歳市	94,773	16,870	17.8%	5,504	17	2,648	9
	恵庭市	68,693	11,747	17.1%	3,901	8	2,040	5
	北広島市	59,374	9,975	16.8%	3,276	9	1,826	8
	石狩市	59,127	9,697	16.4%	3,409	13	1,666	8
	当別町	17,098	2,633	15.4%	736	3	495	3
	新篠津村	3,295	596	18.1%	155	1	92	1
	小計	421,572	70,353	16.7%	22,899	70	12,084	43
後志地区	小樽市	123,664	15,458	12.5%	4,908	24	2,738	15
	島牧村	1,605	191	11.9%	54	1	33	1
	寿都町	3,172	377	11.9%	122	2	70	1
	黒松内町	3,028	463	15.3%	145	2	81	2
	蘭越町	4,967	750	15.1%	218	2	145	1
	ニセコ町	4,764	719	15.1%	217	2	122	1
	真狩村	2,129	324	15.2%	101	2	49	1
	留寿都村	1,835	294	16.0%	101	1	43	1
	喜茂別町	2,313	252	10.9%	93	2	42	1
	京極町	3,175	416	13.1%	170	2	88	1
	倶知安町	14,915	2,431	16.3%	845	5	376	1
	共和町	6,245	955	15.3%	287	3	171	1
	岩内町	13,550	1,951	14.4%	580	2	334	2
	泊村	1,747	278	15.9%	93	1	55	1
	神恵内村	942	94	10.0%	35	1	21	1
	積丹町	2,301	253	11.0%	72	4	44	1
	古平町	3,370	334	9.9%	96	1	61	1
	仁木町	3,464	457	13.2%	140	2	78	2
余市町	19,932	2,890	14.5%	873	5	470	3	
赤井川村	1,107	167	15.1%	60	2	28	1	
小計	218,225	29,054	13.3%	9,210	66	5,049	39	
管内合計	639,797	99,407	15.5%	32,109	136	17,133	82	

注1 18歳未満児童数は、平成22年国勢調査時の人口に占める18歳未満児童数の割合を、平成27年3月31日現在の人口に乗じた推計値。

注2 人口には、外国人数を含む。

注3 小学生・中学生数は、平成26年度北海道学校一覧による。

○虐待相談の処理状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
施設入所	11	25	12	33	35	22	29	10	14	34	14	17
里親等委託	2	1	4	4		3	5	2	1	3	2	3
面接指導	78	52	29	115	190	174	146	152	121	316	295	389
その他	8	28	14	50	24	29	21	7	13	17	5	12
計	99	106	59	202	249	228	201	171	149	370	316	421

※27年度の「面接指導」の内訳は、児童福祉司指導4件、継続指導13件、助言指導360件、他機関あつせん7件、福祉事務所通知5件

※27年度の「その他」の内訳は、ケース移管受理1件、その他11件

○市町村別児童虐待相談処理件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
中央児相	171	149	370	316	421
対全道比	11.3%	8.7%	17.7%	10.5%	10.8%
道の児相計	1,078	1,276	1,687	1,855	2,420
札幌児相計	437	435	402	1,159	1,480
全道計	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900
全国計	59,919	66,807	73,802	88,931	103,260

年度 市町村	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
江別市	27	35	41	45	62
千歳市	29	21	91	54	87
恵庭市	27	11	52	35	52
北広島市	8	7	15	38	33
石狩市	17	11	57	21	39
当別町	2	5		8	4
新篠津村					4
石狩管内計	110	90	256	201	281
他管内計	14	12	23	28	17

年度 市町村	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
小樽市	19	22	23	43	60
島牧村					
寿都町			2		
黒松内町	2	4	2		
蘭越町	1	8			2
二セコ町	1		2	4	6
真狩村					1
留寿都村					1
喜茂別町			1		
京極町			8		
俱知安町	4	6	25	20	30
共和町	1		5		1
岩内町	13	2	16	13	8
泊村		3	2		2
神恵内村			1		
積丹町	2	1		3	
古平町					
仁木町		1		2	
余市町	4		4	2	12
赤井川村					
後志管内計	47	47	91	87	123



←旧北海道庁



←北海道庁

6. 全体の感想

小規模A型の人員体制を整えることが難しい小規模自治体が多い中、県として児童相談所と協力のもと個別に相談を受け付け、対応を行っている。要綱整備など法的バックアップなどを精力的に行っている。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

石川めぐみ

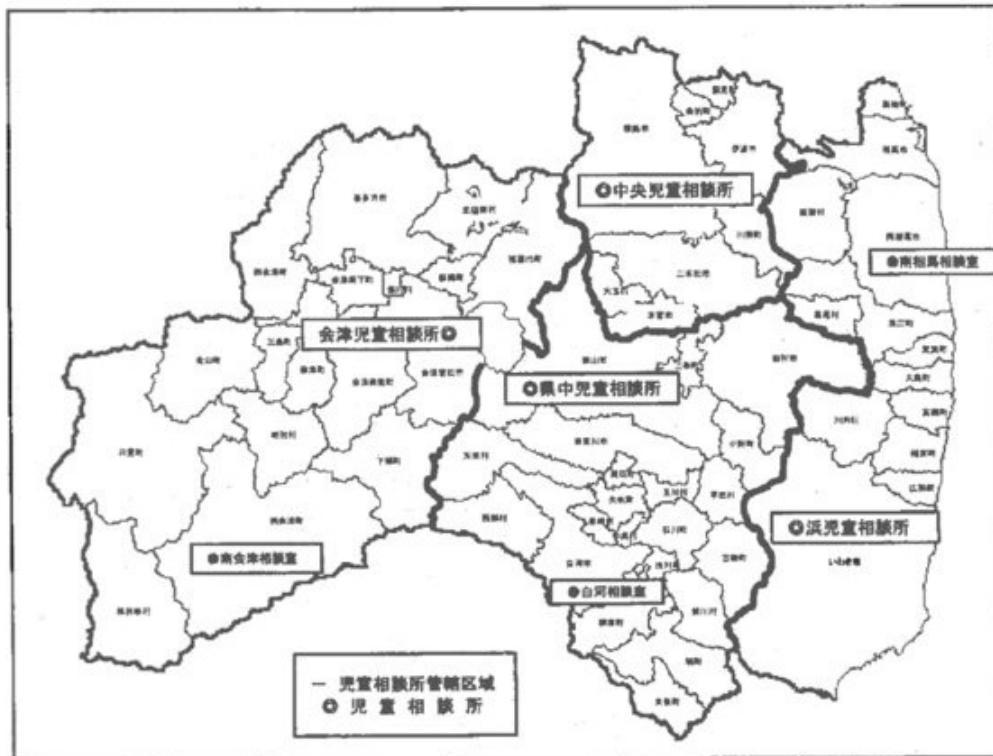
井上玲亜

福島県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月21日

1. 福島県の支援拠点に係る現状

(1) 児童相談所の分布



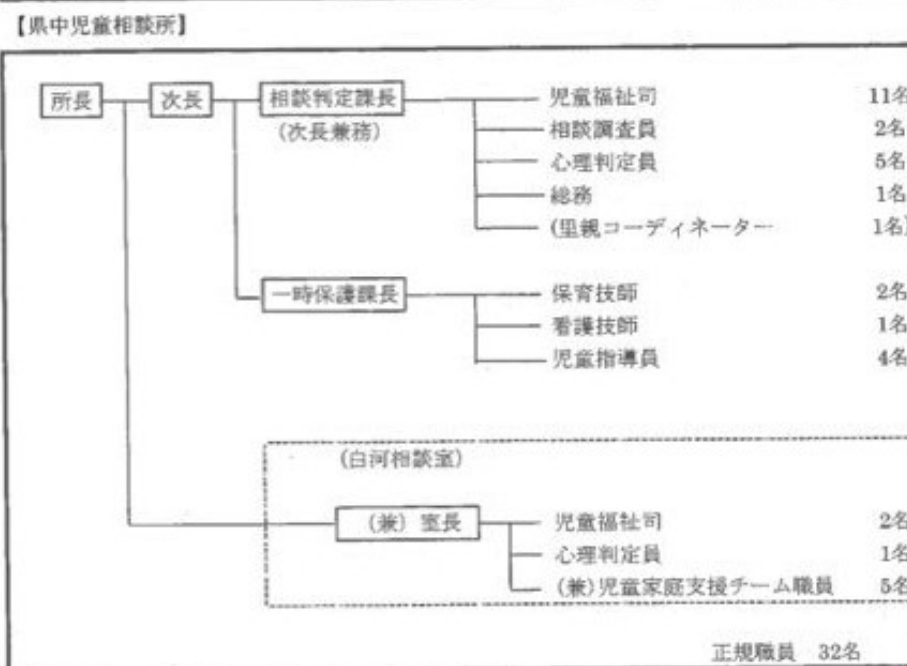
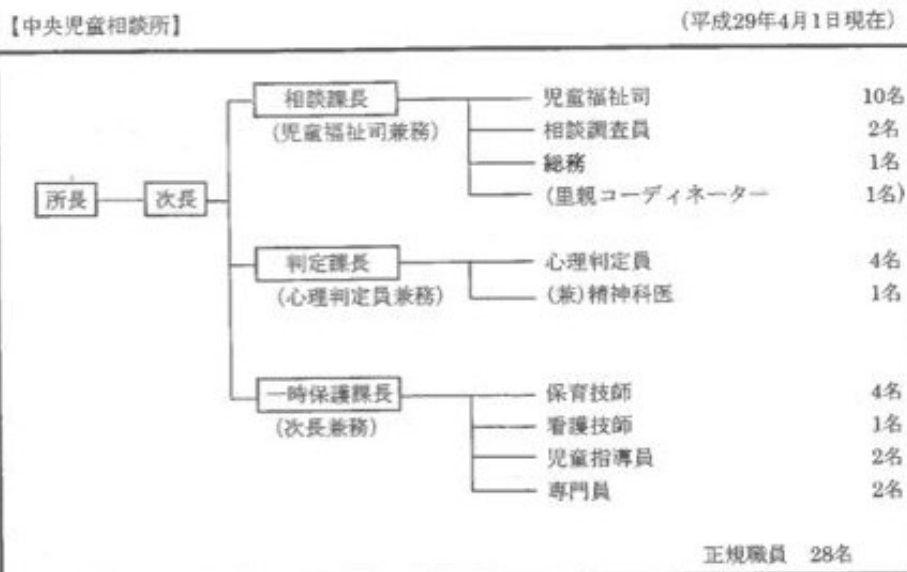
※ 平成29年4月1日現在の行政区画

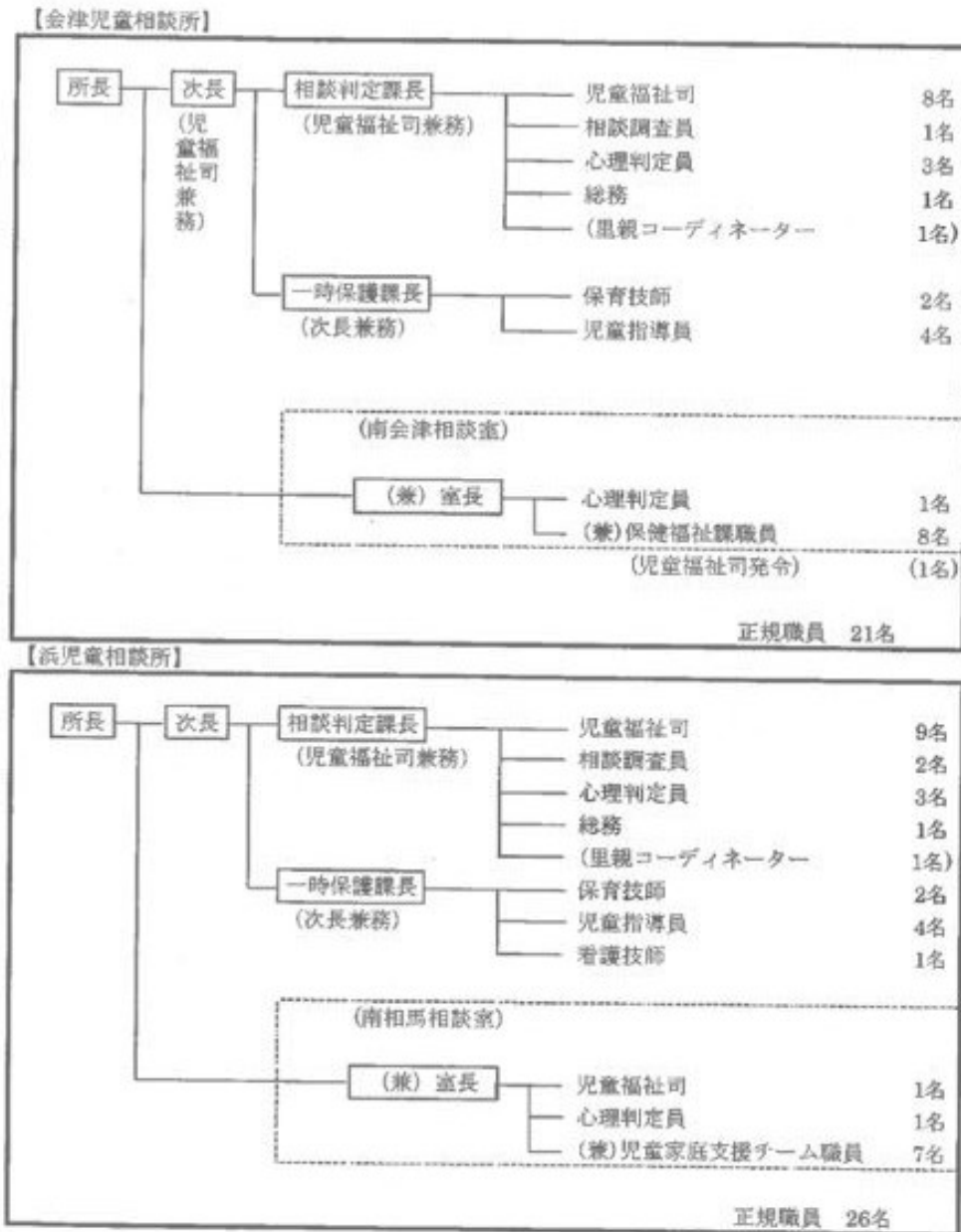
児童相談所名	面積 (k㎡)	管轄区域 市町村数	人口 (人)	児童数 (人)	人口に対する 児童の割合	管内別 児童割合
中央児童相談所	1,753.34	4市 4町村	490,647	76,024	15.5%	25.0%
県中児童相談所 白河相談室	3,639.32	4市 17町村	688,456	113,623	16.6%	37.4%
会津児童相談所 南会津相談室	5,420.31	2市 15町村	277,754	43,378	15.6%	14.3%
浜児童相談所 南相馬相談室	2,970.77	3市 10町村	462,182	70,961	15.4%	23.3%
計	13,783.74	13市 46町村	1,914,039	303,986	15.9%	100.0%

※ ① 人口及び児童人口は、平成27年10月国勢調査結果による。

② 市町村数は平成29年4月1日現在

(2) 児童相談所の組織





(福島県 児童相談所業務概要 より引用)

2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

平成30年1月30日に講師を招き、厚生労働省の資料を活用し、県から市町村に対して説明会を実施。説明会では包括支援センターと支援拠点の在り方について説明を行った。また市町村側から質疑があれば個別に説明を行っている。

3. 平成30年2月21日市町村子ども家庭相談支援講習会

(1) 参加自治体

福島市、会津若松市、郡山市、白河市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、下郷町、南会津町、北塩原村、磐梯町、湯川村、三島町、昭和村、矢吹町、棚倉町、埴村、鮫川村、石川町、平田村、浅川町、三春町、広野町、大熊町、須賀川市、只見町、檜葉町

(32/59市町村)



市町村子ども家庭相談支援講習会～市区町村子ども家庭総合支援拠点について～開催要項

- 1 目的
平成28年に成立した児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、地域の基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭支援拠点。以下「支援拠点」という。)の整備に努めなければならないと規定された。支援拠点を整備に向けた支援講習会を開催することにより、市町村の子ども家庭相談体制の充実強化を図る。
- 2 主催
福島県子ども未来局児童家庭課
- 3 受講対象者
市町村子ども家庭相談担当職員及び児童相談所職員
- 4 開催期日
平成30年2月21日(水)
- 5 会場
福島市男女共同参画センター「ウィズ・もたち」 4階大会議室
住所：福島市本町2番6号 電話：024-525-3784
※会場に駐車スペースがありませんので、県庁外未駐車を御利用ください。県庁外未駐車を御利用の方は、無料処理させていただきますので、駐車券を御持参願います。
- 6 日程および内容

12:30	受付開始
13:00	開会
13:00	あいさつ 福島県子ども未来局児童家庭課長 渡辺 一朗
13:05	行政説明 「市区町村子ども家庭総合支援拠点について」(仮題) 説明者 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 野中 和徳 調整係長
14:30	グループワーク テーマ：「市区町村子ども家庭総合支援拠点について」(仮題) 助言者：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 野中 和徳 調整係長
15:30	閉会

(2) グループワークでの自治体からの意見

グループワークでは下記のア、イの問いについて全体を7グループに分け30分程、思案を巡らせた。

	市町村の主な回答
ア. 市町村子ども家庭支援拠点の整備のための必要な準備	心理員の確保 専門職の確保 施設を専用にするか、兼用にするかを決めなければならない 要綱の作成 職員の理解 課長レベルの研修会
イ. 市町村子ども家庭総合支援拠点を整備することの課題	補助金の確保 先進的事例の情報不足 心理員の確保のための要件の難しさ 人材の確保 研修の頻度の少なさ 予算を確保 包括支援センターとの兼ね合い(小規模な町村では包括支援センターでまかなえるのではないかと)

4. 促進の阻害要件

(1) 財政面

拠点設置主体が市町村であるため、県独自の補助金による支援等は財政部局等の理解が得難く財政面での支援は困難な現状である。設置促進、加速のための年度限りといったような限定的な支援として交渉を行えば可能性はあるが、長期的、全般的支援というものは財政的に確保は難しい。

拠点整備は、開設時に補助金を短期的に出し、のちには補助金を確保しないとといったような事業ではなく、長期的に行うものであるという考えを持っている。

(2) 人的支援

児童相談所においても、虐待通告の増加等により、マンパワーが十分といえない状況であることから、市町村への人的支援を行うことは困難である。

確かに、市町村をバックアップしないと結果的に仕事が児童相談所に回ってくるということはあるのであるが、現在児童相談所としては、目の前にあるケースを優先し、手が回らない状況である。

県職員の中では、児童相談所の職員数は増加傾向にあるが、児童相談所職員の年齢層が若く、市町村に出ていき指導を行えるような中堅職員数が少ない状況にある。

このような職員体制は、市町村をバックアップするうえでも十分とは言えず、問題があると思われる。

(3) 人材育成

児童福祉司任用前講習会の他にも、児童福祉司任用後研修等が義務研修として都道府県の義務としてあることから、児童福祉司任用前講習会について、できるだけ市町村職員が多く受講できるよう会場の調整等を行う予定である。

しかし、今年度、年1回開催したものを年2回開催するなどの対応は業務量の関係から困難である。数日間にわたる研修というものを行うとなると、研修を受けさせる側も、主催する側も職員への負担が大きく支障もある。

(4) 法制度設計支援

他自治体における支援拠点の整備状況について情報収集をした上で、要綱案の提示などを行いたいと考えているが、現在情報収集ができていない。

また、子育て包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との連携など、市町村がどのような体制で支援拠点を整備してもらうか方向性を示していくには、県としても支援拠点制度の理解を深めていく必要がある。

(5) 原発事故による課題

福島県は原発事故により現在も多く県の民が県外に避難しており、役場機能が点在している自治体もある。このような自治体において支援拠点をどのように整備していくのか、避難者の受け入れ先の自治体とどのように連携していくかが問題としてあり、それに対して県としてどのように支援を行っていくかというのが課題としてある。

5. 今後、有効だと考えられる策

(1) 人材育成支援

児童福祉司任用前講習会について、児童相談所職員の他に、市町村職員も多数受講できる多人数が収容できる会場の確保等を行う。福島県内には59の市町村があり、講習会には代表して一人が参加するというのが原則となっている。しかし複数人の参加を希望する市町村も存在している。会場のキャパシティの問題によって断らざるを得ないのが現状である。

(2) 法制度設計支援

他自治体における支援拠点の整備状況について情報収集し、他自治体で既に支援拠点を整備している市町村の要綱案を参考に、市町村に要綱案を提示する。

福島県内では支援拠点として整備している自治体はない状況である。既に支援拠点の整備状況・現状について、説明できるような人を自治体を招く、また他の先行自治体の担当者を招き、福島県の市町村に事例として提示してもらうようなことも考えている。

現時点では他自治体の支援拠点の整備について情報収集を行うことができていないので先進事例を知りたい。

(3) スタートアップマニュアルの作成

要保護児童対策地域協議会においてはスタートアップマニュアルが作成されており、支援拠点についてもスタートアップマニュアルがあると設置に向けた具体的なイメージを持つことができると考える。実務者は講習会などによって理解することが出来るが、管理職レベルの人に理解を得られるようにするためにも、簡易的なわかりやすいマニュアルを作るということも有効である。

6. 全体を通じての感想

説明会の形式として、ワーキング形式を取り入れて行うことは非常に画期的であると感じた。同じような悩みを出し合うことで、直ちに解決できないとしても、課題を共有したり、その対策をお互いに考えたり、情報を持ち帰ることができる。

未だ拠点の理解が不十分でないということから厚労省の一番熟知している担当者呼んで理解を深めるというのがやはり現時点で一番力を入れねばならないことのようにあり、この法律の周知の必要性を感じる。

福島独自の課題は深いものがあるが、担当者が非常に工夫しつつ市町対応を行っているのが印象的であった。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

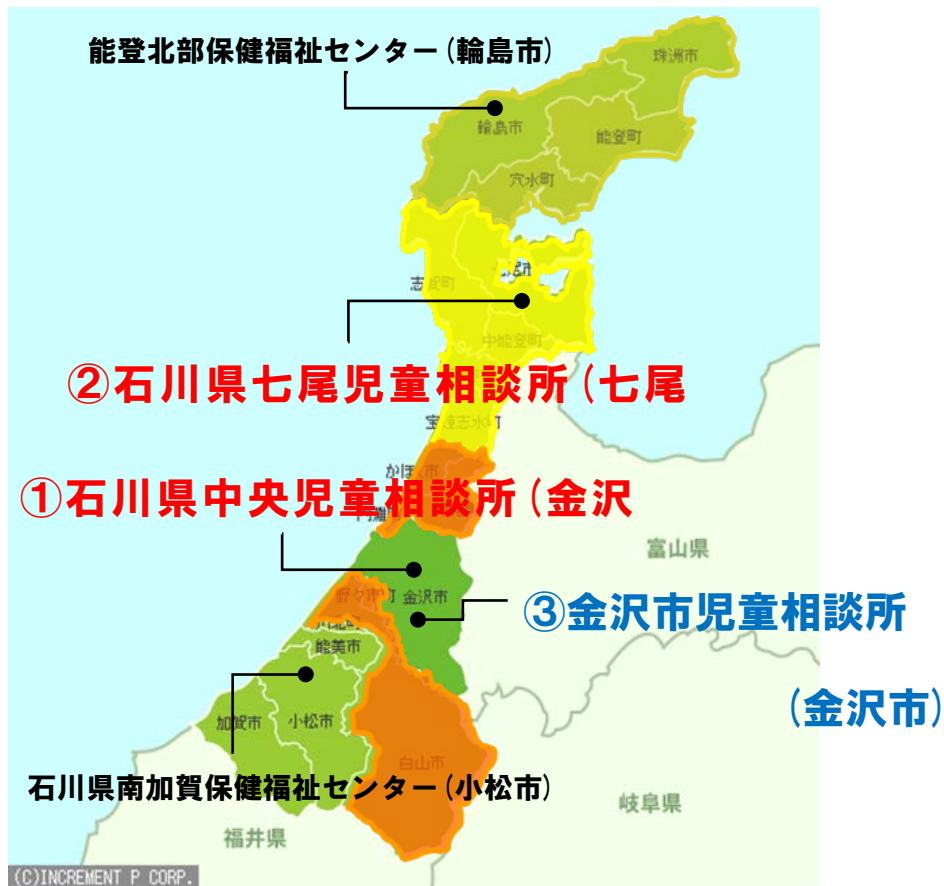
井上玲亜

大野響

石川県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年1月4日

1. 石川県の支援拠点に係る状況



県内 19 市町を 3 つの児童相談所と 2 つの相談窓口で対応

※管内児童人口は H27 国勢調査

① 県中央児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 7 人、児童心理司 9 人
- ・管轄市町 3 市 2 町 (かほく市以南)
- ・管内児童人口 約 46,100 人

○南加賀保健福祉センター地域支援課(相談窓口)

- ・相談体制 児童福祉司 4 人、児童心理司 3 人
- ・管轄市町 3 市 1 町 (川北町以南)
- ・管内児童人口 約 38,500 人

② 県七尾児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 5 人、児童心理司 4 人
- ・管轄市町 2 市 3 町（宝達志水町以北）
- ・管内児童人口 約 15,000 人

○能登北部保健福祉センター地域支援課（相談窓口）

- ・相談体制 児童福祉司 1 人
- ・管轄市町 2 市 2 町（穴水町以北）
- ・管内児童人口 約 10,300 人

③ 金沢市児童相談所（H18.4.1 設置）

- ・相談体制 児童福祉司 12 人、児童心理司 5 人
- ・管轄市町 金沢市
- ・管内児童人口 約 73,300 人

2. これまでの支援拠点拡大への働きかけ

石川県では、これまでに支援拠点における制度の理解と設置の促進のため、厚生労働省の担当職員を講師に招き、市町職員や児童相談所職員等を対象とした説明会を平成 29 年 7 月に開催し、その後は、各市町からの問い合わせに対し、個別に対応している状況である。

支援拠点に関しては、国から「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」及び「支援拠点に関する自治体向け F A Q」の通知が示されているが、設置・運営方法に関する市町からの具体的な質問に対しては答えることができず、その都度、国の担当者に照会し、その回答を市町へ伝えている。

各市町村からの問い合わせの例としては、

①子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））と支援拠点との兼ね合いについて

- ・現在、子育て世代包括支援センターの設置に向けた準備を行っているが、支援拠点の設置は努力義務であり、今後、両者をどのように関係づけて設置していけばよいのか
- ・支援拠点設置運営要綱に「同一の機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2 つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められている」とあるが、必ず同一の機関が 2 つの機能を担わなければならないのか

- ②利用者支援事業（基本型）との関係について
- ・利用者支援事業（基本型）の職員が支援拠点の業務を兼任しても差し支えないか
 - ・支援拠点の人員配置などの要件を満たしていれば、利用者支援事業（基本型）を支援拠点と位置づけてもよいか
- ③利用者支援事業の交付金と支援拠点の補助金との関係について
- ・交付金と補助金との二重取りになってしまわないか
 - ・利用者支援事業で交付金を受けている場合、それ以外に必要な経費であれば、支援拠点の対象となるか
- ④現在の人員配置、設備状況で、支援拠点の要件を満たすことになるか

などが挙げられた

3. 促進の阻害要件

なかなか支援拠点の促進が進まない要因としては、次のような点が考えられる。

- (1) まずは、支援拠点を、既存の関係機関と関係づけながら、どのように設置・運営していけばよいか具体的に分かりにくい点が考えられる。

子育て世代包括支援センターを設置していない市町では、両者の設置をどのように関係づけて進めていけばよいのかが分からない、すでに子育て世代包括支援センターを設置している市町では、支援拠点の業務内容を子育て世代包括支援センターとどう関係づけながら設置すればよいかという声がある。また、利用者支援事業（基本型）を実施している市町では、支援拠点と利用者支援事業（基本型）との関係や位置づけが分からないといった声も聞かれる。

- (2) 次に、設置期限について、子育て世代包括支援センターでは「おおむね平成 32 年度末での全国展開を目指す」と国が設置目標を示しているのに対し、支援拠点では、設置が努力義務とされ、期限も明確に示されていない。市町からも、いつまでに設置したらよいのかが分からないといった意見が聞かれ、このことについても、進まない要因の一つと考えられる。

- (3) さらに、市町の家庭児童相談室や子育て支援センターなど既存の児童相談担当窓口が、人員配置や設備の面で支援拠点の要件を満たしているが、支援拠点として位置づけてよいかという問い合わせもあり、国の支援拠点の設置運営要綱や、国が示す支援拠点のイメージ図からは分かりにくいことも要因と考えられる。

(4) 支援拠点の人員配置についても、どの市町からも、新たに職員を配置することは難しいとの声が聞かれる。

4. 今後、有効だと考えられる策

今後、支援拠点の設置を促進していくためには、支援拠点に関して先駆的な取組を行っている自治体の好事例や具体的な設置・運営方法、各市区町村が定める設置運営要綱のひな形などを盛り込んだ具体的な「設置・運営マニュアル」の提示が必要であると考えます。

石川県では、すでに加賀市が一体型の利用者支援事業として「子育て応援ステーションかがっこネット」を設置しており、妊娠期から出産後以降も連携した支援が受けられるような仕組みが整っている。石川県としては、こうした加賀市の例や他県の自治体の好事例などを、今後、市町に示していきたいと考えている。

<子ども虐待防止総合対策推進事業・研修一覧>

研修名【開始年度】	内容	対象	回数等
児童相談所カウンセリング強化研修【H13～】	児童相談所職員等におけるカウンセリング等の面接技法の習得のための専門研修	児童相談所、児童養護施設、児童家庭支援センター職員等	年2回
市町児童相談担当職員研修（虐待対策地域協力体制整備事業）【H15～】	市町児童相談担当職員の専門性向上を目的とした研修	市町職員（児童相談担当、要対協担当、母子保健担当）、児童相談所職員等	年2回
医師向け虐待対応強化研修【H18～】	医療機関における児童虐待への対応力向上及び連携強化を目的とした研修	医師、看護師、MSW等医療従事者、市町母子保健・児童福祉担当、児童相談所職員等	年1回
児童福祉司養成研修（法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会）【H20～】	保健師等の有資格者が児童福祉司の任用資格を満たすために必要な講習会を実施	市町及び県の保育士、保健師、教員等の有資格者	年1回 (7～8日間)
要保護児童対策地域協議会強化講習会【H21～】	市町の要保護児童対策地域協議会の機能強化、専門性の向上を目的とした研修	市町要保護児童対策地域協議会構成員、児童相談所職員等	年3回

児童虐待防止ネットワーク強化実践研修会【H23～】	虐待を発見しやすい立場にある民生委員等に対し、事例を用いた職種横断的な研修を地区ごとに実施	民生委員、保育士、教員、医療、警察、市町児童福祉・母子保健担当職員、児童相談所職員等	年4回 (4圏域で開催)
児童相談所職員虐待対応資質向上研修【H23～】	児童虐待への対応援助技法及び親支援プログラム等の習得等を目的とした研修	児童相談所職員	年2回
児童養護施設職員等資質向上研修【H23～】	施設職員を対象とした被虐待児への対応や支援、親との対応力向上のための研修	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・母子生活支援施設職員、里親、児童相談所職員等	年1回
児童福祉司任用後研修【H29～】	H28改正児童福祉法により、児童福祉司に義務付けられた研修の実施	児童福祉司	年1回
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修【H29～】	H28改正児童福祉法により、要対協の専門職に義務付けられた研修の実施	市町の要保護児童対策調整機関の調整担当者	年1回

※その他、母子保健グループ主催の研修あり

(「母親のメンタルヘルス支援研修会(市町保健師、児童相談所職員対象)」等)

5. 全体を通しての感想

市町村の拠点設置のために、広域行政を担う県が個別に相談を受け、国に問い合わせを行いつつ、フィードバックを行っている。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

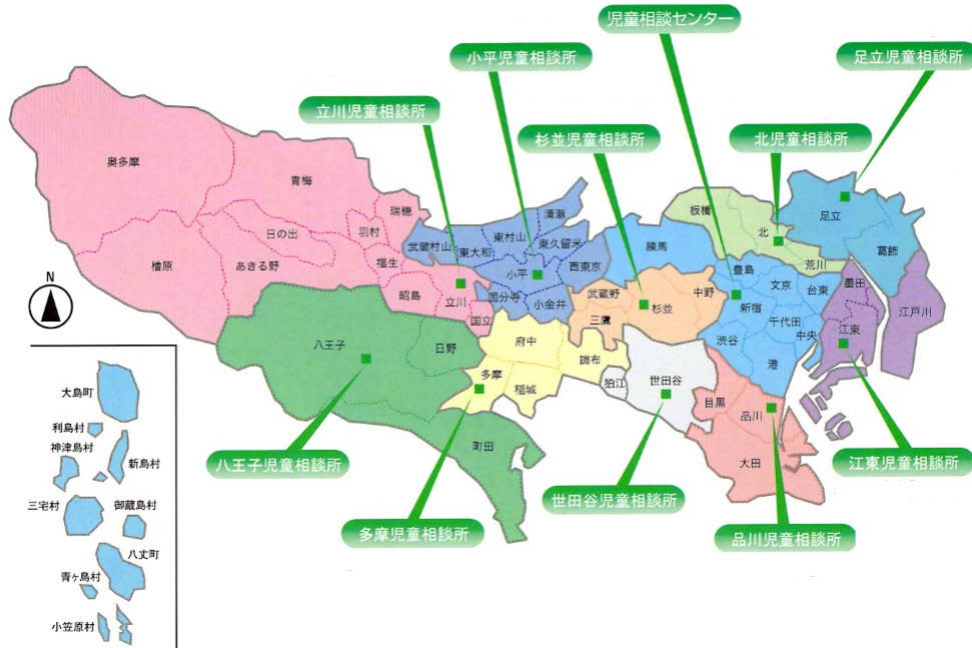
石川めぐみ

木森麻紀

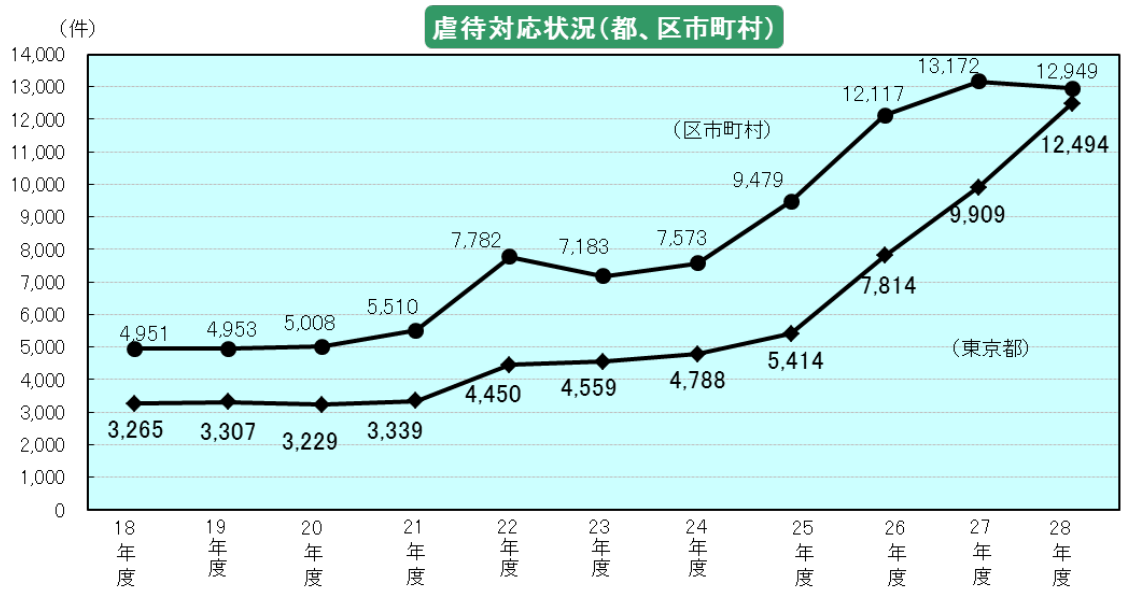
東京都 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月8日

1. 東京都の支援拠点に係る状況



現在東京都では11か所の児童相談所があり、区市町村の子供家庭支援センターとの連携のもと、児童虐待対応等を行っている。



2. これまで行ってきた具体的支援拠点促進の働きかけ

(1) 説明会等の開催

子育て関連事業説明会や子供家庭支援センター意見交換会等の区市町村の担当者が集まる機会を活用して説明を行っている。

主に子ども家庭総合支援拠点に関して行った説明会は昨年3月で、国の資料を用いて説明を行った。その後6月の説明会や、7月の意見交換会でも説明を行った。

(2) 区市町村からの質問内容

常時配置要件と開設時間についての質問が多く見られた。常時配置に合わせての専任配置や兼務配置など、どのようにすれば要件を満たしていることとなるのかという点が難しいという意見が出ている。

開設時間を長くすればするほど要件を満たすことが厳しくなってしまうこと、非常勤職員もいる中で、厳密に常時要件を満たそうと思えばローテーションが上手く行かないことや、年休を取った場合など詳細についても悩んでいる自治体もある。都が国の制度に関して独自の解釈を示すことはできず、国に問い合わせるようになっている。

開設時間に関しては土日祝日の勤務体制や、役所の時間外の対応をどうすればよいのかという疑問が出ている。

(3) 財政面での支援

東京都は、今回の児童福祉法改正に伴い法律上明記された「拠点」のモデルとなる、子供家庭支援センター事業を従前から行ってきており、都独自の補助制度を備えていたものである。

具体的には、特別区に対しては、財政調整制度という枠組みで財源措置をしている。市町村に対しては補助金の形で補助している。

東京都が単独で行っていた補助金について、国の補助制度が導入された場合、通常であれば国庫補助に移行をするが、今回の拠点に関しては、現在、常勤職員に対する財政措置がされていないことや補助要件に課題があること等から、都独自の補助制度も継続している。

(4) 人的支援

東京都の児童相談所において、区市町村職員の派遣受け入れを引き続き行っていく。児童相談所に区市町村職員を受け入れることで、区市町村の子供に関わる職員の育成をサポートしている。

また、従前から、児童相談所職員が子供家庭支援センターの受理会議や支援会議等に定期的に参加してきたが、今後も参加し、情報共有、指導・助言などを行っていく。

さらに、今回の児童福祉法改正に伴い、児童相談所と子供家庭支援センターの連携をさらに強化するため、「児童相談に係る連携強化事業」を今年度から始めている。具体的には、

本事業の枠組みの中で、区市町村の子供家庭支援センター長等の管理職派遣（原則週1日程度）を受け入れ、児童相談所の援助方針会議等において当該地域のケースに主体的に関与してもらう仕組みを新たに取り入れた。また、区市町村のケース検討会議等への積極的関与をこれまで以上に行い、児童相談所の動きやテーマに沿った話をする取組等、幅広い児童福祉行政面での理解促進を図るようにしている。従前の意見交換よりも、一歩広げようとする取組みである。

(5) 人材育成支援

子供家庭支援センター職員向けの研修や、児童福祉司任用前講習会等を引き続き行っていく。児童相談所職員向けだけでなく、区市町村職員向けの研修を多く実施している。

都が定める子供家庭支援センター事業の中では、虐待対策ワーカーに児童福祉司の任用資格を求めていることから、区市町村職員向けの児童福祉司任用前講習会等を都で行っている。さらに、スキルアップを目的として虐待対策ワーカー研修を年間をとおして（年12回）行う等、強化を進めている。

今回、児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修については、これら2つの研修と従前より行っている児童福祉司認定講習を一体的に実施し、カリキュラムを充実させて、12日間の研修を行った。島しょ部等、研修参加が難しい自治体もあったため、補講を行う等の工夫を行った（演習以外の科目）。ただ、12日間現場を空けることは難しいといった声もあり、今後も実施方法については検討を続けていく。

なお、要保護児童対策地域協議会調整担当者の定義が曖昧なため、区市町村においては、どのように調整担当者を配置し、研修を受講させればよいか混乱もあるようである。

○東京都が行なった子育て支援研修 実施例

I 地域子育て支援機関研修			
研修名	科目	対象者	参加人数
1 入門研修	講義「こころの不調を持つ親とその子どもへの支援」	子供家庭支援センター職員、子育てひろば職員、保育所・児童館・学童クラブ職員、区市町村の子育て支援所管部署の職員	86
2 基礎研修	講義・演習「子ども虐待問題の理解～支援が必要な家庭への関わり」		166
			252
II 子供家庭支援センター職員研修			
研修名	科目	対象者	参加人数
1 新任センター長研修	講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センター長に期待すること」	新任センター長、その他希望するセンター長	22
	演習「子供家庭支援センター長の役割について考える」		
	講義・見学「一時保護所について」		
4 施設見学研修①	児童養護施設について	希望する職員	17
5 施設見学研修②	一時保護所について	希望する職員	17
6 施設見学研修③	乳児院について	希望する職員	12
7 施設見学研修④	児童自立支援施設について	希望する職員	33
8 施設見学研修⑤	婦人保護施設について	希望する職員	41
9 虐待対策ワーカー研修	通年(12回)	虐待対策ワーカー、その他希望する職員	50
11 虐待対策コーディネーター研修①	事例を通して考える協働について	虐待対策コーディネーター、児童相談所3年目職員、その他希望する職員	39
11 虐待対策コーディネーター研修②	要保護児童対策地域協議会の活用に向けての理解と課題	虐待対策コーディネーター、その他希望する職員	25
12 新任研修①(見相合同)	講義・演習「事例をとおして考える虐待対応」	新任職員、その他希望する職員	93
13 新任研修①(見相合同)			
14 センター長研修	「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について～死亡事例検証部会報告より」	センター長	19
15 タイムリー研修②	H28虐待対策ワーカー研修 フォローアップ研修	希望する職員	22
16 タイムリー研修①	精神疾患の理解と対応～メンタル不調を持つ保護者とのコミュニケーション	希望する職員	35
17 タイムリー研修③	CAREワークショップ	希望する職員	16
			441
III 区市町村児童相談業務研修			
1 区市町村児童相談業務研修	児童福祉司任用前研修 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修	希望する職員	93

3. 支援拠点の促進阻害要因

(1) 国の補助制度における職員配置要件について

第一に、児童虐待対応件数に応じた虐待対応専門員の上乗せ配置が最低基準として示されていることが挙げられる。

統計上の児童虐待対応件数のカウント方法にばらつきがある中で、全国平均との単純比較となってしまう。さらに、毎年配置の最低基準となる人数が変動すること等も区市町村が人員配置の計画を進められない要因となっている。

第二に、「常時」配置要件が示されていることである。区市町村が地域の実情に応じて柔軟な職員配置ができるよう、「平均」配置人数とする等、弾力的な運用が可能となる要件となるとよいかと考える。

なお、開設時間に関しては下限の定義が明記されていない。子供を守るという趣旨のためには明記しておいた方が分かりやすいのではないかと考える。

(2) 拠点設置の基準について

厚労省が行っている虐待対応窓口の市町村調査があるが、支援拠点の設置状況の設問の回答の選択肢の中に、「設置運営要綱の基準を満たさない支援拠点を設置している」というものがあった。

国は、設置運営要綱はあくまで技術的助言であることから、補助金要綱に該当しない場合でも（機能的に）児童福祉法に基づく支援拠点を設置しているということもありうるという考えのようである。

そうであれば、支援拠点のモデルとなった東京都の子供家庭支援センターを設置している自治体は、支援拠点についても基本的にすべて設置済みということになる。

都として今後どのように設置運営要綱に定められた基準を満たす支援拠点の設置を促していくべきか難しいと感じている。

4. 今後の促進策として有効と考えていること

拠点の機能の再確認をしつつ、従来行ってきた区市町村へのサポートを継続して続けていきたいと考えている。

5. 全体の感想

都の担当者が、児童福祉法の理念を踏まえ、国と区市町村の間にたって、法制度の説明を行っている。区市町村の悩みを国に個別に確認してフィードバックを行うとともに、都としてどうするかという視点からの取組みを常に考えている印象であった。

都は全国のトップを走る自治体として、区市町村のバックアップ策の面でも、子どもの命

を守るための拠点整備について、働きかけを一層進めて行ってほしいと感じた。

○子供家庭支援センター事業概要

子供家庭支援センター事業の概要

趣旨	<p>子供と家庭に関するあらゆる相談に、関係機関と連携しながら、子供と家庭を支えるネットワークの構築を図る。</p> <p>区市町村、ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。</p>																												
実施主体	<p>先駆型子供家庭支援センター（以下「先駆型」という。） ① 従来の子供家庭支援センター（以下「従来型」という。） ② 小規模型子供家庭支援センター（以下「小規模型」という。）</p>																												
基本的な考え方	<p>先駆型は、次の①から⑤を実施し、⑥を実施することである。従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④及び⑤のIIの事業を実施することができる。</p> <p>① 子供家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、在宅サービス提供、在宅サービス提供の連携による種別の実施） ② 地域相談 ③ 要支援家庭サポート事業（虐待家庭等に対する見守りサポート事業、専門職や育児支援ヘルパーによる養育支援助成事業） ④ 在宅サービス基盤整備事業 ⑤ 専門性強化事業（I 虐待対応の強化、II 心理的ケアへの取組）</p>																												
事業内容（先駆型）	総合相談	<p>（相談内容） ケースマネジメントの手法により、子供と家庭に関するあらゆる相談に面し、保護者はもちろん、子供自身からの相談にも面し、関係機関との連携 保健、福祉、医療、教育等の専門機関と連携して子供家庭支援ネットワークの構築、ケース会議や調整会議を開催する等、総合的支援のコーディネートを実施</p>																											
	① 子供家庭総合ケースマネジメント事業	<p>（事業内容） センター及び他の児童福祉施設等において、ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり等子供家庭に在宅サービスの各事業を積極的に提供し、地域のニーズに即した子育て支援サービスの実施を図る。</p>																											
	② 地域相談	<p>（情報提供） 地域で子育て家庭に提供されている様々なサービスの実施状況を把握し、インターネット等を活用して広く情報提供をするなど、子育て家庭への利便性の向上を図る。</p>																											
	③ 要支援家庭サポート事業	<p>(1) 子育てグループ等地域のグループ活動の支援 (2) ボランティア育成、ボランティア育成やボランティアに関する情報提供、活用 (3) 相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究等の活動を地域の実情に応じて実施する。</p>																											
	④ 在宅サービス基盤整備事業	<p>児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での虐待が相当と判断される家庭及び児童虐待所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の養育者への支援を行う。 乳幼児健全戸訪問事業等により抱乳、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、研修を受講した専門員が、当該家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行う。 また、産後、産後の母子や育児相談や産後の家事等の援助をするため、一定の支援目標を設定し、研修を受講した者による、育児支援ヘルパーの派遣を行う。</p>																											
⑤ 専門性強化事業	<p>地域に即ける在宅サービスの質的な充実を図るため、区市町村が実施する子供家庭在宅サービス事業の担い手とならる養育家庭の届出等の活動を行う。 虐待対応の強化 心理的ケアへの取組</p>																												
運営協議会	<p>センターの運営に資するため、住民、民間団体及び関係行政機関等を構成者とする運営協議会を設置する。 運営協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営方法について検討し、区市町村長に対し必要な意見を述べ、センターの活動に参加・協力する。</p>																												
職員体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>員 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供家庭支援センター</td> <td>第2及び第1</td> <td>社会福祉士、保健師、経理士等</td> </tr> <tr> <td>専門相談員</td> <td>第1</td> <td>医師、保健師、教育関係者等</td> </tr> <tr> <td>地域活動センター</td> <td>第1</td> <td>活動経験者等</td> </tr> <tr> <td>虐待対応センター（先駆型）</td> <td>第1</td> <td>児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</td> </tr> <tr> <td>専門性強化事業（虐待対応センター）</td> <td>基本分第1 加算分1 口構構に即して 第1～第5</td> <td>児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 かつ、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 の加算分は、児童人口16,000人以上の自治体について、5,000人以上に相当する。）</td> </tr> <tr> <td>（心理専門支援員）</td> <td>第1又は第2以上</td> <td>臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	員 格 等	子供家庭支援センター	第2及び第1	社会福祉士、保健師、経理士等	専門相談員	第1	医師、保健師、教育関係者等	地域活動センター	第1	活動経験者等	虐待対応センター（先駆型）	第1	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者	専門性強化事業（虐待対応センター）	基本分第1 加算分1 口構構に即して 第1～第5	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 かつ、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 の加算分は、児童人口16,000人以上の自治体について、5,000人以上に相当する。）	（心理専門支援員）	第1又は第2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等	<p>併 設 ① 相談室（相談の対応が守られること） ② 地域活動室（懇話会、グループ活動用） ③ 交流スペース ④ 事務室（他のスペースと併設可）</p> <p>備 考</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>29年度</td> </tr> <tr> <td>か所数</td> <td>60区市町村</td> </tr> <tr> <td>充人数（再集）</td> <td>53区市町</td> </tr> </table> <p>子供家庭支援センター設置状況 （平成29年4月1日現在）</p>	年 度	29年度	か所数	60区市町村	充人数（再集）	53区市町
区分	種別	員 格 等																											
子供家庭支援センター	第2及び第1	社会福祉士、保健師、経理士等																											
専門相談員	第1	医師、保健師、教育関係者等																											
地域活動センター	第1	活動経験者等																											
虐待対応センター（先駆型）	第1	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者																											
専門性強化事業（虐待対応センター）	基本分第1 加算分1 口構構に即して 第1～第5	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 かつ、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 の加算分は、児童人口16,000人以上の自治体について、5,000人以上に相当する。）																											
（心理専門支援員）	第1又は第2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等																											
年 度	29年度																												
か所数	60区市町村																												
充人数（再集）	53区市町																												
<p>※ 小規模型は、子供家庭支援センターは2名の配置で可（うち1名は、他の児童福祉施設に配置する等、児童相談所職員が兼務することがある。） ※ 虐待対応センターは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必要 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動センターとの兼務が可能</p>																													

○説明会一覧

名称	日時	場所	説明事項	参加者
平成28年度子供家庭支援事業説明会	平成29年3月16日 (木) 午後2:00～午後4:30	都民ホール	(1) 児童福祉法改正に伴う国の動向について (2) 平成29年度東京都予算について	各区市町村補助金事務担当者等
平成29年度子育て支援事業等説明会	平成29年6月12日 (月) 午後1:00～午後5:00	都庁第一本庁舎 大会議場	平成29年度子育て支援事業等について	各区市町村補助金事務担当者等
平成29年度子供家庭支援センター事業意見交換会	平成29年6月9日 (金)、13日(火)、15日(木)、20日(火) (計4回)	東京都子供家庭総合センター等	(1) 改正児童福祉法と子供家庭支援センター事業について意見交換 (2) 東京都からの連絡事項	各区市町村子供家庭支援センター長、虐待対策コーディネーター等

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

千葉県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月13日

1. 千葉県の支援拠点に係る状況

- ①面積
5157.65 km²
- ②人口
6,240,480 人
- ③児童数
932,308 人

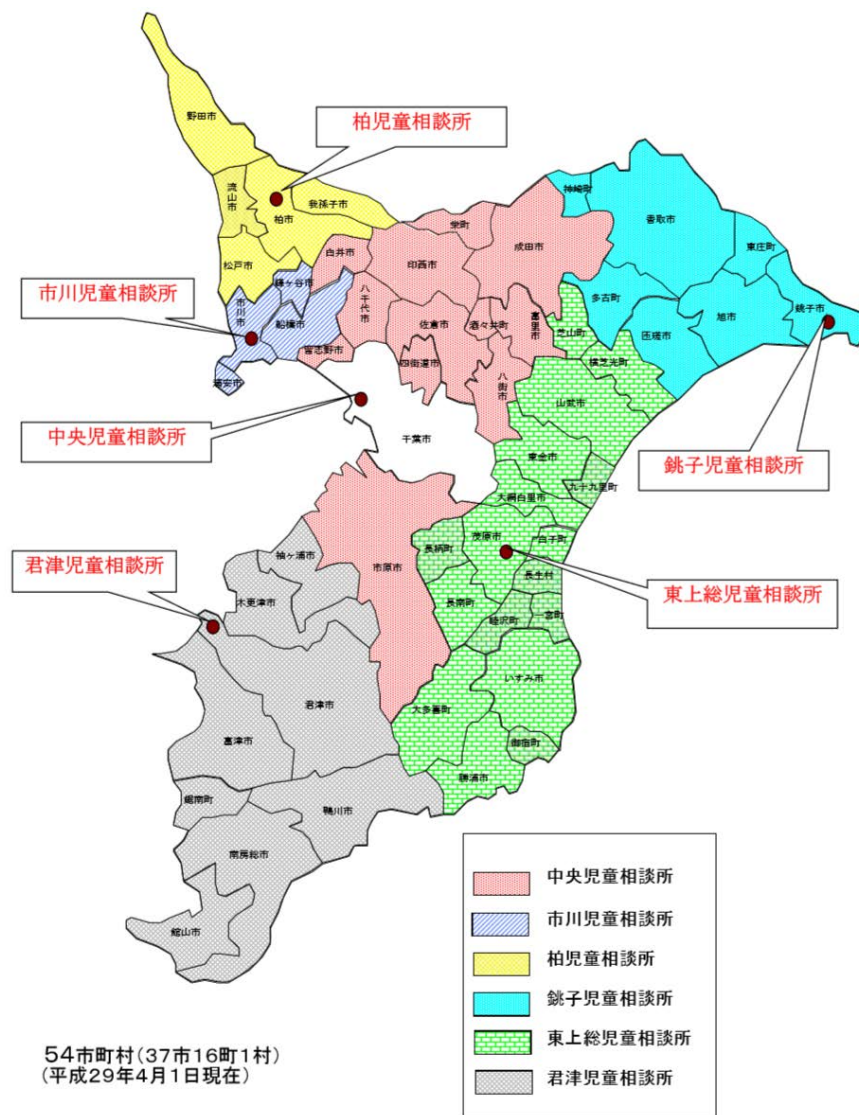


↑[千葉県の地理的位置] 地図検索サイト「MapFan」(<https://mapfan.com/>)

千葉県の市町村数は、平成の大合併により、80 市町村から 54 市町村 (36 市 17 町 1 村) に再編された。都道府県別市町村数の順位では、愛知県と並び6位であり、多くの市町村数を有している。

(1) 千葉県における児童相談所の設置状況

千葉県における児童相談所の設置数は、県内6児童相談所（政令指定都市の千葉市児童相談所を含めると計7か所）で対応している。



(2) 各市町村における支援拠点の設置状況

- ・平成 29 年度設置済み市町村数 : 4 市 (松戸市、船橋市、南房総市、柏市)
- ・平成 30 年度以降に設置を予定している市町村数 : 12 市町

(3) 千葉県における支援拠点設置の働きかけの状況

千葉県では、市町村における拠点の設置促進に向けて、以下 2 点の対策を行っていた。

ア) 年 1 回開催する「児童虐待防止対策担当課長会議(以下市町村担当課長会議とする。)

」内での説明

イ) 通常業務内での説明や働きかけ

ア) 児童虐待防止対策担当課長会議の概要

千葉県では、市町村等管理職に対し、児童虐待防止対策の一環として担当課長会議を実施している。平成 29 年度では、7 月 19 日に開催され、

講師として厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止室室長補佐による「児童福祉法改正に伴う市町村での対応について」と題する講演が行われた。その中で、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」、関連通知に基づき、支援拠点の詳細に関する説明を頂く場を設けた。

講演の内容としては、児童福祉法・虐待防止法の改正によって国・都道府県・市町村の役割・責務が明確化されたことを踏まえて、市町村の支援拠点の整備・業務内容・運営・人員配置等についてであった。

県内の市町村からは、支援拠点に関し、拠点設置要件・補助金の要件、子育て包括支援センターとの相違点等多くの質問があった。

法改正の正確な理解が浸透するには時間がかかることから、このようなタイミングで、全体に向けた会議を開催することは有益であったようである。

イ) 通常業務内での説明や働きかけ

各市町村より補助金等に関する照会があった際(「地域子ども・子育て支援補助金」や「児童虐待・DV 対策等総合支援事業補助金」)支援拠点の設置に関する補助金上のメリットを説明し、設置勧奨を行っていた。

また、厚生労働省が実施した「平成 29 年度市町村(虐待対応窓口等)の状況調査」の記載内容に関する照会時においても、設置に関しての働きかけを行っていた。

2. 支援拠点促進の阻害要因

(1) 拠点のメリットの理解及び説明不足

県から市町村への支援拠点を促進するに当たり、要対協の設置がない小規模自治体へのアプローチが課題となっている。小規模市町村では職員が一人で何役も担っていて、支援拠点設置でこれ以上の業務が加わることは職員への負担増加となってしまう、そういった市町村への促進は困難であると県側からしても見受けられる。

市町村側からも、支援拠点設置に伴う業務量増加による人手が不足していること、支援拠点設置によるさらなるメリットが感じられないこと、これらの意見が挙げられることがある。そのため、自治体内において、官房系の管理職の理解が得られにくく、結果として支援拠点設置が促進されないとの状況になっているとのことである。

また、要保護児童対策地域協議会の設置はあるが、虐待ケースが挙げられていない自治体もあり、必要性を感じていない自治体もある。

東京からのアクアラインがつながる等の交通整備が進む中で、人の流入により子育て環境（需要）の変化も激しい市もあるが、それに応じた十分な体制が未だ維持出来ていない場合もあり、県としても、メリットを伝え、拠点の推進をしていきたいとのことであった。

(2) 補助金

国の担当者に来てもらった説明会であっても、市町村は補助金関連の質問が多かった。拠点促進が進まない一因として、子ども家庭総合支援拠点の補助金が2分の1となっており、活用しづらいという面が見られるのではないかと考えている。子育て世代包括支援センターでは、市町村側の支出割合が、全体の3分の1であることから、子ども家庭総合支援拠点よりも子育て世代包括支援センターの補助を検討する自治体が多いように感じられた。

(3) 法律の明記

児童福祉法第10条の2号で「拠点」とは明記されているが、「子ども家庭総合支援拠点」を定めるとはなっていない。それによって拠点がどの拠点を指しているのかがよく分からなくなってしまう。保育所や高齢者部門でも拠点と名の付く事業が多いことから、分かりやすくする必要があると考えられる。

(4) 法的支援

法的支援としては、要綱作成の支援をしている。松戸市がすでに要綱を設置していることから、要望があれば松戸市の要綱を配布している。また個別に質問がある場合には対応している。

3. 今後の方針

(1) 説明会

千葉県では、すでに拠点設置が完了ということで先行している松戸市に聞き取り調査を行っている。そうした結果も含めて今後市町村の支援拠点の設置を推進していく予定である。具体的には、年に一度開催されている「市町村担当課長会議」での説明や、設置済み自治体による実践発表を検討している。拠点を設置するうえでの困難、設置した後での変更等、実際の市の取り組みを市町村担当課長会議等で発表がなされることで、拠点整備が進んでいくと思われる。

(2) 人的支援

市町村の知識向上を考えると、児童相談所の内部では児童相談所から市町村に人員派遣をしたほうが良いのではないかという意見も出ている。すでにケース会議等には児童相談所職員が参加しているが、さらなる向上が必要と考えている。

柏市や船橋市といった中核市や大規模市の児童相談所設置を検討されている自治体に関しては、児童相談所で市職員の研修生を受け入れており、来年度は一般市からも児童相談所への研修生を受け入れていく予定である。

4. 全体の感想

千葉県としては、県下の市町村に積極的に働きかけて拠点整備促進を行っているが、市町村側の規模が多彩であり、悩みや課題も様々であること、それに加えて当該「拠点」制度のわかりにくさが市町村側から挙げられており、それに対して一つ一つ丁寧な説明・フィードバックを行うとともに、全体の説明会等の仕掛け（先進自治体事例の多くの紹介）を企画しているところである。



千葉県庁舎



ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

金井啓起

木森麻紀

井上玲亜

大阪府 ヒアリング調査報告

(平成29年度第2回市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議報告)

ヒアリング実施日：2018年2月8日

1. 大阪府内児童相談所設置場所一覧



↑ (図) 大阪府が設置する児童相談所 (①～⑥)

①中央子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 39 人、児童心理司 11 人
- ・管轄市町村 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- ・管内児童人口 176,746 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

②池田子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 18 人、児童心理司 5 人
- ・管轄市町村 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・管内児童人口 104,076 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

③吹田子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 23 人、児童心理司 7 人
- ・管轄市町村 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- ・管内児童人口 188,225 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

④東大阪子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 27 人、児童心理司 9 人
- ・管轄市町村 八尾市、柏原市、東大阪市
- ・管内児童人口 127,752 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

⑤富田林子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 19 人、児童心理司 6 人
- ・管轄市町村 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・管内児童人口 93,109 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

⑥岸和田子ども家庭センター

- ・相談体制 児童福祉司 23 人、児童心理司 9 人
- ・管轄市町村 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
- ・管内児童人口 158,986 人（平成 29 年 4 月 1 日時点）

2. 大阪府から市町村への支援拠点設置の働きかけ

(1) 連絡調整

全体説明会で支援拠点についての説明を丁寧に行っている（当日の会議資料：資料 8）。

支援拠点は既存の機関・施設を活用することで設置できることを示した。また、例で市の職員配置の考え方を示した上で、どのように補助金を利用できるかについても示している。

これらは市町村が支援拠点を設置しやすくするための大阪府による配慮と考えられる。

(2) 研修の実施

要対協調整担当者の義務研修については、大阪府が実施。現在半数の市町村で研修受講が終了している（当日の会議資料：資料9）。支援拠点の専門職研修ではないが、本研修の受講で、支援拠点の専門職の資格を有することができる人もいるため、資格要件の確認を促している。

(3) 市町村からの問合せ対応

今後、個別の市町村ごとに相談に対応する。

(4) 財政的支援

大阪府新子育て支援交付金（当日の会議資料：資料7-1及び資料7-2）により、市町村の相談対応強化のために人件費、物品購入費を支援している。平成30年度より、大阪府新子育て支援交付金は、子育て支援分野に係る他の交付金制度を統合する予定である。これにより、市町村は補助制度を活用しやすくなると考えられる。

大阪府の補助金は、国の補助金と重複して受けることができない（大阪府新子育て支援交付金交付要綱第5条第2項第1号）。また、国の補助金は支援拠点設置後にしか利用できない。そのため、支援拠点設置前は大阪府補助金を受け、設置後は国補助金に切り替える対応が効果的である。

3. 支援拠点設置市町村

府内では枚方市、能勢市である。枚方市は国補助金を申請済みである。

4. 支援拠点整備の阻害要因

平成29年9月に大阪府が市町村に対して実施したアンケート調査によると、阻害要因は以下のとおりである。

(1) 支援拠点の人員不足

支援拠点に配置する人員数の確保や、虐待対応専門員を上乗せ配置する場合に必要な人員の確保が困難である。また、資格要件を満たす人員の確保が困難である。

(2) 情報の不足

市町村は、既に支援拠点の機能に相当する業務を行っている。そのため、支援拠点をあえて設置する利点が分かりにくい。支援拠点設置が努力義務であることもインセンティブを高めにくい要因である。

(3) 財源の不足

人件費、面接室等の整備に係る財源確保が困難である。

5. 今後有効と考えられる手法

上記①については、専門職の資格取得のための研修や、市町村の状況を把握した上で人材確保のための支援を行うことが有効であると考えられる。また、職員配置基準の緩和や経過措置の活用が求められる。

上記②については、設置運営要綱に記載されていない内容が多く、支援拠点に関する説明が不十分であるため、市町村の理解が進みにくいことがあると考えられる。支援拠点に関する説明の充実が求められる。

上記③については、最低配置人員を整えた上でしか国庫補助の対象にならないため、支援拠点整備段階で財政的支援がないことが大きな課題であった。平成30年度より準備段階に活用できる大阪府の補助金が創設され、市町村が積極的に活用することができれば、少し解消されると思われる。

(図) Map Fan より引用 <https://mapfan.com/pref/27> (閲覧日：2018年3月18日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
保志幸子

山口県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月9日

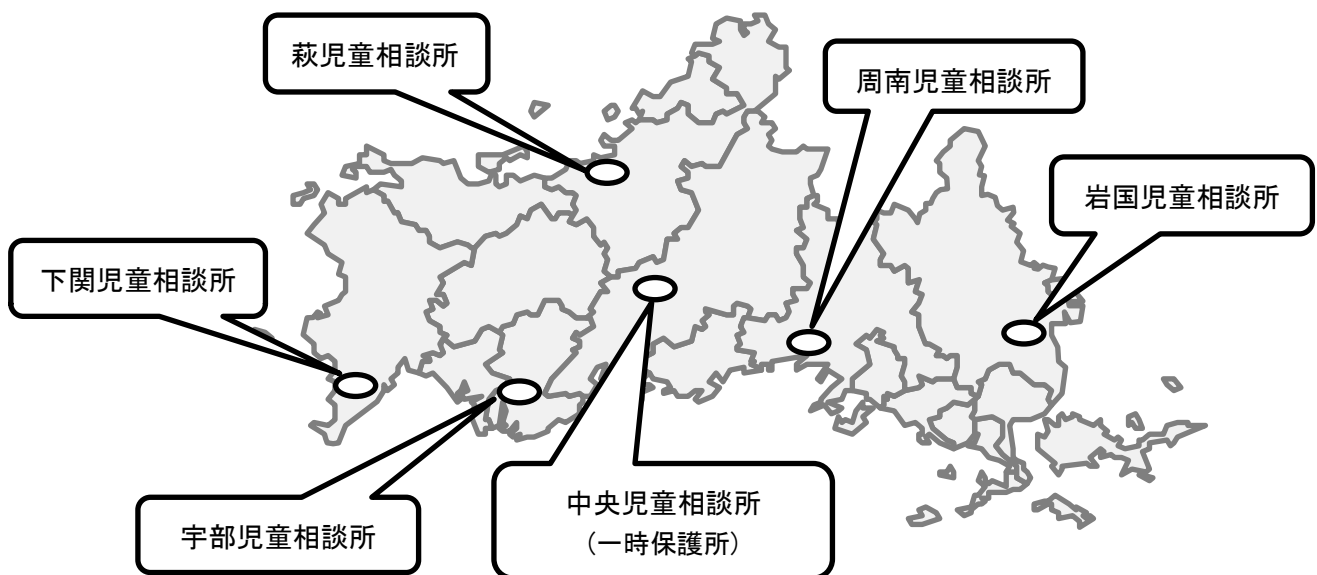
1. 山口県の支援拠点に係る状況

	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	合計
管内人口(人)	339,523	224,104	252,023	232,100	268,517	88,462	1,404,729
うち管内児童人口(人)	53,814	31,810	39,515	35,332	38,319	10,917	209,707
管内市町数(市町)	3市	2市5町	3市	2市	1市 (中核市)	2市1町	13市6町 (うち中核市1)
相談受付件数(件)	1,026	728	924	868	756	368	4,670
虐待通告件数(件)	264	183	197	231	199	41	1,115
うち虐待相談対応件数(件)	167	78	112	73	92	29	551
職員数(人)	27	11	12	11	13	7	81
うち児童福祉司(人)	9	6	6	5	7	3	36
うち児童心理司(人)	5	2	3	3	3	2	18

※1 「管内人口」、「うち管内児童人口」は平成27年10月1日現在。

※2 「相談受付件数」、「虐待通告件数」、「うち虐待相談対応件数」は、平成28年度実績。

※3 「職員数」、「うち児童福祉司数」、「うち児童心理司数」は、平成29年4月1日現在。



2. 体制整備に向けた基本的考え方

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から、継続的なソーシャルワーク業務までを行うこととされた。
- それぞれの地域で、全ての子どもとその保護者に寄り添った支援を行うことは、生活保護制度や DV 被害者支援の制度等、様々な支援メニューを有する市町村が得意とするところであり、市町村の対応力強化により、児童虐待の発生件数の減少も期待できる。
- 元々、平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村は「一義的な児童家庭相談」を受ける役割があるとされていたが、山口県では、児童相談所が中心となった体制から大きな変化はなかった。
- このため、今回の児童福祉法改正を、児童相談所と市町の役割分担を整理する最後の機会と捉え、市町子ども家庭支援体制の整備を行っていくこととした。

3. 山口県が目指す体制整備

- 平成 32 年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標

＜山口県における市町子ども家庭支援体制とは＞

- ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点^(*)を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターとの一体設置を目指す。
- ＊「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)に定める市町の子ども家庭支援業務を担う機能を有するもの。
- ＊「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に定める職員配置基準や標準設備の配置まで求めるものではないもの。

- 目標達成のための具体的な取組み(平成 30 年度から実施)

(1) 児童相談所による市町に対する支援

ア 児童相談所の援助方針会議への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議に、市町職員の出席を求め、児童相談所の情報収集や分析の方法、支援計画の立て方、ケースアセスメントの方法等を習得。

イ 児童相談所職員が市町を巡回し、市町業務のスーパーバイズを実施

市町では心理専門職員の確保が困難であることなどから、児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向き、市町の相談対応業務等に対するスーパーバイズを実施。

なお、市町に出向くことにより、市町の関係職員(生活保護担当、DV 被害者支援担当、教育

委員会職員等)に対するスーパーバイズも可能。

(2) 児童相談所から市町への事案の送致

ア 泣き声通告

児童虐待通告のうち、軽微な内容のものが比較的多い泣き声通告を児童相談所が受理した場合、市町に送致し、安全確認から市町で対応してもらう。

市町には管内児童のあらゆる情報が揃っており、各担当が連携することで、正確な状態把握が可能となる。(児童相談所の場合、基礎データは持っていないため、調査診断に時間がかかる)

イ 警察からの面前DVによる心理的虐待通告

面前DVによる心理的虐待の通告の殆どは、警察官による安全確認が行われているため、市町に送致した上で対応を行う。

面前DVケースの中には、子どもと共に保護者の保護も必要な事例もあり、こうした場合には、市町での対応が効果的となる。

4. 体制整備に向けての課題

○子ども家庭支援体制の具体的なイメージの共有

<内容>

市町子ども家庭支援体制に関する整備後のイメージが、市町間、市町内の部局間、市町と児童相談所間で必ずしも統一されていない。

<問題点>

「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした相談全般等を担う」という機能が共有されていないと、組織間の連携や役割分担に齟齬が生じ、必要な支援が受けられないケースが発生する恐れがある。

<対策>

児童相談所と市町の協議を今後も継続する中で、子ども家庭支援体制の具体的なイメージを共有していき、役割分担の内容や、整備目標時期を確定する必要がある。

5. 体制整備に向けたスケジュール

年度	対象	内 容
平成 28 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (8/26) 行政説明 市町に関連する児童福祉法等の改正 (県こども家庭課職員)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (1/23) 講義 要保護児童等の支援に係る今後の市町の役割 (川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター長)
平成 29 年度	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 1 回市町部会 (7/12) 行政説明 市町子ども家庭支援体制整備に関する訪問調査 (県こども家庭課職員) 講義 児童福祉法の改正に伴う今後の子ども家庭支援 (百瀬秀 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長補佐)
	県・市町	○市町子ども家庭支援体制整備訪問調査 (7/13~9/5) 内容 子ども家庭支援の現行体制 子ども家庭総合支援拠点の整備計画 子ども家庭支援に対する拠点の設置や体制充実のための課題 等 県 こども家庭課長、児童相談所長ほか 市町 子ども家庭福祉主管課長ほか
	県・市町	○市町母子保健及び児童福祉主管課長会議 (10/20) 基調講演 夢をつむぐ子育て支援 (吉田学 厚生労働省子ども家庭局長) 行政説明 市町子ども家庭支援体制整備 (県こども家庭課職員) 行政説明 子育て世代包括支援センターの設置と機能強化 (県こども政策課職員)
	県・市町	○児童相談所と市町による役割分担協議 (市町体制整備完了まで継続) ・協議は児童相談所と市町各々で実施 ・市町の体制整備状況等の情報提供 (県こども家庭課)
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (2/8) 行政説明 市町と児童相談所の役割分担協議状況 (県こども家庭課職員) 報告 全国の子ども家庭支援体制整備の状況 (鈴木秀洋 日本大学危機管理学部准教授)
	県・市町	○市町健康福祉主管部局長等会議 (2/23) 県こども・子育て応援局長から、「市町における子ども・子育て支援体制の整備について」の説明を行い、取組みの促進を依頼
	県・市町	○山口県要保護児童対策地域協議会第 2 回市町部会 (2/8) 行政説明 市町と児童相談所の役割分担協議状況 (県こども家庭課職員) 報告 全国の子ども家庭支援体制整備の状況 (鈴木秀洋 日本大学危機管理学部准教授)
平成 30 年度	市町	○体制整備 (初年度)
	県・市町	○児童相談所から市町への事案送致開始 (4 月) ・泣き声通告 ・警察から児童相談所への面前DV 通告 (児童相談所による措置が不要な事例のみ)

	県・市町	○児童相談所の市町に対する支援（市町体制整備完了まで継続） ・児童相談所の援助方針会議等の出席による市町のスキルアップを支援 ・市町を巡回し、市町の業務のスーパーバイズを実施 ・その他必要に応じて連携・支援を実施
平成 31 年度	市町	○体制整備（2 年度目）
	県	○児童相談所専門職員（児童福祉司、児童心理司）の増員完了
平成 32 年度	市町	○体制整備（最終年度）
平成 33 年度	県・市町	○平成 28 年改正児童福祉法に規定する業務を完全実施（4 月）

上記 1～5 は「市町子ども家庭支援体制整備に向けた山口県の取り組み」（山口県健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課が作成）より引用

6. 平成 29 年度第 2 回山口県要保護児童対策地域協議会・市町部会 報告

(1) 日時

平成 30 年 2 月 8 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

(2) 説明会の内容

- ア 虐待による児童の死亡事例の報告について
- イ 市町子ども家庭支援体制整備に関する市町と児童相談所の役割分担協議状況について
- ウ 報告「全国の子ども家庭支援体制整備の状況について」
日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

(3) 虐待による児童の死亡事例の報告

平成 28 年度、平成 29 年度に虐待による児童の死亡事例があった市の代表者が報告を行った。報告内容としては、児童虐待死亡事例の概要、事例の問題点、再発防止に向けた対策や今後の取り組みについてである。

(4) 市町子ども家庭支援体制整備に関する市町と児童相談所の役割分担協議状況

- ア 市町と児童相談所の協議・子ども家庭支援体制整備に向けたスケジュールの設定
山口県では、県が主導して各市町に対して、子ども家庭支援体制整備完了目標時期を提示を求めている。この会では、各市町の整備完了の予定年月が報告された。ただし、未定の自治体も存在する。
また、「市町子ども家庭支援整備に関するヒアリング」（H29. 7～8 時点）との比較を行い、変更の有無を提示している。多くの自治体が未定・未検討から整備完了目標時期設定済へと変わっ

ている。

平成32年度中に、県内全市町で、子ども家庭支援体制の整備完了を目標とし、各児童相談所とその管轄する市町とが1~2回協議を行っている。

イ 児童相談所の援助方針会議等への市町職員の出席

児童相談所の定例援助方針会議への市町職員の出席の、実施時期、頻度、方法について報告があった。

実施時期については、実施中の自治体が半数程度であり、その他の自治体は平成30年度からの実施を予定しているものが多い。

ウ 児童相談所職員による市町業務のスーパーバイズ

児童心理司を含めた児童相談所職員が市町に出向きスーパーバイズを実施。その実施開始時期、頻度、方法、内容についての報告が行われた。

平成30年4月より実施する自治体が多いが、すでに開始済の自治体もある。定期的ではなく随時実施され、方法としては巡回と会議等の利用がある。

エ 泣き声通告の市町送致・警察からの面前DV通告の市町送致

実施開始時期、通告件数（世帯数・人数）、内容についての報告。

泣き声通告・DV通告ともに、なるべく市町が対応するという方針で確認を行っていた。ケースによっては児童相談所が対応を行う。

県（児相）と市町の役割分担をこの支援拠点整備を契機に図ろうとしていた。



←山口県庁



山口県庁周辺（模型）→

7 全体を通じての感想

広域行政として、県が、設置年度の把握をしようとし、かつ、基礎自治体の支援拠点と児童相談所の役割分担を具体的に提示し、話し合おうとする取り組みは、広域行政の支援拠点整備のバックアップ手法として、他の自治体に非常に参考になる取組である。担当者が精力的に県下の市区町村へアウトリーチしていることも市町との連携・信頼関係のもとになっている印象を受けた。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

木森麻紀

黒田佳祐

岡山県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月2日

1. 岡山県行政区域と児相相談所の状況



(図1)

岡山県内には27市町村がある。

県内には4か所の児童相談所があり、県行政区域（旧岡山県の国ごとに分かれて行政区域がある）ごとに、備前圏域（岡山市を除く）は中央児童相談所、備中圏域は倉敷児童相談所、美作圏域は津山児童相談所が所管している。これに加えて、岡山市に児童相談所がある。

岡山県庁舎 →



2. これまで行ってきた具体的支援拠点推進への働きかけ

(1) 説明会

平成 29 年 11 月に厚労省子ども家庭局の支援拠点の担当者を講師として招き、広く市町村の業務や体制整備に関する、児童福祉法の改正について話をしてもらう中で支援拠点の必要性や整備について具体的な話をしてもらった。県下全域の 27 市町村から参加し、課長クラス・担当者等 79 名の参加があった。県の機関からも、児童相談所と保健所、県民局健康福祉課（福祉事務所）が参加している。この説明会の開催に先立って市町村の支援拠点設置に対して、事前アンケートを行い、質問を受けつけた。この説明会の実施により、支援拠点の必要性を上席者（課長・部長クラス）にも理解してもらい、自分の市町村で設置する時の疑問等を尋ねることで課題や困難点が明確になり、支援拠点設置について考えていく動機付けができた。

市町村の現状としては、地域の子どもを包括的に支援する子ども家庭総合支援拠点を子育て世代包括支援センターと一体的に、設置することが望ましいとの理解はされているが現行の体制を変更することには苦慮している面が伺える。

なお、岡山県では県要保護児童対策地域協議会の他、3つの行政圏域（岡山市を除く）毎に、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者や構成委員等を対象に地域連絡会を行っている。

(2) 人材育成

市町村の人材育成については、要保護児童対策調整機関調整担当者等の研修を行い、その中で支援拠点の必要性について盛り込んでいる。

(3) 人的支援

県においても、児童福祉職の人材確保が難しい中で、県から市町村に職員を派遣する等の人的支援は難しい。

現在、県が市町村に対して行っている人的支援としては、市町村から依頼があった場合、県職員（県庁、児童相談所、県民局健康福祉課、保健所）が支援拠点設置に向けての説明や研修に出向いて支援を行っている。

なお、児童相談所の職員OBが、非常勤職員として市町村の家庭児童相談室や家庭支援員として、若干名が雇用されている。また、市町村要保護児童対策地域協議会のアドバイザーとして、児童相談所OBの職員が参画している市町村がある。

(4) 人的交流等

以前から、県と市町村間で保健師の人事交流は行っている。現在は市町村からオファーがあれば、断らずに受け入れて実施している。

現時点では児童福祉職の交流はなく、市町村からの人事交流を行う上で、児童福祉司の任

用資格がなければ、人事交流を受けることが難しい（児童福祉司任用前研修を行っていないから）ことから、要望があれば今後検討していく。

3. 支援拠点の促進阻害要因

（1）補助金

支援拠点の設置については、市町村の努力義務となっており、県独自の補助金を捻出することは難しい現状がある。

（2）体制整備の困難性

県主催の3圏域での県要保護児童対策地域協議会連絡会で、市町村等に対して、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置と役割について話をした。

その際に、「子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会」「支援拠点と家庭相談室（福祉事務所）の重なりと違いがよく分からない。」等の意見が多く聞かれた。国や県の説明としては、包括支援センターと支援拠点の役割は重なっても良いし、子どもを守っていくために隙間（もれ）が無いように制度が構築され運用されるのであればよいとの説明になる。しかし、人材を配置するにあたっては、設置目的や効果が明確に説明できなければ、兼務や非常勤職員ばかりが増え、機能が十分に発揮できないといった問題点が残る。

支援拠点ではアウトリーチを行い、子どもの現状調査を行うとなると、兼務体制で対応できる業務内容とは考えにくい。相談や面接だけでも大変であり、時間も必要であることから求められる業務内容を十分に果たせるかが疑問である。

（3）専門性の確保

岡山県内の市町村は、専門性をどう確保するのかが悩んでいるところが多い。

専門職を確保するにあたり、すでに在籍している保健師（母子保健）を活用していこうとしている地域と、家庭相談員（児童相談所OBや教員免許所有者）などを活用していこうとしている地域が多いようである。

しかし、支援拠点の制度設計を行う場合に、職員の質によって、市町村の機能にかなり差異が生じるのではないかという問題がある。さらに、専門性は必要だが、マネジメントが重要であり、子どもや市町村行政の全体状況を把握できる正規の職員が必要である。ただし、今回の制度設計では、地方交付税措置での職員配置はあるものの、支援拠点の専任職員としての正規職員の補助金が出ないという問題がある。

自治体によっては、これまで正規職員（行政職）で要保護児童対策地域協議会の運営をしてきた人材が、資格を持っていないという一点で調整担当者になれないということになり、その職員に今後どのような役割をしてもらうかが悩みであるとの相談もあった。

4. 今後の促進策として有効と考えていること

(1) 法的支援

今後の課題として、支援拠点の設置目的や役割等を明確にするため、市町村向けに要綱案の提示をしていきたい。

(2) 人的支援

現状では、岡山県では児童相談所の児童福祉司の採用が、全て専門職（有資格者）であるため児童福祉司任用前研修を行う必要がない。ただし、今後、市町村から要望があれば児童福祉司の任用前研修を行うことを検討する。

(3) 県での支援（説明会等）

県による市町村支援は本庁だけではなく、児童相談所や県民局（県内町村の福祉事務所）、保健所等の多機関で連携しながら県としての支援を行っている。県関係機関間で連携し、体制整備については、支援拠点の説明会や市町村の現状に応じた支援を行い、市町村の資質向上については、ケース検討会等を通じて専門性の向上をサポートしていく。

(4) 今後の支援拠点に係る養成（研修・講演会等含む。）に関して

地方の都道府県では、支援拠点に関して具体的な説明ができる講師等を見つけ、説明会を開催することが難しい。今後、支援拠点設置等を進める上で、国レベルでの研修会やブロックでの県担当者説明会、都道府県へ説明に出向けるような取組（人材の出張依頼、派遣等）を国へ希望する。

現在、県職員が市町村に支援拠点の説明を行っているが、説明していく際に、最新の正しい情報を伝えているのか、情報に不足があるのではないかと不安に感じることが多い。国と連携して説明会を行っていけるのであれば、市町村の理解もこれまで以上に進み、こどものためにこの制度運営を担っていけるのではないかと考える。

(5) 説明資料

子ども家庭総合支援拠点の要綱と、ガイドラインとの間に位置づけられるようなマニュアル等があれば説明がしやすい。例えば、規模ごとに子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、家庭相談室（福祉事務所）の連携の仕方や、兼務の体制等のイメージ図などにより、それぞれの立場の者が自分の立ち位置を分かりやすく、業務体制の在り方についてイメージしやすい資料を作成してもらいたい。

行政としては、補助金もなく人材確保が難しい現状において、現在所属している職員が兼務をするだけでは、看板を掲げただけになってしまう。新しい支援拠点という体制を設置したというからには、予算を付けることや補助金を活用できる等の利点の説明が十分できなければ、市町村行政内部でも支援拠点の必要性や設置について納得してもらうことは難し

い。

(6) 人材配置

子ども家庭総合支援拠点と名乗るためには、どの職種の人材をどれだけ付けなければならないかといった義務を明記した方が分かりやすい。包括支援センターであれば、保健師等を1名以上、利用者支援専門委員を1名以上（地域の実情に応じて）設置することとなっており、財政部局にも説明しやすい。

国としては、様々な自治体の規模があり、地域の人材不足を考慮し、支援拠点に必要な人員配置の子ども家庭支援員の資格等の職種は幅（多職種）を設けており、兼務も可能と説明しているが、幅の広さと要件を緩めることにより支援拠点に求められる専門性や、求めているソーシャルワークの質を下げってしまう事が危惧される。また、求められるソーシャルワークを可能とするための人材育成にさらに力を要すると思われる。

また、他の業務と兼務して子ども家庭総合支援拠点を設置するとすれば、他の補助金との重複部分等も含めた精査が必要となり、市町村の手間はかなりのものとなると推察する。

5. 全体のまとめ・感想

岡山県の特徴は、県の担当者の理解の深さと市町村へのアウトリーチの丁寧さである。現場の仕事を熟知しているので、市町村からの質問・疑問に対して具体的なアドバイスができる。県として支援拠点整備支援として、担当者の意欲とレベルの高さによって、こういった広域・後方支援が出来ているものと考ええる。

(図1) Map Fan より引用

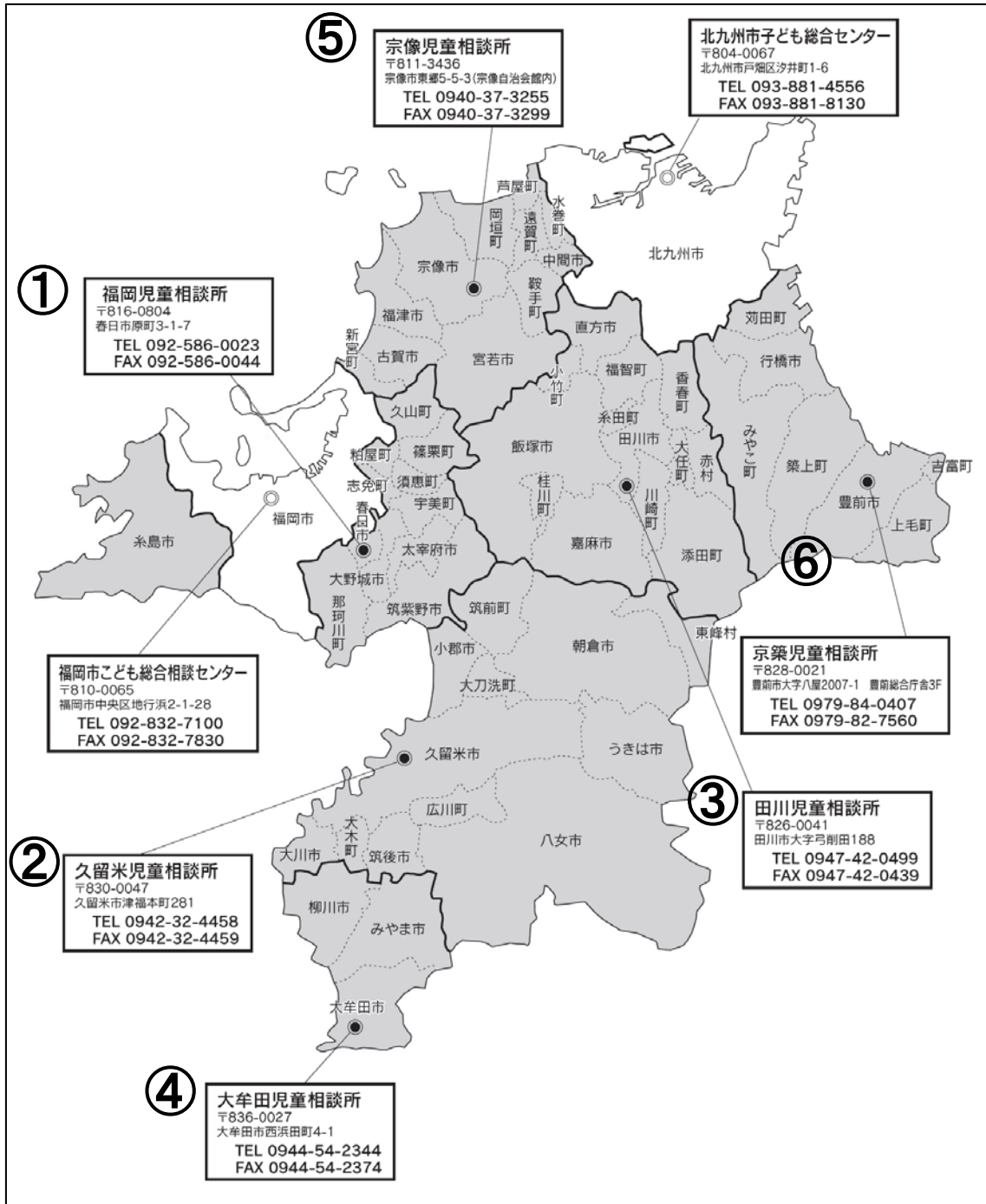
URL : <https://mapfan.com/pref/33> (閲覧日 : 2018年2月5日)

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
荒井真子
井上玲亜

福岡県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月20日

1. 福岡県の支援拠点の概要



↑ (図) 福岡県が設置する児童相談所

①福岡児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 16 人、児童心理司 6 人
- ・管轄市町村 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡（新宮町を除く。）
- ・管内児童人口 136,028 人

②久留米児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 16 人、児童心理司 5 人
- ・管轄市町村 久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
- ・管内児童人口 108,879 人

③田川児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 15 人、児童心理司 4 人
- ・管轄市町村 直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
- ・管内児童人口 56,012 人

④大牟田児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 9 人、児童心理司 3 人
- ・管轄市町村 大牟田市、柳川市、みやま市
- ・管内児童人口 30,800 人

⑤宗像児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 11 人、児童心理司 4 人
- ・管轄市町村 中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
- ・管内児童人口 71,990 人

⑥京築児童相談所

- ・相談体制 児童福祉司 6 人、児童心理司 3 人
- ・管轄市町村 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
- ・管内児童人口 29,110 人

2. 市町村への働きかけ

(1) 連絡調整

支援拠点に関する国からの連絡について、県内市町村へ随時通知している。

(2) 研修の実施

要対協の専門職に対する義務研修は、平成 29 年 8 月～12 月に実施した。義務研修の実績等を考慮し、検討することとしている。

(3) 市町村からの問合せ対応

支援拠点に関する市町村からの相談に対応している。市町村からの問合せ及び意見の例としては、以下のとおりである。

- ・「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号）の解釈に関する問合せ。県としては現要綱の範囲内でしか答えられない。
- ・支援拠点の内容に関する問合せ
- ・支援拠点の設置に伴い、支援計画の作成等事務処理が増大することへの懸念

(4) 人的支援

職員派遣、受入れ、交流等を行っていないが、市町村の相談に個別に対応している。

(5) 財政的支援

県独自の補助を行う予定は現在のところはない。

3. 支援拠点設置市町村

県内では宗像市のみ（国に補助金申請済）である。

4. 支援拠点整備の阻害要因

(1) 支援拠点の人員及び権限不足

支援拠点を設置するための専門職員等、最低配置人員の確保に苦慮している声を聞く。また、虐待ケースなどは、家庭訪問する際、2名体制が望ましいがそのためにも人員の確保に対する支援が必要と思われる。特に、専門職員として児童福祉司の配置を希望しているが、地域には人材がないとのことだった。

(2) 情報の不足

支援拠点の制度内容について市町村の理解が進んでいないように感じる。そのため、県でも、市町村に対し説明会や電話等での説明を行っている。宗像市以外の市町村は国に補助を申請していないが、支援拠点の設置要件を満たしている市町村もあると考えられる。市町村が国に補助を申請しないのは制度内容が不明確なため、市町村が判断できない可能性がある。

(3) 母子保健部門との連携

小規模市町村は、そもそも組織が分かれておらず一体となっているところもあると思われる。大規模市町村ほど組織分化が進んでいるため、連携を取る必要があると思われる。

5. 今後有効と考えられる手法

上記(1)の人員及び施設整備については、職員配置のための予算措置等の整備が必要であるため、長期的対応が求められる。

上記(2)及び(3)については、県内外の先進地の事例提供が効果的であるとする。県内の事例は宗像市のみである。県及び市町村が他都道府県の多くの事例を共有することで、県内の市町村は支援拠点の内容を把握しやすくなり、併せて制度趣旨の理解が容易になると思われる。また、県の児童相談所と市町村の支援拠点との情報交換が容易になると思われる。

(図) 福岡県『児童相談所業務概要 平成29年度版(平成28年度実績)』より引用

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
二島克良
井上玲亜

長崎県 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月21日

1. 長崎県の支援拠点に係る状況



県内 21 市町を 2 つの児童相談所（長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター）にて対応。



↑ 長崎県庁舎

2. これまでの支援拠点への働きかけ

長崎県では、28年度末に各市町との個別協議を実施し、問題点・課題、改善のための取組み事項等、今後の支援拠点の整備予定を確認した。

各市町からは、下記のような課題が挙げられた（別紙「各市町における現状と課題」参照）。

- ・ケースに関し、具体的な判断基準の取り決めがないことにより、児童相談所や市町と判断が異なることがあるため、相談に対する判断基準、関係機関との連携について、職員間で共通認識を持つ必要がある。
- ・スーパーバイザー等専門家が確保できていないため、支援方針や内容に不安がある。
- ・他業務と兼務であり記録や整理の時間がないため、ケース管理が不十分になり、情報共有や引継ぎが難しい。

29年度から法定化された研修（児童福祉司任用、要保護児童対策地域協議会担当者研修）等を実施し、市町職員の専門性の向上を図っており、次年度以降も引続き継続していく予定である。また、市町長との個別協議にて支援拠点の設置の意向も確認済である。

3. 促進の阻害要件

支援拠点の整備がすすまない要因としては、①法整備が任意であること、②国が示している支援拠点の内容（具体的な業務等）の説明がわかりづらいこと、また上記の各市町との個別協議の課題にも挙げられているように、③職員体制やケース対応への現場での不安感が挙げられる。

①支援拠点の整備は任意である。

市町によって、人口規模や職員体制、財政規模が異なるため、整備に向けて県から市町への積極的な働きかけが難しい。

長崎市、佐世保市等、児童相談対応等の相談件数が多い自治体は設置に対する前向きな意向を示しているが、相談件数等が少ない自治体は消極的な印象（別紙2「市町別児童相談年度推移」参照）。現状把握に留まっており、今後どうすすめていくかは検討中である。

②市町が、具体的な役割のイメージを持ってないことも要因である。

国からの説明が不十分であるため、何をしなければいけないか見えてこない、児童相談所との役割分担がわかりづらい、という意見がある。

③現場の職員の業務への不安、負担感が大きい。

相談員を増員する、アセスメントシートにより統一化をはかる、実務者会議、ケース会議の回数を増やす等の取組みを行っているが、相談件数に対して人員が少なく、専門的知識がないまま緊急の対応を迫られ、十分な情報共有ができていないことがわかる。

4. 今後有効だと考えられる策

上記の課題に対応し、(ア)法整備を整え、国から統一の見解や判断基準を示していく、(イ)職員体制を整え、人材の育成を支援することが、今後支援拠点の整備を促進していく上で有効であると考え。また、(ウ)すでに設置がすすんでいる自治体への見学も有効であると考え。

(ア) 中核市への設置が進むためには、市町が介入していくことを法で整備しなければ踏み込むことが難しい(義務付けなど)。

また、初期対応において、ここまでは市町の仕事であり、ここは県というように、法やガイドラインで明確にしてもらわなければ、対応が難しい。

アセスメントのツールも、今あるものでは使いづらい。また、児童虐待における緊急対応や一時保護機能は、現状において児童相談所がその役割を担っているため、早期に児童相談所を設置することでのメリットが感じられないことも中核市の児童相談所設置が進まない要因である。今後、中核市における児童相談所設置を促進するためには、国や県で市町村の役割、現場レベルまで対応できるガイドラインを作成することが必要である。

(イ) 県としては、専門職の配置は法に従ってやらなければいけないという認識があるので、今後は国の配置基準に応じた職員配置を検討している。児童福祉司任用前講習会等の人材育成支援等、体系的な研修も実施していく予定。

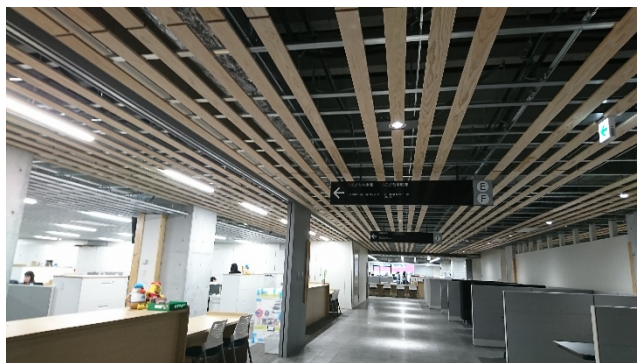
一方で、保育士、保健師や事務職に、専門的な能力を求めるのは難しい。保育士は退職不補充で減っている。保健師は、保健部門以外の他部署に回せず、採用も少なく、児相の保健師は兼務あり、児相の中での保健師の役割がわかりづらいため、専門職の採用を増やして層を厚くすることが重要である。

また、非常勤で良いのか、という問題がある。非常勤では定着しない。時間外、休日は職員の対応となるので、常勤でなければ厳しい。そこに補助が出ると人を増やしやす、という声があるため、専門職の採用ができて、その専門職を育てていく体制を整えることは効果がある。

(ウ) 長崎県ではすでに大村市は、支援拠点整備の実績がある。家庭相談員の時給をあげて募集するなど、人材確保にも取り組んでいる。また保健部門や、教育委員会との連携も良好であるとの話があるため、先進自治体にヒアリングをする、視察に行くことも有効と考える。ただし、受入れ自治体の負担にならないように、調整等については県で実施する等の配慮も必要であると考え。



↑
こども政策局 →
(こども未来課、こども家庭課)



← 相談室

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

松本美紀

井上玲亜

第三章

支援拠点に関するアンケート調査分析

第三章 支援拠点に関するアンケート調査分析（アンケート結果）

1. アンケート概要

(1) 調査の趣旨（目的）

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定された。

これを受け本調査は、都道府県・市区町村の取組みの現状を調査し、かつ設置促進のために有効な指導・支援手法を研究することを目的とするものである。

(2) 調査対象

全国の市区町村（全市区町村）※政令指定都市含む 1741
都道府県 47

(3) 実施方法・実施時期・回収状況

ア 市区町村（基礎自治体）

調査方法：インターネットを活用したオンラインアンケート

実施時期：平成 30 年 1 月 25 日～3 月 12 日

回答依頼の方法：

「総務省ホームページ（市町村の変遷：都道府県コード及び市区町村コード（平成 28 年 10 月 10 日）」に基づき日本全国の 1741 市区町村（基礎自治体）に、アンケート回答フォームの URL を掲載した書面を郵送して依頼。その後、回答状況を見て、都道府県の担当部署からメールにて同様の URL を送付してもらい、追加の依頼を実施した。

回答状況： 有効回答数 730 回答率 41.9%

イ 都道府県

調査方法：インターネットを活用したオンラインアンケート

実施時期：平成 30 年 1 月 25 日～3 月 12 日

回答依頼の方法：

47 都道府県の児童虐待防止関係等担当課に対し、メールにて回答フォームの URL を案内する形で依頼。回答が進まない都道府県については直接電話で主旨を説明し協力を依頼した。

回答状況：有効回答数 45（福井と静岡からは回答を得られず）

回答率 95.7%

なお、オンラインアンケートの調査項目は、市区町村（基礎自治体）と都道府県で異なるもので実施した。

（※報告書の最後に参考資料としてアンケート票を添付）

(4) 調査項目

ア 市区町村版

①市区町村名、②面積・人口・児童数、③子ども家庭総合支援拠点の類型、④補助金を受けた支援拠点の設置数、⑤支援拠点の位置付けの明記、⑥人材育成について、⑦設置までの課題及び有効だった項目、⑧支援拠点の一部委託、⑨支援拠点設置の可否・予定、⑩支援拠点設置に対するネックについて調査した。

イ 都道府県版

①都道府県名、②人口・児童数、③所管部署名、④支援拠点の説明方法、⑤支援拠点設置推進に向けての働きかけ予定、⑥支援拠点設置に対する課題、⑦支援拠点設置推進への有効手法について調査した。

2. 市区町村（政令市含む）アンケート結果

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置数及び類型

【設問3】支援拠点（機能設置）（平成30年2月1日時点）設置数及び類型

【結果】回答のあった市区町村730のうち、設置済みは93、うち複数設置が1あった。また拠点の類型と設置数は以下のとおり

※設置済市区町村のリストについては章末【資料】に添付

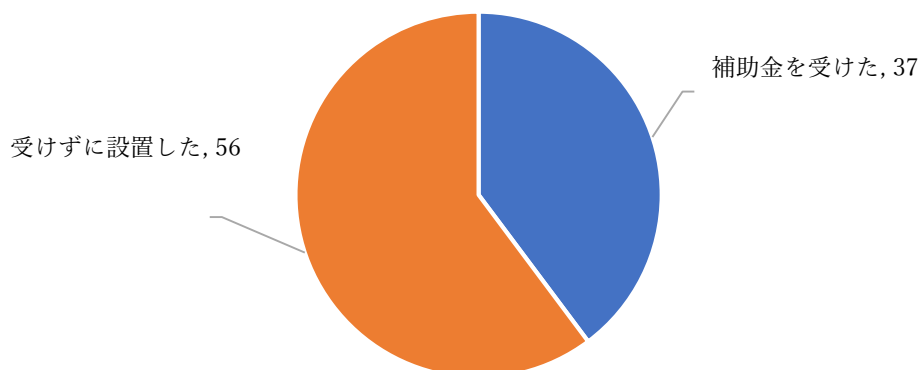
類 型	設 置 数
小規模-A型	32
小規模-B型	29
小規模-C型	13
小規模-C型, 中規模型	1
中規模型	13
大規模型	5
合 計	93

(2) 補助金を受けた支援拠点の設置数

ア 【設問4】国の補助金を受け支援拠点を設置した市区町村の拠点設置数

【結果】設置済み（平成30年2月1日時点）の市区町村93のうち、国の補助金を受けての設置数は37、補助金を受けずに設置した市区町村は56であった

※設置に国の補助金を受けた市区町村のリストについては章末【資料】に添付



イ 国の補助金を受けた市区町村の拠点ごとの配置人員数

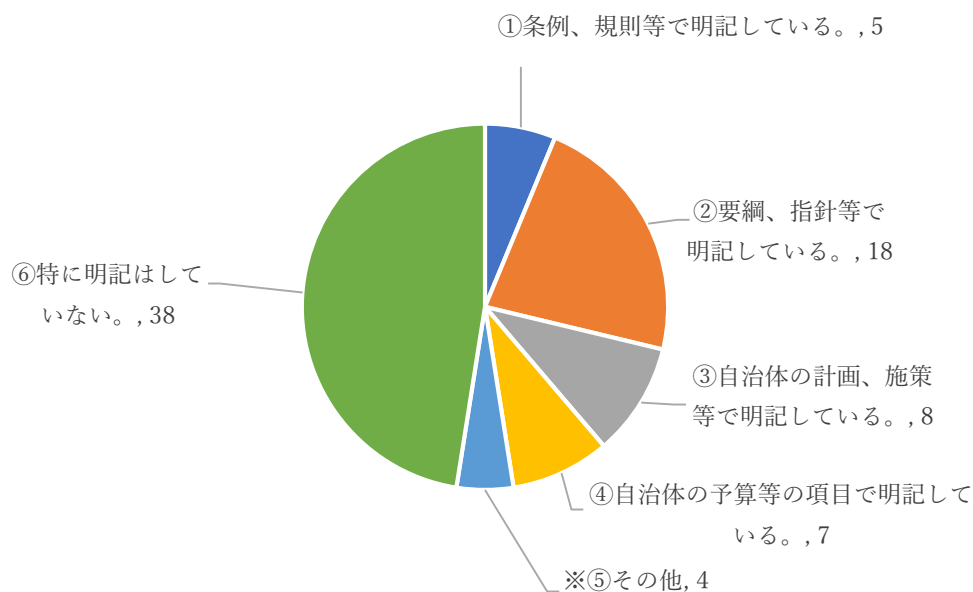
類型	子ども家庭支援員		心理担当支援員		虐待対応専門員		安全確認 対応職員	事務処理 対応職員	ア～ウ 合計	ア～オ 合計
	人数	有する資格	人数	有する資格	人数	有する資格				
小規模-A型	3	保健師、保育士、教員	0		0		0	0	3	3
小規模-A型	5	保育士	0		1	保育士	1	1	6	8
小規模-A型	2	教員免許、社会福祉主事	0		0		0	0	2	2
小規模-A型	3	保育士、教員	0		2	社会福祉士、保健師	0	0	5	5
小規模-A型	3	保健師、保育士、教員	0		0		0	0	3	3
小規模-A型	2	保健師、教員			2	保健師、相談援助業務従事者			4	4
小規模-A型	2	保育士、助産師	0		2	保育士、助産師	2	1	4	7
小規模-A型	3	保健師、保育士	0		2	保健師、保育士	0	2	5	7
小規模-A型	2	保健師、教育職員普通免許状	0		4	教員、保健師	0	0	6	6
小規模-A型	2	保育士、教育職員	1	保健師	0		0	0	3	3
小規模-B型	3	精神保健福祉士、保育士	0		2	社会福祉主事（児童相談所所員）、社会福祉士	0	1	5	6
小規模-B型	2	保育士	0		1	教員	0	0	3	3
小規模-B型	2	児童福祉司任用資格、社会福祉主事	0		1	社会福祉士	0	1	3	4
小規模-B型	1	保健師	3	臨床心理士、精神保健福祉士	3	保健師、心理士、教員OB		1	7	8
小規模-B型	6	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師	0		3	社会福祉士、精神保健福祉士	9	1	9	19
小規模-B型	3	社会福祉士・精神保健福祉士1 社会福祉士1 教員1	1	臨床心理士	1	社会福祉士・教員・保育士	3		5	8
小規模-B型	7	教員免許、保健師、保育士	1	臨床心理士	1	社会福祉士	0	2	9	11
小規模-B型	2	保育士	2	臨床心理士	2	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士		1	6	7
小規模-B型	0		1		0		0	7	1	8
小規模-B型	2	児童福祉司任用資格（保育士）	0		1	保健師	0	0	3	3
小規模-C型	2	看護師、保健師、教員免許	1	臨床心理士	2	児童福祉司相当	0	1	5	6
小規模-C型	3	社会福祉士・精神保健福祉士・保育士	0		3	社会福祉士・保健師	0	0	6	6
小規模-C型	2	保健師 教員普通免許（1級）	0		2	保健師 社会福祉士	1	0	4	5
小規模-C型	2	教員、社会福祉士	0		2	看護師、社会福祉士	2	1	4	7
小規模-C型	4	社会福祉士 教員 社会福祉主事	0		2	保健師 社会福祉主事	0	1	6	7
小規模-C型	5	社会福祉士、保健師、保育士、	1	臨床心理士	4	社会福祉士、精神保健福祉士、	0	0	10	10
小規模-C型	2	教員、社会福祉主事で児童福祉事業従事3年以上			2	社会福祉士、精神保健福祉士、厚生労働大臣が定める研修を受講した者			4	4
小規模-C型+中規模型	2	社会福祉士、保育士			3	社会福祉士、教員			5	5
	3	社会福祉士、保健師、保育士			4	社会福祉士、保健師、教員			7	7
	3	社会福祉士、保育士			3	社会福祉士、保健師、教員			6	6
中規模型	3	保健師 児童福祉司 教員	1	臨床心理士	2	教員免許	0	0	6	6
中規模型	3	社会福祉士 保育士	1	臨床心理士	2	社会福祉士	1		6	7
中規模型	5	児童福祉司任用資格1、保健師1、臨床心理士1、教員2	2	臨床心理士2	2	児童福祉司任用資格2	0	0	9	9

中規模型	7	保育士、助産師	1	臨床心理士	6	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士	0	1	14	15
中規模型	3	社会福祉士、児童福祉司任用資格を有する者	2	臨床心理士、精神保健衛生士	10	社会福祉士、社会福祉士となる資格を有する者、教員免許を有する者、児童福祉司任用資格を有する者	1	1	15	17
中規模型	5	社会福祉士、精神保健福祉士	1	臨床心理士	3	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師	2	1	9	12
中規模型	6	教員（幼・小）、保育士、社会福祉士、看護師、助産師	2	臨床心理士	5	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、教員（小）	0	0	13	13
大規模型	5	保健師、社会福祉士、教員、保育士	2	保健師、臨床発達心理士	11	保健師、社会福祉士、教員、幼稚園教諭	0	2	18	20
大規模型	7	社会福祉士、教員、保育士、社会福祉主事、児童福祉司	2	社会福祉士、精神保健福祉士	8	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事	0	0	17	17

(3) 支援拠点の法的位置付け等

ア 【設問5】支援拠点（機能設置）設置済み市区町村の法的位置付け等（複数回答）

【結果】「要綱、指針等で明記している」が18あるが、「特に明記はしていない」という回答も38あった



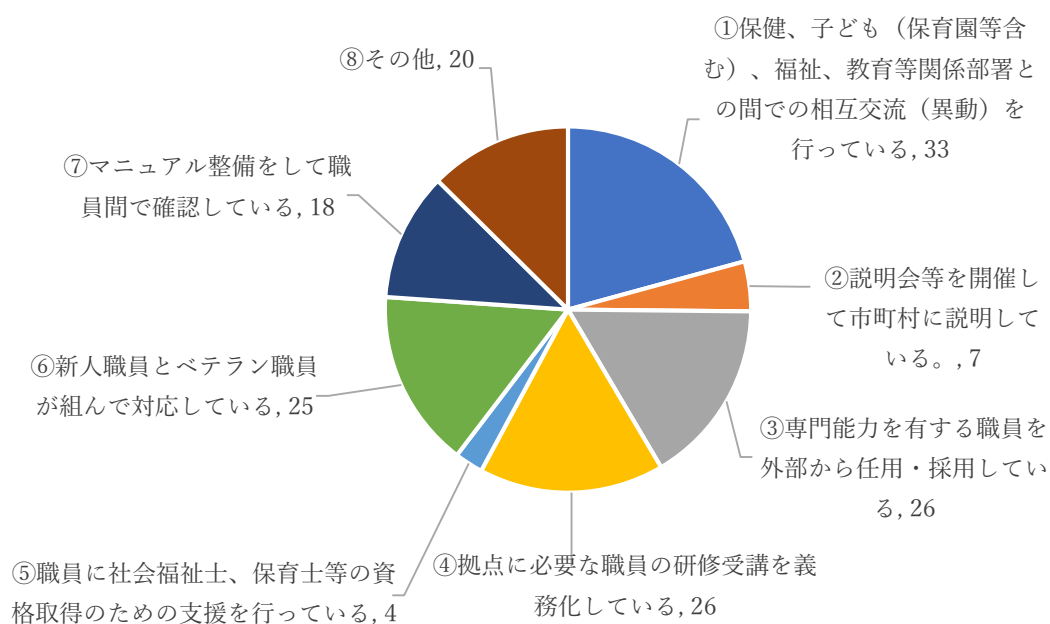
イ ※「⑤その他」の補足説明としては以下のとおり

- ・ こども課内にこども家庭総合支援拠点を設置
- ・ 事務分掌規則に明記予定
- ・ 今後、自治体の計画を見直し明記していく予定
- ・ 要綱、指針などを策定中

(4) 人材育成

ア 【設問6】人材育成について、支援拠点に配置する職員に関して定め、運用、工夫をしているか（複数回答）

【結果】「異動を含む相互交流」33、「外部から任用・採用」26、「研修受講を義務化」26、「新人とベテランが組む」25が主な内容となった



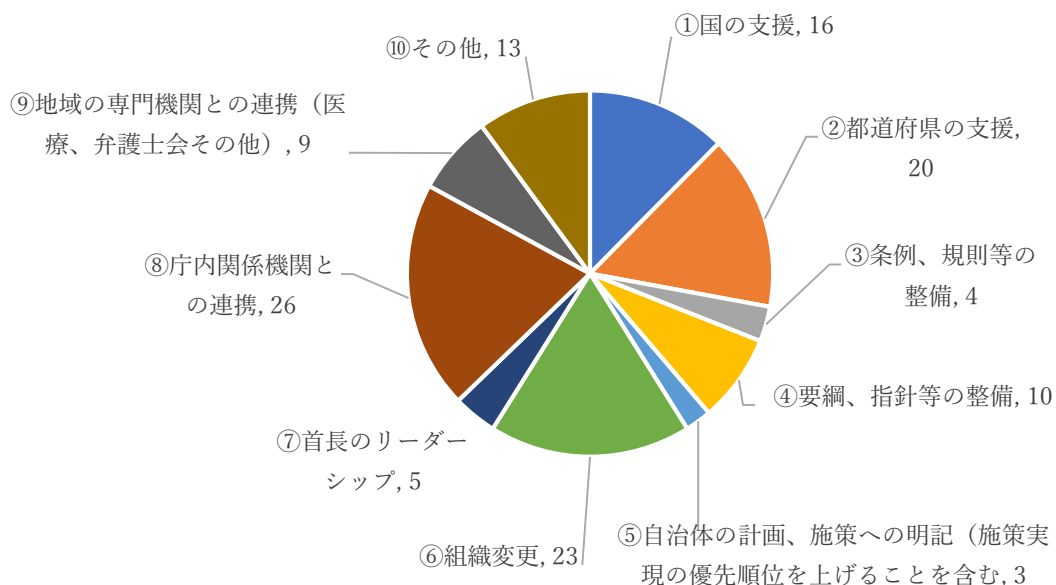
イ 人材育成についての具体的手法（原文ママ抜粋）

- ・新人職員とベテラン職員が対になるよう心掛けているが、ベテラン職員が不足している
- ・定期人事異動に際し、複数人の異動がないよう要望している
- ・児童福祉司任用資格の取得を目的として、区市町村相談業務研修の受講をしている
- ・相談や支援等の業務に関するマニュアルを整備し、職員間で共通認識を図っている
- ・福祉分野で専門性を有する法人に事業を委託している
- ・資格を持った職員を持つこともだが、多世代（児童、親世代、祖父母世代）に対応できる人材を確保している
- ・外部のSVにより、実務者会議等における助言指導を行っている
- ・「県子ども虐待防止マニュアル」を参考に、本市の「〇〇市子ども虐待対応マニュアル」を作成
- ・支援拠点の業務推進のための手順やツールを整備している

(5) 設置までの課題及び有効だった項目

ア 【設問7】支援拠点（機能設置）設置までの課題および有効だった項目（複数回答）

【結果】「庁内関係機関との連携」26、「組織変更」23が設置に有効だった。そのあと「都道府県の支援」20、「国の支援」16が続く



イ 有効だった項目の具体的な内容（原文ママ抜粋）

①国の支援

- ・補助金支援（賃金、旅費、需用費）
- ・通知・指針等による助言指導
- ・専門職（虐待対応専門員）の雇用で財政面（予算）での支援

②都道府県の支援

- ・県としての拠点の位置付けを整理して明示
- ・県が主催する会議・研修の受講
- ・拠点整備に伴う県費補助

③条例、規則等の整備

- ・市独自条例の制定
- ・すでに整備している他市に条例等について問い合わせ

④要綱、指針等の整備

- ・関係者間の共通認識を図り庁内の理解を得ることが出来る
- ・専門職採用の必要性が認識された
- ・支援拠点の業務推進のための考え方や具体的対応を整理
- ・〇〇市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

⑤自治体の計画、施策への明記（施策実現の優先順位を上げることを含む）

- ・〇〇市版ネウボラ事業などの子育て支援施策
- ・事業計画に今後の取り組みと方向性について明記
- ・長期総合計画して「こどもを核としたまちづくり」を掲げている
- ・〇〇市子ども・子育て支援事業計画

⑥組織変更

- ・福祉課に「子育て支援室」を新設
- ・母子保健と子ども家庭を統合
- ・相談支援に特化した部署を設置
- ・「こども未来部」を新設し3部門を集約予定
- ・子ども家庭相談を専任で担当する係長を追加配置、かつ子どもの権利相談員を新規配置
- ・子ども総合相談室を設置
- ・母子保健分野と児童福祉分野が同一課に

⑦首長のリーダーシップ

- ・市長、担当部長による設置に向けたリーダーシップがあった
- ・こども未来部新設を公約に掲げる市長が就任した
- ・市長が市長選挙時にマニフェストとして掲げた
- ・中核市として全国で初めて児童相談所設置を決める

⑧庁内関係機関との連携

- ・情報共有体制を整えることが有効
- ・関係機関との連携について調整
- ・市長部局の関係部署との連携体制を再構築

⑨地域の専門機関との連携（医療、弁護士会その他）

- ・地域福祉総合支援システムを構築
- ・健康課に協力要請

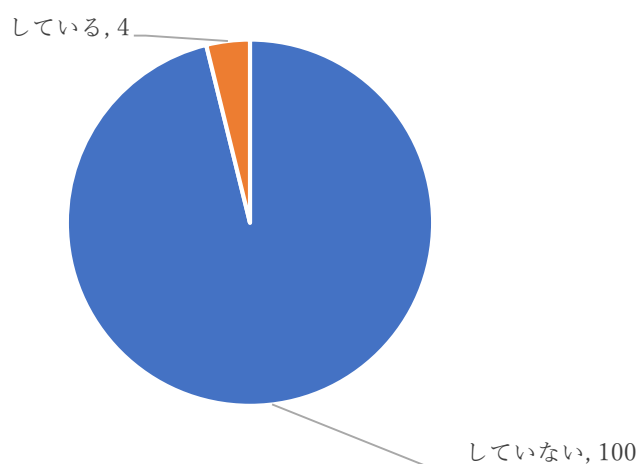
⑩その他

- ・ハード面及びソフト面がすでに整備されていた
- ・採用後に社会福祉士資格を取得する正規職員が増えている
- ・県が推進する「CLM と個別の指導計画」の取り組みが有効
- ・地域特性から、さらに機能設置なされている

(6) 支援拠点の一部委託

ア 【設問 8】 支援拠点の一部委託の有無

【結果】 委託をしている自治体は殆どなかった



イ 「一部委託している」の内容 (原文ママで抜粋)

- ・指定管理者制度によりセンターを運営し、市にセンター全体の管理担当職員を配置している。
- ・利用者支援事業、虐待対応事業、預かり事業等を全部委託
- ・子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業
- ・記載なし

(7) 支援拠点設置の可否・予定

ア 【設問9】支援拠点設置の可否・予定

【結果】2017年度中に2か所、2018年度中に41か所、2019年度中に29か所、2020年度中に16か所、2021年度以降に9か所が設置される予定である

設置予定年度	個数
既に設置済み	61
2017年度中	2
2018年度中	41
2019年度中	29
2020年度中	16
2021年度以降	9

(なお、2(1)設問3の設置数との相違があるが自治体の記載のとおりを集計している。)

イ 設置予定の場合の類型

2017年から2021年度以降設置予定の市区町村のうち、類型については以下のとおり

	2017	2018	2019	2020	2021以降
小規模-A型	1	13	18	9	4
小規模-B型		8	1	3	1
小規模-C型	1	4	3	1	1
中規模型		12	7	2	2
大規模型		4		1	1

また、【備考】として自由回答の項目を設けたところ、以下の回答が寄せられた(原文ママ抜粋)

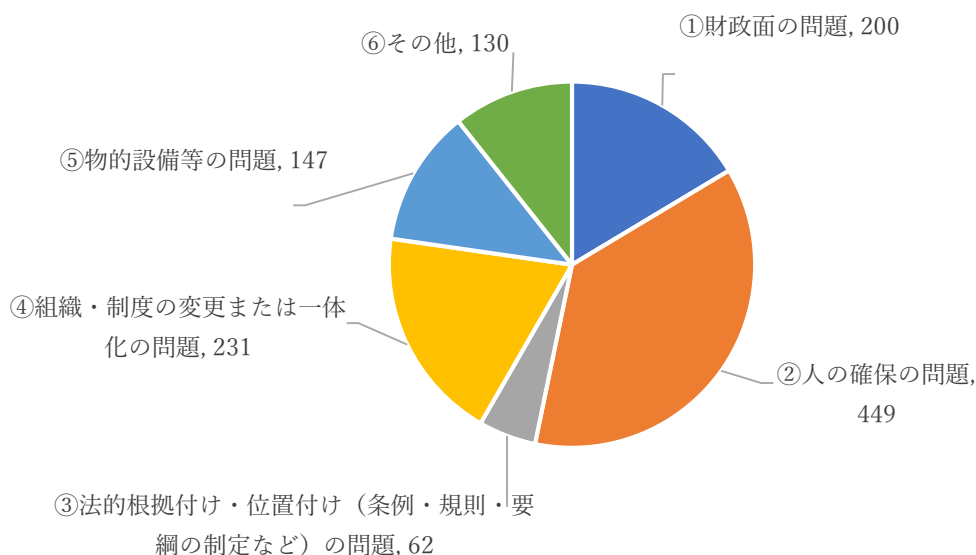
- ・子育て支援課と〇〇子ども家庭支援センター(指定管理)を一体として支援拠点機能に位置付ける
- ・要対協調整機関の職員として子ども家庭支援員や虐待対応専門員の業務も兼ねており人員不足である
- ・国基準の支援拠点については、心理士配置要件を満たせていないため、設置できない

- ・市として位置付けを明確にできてはいないが、事業内容は総合支援拠点設置運営要綱に相当する
- ・詳細の制度の把握ができておらず、対応が難しい。事案に対応する機能は十分であると判断
- ・子ども家庭支援センターの機能が認められれば、支援拠点の設置といえる

(8) 支援拠点設置に対するネック（未設置の市区町村 637 対象）

ア 【設問 10】 支援拠点設置のネックになっている事柄（複数回答）

【結果】「人の確保」449、「組織・制度の変更」231、「財政面」200 が大きな問題になっていることが分かった。



イ 具体的な理由や原因（原文ママ抜粋）

① 財政面の問題

- ・ 正規職員の人件費の補助制度がないので、財政面の負担は大きい
- ・ 小さな自治体なので、費用対効果が見込みにくい
- ・ 2分の1 補助であるので、人件費の確保が困難。また、補助もいつまであるかわからない
- ・ 補助金のメニューの内容がわかりづらい
- ・ 拠点の標準配置を全て満たして、国費 1/2 の補助では困難。補助ではなく、交付金等での支援が必要
- ・ 1 か所あたり〇〇円の単価設定ではなく、メニューごとの補助形式にできないか

- ・ 1/2の補助があったとしても、残りの1/2の確保が困難である
- ・ 市財政を緊縮している中での優先順位をどう考えて扱い設置を行うか
- ・ 少子高齢化に伴う税収減と扶助費増のため、施策の優先順位を考慮する必要がある

②人の確保の問題

- ・ 資格取得者の人材が十分ではなく、他部署との調整が必要
- ・ 専門職の確保が困難。一般行政職でも研修等の受講により当面代替え可能とするなどの措置が必要
- ・ 正規職員の増員や臨時職員の確保が困難。児童虐待に関する対応ができるような経験や資格を有する者がなかなか見つからない
- ・ 支援拠点を設置する程の業務量が見込まれず、要保護児童対策調整機関が兼務することで足りる
- ・ 必要資格のある職員の配置・確保が難しい。資格の緩和をお願いしたい
- ・ 保育士や保健師等、必要とする人材については、他部署でも確保に苦慮している
- ・ 常時であること及び資格要件のハードルの高さ
- ・ 専門職員の確保と人事異動等による専門性の確保
- ・ 支援拠点の最低配置人員の常時を確保する事が勤務ローテーションの中で困難
- ・ 社会福祉士等の資格を持つ相談員が正規職員ではなく嘱託職員であるため、専門職の継続的な確保が難しい
- ・ 保健師等の専門職は現在他業務においても不足
- ・ 相談や専門的対応に適した人材の確保が正規対応できず、臨時等では賃金の安さから適した人材の確保が難しい
- ・ 正規職員の人事異動による資格取得者の減や、職員の育休等による人員減により、最低配置人数を下回ると補助対象でなくなる
- ・ 職員の配置基準があるため、他事業との兼ね合い等の調整が必要
- ・ 相談員の専門性が求められるが、正規職員は事務職が人事異動の対象となるため、資格要件と研修受講要件を満たすのが現状では難しく、非常勤の有資格者についても勤務条件等から研修受講のハードルが高い。
- ・ 児童数が少なく、現状の福祉部署（児童・母子）で支援拠点の役割を兼任できているため、新たに人員を確保するのは困難

③法的根拠付け・位置付け（条例・規則・要綱の制定など）の問題

- ・ 支援拠点の設置は何をもって設置となるのかわからない。条例、要綱等、参

考になるものが必要

- ・内容等について設置規模ごとの条例・規則・要綱の事例を提示いただきたい
- ・これまでの家庭児童相談員との役割の違い等が不明確なため、法的位置付けが難しい
- ・国が設置要綱案を示してほしい
- ・先進地の要綱等参考にさせていただきたい
- ・努力義務であるため、法的根拠が弱い。既存の組織でできていることもあり、看板を上げるだけになるのではないかと思われる。設置する前とした後の位置付けが明確でない
- ・今すぐの設置が義務付けられているわけではないため、近隣町村の動向も見ながら検討したい
- ・現状と大して変わらないが、「根拠」という位置付けで何が変わるのか制定時に説明できない

④組織・制度の変更または一体化の問題

- ・保健センター、支援拠点、相談員等、子育て支援に関わる機関と、それぞれの役割について調整を行う必要がある
- ・現在、小規模であるがゆえに、保健、こども、福祉、教育が何事も一体的に取り組んでいる。しかし法的には、それぞれに設置を求められ、組織化、制度化の枠を作らなければならない
- ・要綱に示されている支援拠点の業務内容が現在複数の課で行われているため、大幅な組織の改編が必要となる
- ・市の体制や機構改革の方向性が決まらない
- ・担当業務が広すぎて、それを担うだけの体制を整備するのが難しい
- ・小さな町村で、一人の職員が多くの業務を兼務しており、家庭総合支援拠点設置の優先順位が低い
- ・他市町村の先行事例を参考にしながら検討したい
- ・現状の組織で同じような内容を実施していると考えており、これまでの組織の変更が困難
- ・ケース記録等の現在使用している様式をガイドライン等改正法に合わせたものに変更する必要がある
- ・小規模自治体にとって体制のモデルがなくどのように整備すべきか悩む
- ・現体制で上手く運用できているため、新体制を構築するメリットとデメリットの説明がしにくい
- ・子どもの支援のための協議会や子育て世代包括支援センターなどの組織が多すぎて組織の位置づけや設置の優先順位の判断が困難

⑤物的設備等の問題

- ・施設で支援拠点のスペースを確保することが困難であり、必要な物的設備等の確保が財政的にも困難
- ・施設整備に要する財政的負担が大きい
- ・支援システム導入の必要性
- ・支援拠点の場所をどこにどのような形で設置すればいいのか、具体策がない
- ・独立した相談室や親子の交流スペースの確保が難しい

⑥その他

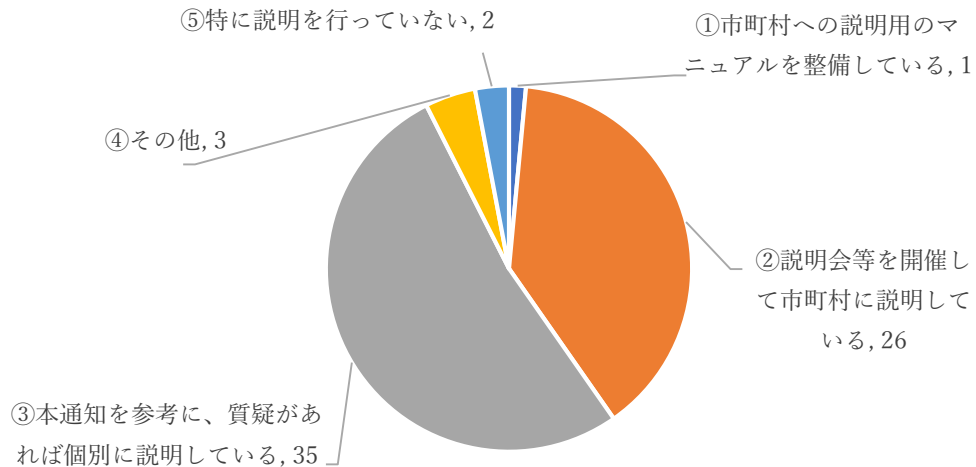
- ・児童虐待のケースが年1件あるかないかの自治体で施設を整備することは難しい
- ・同じような規模（町）で設置している自治体がない
- ・拠点設置による具体的なメリットが判然としない。現在の実務・各支援策における連携等においてどのような課題があり、設置によりどのように改善が期待できるということを示してほしい
- ・小規模自治体においては支援拠点を設置しなくとも関係部署の連携が密であり、支援拠点を設置しなくとも十分な対応が取れている
- ・複数の課にまたがる事業のため、何から取り掛かればいいのか、また相互の業務分担もよく分からない
- ・支援拠点設置のニーズはあっても、利用する人が少ない
- ・これだけの規模の業務を実施するにあたり、補助額が低いのではないか
- ・現状、理解に乏しいところもあるため、具体的な組織の説明や設置後の運営実態などをご教授いただけるとありがたい
- ・具体的にどのような要件を満たすと支援拠点として認められるか。具体的な取り組み例や取組に関するマニュアル等を示していただけるとありがたい

3. 都道府県アンケート結果

(1) 支援拠点の説明方法

ア 【設問4】支援拠点の説明方法（複数回答）

【結果】「質疑があれば個別に説明している」が35と最も多かった。次いで、「説明会等を開催する」が26あった



イ 具体的な方法

① 市町村への説明用のマニュアルを整備している

研修の際に、支援拠点の設置に関する説明をパワーポイントにまとめ、資料として提示

② 説明会等を開催して市町村に説明している

研修・講習会を行った、会議・協議会で説明した、H28 法改正を受けて実施、国の支援拠点担当者を講師に招いたなど

③ 本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している

電話で対応、国 FAQ を情報提供、質疑応答案を作成、適宜国へ照会、厚労省通知を自治体宛に送付など

④ その他（自由記載）

協議会で支援拠点をテーマに説明やグループワークを実施、児童相談所主催の研修会で説明、個別協議を実施

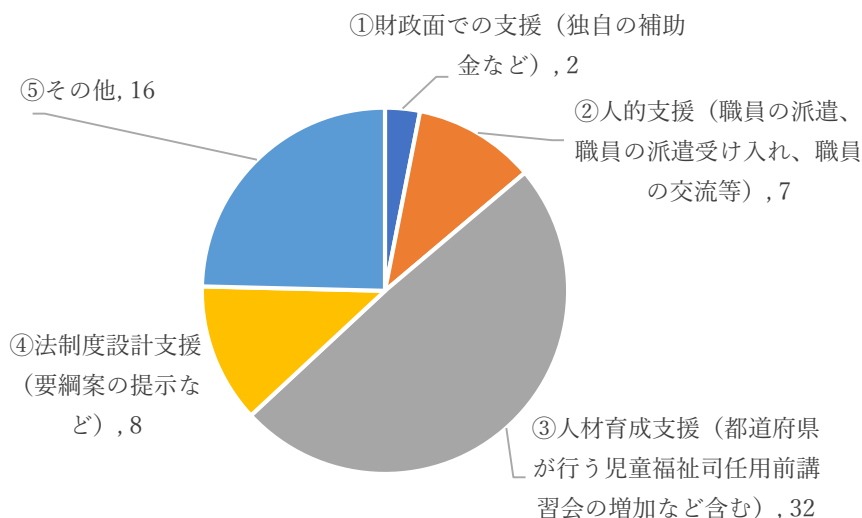
⑤ 特に説明を行っていない（自由記載）

回答した市区町村なし

(2) 支援拠点設置推進に向けての働きかけ

ア 【設問5】支援拠点設置促進に向けてどのような支援・働き掛けを行っていく予定か

【結果】「人材育成支援を行う」が32と最も多かった



イ 具体的な支援方法

① 財政面での支援

人員が整わず国庫補助制度を活用できない市区町村に補助、子供家庭支援センターへの補助

② 人的支援

実務研修を調整、市町村職員を児童相談所に受入れ、市町村へ出向いて協議、職員派遣、職員の相互交流など

③ 人材育成支援

会議や研修で説明、講習会の実施、研修の講習日を増やす、市町の後方支援を行う部門が一緒になって相談対応を行う、多人数が収容できる会場の確保、ケースワークの流れ（情報収集のポイント、援助方針の立て方等）を身に付けてもらう、児相職員（児童心理司、児童福祉司等）が市町を巡回など

④ 法制度設計支援

個別ヒアリングを実施、国庫補助事業の周知、要綱案を確認、要綱例や他自治体での取組例の提供など

⑤ その他

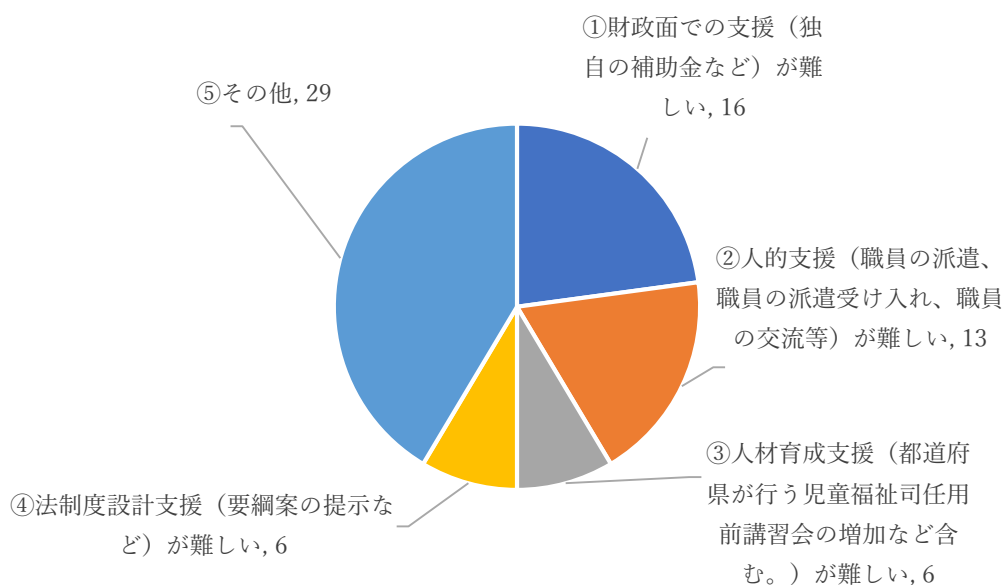
支援を検討中、未定、市町村からの相談対応、支援要望を聞く、働きかけを行う、研修を企画、説明会を開催、モデルを提示など

(3) 支援拠点設置に対する課題

ア 【設問5】支援拠点設置を働きかける上での課題

【結果】「財政面」で16、「人的支援」で13が難しいと答える

また「その他」が29と最多で、財政・人的以外の課題も多いことが分かった



イ 具体的な課題

- ① 財政面での支援（独自の補助金など）が難しい
補助金の新設が困難、財政状況から独自は難しい、国庫補助制度の活用が難しい、実施例が少ないため検討が難しい、必要な設備を設けることが難しい、市町村が主体的に行うことに対して県が経済的支援を行うことが難しい、予算の確保が困難など
- ② 人的支援（職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等）が難しい
人材不足であり派遣は困難、専門職の確保が難しい、児童福祉司の業務が多忙、人事交流の実績が少ない、県の職員数が縮減されている、児童相談所が対応に追われている、基準に合わせた児童福祉司の増員が優先、人的資源の限界から交流派遣等の希望にすべて応えることは困難など
- ③ 人材育成支援（都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む）が難しい。
県では専門職採用しているため任用前講習会を実施していない、担当者の知識や経験の積み重ねが難しい、業務量の関係から講習会の増加は困難など
- ④ 法制度設計支援（要綱案の提示など）が難しい
支援拠点への最低配置等がわかりにくい、支援拠点の規模別要綱案を国に希望、情報収集ができていない、実際の取組事例が少ない。特に小規模など

⑤ その他

専門職の確保が難しい、国からの財政支援がない、各センターの違いを国から明確にしてほしい、「同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う」ことが難しい、支援拠点とセンターが別々に設置された場合の支援の方法がイメージし難い、規模の小さい市区町村には負担が大きい、現行の体制で対応できている市区町村もある、要綱に十分な記載がない、要件を満たすことが難しい、毎年配置の最低基準となる人数が変動する、市町の具体的な役割等のイメージがつかない、恒常的に資格要件を満たすことが難しい、新たに施設整備が必要、必要性を市町村に認識させることが難しい、子ども家庭支援体制に関する他部局の理解が進んでいない、努力規定のためインセンティブになっていない、「支援拠点」のイメージがわかりにくい、県としての結論が出ていない、支援機関設置に係る届出や承認も必須でないなど

(4) 支援拠点設置推進への有効だと考える手法

【設問7】 支援拠点設置促進に向けて有効だと考える手法（自由回答）

【結果】 下記のとおりである

- ・「子育て世代包括支援センター」のように、設置年度を区切り、全数設置の方針を打ち出す
- ・常勤職員を配置することとし、常勤職員分の経済的支援（補助金）を新設
- ・拠点設置の目的、今後の方向性を明確に提示
- ・国による積極的な支援、説明
- ・モデルケースを全国に情報提供
- ・最低配置人員の要件緩和
- ・設置準備及び設置後当面の間の運営費の補助率を嵩上げ
- ・非常勤の賃金に対する補助だけでなく、正規職員の配置に対する交付税措置の増額
- ・段階的な国庫補助の活用など柔軟な支援方策
- ・全国同水準の質を確保するため、国が主催する人材育成研修の実施
- ・段階的に取り組んでいけるような仕組み
- ・スタートアップマニュアルがあると具体的なイメージを持つことができる
- ・「体制整備目標時期」と「体制整備完了」のイメージを市町ごとに明確化

- ・基準を超えての加配を補助金の対象に
- ・運営費の市町村負担割合（1／2）を低くする
- ・国の財政的支援の充実・メニューを増やす
- ・支援拠点についての法定化（特に心理職の配置）
- ・大規模自治体は配置人員が多くなり予算が必要。小規模自治体は逆に職員体制に制約があり、類似した事業に予算を充てられない
- ・人員は満たしても設備・器具を整えられず断念している市区町村もある
- ・現在は努力規定である支援拠点の設置を、義務規定に引き上げる

など

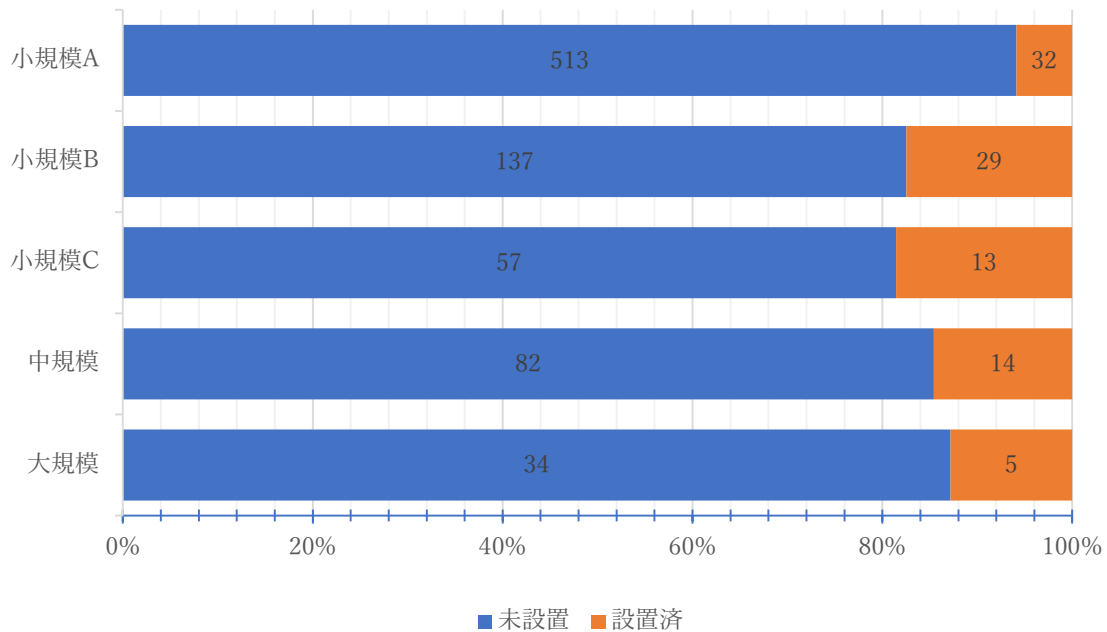
4. 全体の分析

(1) 市区町村（基礎自治体）アンケート

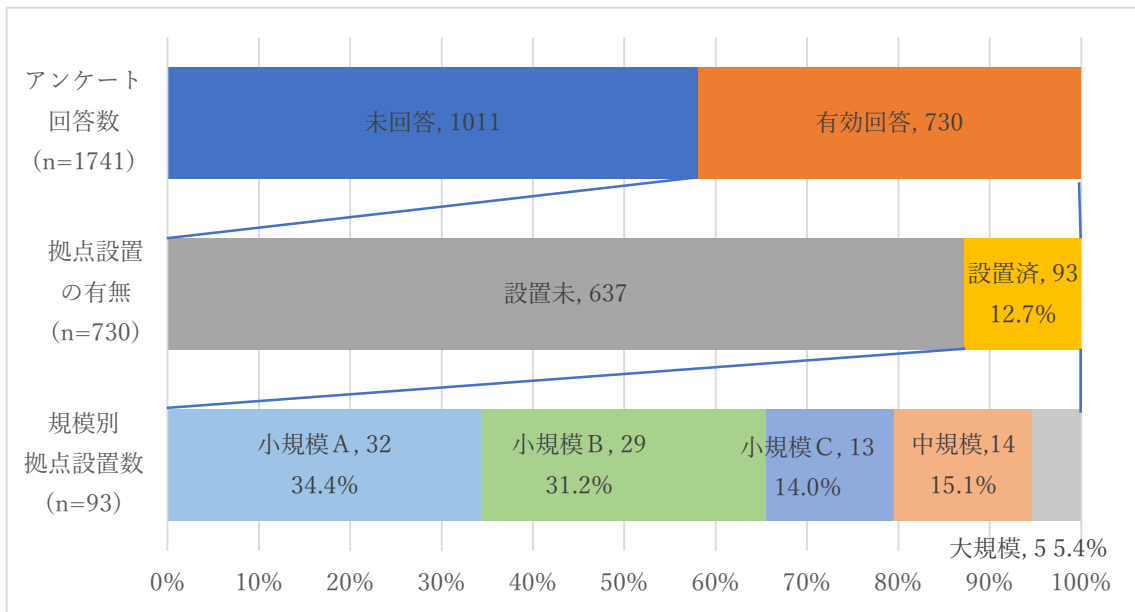
【設問3】拠点設置済み状況からみる規模別拠点設置率

回答のあった市区町村（基礎自治体）730のうち、【設問3】子ども家庭総合支援拠点について設置済み（平成30年2月1日時点）の市区町村は93であった。これを児童人口規模に応じた支援拠点の類型別に見ると、80%以上の市区町村が拠点未設置、特に小規模Aの設置が進んでいないという結果となった。

規模別の設置数は以下のとおり



なお、調査対象とした市区町村1741のうち、回答があったのは730(回答率41.9%)。うち拠点設置済の市区町村は93で回答のあった730のうちの12.7%だった。



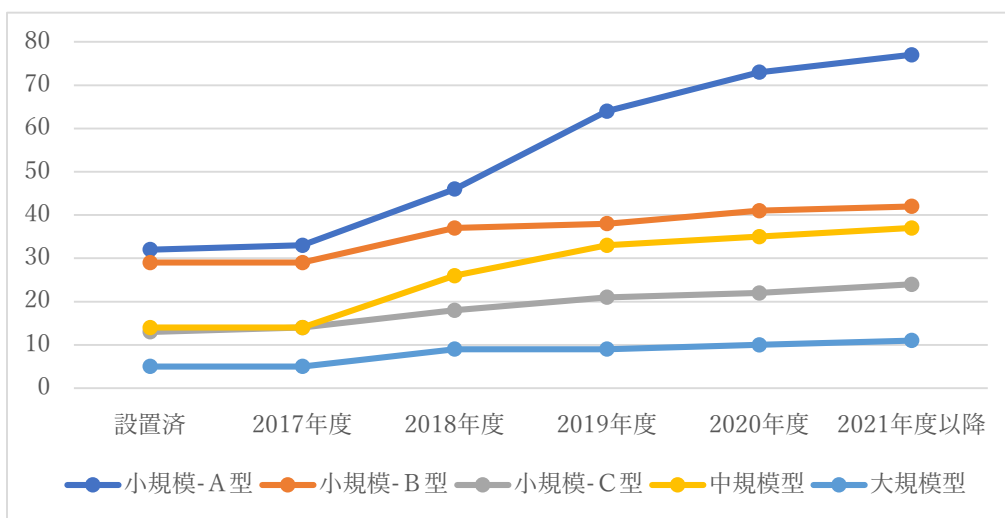
(2) 市区町村（基礎自治体）アンケート

【設問 3】子ども家庭総合支援拠点設置済と【設問 9】拠点設置予定から見る今後の規模別拠点数推移

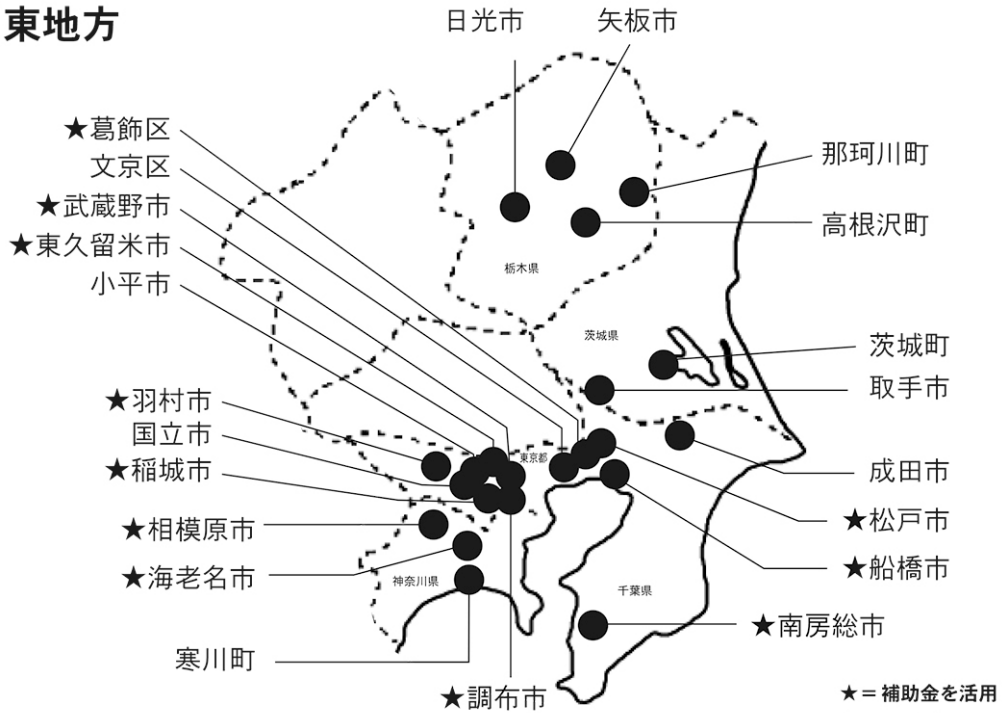
2019 年度ごろから増えていく傾向が見て取れる。また、小規模 A 型と中規模型の設置が進む様子。

年度は未確定だが小規模 A 型設置予定が 54、小規模 B 型設置予定が 15、小規模 C 設置予定が 15、中規模型設置予定が 11 となっている。

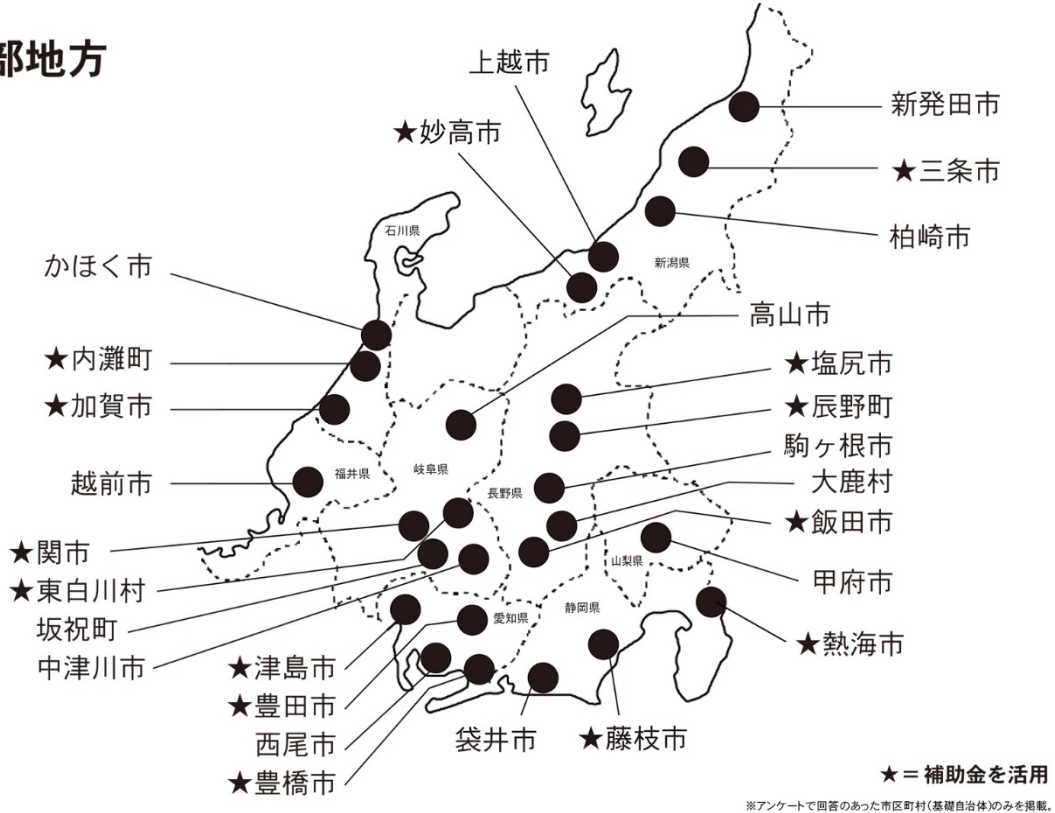
年度は確定しているが、拠点の規模を確定していない市区町村もある。2018 年度開設予定は 1、2019 年度開設予定は 2、2020 年度開設予定は 1、2021 年度以降開設予定は 1 となっている。



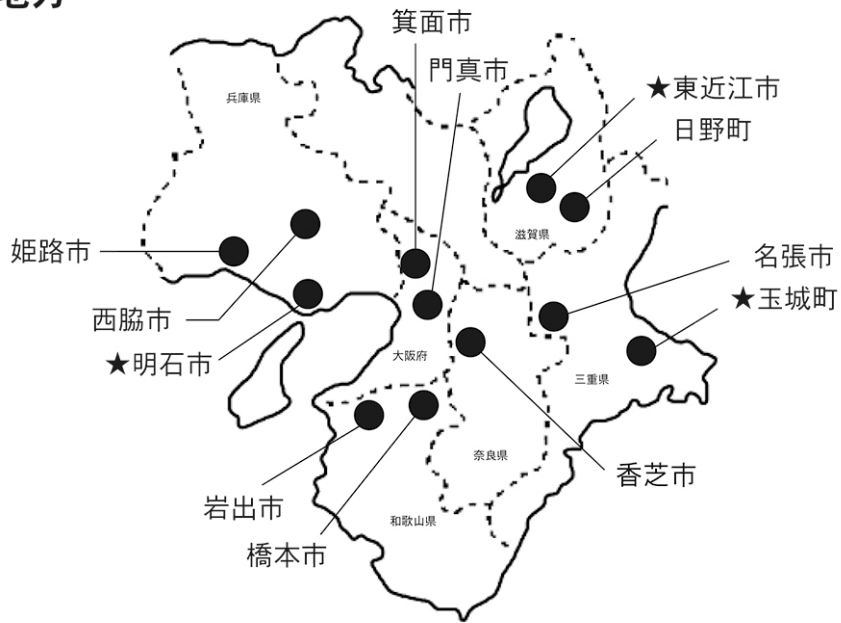
関東地方



中部地方



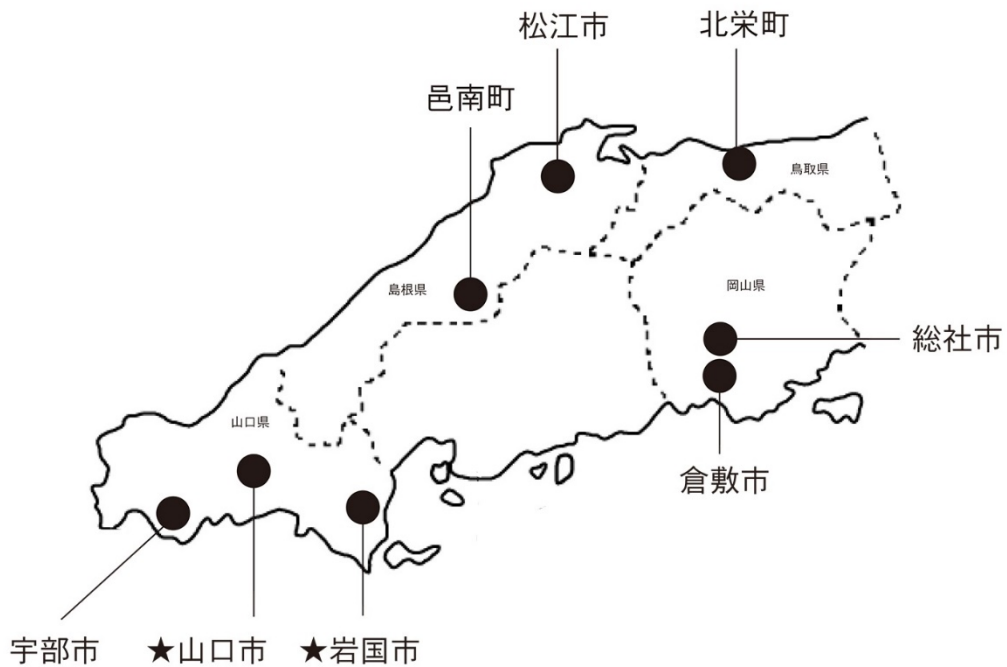
関西地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

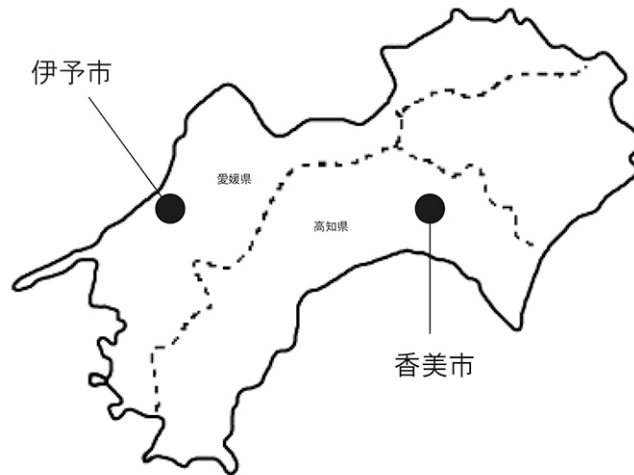
中国地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

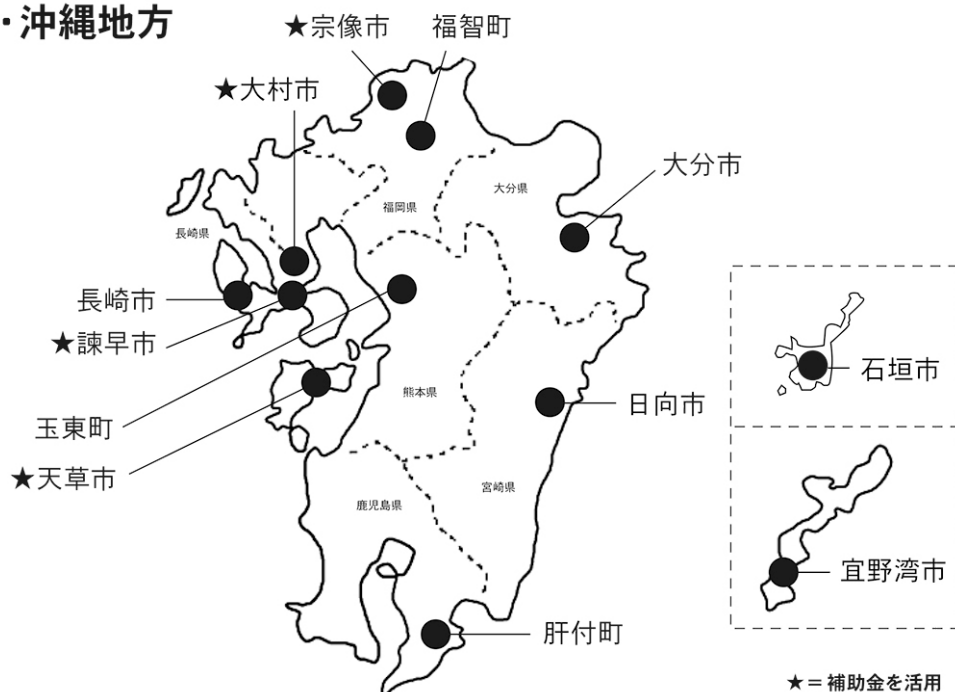
四国地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

九州・沖縄地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

第四章

支援拠点について自治体に支援・
助言を行うことのできる者の養成
報告に関して

第四章 支援拠点について自治体に支援・助言を行うことのできる者の養成報告に関して

1. 今回の調査委託研究に関連して行ってきたこと

(1) 現地ヒアリング及び個別電話ヒアリング

今回の調査においては、ヒアリングに際しても可能な限り、双方向での意見交換を行ってきた。支援拠点のワーキングでのやりとりや経緯の説明、要綱やガイドラインの説明や自治体からの質問を厚労省につなぐことや、その回答を伝達することも行ってきた。

その意味では、自治体に支援・助言を行うことのできる者を広げていったヒアリング調査でもあった。今回、ヒアリング調査に協力し、この支援拠点に関し、当初から市区町村に説明を行い、地域説明を行ってきている都道府県担当者は、今後の支援拠点の支援・助言を全国規模でも行えるチーム構成員となり得よう。

(2) 支援拠点に関する学会報告、説明会、報告会等

支援拠点に関する支援・助言者及び支援・助言者となりうる者との意見交換、報告会、説明会等に位置付けられる活動一覧をあげておく。

①平成 29 年 9 月 30 日（土）・10 月 1 日（日）

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前

第 2 分科会 子どもの虐待防止 コーディネーター

②平成 29 年 12 月 2 日（土）・3 日（日）

日本子ども虐待防止学会第 23 回学術集会ちば大会 大会企画シンポジウム 6

「市区町村・地域からの挑戦、子どものために未来を語る・創る」 座長

③平成 30 年 1 月 18 日（木） 世田谷区効果的な児童相談行政の推進検討委員会

④平成 30 年 2 月 8 日（木） 山口県要保護児童対策地域協議会説明講師

⑤平成 30 年 2 月 15 日（木） 川崎市子どもの権利委員会

⑥平成 30 年 2 月 21 日（水）福島県市町村子ども家庭相談支援講習会説明 同席

⑦平成 30 年 3 月 5 日（月）文京区地域の子育てサポート連絡会企画講演会説明講師

⑧平成 30 年 3 月 6 日（火）港区職員及び関係機関勉強会

「区の児童相談所と要保護児童対策地域協議会に求められること」講師

⑨平成 30 年 3 月 21 日（水）子どもの虐待防止セミナー

「妊娠期からの切れ目ない親子支援-保健医療・福祉・教育をつなぐ地域の役割」

【シンポジウム】市区町村は何を目指すのか 講師・シンポジスト

⑩平成 30 年 3 月 27 日（火）特別区 子ども家庭支援センター部会 説明報告

2. 今後の養成報告

(1) 養成に必要な要素

- ア. 拠点内容の正確な理解（必要性・他の制度との関係）
- イ. 個別の自治体からの問い合わせに具体的な説明・対応ができること
- ウ. 自治体の規模に応じて他の先進事例の紹介などができて、自治体における説明会や具体的支援アドバイスができること

(2) 現状（分析）

(ア) 支援拠点とは何か

今回のアンケート調査の困難さについて言及しておきたい。

今回のアンケート調査の困難さは、アンケートを送った後に、相当数の自治体担当者から「支援拠点」とは何か、具体的な説明を求められたことである。

電話でのやり取りは調査期間中日々5, 6件受けていたのが実態である。それだけ、「支援拠点」が児童福祉法に規定されたことも、その内容も知られていないことを実感した。

また、アンケート分析の結果からも、自治体の整合性がとれないカウントとなっているものが相当数あげられた。包括支援センターのスタートアップ、要対協のスタートアップと比較しても、知名度及び理解の低さは特筆すべきことである。

(イ) 支援拠点の内容説明

支援拠点については、自治体の保健、福祉、教育すべての施策や組織体制に関わる事柄であり、現場の相談部門の理解が深いことだけでは設置できない点が大きな課題である。組織的に人事・財政・法務部門等の事務セクションの理解が必要となる。

その意味では、相談担当部門と事務セクションの双方の具体的理解促進のために、機能設置の意味と補助金要件について、更なる詳細なFAQへの盛り込み、改訂が必要である。

(ウ) 現状は県の担当者が市区町村と国をつないで説明を行っている。

しかし、必ずしもそのような役割に積極的な都道府県ばかりではない。そして、その説明も必ずしも統一的でない状況がみられるようである。

基礎自治体側も、児童福祉法の改正についての理解が十分でない状況が多く見られた（特にアンケート依頼の場面で相当の時間が費やされた。）。

その意味では現段階では、拠点整備に関するわかりやすく具体的な統一的マニュアル作成が必要であろう。

そして、そのマニュアルに基づいて、実際に拠点未整備の自治体に赴き説明・アドバイスをしていくなどのきめ細やかな対応が必要となろう。スタートアップ要綱などを求める声もあった。

(3) 現時点で必要な養成手法

(ア)総論

設置促進を図る組織（運営）論に言及する必要性と手順・行程についての提示
今回の拠点設置に関しては、自治体側からすれば、組織構成・人員配置等を考える事務担当と相談・ワーク等を担っている福祉現場職員とが一緒に取り組んでいくことが必要である。福祉現場のソーシャルワーク担当職員に拠点設置の話をする、拠点において具体的にどのようにケースワーク・相談を担っていくのかという点ではガイドラインはよく書けており参考になるとの話を聞く（ただしガイドラインを全部読むとは思えないのでポイント概要版のようなものがあればよいとの話）。しかし現場のそれらの担当者が組織構成・人員配置等を決められるものではなく、人事・財政等いわゆる組織を作る官房系の職員が説明会に出て、法律を理解し、組織ラインをつくってもらふ。両者がタッグを組んでいるところは設置が順調に進んでいるように思える。

(イ)手順・行程

①マニュアル作成（スタートアップメニューの作成含む。）

まず、上記拠点推進のための説明簡略マニュアル作成に関しては、今回のこのヒアリング調査報告書を基にすれば、数回程度の会議を経れば、作成が可能であろう。

②マニュアル作成後の説明チーム作り（普及啓発・相談受け）

日常的に拠点の説明を市区町村に行っている都道府県の担当者を構成メンバーとするチーム（会議）の編成を行う。社会的養育ビジョンにおいてもチーム編成についての提言がある。

③チームでの普及啓発・相談受け

このチーム（会議）メンバーが、個別の質問等に説明を行い、その説明事項をチーム（会議）で共有する。

要請があれば、要請に基づいて自治体向けの説明会(研修)を開くなど行っていくことで促進が地道に図られていくことと思う。

(※児童福祉法の改正理念・制定経緯を説明できること、他の先進自治体等の例をもとに、市区町村の現状を分かった上での選択提示や具体的なアドバイスができること、そのようなチームが常設・非常設で設置されることが望ましい。)

④チームメンバー選定と全国行脚

当然のことながら今回の調査チームが担える部分は多い。

また、都道府県担当者・先進自治体担当者、特に今回ヒアリングで意見交換をした都道府県や市区町村等の担当者らとのチームが年に何度か会議や研修を開くとともに、個別対応で説明や研修講師として自治体を回ることなどが有効で

あろう。

そして、これらの説明会・研修受講者などがまた広めていく。地域ごとに拠点開設促進のブランチがあるとよいとの提言も受けた。

おわりに（まとめ）

支援拠点は何のために改正児童福祉法において明文化されたのであろうか。

平成 28 年度中に児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、122575 件で過去最多となっている。市町村では 93458 件とこちらも過去最多を更新し続けている。平成 27 年度心中を除いて 48 例・52 人の児童虐待による死亡事件も起きている。

これらの数値は、虐待が決して特別な事案でないことを表している。もはや病理現象でないことは明らかである。誰の身にも起きうることであり、そして身近なところで現実に行き起きている。誤解を恐れずに述べれば、目をつぶっている人（見たくない人）に見えないだけの、日常風景である。

今回の児童福祉法の改正は、かかる日常風景となっている児童虐待に対して、子どもを中心にそして子どもを守るために養育者ごと支える。切れ目のない支援を行う。住民の一番身近な自治体が、敷居を低くして、いつでも気兼ねなく相談できる場所（物理的居場所だけでなく心の居場所）づくりをしていく。そして、命にかかわる虐待案件に迅速に対応できることはもちろん、その虐待に至る前の予防に力を入れ、妊産期からの切れ目のないアプローチとしての支援にも力を入れていく。そういうものである。

自治体の規模や地域の特性によって、その相談場所づくりやソーシャルワークの手法は大きく異なる。

今回モデルとなった東京 23 区の子ども家庭支援センター事業が必ずしも先進的だとはいえない（東京ローカルルール）、当てはめられない、地域地域の事情がさまざま存在する。

例えば、支援の仕方は天候（雪・風・雨）等によって大きく制約される。その天候が日常的なものであればそれを踏まえた上での支援が必要となる。

カバーする範囲が島ばかりであり船や飛行機での移動支援が必要な地域がある。広大な土地面積を抱え、同じ自治体内の現場に優に 3、4 時間かかる地域がある。電車ですぐ現場に駆け付けることができる地域とは、都道府県児童相談所と市区町村との関係の結び方やルールも大きく異なる。その地域の特性に応じた拠点作りが模索されねばならない。

一方で、どの地域でも同じだと感じることも多かった。虐待の見立て、支援者に専門的知識が必要なことは全国どこでも同じである。担当者の責任は重い。様々な縦割りの壁（教育の壁、保健の壁、事務・財政・人事等の壁、市町村と児童相談所との壁等）の存在での悩みは、どの自治体でも同じだと感じるものであった。

しかし、それらの対立は、それぞれの立場からの見立ての違いであり、その違った見立てをぶつけ合うことで見えてくる景色がある。その見立てのぶつけ合いこそが、子どもの命を救うことにもなる（保健師保育士心理士等の確保が難しい中で（また資格があればよいわけではなく子どもや保護者への深い理解が要求される）多職種の人員配置の基準への批判的な意見も寄せられた。しかし、それらの指摘への一つの回答となろう。）。一つずつの具体的ケースはどれ一つとして同じものはなく、そのケースへの見立て、向き合い場面において、違

ったバックグラウンド・専門・背景からの見方のぶつけ合いが必要なのである。

今回拠点設置を行い、充実した虐待対応をしていると感じた自治体では、多職の職員間の情報のやりとり、役割分担と連携チームワークが日々構築されていっている（常にリニューアル）ように感じた。そして児童相談所側からの景色でなく市区町村側からの強み・資源を意識したネットワーク作りをしているように思えた。

制度というのは固定的なものでなく、それをどう運用していくか、人同士のコミュニケーションで変わってくる。

強い使命感と目線が住民（子ども・養育者）に向けられている自治体担当者にとって、今回の法改正による拠点づくりは、あるべき自治体（特に基礎自治体）の子ども支援のモデルを提示しているように映るらしい。

法文やガイドラインではまだまだ抽象的な文言でしかないとのこと指摘を受けた。ワーキングでも可能な限り言葉を尽くしたガイドラインを提示したつもりであったが、現場からはなお抽象的なイメージを示されているようにしか思えない、更なる具体化が欲しいとの声も聞かれた。

今回のヒアリング等を通じた調査では、先行・先進自治体の具体的な姿（悩みや大事にしていることを含む）を紹介することを心がけた。

他の自治体が参考にし得る事柄については、この報告書に記載したつもりである。

しかし、この報告書紙面からだけでは伝えきれなかったものもある。それは、やはり全国の子ども支援に係る担当者の熱い思い・使命感であると思う。

ワーキングに属し、かつ、この拠点の調査報告を担当した者として、この調査報告書をまとめた後も、拠点を全国に設置すべく、さらなる伝導者となる必要があると強く感じた所以である。

今回アンケート・ヒアリングに付き合ってくださいました全国の同じ思いを有する担当者に感謝の念を伝えるとともに、この報告書を目にされた自治体関係者が拠点設置に向けてもう一歩踏み出していただけることを願って報告書のまとめとする。

研究協力者また鈴木研究室のゼミ員にも感謝を込めて。

2018年3月23日脱稿

參考資料

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査

【ご注意】

■入力内容の保存が必要な方へ

送信前に入力内容の保存が必要な方は、確認画面を、スクリーンショット等で保存する方法があります。

■入力内容を修正したい方へ

一度入力した内容を後から修正できないので、修正したい方はもう一度最初から入力して下さい。過去の回答はこちらで破棄します。

* * * *

平成 29 年 3 月 31 日付・雇児発 0331 第 49 号「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(以下「本通知」という。)の項目に基づきお聞きします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>

質問は 10 あります。平成 30 年 2 月 1 日付現在でご回答ください。質問によって記入の仕方が異なっているにご注意ください。

※この調査は、日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室が厚生労働省より子ども・子育て支援推進調査研究事業に関する補助金を受け、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室と連携して行うものです。

※このアンケートは NPO 法人きずなメール・プロジェクトが運営しています。

*は必須項目です

*1、貴自治体の市区町村名を都道府県名からご回答ください。

2-(1)、貴自治体の面積をご回答ください。(単位は「km²」で、半角数字でご回答ください)

例)〇〇市 2,177.61km² → カンマ、単位は取り小数点以下は四捨五入して「2178」とご回答ください。

*2-(2)、貴自治体の人口をご回答ください。(人数のみを半角数字でご回答ください)

(例)東京都 13,742,906 人 → 「13742906」と回答。

※平成 29 年 4 月 1 日でご回答ください。

*2-(3)、貴自治体の児童数をご回答ください。(人数のみを半角数字でご回答ください)

※18歳未満人口

※平成29年4月1日でご回答ください。

3、貴自治体では平成30年2月1日時点で、子ども家庭総合支援拠点について設置済み(機能設置)ですか。設置済みの場合には本通知5(1)(このアンケートにおいて参考抜粋)のどの類型に該当するの
かご回答ください。(複数回答可)

- 小規模-A型
- 小規模-B型
- 小規模-C型
- 中規模型
- 大規模型

※なお、設置済みか否かは機能設置しているか否かであり、必ずしも国の補助金交付要件を充
たしているか否かとは一致しません。

【参考】

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型:児童人口概ね 0.9 万人未満(人口約 5.6 万人未満)

イ 小規模B型:児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満(人口約 5.6 万人以上約 11.3 万人
未満)

ウ 小規模C型:児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満(人口約 11.3 万人以上約 17 万人
未満)

② 中規模型【中規模市部】:児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満(人口約 17 万人以上
約 45 万人未満)

③ 大規模型【大規模市部】:児童人口概ね 7.2 万人以上(人口約 45 万人以上)

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした
広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の
設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求めら
れる。

4、国の補助金を受けて、支援拠点を設置した自治体にお聞きます。支援拠点の設置数をご回答くださ
い。

- 1カ所
- 2カ所

3カ所

4カ所以上

各支援拠点の配置人員等についてご回答ください。4カ所以上ある場合は、3カ所目まで回答して、4カ所目以降は備考欄にご記入ください。

※人員のカウントの仕方に関しては通知 6. 職員配置(3)参照及び「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)107頁・113頁別表参照

※当分の間、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(児童福祉司任用前講習会)を受けた者も認める。

※安全確認対応職員及び事務処理対応職員については特に資格の定めはないが、補助金要綱(「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日雇児発第050001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙))の説明を一部抜粋する。

・安全確認対応職員:児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認の補助を行う。
(安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。①安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。②子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週28時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない)

・事務処理対応職員:児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

【1カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【2カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【3カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【備考】

5、支援拠点を設置済み(機能設置)の自治体にお聞きします。支援拠点の位置付けを貴自治体の中でどのように明記していますか。ご回答ください。(複数回答可)

- ①条例、規則等で明記している。
- ②要綱、指針等で明記している。
- ③自治体の計画、施策等で明記している。
- ④自治体の予算等の項目で明記している。
- ⑤その他
- ⑥特に明記はしていない。

【備考】上記で⑤を選んだ場合又は選択した項目の補足説明としてご記入ください。

6、本通知6.(4)人材育成について、お聞きします。支援拠点に配置する職員に関してどのような定め、運用、工夫をしていますか。ご回答ください。(複数回答可)

- ①保健、子ども(保育園等含む)、福祉、教育等関係部署との間での相互交流(異動)を行っている
- ②在部署年数を他の部署よりも長くしている
- ③専門能力を有する職員を外部から任用・採用している
- ④拠点に必要な職員の研修受講を義務化している
- ⑤職員に社会福祉士、保育士等の資格取得のための支援を行っている
- ⑥新人職員とベテラン職員が組んで対応している
- ⑦マニュアル整備をして職員間で確認している
- ⑧その他

上記を選んだ上で、詳細をご記入ください。

7、支援拠点設置済みの自治体にお聞きします。設置までの課題および有効だった項目を下記よりお選び下さい。(複数回答可)※支援拠点設置が確定している自治体もご回答ください。

- ①国の支援
- ②都道府県の支援

- ③条例、規則等の整備
- ④要綱、指針等の整備
- ⑤自治体の計画、施策への明記（施策実現の優先順位を上げることを含む）
- ⑥組織変更
- ⑦首長のリーダーシップ
- ⑧庁内関係機関との連携
- ⑨地域の専門機関との連携（医療、弁護士会その他）
- ⑩その他

上記有効だった項目について具体的にご回答ください。

①国の支援

②都道府県の支援

③条例、規則等の整備

④要綱、指針等の整備

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑤自治体の計画、施策への明記(施策実現の優先順位を上げることを含む)

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑥組織変更

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑦首長のリーダーシップ

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑧庁内関係機関との連携

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑨地域の専門機関との連携(医療、弁護士会その他)

An empty rectangular box with a thin black border. It features a vertical scrollbar on the right side and a horizontal scrollbar at the bottom, both with standard arrow and track icons.

⑩その他



8、支援拠点の一部委託をしていますか。

- 一部委託している。
- 一部委託していない。

一部委託している場合にはその内容についてご回答ください。



*9、貴自治体における支援拠点設置の可否・予定について下記より選んでください。

- 既に設置済み
- 設置予定は 2017 年度中
- 設置予定は 2018 年度中
- 設置予定は 2019 年度中
- 設置予定は 2020 年度中
- 設置予定は 2021 年度以降
- 未定
- そもそも設置予定なし

設置予定の場合は、その類型についてご回答ください。(複数回答可)

- 小規模-A型

- 小規模-B型
- 小規模-C型
- 中規模型
- 大規模型

【備考】



10、現在、支援拠点設置していない自治体にお聞きします。支援拠点を設置するに当たり、ネックになっていることはなんですか。下記よりお選びください。(複数回答可)

- ①財政面の問題
- ②人の確保の問題
- ③法的根拠付け・位置付け(条例・規則・要綱の制定など)の問題
- ④組織・制度の変更または一体化の問題
- ⑤物的設備等の問題
- ⑥その他

上記を選んだ理由や原因を具体的にご回答ください。

①財政面の問題



②人の確保の問題

③法的根拠付け・位置付け(条例・規則・要綱の制定など)の問題

④組織・制度の変更または一体化の問題

⑤物的設備等の問題

⑥その他(自由記載)

*回答部署

*担当者氏名

*メールアドレス

*連絡先

 - -

【お願い】

現在国では、支援拠点設置を加速化するための具体的な説明資料作成や拠点設置に向けた助言ができる人材育成を目指しております。

その資料作成にあたり、参考にすべき貴自治体の取組・説明資料等、または有効だと考える資料がございましたらお知らせください。

また、今後、直接自治体にお伺いさせていただき、ヒアリングを行う予定です。

ヒアリングの際には、当日改めてお伺いさせていただく項目があるかと思えます。ご協力の程お願い申し上げます。写真撮影等もお願いできれば幸いです。

【ご注意】

■スクリーンショットの方法

キーボードの「PrtSc」を押した後、ペイントソフト等を起動して貼り付けて保存する等の方法があります。

支援拠点整備に関するアンケート(都道府県)

【ご注意】

■入力内容の保存が必要な方へ

送信前に入力内容の保存が必要な方は、確認画面を、スクリーンショット等で保存する方法があります。

■入力内容を修正したい方へ

一度入力した内容を後から修正できないので、修正したい方はもう一度最初から入力して下さい。過去の回答はこちらで破棄します。

* * * *

平成 29 年 3 月 31 日付・雇児発 0331 第 49 号「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(以下「本通知」という。)の項目に基づきお聞きします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>

平成 30 年 2 月 1 日現在でお答えください。大きな質問が7つあります。質問によって記入の仕方が異なっているのご注意ください。

※この調査は、日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室が厚生労働省より子ども・子育て支援推進調査研究事業に関する補助金を受け、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室と連携して行うものです。

※このアンケートは NPO 法人きずなメール・プロジェクトが運営しています。

*は必須項目です

*1、都道府県名

*2ー(1)、貴自治体の人口(人数のみを半角数字でご回答ください)

(例)東京都 13,742,906 人 → 「13742906」と回答。

※平成 29 年 4 月 1 日現在でご回答ください。

*2ー(2)、貴自治体の児童数(人数のみを半角数字でご回答ください)

※18 歳未満人口

※平成 29 年 4 月 1 日現在でご回答ください。

*3、貴自治体において、改正児童福祉法に基づく「市町村子ども家庭総合支援拠点」(以下「支援拠点」という。)の設置促進を担当する所管部署名をお答えください。

4、貴自治体では、支援拠点の説明をどのように行っていますか。下記よりお選びください。(複数回答可)

- (1)市町村への説明用のマニュアルを整備している。
- (2)説明会等を開催して市町村に説明している。
- (3)本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している。
- (4)その他
- (5)特に説明を行っていない。

上記回答に関して、それぞれ、具体的にその方法についてご回答ください。

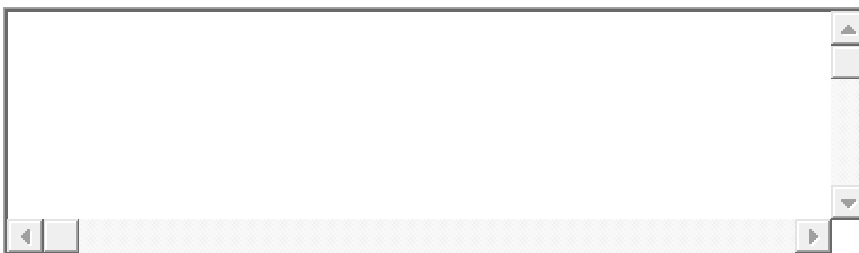
(1)市町村への説明用のマニュアルを整備している。



(2)説明会等を開催して市町村に説明している。



(3)本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している。



(4)その他(自由記載)

(5)特に説明を行っていない。(自由記載)

5、上記と関連しますが、貴自治体では、今後市町村(特別区含む)の支援拠点設置促進に向けてどのような支援・働き掛けを行っていく予定ですか。

- ①財政面での支援(独自の補助金など)
- ②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)
- ③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む)
- ④法制度設計支援(要綱案の提示など)
- ⑤その他

上記回答に関して、それぞれ具体的にその方法についてご回答ください。

①財政面での支援(独自の補助金など)

②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)

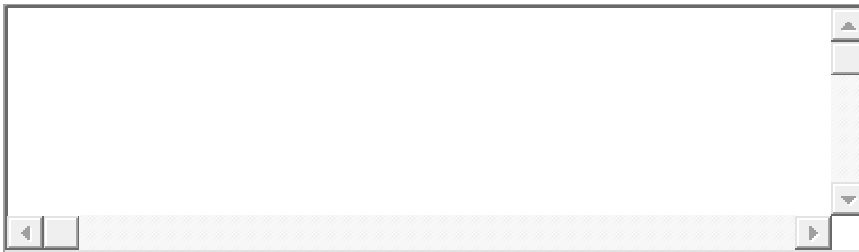
③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)



④法制度設計支援(要綱案の提示など)



⑤その他



6、貴自治体が市町村(特別区含む。)の支援拠点設置を働きかける上でどのような課題がありますか(見つけられましたか)。

- ①財政面での支援(独自の補助金など)が難しい。
- ②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)が難しい。
- ③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)が難しい。
- ④法制度設計支援(要綱案の提示など)が難しい。
- ⑤その他

上記回答に関して、それぞれ具体的にその課題についてご回答ください。

①財政面での支援(独自の補助金など)が難しい。

②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)が難しい。

③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)が難しい。

④法制度設計支援(要綱案の提示など)が難しい。

⑤その他

7 支援拠点設置促進に向けて有効だと考える手法がございましたらご回答ください。



*回答部署

*担当者氏名

*メールアドレス

*連絡先

 - -

※なお、市区町村には以下のアンケートに回答していただいています。入力できませんが、質問項目を見ることができます。

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査 アンケートフォーム

<https://business.form-mailer.jp/fms/06fbc90980483>

【お願い】

現在国では、支援拠点設置を加速化するための具体的な説明資料作成や拠点設置に向けた助言ができる人材育成を目指しております。

その資料作成にあたり、参考にすべき貴自治体の取組・説明資料等、または有効だと考える資料がございましたらお知らせください。

また、今後、直接自治体にお伺いさせていただき、ヒアリングを行う予定です。

ヒアリングの際には、当日改めてお伺いさせていただく項目があるかと思えます。ご協力の程お願い申し上げます。写真撮影等もお願いできれば幸いです。

【ご注意】

■スクリーンショットの方法

キーボードの「PrtSc」を押した後、ペイントソフト等を起動して貼り付けて保存する等の方法があります。

<参考 URL>

(1) 雇児発 0331 第 49 号 平成 29 年 3 月 31 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

「市区町村子ども家庭支援拠点の設置運営等について」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/YUOV50QM/000161700.pdf>

(2) 平成 29 年 8 月 17 日 「自治体向け FAQ」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/1D0QM8L3/000174845.pdf>

(3) 雇児発 0331 第 47 号 平成 29 年 3 月 31 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

「市区町村子ども家庭支援指針」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/R5B1L3T0/000161704.pdf>

(4) 平成 29 年 8 月 2 日 「新しい社会的養育ビジョン」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/BKMN65HY/000173888.pdf>

研究体制 研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋
ヒアリング協力・報告書作成協力
鈴木秀洋研究室
荒井真子・石川めぐみ・井上玲亜・大野響・小田くるみ・
木森麻紀・黒田佳祐・小島佳那子・川口千香子・齋藤篤子
その他協力 岡田憲史・後藤沙耶香・柳本栞那・金井啓起・高田明音・寺町遼
花・寺町悠生・齋藤直巨・白田有香里
港区 中島由美子・保志幸子
大田区 小島美樹
文京区 松本美紀・二島克良
アンケート作成・分析協力
特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト
大島由起雄・山崎佐絵 / 二島克良・井上玲亜
研究意見交換 奥山眞紀子・中板育美・吉澤みどり

当該報告書（成果）の公表方法

当該報告書（成果）については、日本大学危機管理学部のホームページに掲載して行う。